

令和2年12月第8回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月1日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和2年12月1日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 議第131号 | 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号） |
| 日程第4 | 議第132号 | 令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第133号 | 令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議第134号 | 令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第135号 | 令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議第136号 | 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第9 | 議第137号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第138号 | 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第139号 | 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第140号 | 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第141号 | 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第142号 | 人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第143号 | 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について |
| 日程第16 | 議第144号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 議第106号 | 令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続） |
| 日程第18 | 議第107号 | 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続） |
| 日程第19 | 議第118号 | 令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続） |
- } 厚生

—— 決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（17名）

1 番 松 村 太 君

2番	徳川禎郁君
3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
7番	塩見寿子君
8番	高瀬堅一君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員（1名）

9番	宮崎保君
----	------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	廣田五浩君
建 設 部 長	瀬上雅暁君
復 興 局 長	元田啓介君
企画政策部次長	井福浩二君
総 務 課 長	森下弘章君
財 政 課 長	永田勝巳君

水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和2年12月第8回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、9番、宮崎保議員は、病気療養のため欠席となっております。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告につきましては、口頭報告を省略し書類報告にかえさせていただきます。なお関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） ここで、12月1日付で人事異動がありました部課長等から、それぞれ挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○復興局長（元田啓介君）（登壇） おはようございます。

熊本県からの派遣によりまして、本日付で設置をされました復興局の局長を拝命いたしました元田啓介と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○企画政策部次長（井福浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。

本日付をもちまして企画政策部次長兼企画課長兼総務部新型コロナウイルス感染症対策室次長を拝命いたしました井福浩二でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○復興局次長（淵上聖也君）（登壇） おはようございます。

本日付をもちまして復興局次長兼復興支援課長を拝命しました淵上聖也でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○市民部次長（松尾和弘君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。

本日付をもちまして市民部次長兼納税課長を拝命いたしました松尾和弘でございます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（北島清宏君）（登壇） 皆様、おはようございます。

本日付をもちまして健康福祉部次長兼福祉事務所長、新たに福祉課長を兼務いたします北島清宏でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○市庁舎建設推進室長（植木安博君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。

本日付をもちまして総務部市庁舎建設推進室長を拝命いたしました植木安博でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○被災者支援対策課長（池下哲也君）（登壇） 皆様、おはようございます。

本日付、健康福祉部被災者支援対策課長を拝命いたしました池下哲也でございます。どう

ぞ、よろしくお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る11月24日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和2年12月第8回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日12月1日開会、明日2日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日、9日一般質問、10日一般質問及び委員会付託、11日予算委員会、12日、13日休会、14日、15日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、17日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月4日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席において行い、質問時間は30分以内としております。また、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

なお、継続審査となっておりました議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に11番、犬童利夫議員、12番、井上光浩議員を指名します。

日程第3 議第131号から日程第16 議第144号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第131号から日程第16、議第144号までの14件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和2年12月第8回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

本市をはじめ球磨川流域に未曾有の被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から、5か月を経ようとしております。この間、本市に対しまして、様々な形でお力添え、そして励ましを賜りました全ての皆様に、改めてお礼を申し上げます。

あの日、凄まじい自然の猛威を振るい、街中を濁流でのみ込んだ球磨川も、今は清く、穏やかなふだんの表情を見せており、本市の復旧・復興はまだまだ道半ばではありますが、少しずつ日常を取り戻す兆しも見いだしております。

それは、多くの皆様方の御尽力による状況の変化や環境の改善によるものですが、時間の経過に伴う視野の広がりや感情の整理によって、我々をはじめ多くの被災者の皆様の、新たな気づきや考え、想いによる心境の変化にも起因するものだと考えております。

7月の豪雨災害では、本市の広大な市域に及ぶ被災により、余りに多くのモノやコトを失い、傷つきました。20名という尊い人命、家屋、車、農地、各種施設、鉄道、文化財、遊び場、地域コミュニティー、健康、思い出など形あるものから、形のないものまで数えきれず、経験して初めてわかる苦しみ、悲しみ、言いようのない喪失感を味わい、時間的な経過の中でも、二度とこのような大災害を繰り返してはならないという想いは強まるばかりです。

一方、災害発生後から、人命救助、ライフラインの復旧、住居やなりわいを含む被災者の生活再建といった段階を経て、混迷を極めた災害の混乱期から本格的な復旧期へと、その段階も進みつつあります。同時に、将来のまちの姿についても、その方向性を早急に示すことが強く求められています。どこに住めるのか、住むべきなのか、事業の再開はどこで可能なのかといったことを、行政として示してほしいという要請です。

作家の司馬遼太郎氏に「最も豊かな隠れ里」と言わしめたこの地域は、悠久の歴史によって独自の文化を育み、清流球磨川を中心にした自然の恩恵によって人々の営みが続けられてきました。今も変わらず本市に暮らす意味、意義を考えると、球磨川という存在はとても大きなものだと考えます。復興基本方針でも掲げたように、復興ビジョンの「球磨川と共に

創る みんなが安心して住み続けられるまち」、それが本市の復興であり、球磨川とともにある、という姿こそ、歴史、文化に裏づけされた本市のアイデンティティー、いわゆる本質であるという一つの信念に至りました。

市の将来を考えると、人吉市長として、人々の営みの積み重ねを尊重し、これまでも水害、地震、戦禍、大火事といった災禍があったにもかかわらず、多くの愛着や想いのあるこの地に立ち、これまで住み続け、なりわいに励んだ場所で、誰もが同じように、いや、これまでもにも増して豊かで安寧に過ごすことができるまちづくりを進めていきたいと強く願っています。

本市がそのようなまちづくりを行う上で、必ず解決しなければならないのが治水安全度の向上であり、多くの市民の皆様が、また同じところに住むことができるのか、同じ場所で事業を再開できるのかといった疑問や不安を抱えておられます。私は、発災当初から、国・県に対して、あらゆる手法を排除することなく、治水安全度が高まる方法の検討、できることからすぐに着手すること、できることは全て実施することを強く要望をまいりました。

一方で、私なりに、今後の治水を考える上での指標として、5つの課題を設定しておりました。1つは、一定の条件で安全・安心な住む場所を示すことができる抜本的な治水対策であること。2つ目は、環境や生態系といった自然や景観に配慮した治水対策であること。3つ目は、本市だけではなく流域全体に及ぶ治水対策であること。4つ目として、市民間で分断や対立の構図が生じない、多くの方々に理解いただける治水対策であること。そして、5つ目が、シーズンを選ばない台風や来年度の出水期に対する早急・応急の治水対策を実施することです。これには、ダム建設をはじめ治水対策には相当な期間を要するため、実施可能なものから取り組むということも含んでおります。

こういった中、先の11月19日に、蒲島知事は、本流域にとって新たなまちづくりを進める上で大前提となる、球磨川流域の治水の方向性について表明されました。その内容は、流水型ダムの建設を軸とした治水によって、「命を守る」という抜本的治水と、自然環境への配慮という2つの最大課題が両立するというもので、本流域にとって現実的かつ、よりよい選択であり、私の想いとまさに一致するものでした。私が設定した5つの課題に照らしても、今回示された球磨川流域における治水の方針は、直ちにに取り組む治水対策と合わせて、対応可能なものと判断をしたところであり、川辺川ダム建設計画以来50年以上を経ている本流域の治水について、ダムによらないものも極限まで検討し、今回の大水害という経験、検証を踏まえ、何よりも流域住民の「球磨川への深い愛情」に基づいて導き出された方針であると受け止めております。もちろん、本流域の治水対策については、様々な経緯、想いがあり、市房ダム等の操作をめぐっての不安や不信に伴うものもあると認識し、理解もしていますが、市長として最大の責務、市民の生命を守るという原点を踏まえ、また、流域住民の最大の願いである清流を守りたいという想いを実現すべく、政治的決断をもって、流水型ダムを中心

にした抜本的治水と清流の保持に、流域の皆様と一体となって取り組む決意を、改めて表明いたします。

今回の豪雨災害については、これまで球磨川治水対策協議会等において、昭和40年7月洪水と同規模の、人吉地点で毎秒5,700立方メートルへの対応を目標流量とされて検討がなされておりましたが、今年の7月4日出水では、人吉地点で最大毎秒7,000立方メートル以上の流量が推定をされております。これは、我々の治水に対する認識を大きく変えるものであり、基本高水以上の洪水が発生するという現象を受け、今後も同様の大雨が降るという認識のもとに、治水対策の前提自体を見直さなければならない状況がございます。

今回、御提案されている緑の流域治水についても、今後の豪雨に対応すべく、治水自体も広域化・複合化することを示唆されているものと認識をするものです。特に、これからも地球規模の気候変動によって今回と同様の大雨が予測される中で、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の検証結果のように、ダムの効果や新たな流水型のダムを中心にした抜本的治水による防災、減災、縮災に大きく期待を寄せるところです。この流水型ダムという治水施設については、今後、さらに研究を重ね、理解を深めていく必要がございますし、人知の及ばない自然の猛威が相手である以上、完全という治水対策はないことを考えれば、国・県に対しましては、今後も流水型ダムに加え、直ちに取り組む治水対策など、考えられる全ての治水対策を講じて、より治水安全度の高い流域の実現をお願いしたいと存じます。もちろん、治水施設は補完的手段であり、災害の予測や避難体制といったソフト対策がさらに重要であり、市としての取組もさらに加速化してまいります。

こうした取組によって、先人から我々に至る数千年、数百年にわたって歴史を刻み、愛情を注いできた大地で、これまでどおり球磨川とともに暮らしていけるという希望の実現に、限りなく近づくことを強く確信しています。また、これまで本市議会におかれましても、長年にわたって特別委員会を設置され、治水のための議論が行われてまいりましたが、さきの市議会において、改めて「治水・防災に関する特別委員会」が設置されましたので、市議会とともに、市民の皆様の想いや期待、さらには不安の払拭に応えてまいります。

今回の緑の流域治水という点でも、私どもも流域に生きる当事者であり、上流域から守られる受益地として、下流域を守る上流域自治体として責任を果たすことが求められています。特に、長年にわたり水源地域として度重なる負担をかけている五木、相良両村、ダム所在地として犠牲を強いられた水上村に想いを馳せるとき、心からの感謝の念と責任をもって、しっかりと流域の安全・安心の確保と、流域の一体的な発展に取り組んでいかなければならないという想いをさらに強くいたしました。

球磨川流域の治水の方針が表明されて以来、様々な反響や皆様の声を聴き、改めて考えを整理した部分もあります。今回も、民意ということに大きな焦点が当てられました。私は、豪雨災害を経験して、二度とこのような水害には遭いたくない。一方で、被災しながらも、

球磨川を恨まず、いつまでも清流であってほしい。この2つの想いが、流域に共通する最大の民意ではないかと考えるようになりました。そして、このことは、県民をはじめ多くの皆様にも広く御理解をいただけるものと考えております。流域をはじめ、県全体に及ぶような争論に至った川辺川ダム問題ではありますが、今回の提案には、これまでのダム問題に終止符を打つために、名称こそ流水型ダムとなっておりますが、従来のダムの概念を変えるような新しい治水施設の内容とイメージを持って、多くの賛同と英知を結集しようとされている固い意志を感じております。国・県が中心になられ、新たな治水による安全性の向上と清流球磨川の継承のために、あらゆる可能性を追求していかれることを、共に奨励してまいります。

一方、今後のまちづくりですが、歴史を紐解きますと、記録にある寛文9年（西暦1669年）、正徳2年（西暦1712年）の大洪水から数えて、おおよそ300年ぶり的大洪水によって、相良清兵衛が行って以来の400年ぶりのまちの大改革が喚起されるということになります。私たちは、人吉にとって400年ぶりの抜本的まちづくりの機会に巡り合わせたということにもなりますし、その使命を与えられたという考え方もできると思います。今回の被害からの復旧・復興を前向きに捉えて、50年後はもちろん、100年後、200年後のまちの姿を思い描いた、球磨川と共に生きるまちづくりに取り組みたいと考えております。

具体的には、川や道路を含む市街地がどうあるべきか、点から線へ、線から面へ、面から全体に、土地利用から都市計画といったもの全てについて検証し、取り組む必要があります。特に、国・県、全国から多大な御支援をいただき、現在を迎えております。県が今回、「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」で示された緑の流域治水という新たな挑戦や、未来型復興によるスマートコミュニティ等への取組によって、地方創生の新たなモデルになるような復興の姿をもって恩返しをしたいとの想いもございます。まだ、夢という言葉を使うには少々時期尚早という気持ちもありますが、現実の課題に誠実に対処しながらも、市民の皆様とまちづくりに対する大きな夢も描いてまいりたいと考えております。

ジョー・バイデン氏は、現地時間11月7日の勝利演説の一端で、「国が私たちに求めているのは、良識の力、公正の力、さらに科学の力、希望の力を結集して、私たちの時代の大きな戦いに臨むことだ」と、新型コロナウイルスをコントロールする戦い、人種差別を根絶する戦い、気候変動を抑えて地球を守る戦い、民主主義を守る戦いへ強い意志を表明しておりますが、我々もコロナ禍、そして、今回の豪雨災害、さらには今後も予測される自然災害に対して、全ての力を傾注して対応する状況にあります。球磨川流域にとって半世紀にわたる懸案であった治水問題、そして環境との両立について、私たちの時代の責務を果たしてまいります。球磨川に対して想いをお持ちの全ての皆様の熱情を結集し、共に前を向いて歩いてまいりましょう。

以下、今回の豪雨災害を受けてのこれまでの取組、今後の予定等を中心に御説明申し上げます。

防災対策関係でございますが、発災直後の人命救助、避難所運営、洪水による災害廃棄物や災害土砂の撤去など、様々な課題に取り組んでまいりました。また、被災者への罹災証明等の発行や生活再建、住まいの再建など、あらゆる支援策を迅速に進めていくため、本市におきましても災害対策本部を設置し、国や県、関係機関の御支援のもと、これまで四十数回にわたり協議を重ねてまいりました。さらに、8月4日には災害復興本部を立ち上げ、被災者支援、環境災害、産業支援、インフラ強靱化、復旧復興推進について、関係部局等が連携し、課題の共有、今後の対策など、復興に向けた取組を進めてまいりました。このような中、今回の豪雨災害を総合的に検証するため、庁内各部署や復旧・復興の各部門において、発災からこれまでの動きやその対応などについて、検証作業に取りかかったところでございます。

具体的には、これまでの時間軸に沿って、人、モノなどの動きを整理し、時々の対応についての分析作業などを進めております。検証結果につきましては、途中経過を含め、市民の皆様は随時お知らせしていくとともに、そこで浮かび上がった課題や改善点につきましては、地域防災計画をはじめとする関連計画や防災マニュアル等に確実に反映してまいります。今回の災害を教訓として、行政の責務である「市民の生命と財産を守る」ことを、私を含め市職員一同、常に念頭に置き、今後の災害対策につなげてまいります。

一方、発災からこれまで特に多かった御意見が、防災行政無線放送に関するところでございました。現在、市内90か所に防災行政無線のスピーカーを設置し、市内全域をカバーする体制を整えておりますが、今回の豪雨を受け、市民の皆様からは「防災行政無線が聞こえづらい」という御意見を多数頂戴したところでございます。防災情報を迅速に、かつ確実にお伝えすることは、市民の生命を守ることに直結する事項でありますことから、市といたしましても、最優先に取り組む課題として、早急に対策を講じてまいります。

また、本市消防団の皆様におかれましては、被災した団員も多数おられる中、発災直後から復旧作業等、長期間にわたり献身的に活動いただきました。この場をお借りしまして、改めて深く感謝を申し上げます。

このような状況に加え、今回の豪雨災害により、多数の部が積載車をはじめ資機材に被害を受けており、さらには消防詰所自体が被災した部もございますことから、今年の年末特別警戒に係る各方面隊への巡回は控えさせていただき、合同出発式のみ執り行うことといたしました。消防団におかれましては、体調に十分御留意いただき、警戒に当たっていただきますようお願い申し上げます。令和3年消防出初式につきましても、同様の理由により、例年どおりの開催は困難と判断し、規模を縮小して式典のみを開催いたします。地元町内会や後援会の皆様、そして市民の皆様も楽しみにしておられる新年の幕開けを飾る恒例行事ではございますが、諸事情等を鑑み御理解を賜りますようお願い申し上げます。

豪雨災害により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興に関しましては、市民生活の再建、事業者等のなりわい再建、道路や橋梁、住宅、農地などのインフラ整備を進めているところ

ですが、このような復旧整備を進めるに当たって、今後の人吉市をどのように復旧、復興していくのか明確な指針を早急に定める必要がございます。このことを受け、豪雨災害からの早期の復旧・復興を目指すことを目的とし、現在、人吉市復興計画の策定に取り組んでおります。これから本格的に進めてまいります本市の復旧・復興は、市民の皆様と我々行政とがその思いや理念を共有し、協働することで初めて成し得るものだと思っております。そのため、市民の御意見を拝聴する場として、まずは市内6校区の町内会長の皆様に御参集いただき、10月15日から23日にかけ、人吉市復興計画策定に向けた懇談会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策下における開催でしたが、御参加の皆様からは、地域の現状をはじめ、今回の豪雨災害の検証、治水対策、まちづくり等に及ぶ幅広い御意見、御要望をいただきました。さらには、市民の皆様を対象に無作為で抽出した2,000名の方々に対し市民意識調査を実施しており、分析した集計結果等についても今後の復興まちづくりにしっかりと反映してまいります。

このような段階を経まして、11月2日、さらに昨日までに2回の復興計画策定委員会を開催し、本市の復興に関する大きな方向性などを御議論いただいているところです。特に今回は、単なる復旧・復興にとどまらない、本市の将来に明るい希望をもたらす未来型の復興に向け、今年度から本格始動しております第6次人吉市総合計画とも整合を図りながら、令和3年3月の策定を目指してまいります。私の思いとしましては、今回の復興計画、そして年明けから本格的に策定に入ります復興まちづくり計画を、関係の皆様と共にしっかりと創り上げ、確実に実行していくことが、50年後、100年後の本市のまちづくりに対し、大いに寄与していくものと考えております。私たちの世代はもとより、次世代を担う子供や孫たちに、人吉に住んでよかったと思ってもらえるようなまちを目指し、できることは全てやるという覚悟で、今後も復興まちづくりに取り組んでまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活再建支援関係でございますが、発災から約5か月が過ぎ、被災された皆様のニーズも徐々に変化してきております。発災当初は、避難所での生活を余儀なくされた方が1,000人を超え、在宅被災者などを含めた皆様の健康管理など、様々な問題、課題が山積している状況でございました。その後、避難所につきましては、徐々に集約を図ってまいりまして、現在、指定避難所をスポーツパレス1か所としております。また、宿泊避難所を含めた避難者につきましても、応急住宅などへお移りいただき、現在は100人を下回ってまいりました。本市といたしましても、引き続き住まいに関する相談対応を行っていくとともに、被災された全ての皆様が、新たな気持ちで新年を迎えていただけるよう、しっかりと後押しをしてまいります。

長引く避難生活においては、その生活環境の変化における心身ストレスの増大、健康面や経済面での不安など、様々な問題が出てくるものと思います。これから寒い時期に入り、感染症対策も含め、万全の支援体制を構築していくことも必要であると認識しております。こ

のような中、本市におきましても、10月30日に人吉市地域支え合いセンターを開設し、被災された方々が、新たな生活環境の中で、一日も早く生活の再建ができるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流など総合的な支援を行っていく体制を整えたところでございます。被災者の皆様の困りごとやニーズをしっかりと把握して、できるだけ早く元の生活にお戻りいただくための手段を早急に講じていくことは、我々行政に課せられた最大の使命ですので、誰一人として取り残さない気持ちを持って、被災者の皆様に寄り添ったきめ細やかな支援を継続してまいります。

このような状況を踏まえ、住民の皆様の御意見、御要望をしっかりと受け止めていくとともに、庁内はもとより国・県、関係機関との横断的かつ高度な調整業務などを行っていくため、私の直轄組織として、本日付で新たに復興局を設置いたしました。組織体制としましては、熊本県より中長期的に職員を派遣いただき、本市職員とともに復興に係る業務を行ってまいります。同時に、被災者の皆様の生活再建、住まいの再建などをより一層進めていくため、これまでの生活再建支援室と災害住宅支援室を統合し、被災者支援対策課を設置しております。災害からの復旧・復興も新たなフェーズに入り、今後は長期的な視野に立った政策展開と被災者支援が求められてまいります。今後においても、両組織を中心とし、復興まちづくりと被災者に寄り添った支援を推し進めてまいります。

このような中、第三波の到来が危惧されている新型コロナウイルス感染症関係でございますが、全国的に感染者が増加し、熊本県内におきましても感染状況は依然高い水準を維持しており、全市的に注意喚起を行う必要があります。年末年始にかけ、帰省などで移動が集中されることも予想されますが、今なお不自由な生活を送られている被災者をはじめ、市民の皆様におかれましては、自衛、他衛を含め、感染症対策には万全を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

罹災証明関係でございますが、発災直後よりカルチャーパレスホール棟にて行っておりました申請・交付事務につきましては、10月26日から、受付場所を西間別館2階の税務課に移し業務に当たっております。なお、申請・交付件数につきましては、11月26日現在、申請が3,312件、交付が3,288件となっております。また、罹災証明書等の交付に伴う被害認定調査につきましては、国から示された運用指針に基づき適切に実施しております。交付に当たりましては、被災された皆様にできる限り御納得いただけるよう、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

災害住宅支援関係でございますが、建設型応急住宅につきましては、13団地、合わせて380戸の整備を進めており、既に300世帯以上の被災者の皆様に入居いただいております。12月中旬には全ての建設型応急住宅が完成する予定であり、避難所やみなし避難所へ避難されている方々に、順次入居いただく予定としております。また、市営住宅関係につきましては、発災直後からニーズを踏まえた既存団地の応急修理等を行い、被災された方々へ住まいの提

供を行っております。今後は、仮設期間終了後の住まい再建が困難な方に対する支援策として、建設型応急住宅の入居期間延長や恒久利用などの検討を進めるとともに、災害公営住宅の建設など、安心して生活できる将来的な住まいの提供についても併せて検討してまいります。

災害廃棄物対策関係でございますが、発災直後の7月6日から、人吉中核工業用地を災害廃棄物の仮置場として使用してまいりましたが、市中に発生した約3万トンの、いわゆる片付けごみについては、仮置場への搬入がおおむね完了し、その処理につきましても、適切に分別を行い、処理施設へ搬出する作業に取り組んでおります。また、空き家などから発生する片付けごみの処理につきましても、規模は縮小する形となりますが、収集・運搬作業等、今後も継続して実施してまいります。同時に、災害廃棄物の処理も次の展開に移ってきており、今後は、家屋等の解体に伴い発生する解体ごみの処理が増えてくるものと存じます。公費解体と自費解体を合わせ、1,000棟を超える解体が見込まれており、今後も相当量の災害廃棄物が発生するのではないかと考えております。

このことにより、引き続き、人吉中核工業用地への災害廃棄物の搬入・搬出が継続することとなりますが、これまで以上に、騒音、粉じん、臭気等の環境対策に万全を期してまいりますので、周辺地域にお住まいの皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

災害土砂関係でございますが、道路、宅地内に堆積した土砂の撤去につきましては、個人、ボランティア等による懸命な取組に加え、人吉市建設協会を中心とした持続的な巡回撤去や連携の実践により、堆積土砂の公益上、公衆衛生上の懸念はおおむね解消されております。また、高齢者世帯や支援が必要な世帯など、自力で排除できない方を対象とした宅地内土砂の直接排除につきましても、申請をいただいた全件の撤去を完了しました。現在は、第一市民グラウンド仮置場に持ち込まれた、瓦礫混じり土砂の分別作業を継続的に行っており、年度内には完了する見込みです。

土砂撤去に関する困りごとや要望等につきましては、現在もお問合せをいただいておりますので、引き続き被災された方々に寄り添いながら、真摯に対応してまいります。

災害ボランティアセンター関係でございますが、7月10日の開所以降、延べ1万7,600人を超えるボランティアの方々に、被災家屋の片付けや土砂の撤去など、災害からの復旧作業に御尽力いただいております。同センターの活動につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ボランティアの受入を県内在住者に限定していましたが、11月から、受入範囲を九州内の方に拡大しております。12月1日以降は総合福祉センター隣に会場を移し、今後も潜在的なニーズについて掘り起こしを行い、支援活動を行ってまいります。

豪雨災害に関する救済策等でございますが、国民健康保険につきましては、被災された被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、一部負担金の猶予または免除につ

きましては今年度末まで取り組むこととしております。国の財政支援につきましても、今年度末まで延長されるよう、しっかりと国に要望してまいります。また、介護サービスや障害福祉サービス等の利用者負担金につきましても、同様にに取り組むこととしております。

市税関係でございますが、今回の豪雨災害を受け、住宅等に被害を受けた方に対し、現在、個人住民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行っております。受付期限は令和3年3月31日までとなっておりますので、引き続き広報やホームページなどで周知を図ってまいります。

西間別館の窓口業務でございますが、災害関連業務等の増大により窓口業務の開庁時間延長を休止しておりましたが、12月から、毎週木曜日の窓口開庁時間の延長を再開します。また、マイナンバーカード取得促進に伴う市民課の日曜開庁におきましても11月29日から再開しており、今後、毎月1回実施してまいります。市民の皆様には、これまで大変な御不便をおかけしてまいりました。今後は、より一層の窓口サービスの向上に努めてまいります。

農業関係でございますが、農業用の機械や倉庫などが被災した農業者を支援する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）事業に関しまして、9月中旬から10月中旬までの1か月間、カルチャーパレスにて申請受付を行いました。この交付金は、今回の豪雨災害で農業被害を受けた農業者のうち、今後も営農を継続する農業者を支援するものであり、87個人、1組織が申請されております。また、追加申請につきましても、11月下旬まで延長し、受付を行っております。今後も、国や県と連携し、農業被災者への支援を継続してまいります。また、豪雨災害により農地へ堆積した廃棄物の撤去に関しましては、ボランティア団体などの御協力をいただき、10月中旬から撤去を開始しております。今後も、関係の皆様御協力を賜りながら、引き続き農地の廃棄物撤去を実施してまいります。

次に、被災した農地及び農業用施設でございますが、現在、国の災害査定を受けているところでございます。現時点におきましては、農地約500ヘクタール、水路等の農業用施設276か所など、農地及び農業用施設を合わせ、約90億円の被害額となっております。今後、査定が進むにつれ被害の全容も明らかになってくるものと存じますが、全国の自治体から応援いただいている派遣職員の皆様や、国・県の御協力を賜りながら、農業生産基盤の早期復旧を目指してまいります。

林道施設等の被害につきましても、11月末から国の災害査定が開始されており、今後、被害額を含めた被害の状況がはっきりしてくるものと存じます。被災した林道や森林作業道の路網に関しましては、森林組合等との連携のもと、復旧を急ぐとともに、森林保全のための木々の主伐・間伐・保育等の施業計画が滞りなく実施できるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

商工業者への支援関係でございますが、「なりわい再建支援補助金」「持続化補助金（令和2年7月豪雨型）」などの補助金申請のサポート等を行うため、8月31日に人吉商工会議

所内に開所した人吉なりわい再建サポートセンターにつきましては、11月26日現在で、374事業所から、延べ692件の相談をいただいております。今回の豪雨災害は、本市の商業集積エリアである市街地を襲った未曾有の災害であることから、今後も、熊本県にて中小企業大学校人吉校に設置いただいております人吉球磨地域ワンストップ相談窓口や、人吉商工会議所をはじめとした関係機関及び人吉しごとサポートセンター・ヒットビズと連携し、被災された事業所に対し、きめ細かな、そしてしっかりと寄り添った支援を実施してまいります。

次に、被災した中小企業・小規模事業者支援策の一環として進めている仮設商店街事業関係でございますが、独立行政法人中小企業基盤整備機構の全面的な御支援のもと、現在、人吉駅前広場駐車場とくまりば駐車場の2か所で、仮設商店街の整備を進めております。それに伴い、被災事業者への説明会及び入居者募集を10月に実施しており、申し込みのあった25事業者全ての皆様に、遅くとも来年1月中には入居いただく予定で事業を進めております。さらには、人吉商工会議所の御尽力により、九日町かいわいに飲食業を中心とした仮設商店街を設置する計画も進められております。まちの灯りが失われて久しい現在、これまで本市経済を支えてこられた商工業事業者の復活は、今後の本市のまちの再建において必須と言えるものであります。この仮設商店街が、地域住民や観光客が集まる場所となり、まちの賑わいを創出することで、人吉復興のシンボルとなることを強く願っております。

観光振興関係でございますが、市内の主要な観光施設の多くが被災し、一日も早い復活が望まれる中、営業を再開される店舗が、少しずつではございますが増えてきております。国のG o T oキャンペーンなど、全国を挙げての観光振興策が展開される中、本市としましては、観光関連施設の早期復旧を目指すとともに、観光関連事業に関する復旧・復興の情報を的確に発信してまいります。

そのような中、国や県におかれましては、地域の復旧・復興を見据えた観光関連事業者との意見交換会や、観光やまちづくりを専門とする講師によるセミナーを開催いただいております。さらには、複数の地元観光関連団体が主体となり、被災した町なかを照らすための「ひかり」をテーマとした実証事業や、災害からの復興等をテーマとした防災教育ツアーの造成といった、新たな観光需要喚起策も展開されています。本市といたしましても、関係の皆様と協同し、長期的な視野に立った観光戦略を今一度構築することで、観光都市ひとよしの再興に向け尽力してまいります。

公共交通関係でございますが、J R肥薩線に関しましては、熊本、宮崎、鹿児島県の3県をつなぐ観光路線であること、また、本地域においても重要な公共交通網の1つであるとの認識のもと、肥薩線利用促進・魅力発信協議会において、去る10月15日と20日の二日間、J R九州熊本支社並びにJ R九州本社に対し、鉄道での全線復旧について要望活動を行いました。

また、くま川鉄道におきましては、一日も早い復旧、運行再開を目指す方針を決定したところであり、現在、熊本県、関係市町村、鉄道会社等で構成するくま川鉄道再生協議会の設

立に向けて準備を進めております。経営課題等様々な懸案事項もございますが、同鉄道は人吉球磨地域における主要な幹線でございますので、早期の運行再開に向け、鋭意努力してまいります。

市内中心部等が被災する中、外環状として重要な役割を担っている都市計画道路下林願成寺線でございますが、現在、年次計画により道路改築事業に取り組んでおります。工事に際しましては、通行規制など、皆様に御不便をおかけしておりますが、一刻も早い完了を目指し工事を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

学校教育関係でございますが、発災以降、現在も、避難所や応急住宅からの通学を余儀なくされている児童・生徒が多数おられます。このような中、西瀬小学校の児童11人が入居している村山公園仮設団地につきましては、11月9日から、西瀬小学校までの通学手段として、スクールタクシーの運行を開始しております。同団地に入居いただいている保護者の皆様からも、「スクールタクシーの運行があることを知り、安心して入居を決めることができた」とのお言葉を頂戴したところでございます。

今回の豪雨災害は、子供たちの日常生活にも大きな影響を与えております。授業への影響はもとより、我が家などが被災したことによる肉体的・精神的な苦悩、負担は、私たち大人には図り知ることのできないストレス、悩みを生んでいるのではないかと思います。この被災した子供たちに対しましては、スクールカウンセラーによる心のケアを十分に行っていくとともに、今回の豪雨災害を教訓とし、各学校において危機管理マニュアルや学校安全計画等の定期的な見直し、防災教育の充実など、安全で安心な教育環境整備に向けての取組を一層進めてまいります。

また、被災した児童・生徒の進学に対する経済的な支援策でございますが、今年度、新たに臨時特別教育支援金給付事業を創設し、被災した御家庭への迅速な支援を行いたいと考えております。この給付金の原資としましては、本市出身である高濱正伸氏が代表を務められる花まる学習会から寄附いただきました災害見舞金を充てることとしており、高濱氏のお気持ちに沿って、小中学校、高校、大学等にそれぞれ入学する児童・生徒のうち、今回の水害で住宅が床上浸水以上の被害を受けた御家庭を対象に、給付するものでございます。さらに、以前から要望いただいている給付型奨学金制度については、現在制度設計を進めており、課題である財源の確保も含め、できる限り早い段階で実現できるよう努めてまいります。

文化財関係でございますが、史跡人吉城跡三の丸北側ののり面修復工事や史跡大村横穴群の土砂崩れ箇所への復旧工事など、豪雨災害により発生した災害復旧に関する工事を最優先に進めてまいります。カルチャーパレス関係でございますが、発災直後から、豪雨災害対策の拠点としてホール棟のホワイエや舞台などを使用し、生活や住まいの再建に係る相談、支援対応を行っております。今後に関しましても、年明けから国勢調査や税の申告会場として使用する予定としており、また、建物の安全対策のため、老朽化した舞台の吊り物や客席天井

の耐震診断を行っていく必要もございますことから、利用者の皆様にホール棟を開放できない状況がしばらく続くものと考えております。本来の目的である文化の殿堂としての活用が制限される形となり、誠に心苦しい限りではございますが、皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

発災から約5か月が経過しましたが、現在も復旧・復興に関する業務が段階的に発生しております。本市職員も一丸となって業務に当たっておりますが、多岐にわたる問題・課題を解決していくためには、他の自治体の皆様のお力を借りて事業を加速化する必要がございます。これらのことを踏まえ、これまで全国19の自治体から中長期的に職員を派遣いただき、現在、27名の派遣職員に本市の復旧・復興業務に当たっていただいております。今回の災害に当たり、大切な人材を、迅速な対応をもって本市へ派遣していただきました派遣元の自治体の皆様に、心から感謝を申し上げます。今後も、引き続き全国の自治体に職員派遣の御協力をお願いしていくとともに、派遣職員の皆様の知見と経験を最大限に賜りながら、全力で復旧・復興に取り組んでまいります。

10月1日を基準日とし、全国一斉に実施された国勢調査関係でございますが、本市におきましては、7月の豪雨災害の影響により、調査時期を令和3年1月に変更して行うことといたしました。本調査は、統計法に基づき実施する、人と世帯に関する全世帯を対象とした調査であり、年明けから調査員が各家庭を訪問させていただきますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、聖火リレーにつきましては、同大会の開催延期に伴い、新たな聖火リレーの概要が大会組織委員会から発表され、本市におきましては令和3年5月5日に開催されることとなりました。まだまだ復興のさなかではございますが、この聖火リレーが、復興に向けた明るい希望、そして人吉球磨地域の新たな活力の源となるよう、関係の皆様と力を合わせてまいります。

次に、令和3年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

国は、新型コロナウイルス感染症が拡大している現下を、これまで経験したことのない正に国難とも言うべき局面と捉え、7月17日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、我が国が持つ独自の強み、特性、ソフトパワーを生かしたニューノーマルな私たち、新たな日常を構築していくこととしています。併せて、国民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くための、ウイズコロナの経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応や、感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進についても、方向性を示されたところでございます。

また、熊本県は、平成28年熊本地震からの復旧・復興を着実に進める中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や令和2年7月豪雨災害が発生した現状を、トリプルパンチと例え、感染症の収束の見通しがつかない状況下において、県経済への影響や大幅な税収減を懸念さ

れております。今後、熊本地震からの創造的復興に加え、感染症への対応及び豪雨災害からの復旧・復興について最優先で事業を進めるために、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めるとしています。

一方、本市におきましては、7月豪雨災害からのまちの復旧・復興及び被災された方々に寄り添った生活再建支援を、総合的・一体的に進め、市民の方々とともに人吉の再生に踏み出す重要な年度と捉えております。そのためには、引き続き、国・県の御指導、御支援は、欠かせないところでございますが、それ以上に、受け皿となる財政基盤の確立が重要でございます。しかしながら本市の財政は、御承知のように、教育や福祉、子育てなどの既存の基礎的な行政サービスを提供するのも厳しい状況にあり、財政調整基金についても、発災後、災害復旧に係る財源の一部として使い果たしたところでございます。このことは、過去に例のない非常に厳しい状況であり、未曾有の豪雨災害からの復旧・復興と合わせ、財政健全化の取組が不可欠であることは十分認識しているところでございます。令和3年度予算編成に当たっては、人吉市復興基本方針を念頭に置き、災害からの復旧・復興を最優先事項として事業を計画し、併せて中長期的に安定した財政運営を行っていくため、人吉市行財政健全化計画にも引き続き取り組んでまいります。議員各位をはじめ市民の皆様方におかれましても、市政の課題並びに財政状況につきまして御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案、人事案件について、概要を御説明いたします。

議第131号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第13号）は、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業のほか、国・県の補助金交付決定に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ104億3,000万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ495億2,855万9,000円とするものです。

議第132号令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、保険給付費の見直し等に伴う補正でございまして、災害等の影響により医療費が増加傾向にあることから、増額補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ2億4,701万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,532万6,000円とするものです。

議第133号令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）は、高齢者医療制度の見直しに係るシステム改修に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,631万5,000円とするものです。

議第134号令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、令和3年度介護報酬改定に伴うシステム改修などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億9,069万円とするものです。

議第135号令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、収益的収入及び

支出につきまして、収入の水道事業収益を2,547万4,000円増額し、収入総額を5億9,528万3,000円とし、支出の水道事業費用を200万円増額し、支出総額を5億225万3,000円とするものです。

議第136号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、一般会計繰入金を増や、令和2年7月豪雨災害、台風10号被害等に伴う補正を行うものです。収益的収入及び支出のうち、収入の営業外収益を2,899万円増額し、収入予算総額を11億2,575万円とし、支出の営業費用を317万5,000円、特別損失（災害）を820万2,000円それぞれ増額し、支出予算総額を10億7,896万6,000円とするものです。

議第137号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第138号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第139号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案及び議第140号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第141号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例案は、条例に引用されている省令の題名が改められたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第142号人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例案は、審議会の学識経験者を5人以内から7人以内に増やし、より幅広く多面的に審議できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第143号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、令和元年12月第6回人吉市議会定例会において議決を経た人吉市庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更するものです。これは、令和2年7月豪雨災害の影響による工事一時中止に伴う設計変更による契約金額の増額でございまして、契約金額を40億6,890万円から40億8,542万4,438円に変更するものです。

議第144号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、永田ミキ氏の任期が令和2年12月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

以上、提案いたしております予算案、条例案、案件議案、人事案件につきまして、概要を御説明いたしました。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、議第131号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第13号）について、補足説明をさせていただきます。

まず、予算書は1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表繰越明許費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては第4表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございますが、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎等ネットワーク設計業務委託料990万円は、新市庁舎における電算機器等のネットワーク構築業務につきまして、年度内での完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。3款民生費、4項災害救助費、被災住宅応急修理委託料3億5,700万円は、豪雨災害に伴う被災者の住宅の応急修理につきまして、対象住宅数に比して施工業者も限られており、施工等にも時間を要し、年度内の完了が難しいことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。7款、1項商工費、副業・兼業人材活用推進事業280万円は、金融機関と連携し、大都市圏の副業人材と地場企業等のニーズをマッチング、結びつけることにより、地場産業の持続的発展と関係人口創出を図る事業でございますが、関係機関との協議に日数を要することから、年度内での事業完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。球磨川くんだり乗船促進事業550万円から、人吉温泉観光協会補助事業（県内周遊観光支援事業）550万円の5事業は、いずれもコロナ禍及び豪雨災害からの本市の復興事業の1つとなる観光振興策でございまして、関係機関との協議に日数を要することから、年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。8款土木費、4項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業村山公園管理棟トイレ改修工事3,300万円と、社会資本整備総合交付金事業城本公園トイレ改築工事1,099万円は、資材の確保等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農業用施設災害復旧事業（補助）22億円と、現年発生補助農地災害復旧事業（補助）70億円は、いずれも豪雨災害に伴う農道や水路、農地等における災害復旧工事でございますが、災害査定後の工事施工となりますことから、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助公園施設災害復旧事業1億325万円は、石野公園ほか3園の災害復旧工事でございます。

ますが、先ほどの農業用施設災害復旧事業同様、災害査定後の工事施工となりますことから、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

その下になります。第3表債務負担行為補正の追加でございますが、議会だより印刷製本費から、7ページになりますが、守衛室プレハブリース料までの14件につきましては、令和3年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。なお、7ページの下から3件目の、東京2020聖火リレー出発式会場設営委託料につきましては、令和3年に延期となっております同オリンピックにつきまして、5月に本市を会場とした聖火リレーが予定されておりますことから、会場設営等の入札準備を令和2年度中に進めるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。その下でございます。債務負担行為補正の変更でございますが、第5次電算システム導入事業機器リース料（第2期）から図書管理システムリース料の3件につきましては、入札に伴います金額の確定により、限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表地方債補正は、追加が3件、変更が11件、廃止が1件の合計15件でございます。まず、追加でございますが、緊急自然災害防止対策事業債は、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業における県営事業負担金に対する起債でございまして、充当率が100%の2,860万円を計上いたしております。現年発生直轄災害復旧事業債は、市道中神大柿線の天狗橋につきまして、国のほうに災害復旧工事をお願いしてございまして、その地方負担金に対する起債でございまして、充当率が100%の980万円でございます。歳入欠かん債は、災害対策基本法に基づく地方債でございまして、今回の災害に伴う地方税等の減免によって生じる歳入不足を補うものでございます。充当率が100%の4億4,630万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。臨時財政対策債から現年発生単独災害復旧事業債までの11件は、事業費の増減に伴い、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

廃止の史跡人吉城跡保存整備事業債は、修復工事を予定しておりました御館北側石垣につきまして、今回の豪雨により被害を受けましたことから、国の補助を受け災害復旧事業として修復工事を行うため、廃止をするものでございます。災害復旧事業に係る地方債につきましては、現年発生単独災害復旧事業債となりますことから、上段の地方債の変更の最後に、同起債を増額変更いたしております。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。恐れ入ります、11ページをお願いいたします。一番上からになります。1款市税、1項市民税、1目個人2億601万3,000円の減額補正、その下の、2項、1目固定資産税2億887万4,000円の減額補正、12ページの、6項、1目都市計画税3,143万4,000円の減額補正は、今回の豪雨災害に伴う市民税（個人所得割）、固定資産税の減免申請による減収見込額の減でございます。

13ページをお願いいたします。13款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分

担金11億6,440万円の増額補正は、今回の豪雨災害によります農地の災害復旧事業に係る農家負担でございます。14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料1,179万7,000円の減額補正、5目商工使用料291万9,000円の減額補正、8目教育使用料727万2,000円の減額補正は、いずれも、4月以降、新型コロナウイルス感染防止対策と豪雨災害により使用が中止となった公共施設に係る使用料の減でございます。

14ページをお願いいたします。一番下のところになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金8,194万4,000円の増額補正は、公園施設災害等に係る現年災公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

15ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3億2,860万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増のほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減などがございます。下のほうになります。6目災害復旧費国庫補助金1億7,144万5,000円の増額補正は、人吉城跡及び大村横穴群における災害復旧に係る文教施設災害復旧費補助金でございます。8目農林水産業費国庫補助金2億9,737万1,000円の増額補正は、今回の豪雨災害で被災されました農家の施設や機械などの修繕、再取得の費用に対する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。

17ページをお願いいたします。中ほどからになります。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金1億2,063万3,000円の増額補正は、先ほどの国庫補助金同様、県の強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。2つ飛びまして、8目災害復旧費県補助金70億9,051万8,000円の増額補正は、今回の豪雨災害によります農地・農業用施設の災害復旧に係る現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金の増などがございます。

18ページをお願いいたします。18款寄附金に古都人吉応援団寄附金を5億円増額補正いたしまして、19款繰入金、2項基金繰入金、4目応援団基金繰入金に、寄附金の増額に伴う関係事務処理経費8,173万8,000円を増額補正いたしております。21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入272万2,000円の減額補正は、球磨川くんだり株式会社に対する貸付金の今年度償還金につきまして、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例第9条に基づき、償還を猶予しましたことから減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。4項、2目雑入1億3,412万3,000円の増額補正は、1節総務費雑入における災害見舞金が主なものでございます。22款市債につきましては、第4表地方債補正で御説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、21ページをお願いいたします。なお、各款、項、目の中の職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては人事異動等に伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうは割愛をさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 億1,625万1,000円の増額補正は、22ページになりますが、13節委託料のふるさと納税業務委託料のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策として、18節備品購入費の災害用備品等の購入、28節繰出金の公共下水道事業、水道事業の水道使用料の減免額に対する特別会計繰出金などの増が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。一番下になります。3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目心身障害者福祉費4,535万円の増額補正は、自立支援給付費などの扶助費の増が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。中ほどになります。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費8,755万8,000円の増額補正は、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内10か所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などでございます。

27ページをお願いいたします。上から2番目のところでございます。4 項、1 目災害救助費2,294万4,000円の増額補正は、13節委託料、災害ボランティアセンター設置調整事務委託料、15節工事請負費の梢山グラウンド仮設団地における駐車場改修工事、19節負担金、補助及び交付金で、球磨川流域復興基金交付金を活用した住まい再建支援金などでございます。

28ページをお願いいたします。下のほうになります。4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費1,620万4,000円の増額補正は、29ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、浄化槽設置整備事業補助金などでございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 5 億4,101万4,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、JAくま共同乾燥施設茶工場施設の整備に係る補助金のほか、今回の豪雨災害で被災されました農家の今後の営農を支援するため、国・県の補助金を活用し、施設や機械などの修繕、再取得の費用を助成する、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございます。

30ページをお願いいたします。下のほうになります。7 款、1 項商工費、2 目商工業振興費6,338万6,000円の増額補正は、31ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、被災小規模事業者再建事業補助金などでございます。3 目観光費2,921万9,000円の増額補正は、人吉温泉まつりをはじめとした各種観光行事の中止による事業費の減のほか、新型コロナ及び豪雨災害からの復興として、13節委託料、観光客等向け飲食店支援業務委託料や、32ページになりますけれども、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）など6事業費の増などでございます。

33ページをお願いいたします。8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費2,562万4,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の負担金で、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業における県営事業負担金などでございます。

34ページをお願いいたします。3 項住宅費、2 目住宅建設費9,903万8,000円の減額補正は、

予定をしておりました市営住宅の改修工事を見送ったことによる減などがございます。

35ページをお願いいたします。中ほどになります。9款、1項消防費、3目消防施設費1,237万4,000円の増額補正は、13節委託料で、現在使用しております防災行政無線に加え、新たにデジタル同報無線を整備するための設計業務委託料などがございます。

36ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費789万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の給付金で、今回の豪雨災害で被災されました児童・生徒等の来春の進学時における家庭の経済的負担軽減を図るため、臨時特別教育支援金を支給するものなどがございます。2項小学校費、2目教育振興費3,036万9,000円の増額補正は、18節備品購入費で、小学3年生の児童用の学習用パソコン及び、各小学校に電子黒板を整備するものなどがございます。

37ページをお願いいたします。中ほどでございます。3項中学校費、2目教育振興費1,073万3,000円の増額補正も、小学校費同様、18節備品購入費で、各中学校に電子黒板を整備するものなどがございます。

38ページをお願いいたします。中ほどになります。4項社会教育費、5目文化財保護費1,374万4,000円の減額補正は、人吉城跡保存整備につきまして、予定をしておりました工事箇所が7月の豪雨災害により被災しましたことから、災害復旧事業により復旧工事を実施するため、事業費を減額するものなどがございます。

40ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費83億円の増額補正は、本年7月の豪雨災害により被災しました農道や水路・農地等における災害復旧工事に係る費用でございます。

41ページをお願いいたします。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費2億4,471万5,000円の増額補正は、7月の豪雨災害により人吉城跡三の丸北側ののり面崩壊・崩落2か所の復旧修復工事、及び御館跡石垣修理工事などに係る費用でございます。5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費6,065万4,000円の増額補正は、人吉鉄道ミュージアム及び願成寺墓地における災害復旧工事のほか、災害用備品として、排水樋管等に設置します水中ポンプの購入費用などがございます。

42ページをお願いいたします。下のほうになります。13款諸支出金、2項基金費、7目人吉応援団基金費に5億円を増額補正いたしております。

最後に、43ページでございます。14款、1項、1目予備費を6,318万9,000円増額いたしております。

以上で、議第131号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第13号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第131号から議第144号までの提案理由の説明は、全て終

いたしました。

日程第17 議第106号及び日程第18 議第107号

○議長（西 信八郎君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第17、議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第18、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 令和2年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第17、議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が2.0%増の5億7,979万239円（税抜額）に対し、総費用が5.2%増の4億8,763万7,131円（税抜額）で、純利益が前年度より11.8%減の9,215万3,108円となっております。総収益が増額になった主な理由は、その他の営業収益が増額したことによるものです。投資された事業の主なものとしましては、原城配水池造成工事、井ノ口第二水源地ポンプ及び電気設備改良工事等が実施されています。

給水戸数は前年度より122戸減少、給水人口は393人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.6%となっております。年間総配水量は前年度より1.0%減少、年間総有収水量は1.0%減少しております。有収率は85.57%で、前年度より0.03ポイント上昇しております。

審査では、各委員から、落札率が平均98%で高止まりしている理由について、漏水箇所に係る経費の推移についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、落札率が高止まりしているのは、入札予定価格を事前公表することになり入札書の根拠となる設計額が予想しやすくなったためだと思われる。漏水箇所に係る経費の推移については、毎年増減はあるものの約10年前から金額及び件数は横ばい状態であるなどの説明がありました。

全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想され、本市でも喫緊の課題となっております。また、費用の面では、施設の維持管理、給水開始から約60年を迎えた老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営については、人吉市水道事業ビジョンに基づき、引き続き公営企業原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されることはもちろんのこと、本市の将来を見据えた計画的で確実な事業の実施、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、引き続き職員の技術力向上・維持及びIT化に伴うスキルアップに努めるとともに、職員の適正配置に配慮すること。また、近年全国で多発している大規模な地震や異常気象による大規模災害、水道管の漏水、それに伴う道路陥没など不測の事態に起因する断水等に対し、迅速な対応に努められ、安心・安全な市民生活への復旧に向けて、マニュアルの整備も含め速やかに対応できる体制の強化を図ること。
- 2 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、人吉市水道事業ビジョンに基づき計画的に行い、今後も国庫補助や起債等の有利な制度を積極的に活用し、水道料金の収納率のさらなる向上に努めるなど財源の確保に努め料金の適正化を図るとともに、財源不足に起因する料金の改定等市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。また、同様に老朽化している宅内の給水管や設備に関しても、不測の事故やトラブルが危惧されるため、引き続き広報やホームページ等を活用した多岐にわたる啓発活動を実施すること。
- 3 将来にわたって衛生的な水源を維持するため、今後も、より一層の水源の涵養に取り組み、水源地一帯の環境保全・保安に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

引き続き、令和2年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第18、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が1.0%増の10億7,582万6,309円（税抜額）に対し、総費用が2.4%減の9億6,965万2,423円（税抜額）で、純利益が50.1%増の1億617万3,886円となっております。増の主な理由は、営業外費用の減等によるものです。投資された事業

の主なものは、平成29年度から取り組んできたストックマネジメント計画に基づく管渠及び人孔調査、人吉浄水苑再構築基本設計委託のほか市内各所の人孔蓋取替、公共枴設置などが実施されています。

接続済世帯数は前年度より75戸増加、水洗化済人口は91人減少し、下水道普及率は74.9%、水洗化率は91.9%となっております。年間汚水処理水量は前年度より0.4%減少、年間有収水量は1.2%減少しております。有収率は70.41%で、前年度より0.52ポイント減少しております。

審査で、各委員から独立採算制の強化について、経営戦略上の課題についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、独立採算制の強化については、維持管理の経費節減、民間業務委託範囲の拡大に取り組んでいる。また経営戦略上の課題については、人口減少に伴う使用料の減収及び施設・設備老朽化に伴う改築・更新費用の増加が課題であるとの説明がありました。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、公営企業の原則である独立採算制の趣旨のもと、今後の公共下水道事業の経営については、「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき自主財源の根幹をなす下水道使用料の適切な債権管理に努めるとともに、経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図りつつ、持続可能な事業運営に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 下水道使用料及び受益者負担金の徴収については、引き続き口座振替の推進や収納方法の周知徹底により、さらなる収納率向上を目指し、またチェック体制の強化により適切な事務処理に努めること。過年度を含めた未収金については改善傾向にあるが、負担の公平性の観点から、早期の臨戸徴収による未収金の回収を図るとともに、安易に不納欠損の措置をとることがないように、引き続き債権の適正な管理を行い、早期解消に向けて特段の努力をされること。
- 2 下水道施設・設備の改築・更新にあたっては令和2年3月に策定した「人吉市下水道事業経営戦略」（「ストックマネジメント計画」）に基づき、投資・財政計画（収支計画）に最大限留意するとともに市民に対し安全で快適な下水道サービスを継続的・安定的に提供されるよう努めること。
- 3 激甚災害をはじめとする有事に際しても、市民に対し下水道サービスの機能停止を最小限で抑えられるべく組織体制の強化に平時から努めること。
- 4 「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき、公営企業会計として可能な限りの経費削減及び各種業務の民間委託などによる事務効率化に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第106号、議第107号について、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第106号、議第107号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第19 議第118号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 令和2年9月第4回定例会において、決算特別委員会に付託されました日程第19、議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成30年度においては3,076万4,000円の黒字でありましたが、令和元年度においては2億5,378万8,000円の赤字となっております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、11億8,444万3,000円となっております。

普通会計において、財政力指数は0.444で、前年度と比較すると0.005ポイント高くなっており、実質公債費比率は5.0%で、前年度に比べ0.7ポイントの減、経常収支比率は99.9%で、前年度に比べ1.1ポイントの増となっております。

歳入面については、市税のうち固定資産税の家屋及び償却資産において回復基調が見られ、約4,300万円（1.2%）の伸びが見られました。しかし、長期的には生産年齢人口の減少に伴い市税の減収や人口減少による地方交付税等への影響が懸念されます。また、歳出面につい

ては、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、新市庁舎建設事業及び老朽施設への対応が余儀なくされる状況であり、今後も財政需要がますます増大すると予想されます。さらに、新型コロナウイルス感染症が、財政運営に深刻な影響を及ぼすことは確実です。

よって、今後の財政運営に当たっては、新市庁舎建設における後年度負担について注視しつつ、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、国・県の財政措置の積極的な活用も含め、歳入の最大限の確保及び、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金の徴収については、ほとんどの税目等において前年度を上回る成果が見られるところであるが、成果の上がらなかった項目については、十分な調査分析を行うとともに、歳入の確保に万全を期されたい。また、収納未済額については、税負担の公平の見地から新たな収入未済の発生防止と未収額の縮減に向け適正な債権管理を行い、歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により、1人当たりの医療費等に係る支出が、増大していることから、市民健診及び特定健診受診率の向上や介護予防事業を推進するため、関連する各種事業の周知徹底と受診率の低い若年層の対策を講じること。また、ジェネリック医薬品の利用促進等については成果が上がっているところではあるが、さらなる医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。
- 3 任意団体への補助金交付については、人吉市補助金等基本条例の基本原則に則り、人吉市補助金交付規則に沿って事務処理を心掛けられたい。

あわせて、人吉市補助金審査委員会から出されている意見を踏まえ、繰越金の状況等内容を十分に精査し、補助金ありきとならないよう、事業に対して助言・指導を徹底されることを要望する。

- 4 負担金については、負担割合を十分に分析・見直しするとともに、団体等に対して積極的な働きかけを行い、歳出抑制を重点とした対応の検討を要望する。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第118号について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号は認定することに決しました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

午後0時02分 散会

令和2年12月第8回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月8日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和2年12月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第131号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第2 議第132号 令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第133号 令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第134号 令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議第135号 令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第136号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第137号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第138号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第139号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第140号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第141号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第142号 人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第143号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第14 議第144号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 一般質問

1. 本 村 令 斗 君
2. 宮 原 将 志 君
3. 牛 塚 孝 浩 君
4. 徳 川 禎 郁 君
5. 松 村 太 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

- 1 番 松 村 太 君
- 2 番 徳 川 禎 郁 君

3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
7番	塩見寿子君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	廣田五浩君
復 興 局 長	元田啓介君
企画政策部次長	井福浩二君
建 設 部 次 長	土肥將資君
総 務 課 長	森下弘章君
財 政 課 長	永田勝巳君
水 道 局 長	久本禎二君

教 育 部 長 椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります前にお知らせいたします。瀬上建設部長が忌引のため、今週の本会議を欠席されます。その間、土肥建設部次長が説明職員として出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、おはようございます。15番議員の本村令斗です。それでは、通告に従って質問を行ってまいります。議長の許可を得まして、順番を入れかえたいと思います。

1点目に、流水型ダム問題で、市長の決意表明について、2点目に、地球温暖化対策ということで全国に発信するまちづくりについて、質問をしてみたいと思います。

それでは、1点目の、流水型ダム問題から質問を行ってまいります。

市長は、「11月30日」の全員協議会や12月1日の所信表明で、流水型ダムを中心にした抜本的治水に取り組む決意を表明されています。所信表明では、今後の治水を考える上での指標として5つの課題について述べ、4つ目として、多くの方々に理解いただける治水対策と述べています。本当に、多くの方の理解が得られるのでしょうか。

まず、時期の問題です。令和2年7月球磨川豪雨検証委員会が、8月25日と10月6日に開催され、川辺川ダムが存在した場合の効果も論議されました。その頃から、「今、復興するために市民の協力が必要なのに、ダム問題が出てくると、隣同士で賛成、反対となってしまう、困る。ダムより復興が先だ」と言われる方が出始めました。また、ある方に、なりわい補助金のことについて話を伺おうと電話をすると、「私は本村さんとは考えが違う」と言われるので、何かと思っていると、「私はダム容認派だ」と言われます。ところが、続いて、「しかし、復興に力を注がなければならないときに、真っ先にダムとは全くひどい」と言われました。今や、多くの方から、ダムより復興が先、という思いを聞きますが、このような市民の思いを、どのように受け止めているのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨災害から5か月がたちました。被災者の方々は、生活の本拠をどこにすればいいのか、事業の再開が可能なのか、その費用をどう工面したらいいのかなど、その不安、思いは切実なものであり、今後の復興まちづくりについて、しっかりと取り組んでいかなければならないという思いを、改めて強くいたしております。

被災者の方々の不安を少しでも払拭し、少しでも早く再建に着手していただくためにも、球磨川流域の治水の方向性を示すこと、住民の生命と財産を守るためにやれること、国や県に対し、やるべきことは全てやっていただきたいと、あらゆる機会に強く要望してまいりました。

河床の掘削などの実施可能な治水対策は、スピード感を持って、できるものから実施をお願いしていかなければなりません。流水型ダム建設による抜本的な治水対策には一定期間を要することが予想されます。そこに至るまでの球磨川流域治水についても、予断なく、確実に進めていくことが、市民の切なる思いであると受け止めており、治水対策も、復興まちづくりにつきましても、スピード感を持って、できることは全てやるという強い覚悟で取り組んでまいり所存です。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今言われたように、ダムなど、一定の期間かかるんですね。だったら、すぐにやるところはいいんですよ。だけど、ダムなどは一定期間かかるんだから、やはり、そこで論議を急ぐ必要があるのかと、市民のほうの思いに向かっているのかと、そんな気がするんですよ。日曜日に、被災者の方々が集まる集いがされていますけど、私も、そこに行っているいろいろ話を聞かせてもらったんですけど、その中で出た意見を人吉新聞でも拾い上げているんですけど、「子、孫、ひ孫までの視点で、もっと丁寧に時間をかけて取り組むべき問題」と、そのような声も出ていますが、本当にそういうふうに思います。ですから、もっと、市民のそういう思いに寄り添って考えるべきじゃないのかなと、私は思うということをおっしゃりたいと思います。

2つ目、質問しますけど、川辺川ダムに中立の立場をとっていた田中前市長は、2008年5月22日と23日に、川辺川ダム建設について、「市民の意見を聞く会」を開催し、賛成、中立、反対を合わせて54名の方が意見を述べています。このような経過を経て、9月議会の所信表明で、川辺川ダム計画の白紙撤回を表明されました。このような手続は、民意を尊重する上で重要だと思います。とりわけ、松岡市長は、市長に就任した最初の定例議会の所信表明で、「対話と実行の市政を貫いていくことをお約束いたしたいと存じます」と述べています。

そこで、推進の表明前に、「市民の意見を聞く会」を開くべきだったのではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

発災後、あらゆる場面、機会におきまして、ダム建設に対しまして、反対、賛成も含め、市民の皆様から治水に対する様々な御意見、思いを拝聴してまいりました。また、人吉市復興計画策定に向けた懇談会を、10月15日から23日にかけて開催したところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策下における開催でもありましたので、市内6校区の町内会長の皆様に御参集いただき、御意見・御要望を拝聴させていただきました。御参加の皆様からは、地域の現状をはじめ、今回の豪雨災害の検証、治水対策、まちづくり等に及ぶ幅広い御意見・御要望をいただいたところです。11月2日からは、人吉市復興計画策定委員会を開催し、これまで2回の会議を持ち、ダムを含めた治水対策につきましても御意見等をいただいているところです。今後も、治水対策、復興まちづくりなど、市民をはじめ関係団体の皆様と対話を重ね、議論を深めてまいりたいと存じます。

議員御指摘の、市民の御意見を広くお聞きするというのは、公聴会などを想定されているものと存じますが、この豪雨災害を受けて、市長として、水害に関して、これほど大規模なものが起きることを現実視していたのかという、自らの見通しの甘さ、昭和40年7月の水害時以降、特殊堤防が整備され、川幅も広がったことから、何とか大丈夫ではないかという希望的観測に甘んじていたという点で猛省をしており、また、その責任は極めて重大と捉えております。そして、このことから、全ての治水対策を講じてほしいというのが切実な思いであり、どの治水対策を排除して、どの治水対策を選択するという状況ではなく、政治家の覚悟として、政治の責任として、判断させていただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） やはり、市民との対話の約束は、やっぱりこういうときこそ一番果たすべきじゃないかと思うんですよね、大きな問題ですので。やはり、主権在民ですから市民の意見は大事にすべきと、私は思うんですよ。果たして市民のほうの気持ちと向かっていたのかということは感じるところであります。

それから、3点目です。市長は、所信表明で、流水型ダムを推進する理由として、市民の生命を守ることを挙げています。川辺川にダムを造れば市民の生命が守れるか、考える必要があると思います。

そこで、亡くなられた方が、どの河川の増水によって死亡されたのかを明らかにする調査は行われたのか、お伺いします

○総務部長（小澤洋之君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えをいたします。

令和2年7月豪雨の人的被害につきましては、県のほうで調査報告をされておりますけれども、本市におきまして、議員おっしゃられるような、どの河川でお亡くなりになられたか

という独自の調査というのは行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 調査を行っていないということなんですけど……。そこで、私の知人は、増水した時間や流れてきた水の方などについて、聞き取り調査を行っておられます。そして、このように言われました、「調査してわかったのは、多くの方が山田川と万江川の氾濫によって亡くなったと考えられることだ。駒井田町の浸水は山田川によると考えられ、それが御溝のあるところを中心に、青井や薩摩瀬のほうへ広がった。下薩摩瀬町の方は、氾濫した水は臭くなかったと言われることから、そう考えられる。一方、明らかに市房ダムがある球磨川の氾濫によると考えられる、七日町の方は、氾濫した水は臭かったと言われている。山田川と万江川による氾濫が広がった後に、球磨川が氾濫した。川辺川にダムがあったとしても、亡くなった方々は救えなかっただろう」というものです。

人吉市は、どの河川の増水によって死亡されたかを明らかにする調査を行っていないので、川辺川にダムを造っても、市民の命が救えるかどうかわからないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまで、球磨川治水対策協議会等におきましては、昭和40年7月洪水と同規模を想定し、人吉地点で毎秒5,700立方メートルへの対応を目標流量と設定し、治水対策の検討がなされておりましたが、今年の7月4日は、人吉地点で、我々の治水に対する認識を大きく変える、最大毎秒7,000立方メートルを超える流量があったと推定されております。

地球規模の気候変動による大雨が予測される中、今回示された流水型ダムの建設を軸とした治水が将来実現することによって、流域治水対策と自然環境への配慮という、2つの課題に対応することができるものであると認識をしております。

市民の命を救うための治水対策については、やれること、やるべき全ての治水対策を講じるようお願いしてまいりますし、当然、避難体制の強化などのソフト対策も重要であり、市民の生命と財産を守る命題に対し、流域住民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 大枠で漠とした考え方なんですよね。だから、科学的に助けられるということは非常になっていないと感じるところです。だから、住民の方は自分たちでちゃんと調べられていますから、やはり、そちらのほうに信憑性があると。だから、例え川辺川にダムを造っても、そこでは市民の命が救えるかどうか分からないと、そっちのほうに非常に信憑性があるんじゃないかと、私は感じる場所です。

次は、市長は、指標とする5つの課題の2つ目として、環境や生態系といった自然や景観

に配慮した治水対策を挙げておられます。流水型ダムが環境に配慮した治水対策であるのか、考える必要があると思います。朴木砂防堰堤は、川辺川本流に、1980年3月完成で建設されています。砂防堰堤というと小さな砂防ダムをイメージしますが、堰堤の高さが25メートル以上あり、構造も、流水型ダムと変わりません。この堰堤は、2004年後半より、1年以上の長期濁水を、川辺川、球磨川に引き起こしています。この濁水は、2004年の台風16号と18号、2005年の台風14号によって堰堤内に土砂がたまり、それが少しずつ流れ出ることにより起こっています。当時、私も現場を見に行きましたが、上流ではきれいだった水が、堰堤を抜けたところには濁水となっていました。

2006年3月17日に、相良村村議会は、川辺川水系の堤防改修及び水質保全に関する意見書を、国土交通省九州地方整備局長と熊本県知事宛てに提出しています。そこには、水質においても、平成17年、2005年ですけど、台風14号による洪水以降、わずかな降雨でも濁りが収まらず、長期化しています、ということや、水質面においても、以前のような、ある程度の降雨でも清流が保てるよう、早急に対策を講じていただきますよう要望いたします、ということが書かれています。流水型ダムは同じような構造になっており、洪水によって流されてきた土砂は、一時的なダム湖によって流速が落ちるので、そこに堆積します。同様に、長期の濁水が下流に流れ出ることが起こり得ると考えるのが当然ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の熊本県知事が示された緑の流域治水構想では、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るために、客観的かつ科学的な環境への影響調査として、法に基づく環境アセスメント、あるいはそれと同等の環境アセスメントの実施を国に求めていくとされています。清流を守るために、新たな流水型ダムとしてどのような整備が進められていくのか、流域の住民の皆様と一体となって、事業の方向性や進捗を確認しながら、最高最新の知見をもって、御指摘の課題等に対応されるよう、これからもお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 最高最新と言われましたけど、要するに、流水型ダムというのは形が変わらないです、構造がそういう砂防堰堤と変わらないんですよ。そういう面では、非常に濁水が起こることが危惧されると思うんですね。

そこで、もう1つ、合わせて聞きましたが、朴木砂防堰堤による濁水は、予想以上の影響を引き起こしました。それは、大アユ釣り大会の中止です。2006年8月25日の人吉新聞のコピーを手に入れましたが、そこには、「大アユ釣り大会は中止、実行委員会が決定。球磨川の濁り取れず」というタイトルで、第16回日本一大アユ釣り選手権大会が中止になったことが報じられています。記事には、「今年は、アユ漁解禁以降、長梅雨などで濁りの日が多

く、梅雨明け後に清流が戻り始めた時期もあったが、今年18日の台風10号や、その後の雨で再び濁りが続き、今夏は釣り人の姿はほとんど見られない状態となっていた」と書かれています。また、最後には、球磨村商工会長の、「アユは餌の珪藻があれば大きくなるが、今年は濁りで育っていない。球磨川に網を入れてみたが、捕れたアユは痩せており、大きくても20センチメートル程度が多い。日本一大きなアユが捕れる球磨川の名誉を守るために中止を決めた」というコメントが載っています。

このほかにも、濁水による環境の影響はいろいろと考えられます。濁水が長期に及べば、人吉市の観光への影響は大きいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の流水型ダムは、名称こそ流水型ダムとなっていますが、従来のダムの概念を変えるような、新しい治水施設のイメージを持っており、国の最高最新の知見をもって様々な機能や対策が講じられるものと確信をしているところでございます。

改めて、新たな治水による安全性の向上と、清流球磨川の継承が担保されますよう、国・県へ強く要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、新たなイメージとか言われましたけど、構造は一緒なんです。要するに、砂防ダムと一緒になんです、朴木ダムなどとですね。だから、結局、最新と言っても何か大きく変わるんじゃないんですよ。

とりわけ心配されるのは、川辺川の右岸側は非常に地質がもろいところがあります。道路の建設も、まだつながっていませんけど、非常に困難を極めていると聞きますし、あそこの山に入ると、非常にもろいのがわかるんですよ。そういった面で、そこが崩れでもしたら、実際、1か所は崩れていますけど、雨も降らないのに崩れた箇所もあるんですけど、崩れなどが起これば、流水型ダムは水をためたり、水がなくなったりしますから、特に崩れやすくなることも心配されますので、濁水が長期化することが非常に危惧されるんじゃないかと私は思うところです。

次に、朴木堰堤の問題ですけど、最終的にどうなったかということについて、相良村におられる球磨川漁協の組合の方が知っておられました。長期の濁水によって、あちらこちらから対策を求める声が出たので、国土交通省は、人吉市内の建設業に発注して、通称トン袋と言われる、黒いメッシュ状のフレコンバックに砂利を詰め、朴木堰堤の排水用の穴をふさいだそうです。流水型ダムでは治水機能がなくなってしまうので、このような対策も打てないことは明らかであることを申しておきます。

それから、次の質問ですけど、市長は、指標とする5つの課題の1つ目として、抜本的な治水対策を挙げられております。そこで、流水型ダムは、抜本的な治水対策となり得るのか

考えていく必要があると思います。構造上、ダムからどうしても切り離せないデメリットに、一般的に緊急放流と呼ばれる異常洪水時防災操作があります。この緊急放流について、インターネットで調べてみると、コトバンクの中に、朝日新聞掲載キーワードの解説として、このように書かれています、「豪雨時にダムの破損や決壊を防ぐために行う放流。ダムの水位が洪水調節容量の上限に近づいた場合に行う。放流量は、流入量と同じと決められているが、下流の水位が急上昇し、大規模な水害が起こるおそれもある。2018年7月の西日本豪雨では、愛媛県の肱川にある鹿野川ダムと野村ダムの緊急放流後、下流域の浸水で9人が死亡した」というものです。この緊急放流はほとんど行われなかったのかを知るために、市房ダムの緊急放流は、これまでどの年に行われ、何回行われたのか、熊本県に聞いてもらうようお願いしておきました。回答はどのようなものだったのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

県の市房ダム管理所に確認しましたところ、昭和46年8月5日、昭和57年7月12日、平成7年7月4日の過去3回、行っているという回答でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 何回かはあっているんですね。極めてまれなんですよ、時々行われる。どうしてもなってしまうということです。

しかし、今後、そのような頻度なのかということです。今後、緊急放流の頻度は増えるという心配はないのでしょうか。検証委員会の内容について報告するために、10月30日に、熊本県と国土交通省の方が人吉市議会に来られました。そこで、私は、今後、異常気象が進むならば、緊急放流が起こる可能性も大きくなると考えるのが普通だと思うがどうか、と質問したところ、八代河川国道事務所の副所長は、「当然おっしゃられたとおり、異常気象といったもので、政府のパネルからも流量・雨量なりが増えることで洪水も増えるということがあろうかと思います。」と答えられました。このように、ダムを造れば、これから緊急放流が増えることは明らかです。

流水型ダムで言えば、ダムが満杯になり、流入量をカットできずに治水機能を失うということです。このように、異常気象が進めば、流水型も満杯になり、治水機能を失うことが増えることを認識されておられるか伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨今の線状降水帯を起因とした豪雨などに対し、また、今回の災害の実体験からも、治水対策だけで市民の生命・財産を完全に守ることは、不可能に等しいと認識すべきだと考えております。

そこで、流水型ダムを中心に、抜本的な治水をはじめ、あらゆる治水対策を講じることや、災害時の市民の避難体制を強化するソフト対策を充実していくことが必要でございます。治

水専用の流水型ダムについても、当然、万能ではなく、今後、その機能面や運用面でも様々なシチュエーションが想定され、対策や対応が検討されていくものと認識をしておりますが、新たな流水型ダムの建設を前提に進めていくことで、現実的で確実な防災・減災・縮災につながっていくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、新たな対策をとわれましたが、どうしてもこれは、機能上、起こってしまうことなんですよね。ダムの宿命と言われるものですから、これからは対策を打とうが逃れられない問題だと認識すべきだということを申しておきたいと思います。

流水型ダムは、治水機能を失ったときでも、市民の生命と財産を守る必要があります。治水機能を失ったときでも、宅地や市街地が浸水しないように、川底のしゅんせつや堤防のかさ上げ、宅地のかさ上げ、田んぼダムなど、ダム以外の治水対策を十分に進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今般、知事が提案された流域治水は、流水型ダムの建設を軸にし、流域全体を見据えたもので、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、地域の特性に応じ、1 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、2 被害対象を減少させるための対策、3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体で多層的に進めるものであり、議員御指摘のとおり、やれること、やるべきことは全てやっていくようなイメージで捉えております。

国や県にも、これからも機会があるごとに強く要望を行ってまいりますし、市で行うものについても、スピード感を持って力強く進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） やれること、ダム以外のことは十分やっていただきたいとは思いますが、そうするとどうなるかですけど、流水型ダムが治水機能を失ったときでも宅地や市街地が浸水しないように、ダム以外の治水対策を進めるならば、そもそも流水型ダムは不要になります。ある専門家の方が、「検証委員会に出された資料を見てみると、国交省は河道掘削などによって0.8メートル水位が低下するとしている。堤防を、あと1.3メートル上げておけば、浸水は防げたことになる。」とされています。

球磨川、川辺川の環境に大きな悪影響を与えかねない流水型ダムの推進はやめて、このような、ダム以外の治水対策を求めていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昭和40年災害に対応すべく議論されてきましたダムによらない対策につきましては、計

画・検討されてきた引堤、堤防のかさ上げ、遊水池、放水路などは、事業費が莫大であり、工事期間も長期に及ぶことなどから、今後、実施に向けた治水対策として、国・県、流域市町村間での合意には至っておりません。

令和2年7月豪雨を受けて、私の中でも災害に対する前提が大きく変わり、住民の生命と財産を守るために、流域全体を見据えた中で抜本的な治水をはじめ、やれること、やるべきことは全てやっていただきたいと、国・県に要望をしまりました。

今回の緑の球磨川流域治水において、新たな流水型ダムを取り入れた抜本的な治水を軸とし、河床の掘削などの、直ちにに取り組む治水対策、合わせて避難体制等のソフト対策をベストミックスで推し進めていくことが、流域の治水安全度向上のため最も効果があるものと捉えております。

地域住民の生命と財産を守るため、強い覚悟を持って市長としての責任を果たしてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 国交省のこれまでの検証も、非常にダムに固執したようで、そこに問題があって、国も進めにくいようなものばかり出してきたのではないかと。本当にできることを、国は、やれるところからやるべきだと、私は思っています。

それで、今までのをまとめますけど、ダムというのは構造上、満水になれば治水機能を完全に失ってしまいます。それどころか、緊急放流については、下流の水位が急上昇し、大規模な水害が起こるおそれもあるという説明が見つかりました。今後、その頻度は確実に増えていくことが考えられます。そのことを考えれば、ダムは決して抜本的な治水対策になり得ないと思います。これに対して、川底のしゅんせつや宅地のかさ上げ、田んぼダムなどは、どのような場合でも浸水の低減効果をもたらします。堤防かさ上げを含め、環境にやさしい、ダムによらない治水対策こそ推進していくべきであることを申しておきます。

次の質問に移ります。

地球温暖化対策です。7月4日の豪雨は、人吉市に甚大な被害をもたらしました。この豪雨は、線状降水帯によってもたらされたことは広く知られるところです。7月11日の読売新聞の夕刊には、「上空に大気の川」という見出しで、このような記事が書かれています。

「熊本県の球磨川が氾濫した4日、日本上空には大量の水蒸気が帯状に流れ込む、「大気の川」と呼ばれる現象が発生していたとする解析結果を、筑波大の釜江陽一教授（気象学）がまとめた。水蒸気を水に換算した推定流量は、日本最大の流量を誇る信濃川の約800倍にも相当し、広域での降雨につながったとみられる。」中を中略して、「特に、最初に流れ込んだ九州では、集中豪雨の形で現れたと考えられるという。釜江教授は、「地球温暖化が進めば、大気の川が巨大化し、頻度も増えるおそれがある」と話す。」というものです。

今回の水害を起こした原因となる線状降水帯の発生は、地球温暖化が大きな要因であることを認識しているか、お伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨につきましては、7月3日から14日までの総降雨量が、九州を中心に、年降水量平均値の半分以上となる地域があるなど、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨となりました。また、球磨川流域では、線状降水帯が長時間形成され、時間雨量30ミリを超える激しい雨が連続して降り続き、本地域において初めての大雨特別警報の発表に至りました。

気象庁におきましては、令和2年8月20日に開催された異常気象分析検討会の結果を踏まえ、令和2年7月の記録的大雨や日照不足の特徴と、その要因について取りまとめて公表しているところでございます。その中で、今回の一連の大雨では、地球温暖化の進行に伴う、長期的な大気中の水蒸気の増加により降水量が増加した可能性があるとの見解が示されているところでございます。

この気象庁の見解を踏まえ、本市といたしましても、長時間形成された線状降水帯によってもたらされた今回の豪雨が、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水や、昭和57年7月洪水を大きく上回る記録的雨量となったことにつきまして、地球温暖化による水蒸気量の増加が原因の可能性があるかと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 地球温暖化の関係は認識しているということでした。

それで、提案していきたいんですけど、水害を受けた人吉市は、地球温暖化対策を全国に発信していくべきだと思います。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、もしくは気候非常事態を表明する自治体が増えています。

二酸化炭素排出実質ゼロを表明した自治体は、12月3日時点で24都道府県99市2特別区46町10村となっており、熊本県内でも6市10町2村が表明しています。また、気候非常事態を宣言した自治体は、4月末時点で2県14市8町4村に広がり、熊本県の小国町も宣言しています。

気候非常事態宣言を行った長野県白馬村では、2016年に設置された農業用水を活用した平川小水力発電所が、2017年度から稼働しています。土地改良区が施設管理者で、年間約4,000万円の売電収入が見込まれています。

同じく、気候非常事態宣言を行った鳥取県北栄町は、町営の風力発電事業を行っています。2005年11月完成で、風力発電風車を9基建て、電気を高く買ってもらえるようになった2012年12月からは、4億5,000万円の売電収入を得ています。

人吉市も、二酸化炭素排出実質ゼロ、もしくは気候非常事態を宣言し、小水力発電や風力

発電などの再生可能エネルギーの導入、できるだけ自動車に乗らず、ウォーキングや自転車の推奨、復興後も人吉市に訪れた人たちが、災害の状況を知ることのできる展示の設置などを行い、地球温暖化対策を全国に発信していくべきではないかということを思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、2015年に、平均気温上昇の幅を2度未満とするという内容などを盛り込んだパリ協定が合意され、その目標が国際的にも広く共有されるなど、世界規模での動きも加速しております。また、日本国内におきましても、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が、参加・連携して取り組むことが必要であり、特に地方自治体には、自らが率先的な取組を行うことにより、地域の事業者や住民の模範となることが望まれております。

そこで、2050年までに二酸化炭素排出ゼロ、もしくは気候非常事態を宣言できないかという御質問でございますが、本市におきましては、本年3月に策定いたしました第2次人吉市環境基本計画におきまして「人吉市から地球環境に貢献する」を基本目標に、脱炭素社会の実現、省エネルギーの推進、新エネルギーの推進の3つの柱のもとで取組を推進しているところであり、2050年のCO₂実質ゼロを目指していくことを明記しているところでもございます。

次に、小水力発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入につきましては、今回の災害により、熊本県が策定されました令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランにも、「再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出」と明記されており、本市の復興へ向けた方針、取組といたしましても、災害に負けないまちづくりの一環として、温暖化による災害の激甚化を防ぐための温室効果ガスの削減を推進していく必要があると存じております。

また、本市の第2次人吉市環境基本計画におきましては、再生可能エネルギーに含まれます新エネルギーに焦点を当て、公共施設における新エネルギーの導入件数の増を成果目標とし、小水力発電や風力発電などの新エネルギー利用施設の普及拡大を推進することとしております。具体的な本市における公共施設の新エネルギーの導入状況といたしましては、学校施設が10か所、また、学校給食センター、老人福祉センターを合わせ12施設で太陽光発電を導入いたしております。

続きまして、ウォーキングや自転車の推奨につきましては、2030年度に温室効果ガスの排出量を、2013年度比で26%削減する目標を達成するための新しい国民運動（クールチョイス）これは、地球温暖化に資するあらゆる賢い選択を促す運動でございますけれども、このクールチョイスに関する情報や取組を定期的に広報ひとよしに掲載し、地球にやさしい移動ということでスマートムーブやエコドライブなど、環境配慮型のライフスタイルを啓発して

いるところでございます。

最後に、災害の状況を知ることができる施設の設置や、地球温暖化対策を本市から全国に発信していくべきという御提案についてでございますが、議員の御指摘のとおり、情報の発信は大変重要であると認識しております。災害を経験した本市が、実際に温暖化対策に貢献する、環境と調和した施策を進めると同時に、負荷低減に向けた情報の発信の方法、場所等につきまして、関係各課と協議を重ねながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今の答弁で、いろいろ目標を持って取り組んでいる、あるいは取り組みもうとしていることが非常にわかりました。言われましたけど、やはり、災害を経験した人吉市が全国に知らせていくことは重要だと思われるようですので、最初の提案ですのですぐすぐできることではないですけれども、ぜひ、答弁のとおり検討していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） 15番、本村令斗議員より、発言の訂正の申し出が出ておりますので、これを許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 先ほどの流水型ダム問題の質問の冒頭で、全員協議会の日程を11月20日と言うべきところ、間違って「11月30日」と申しました。「11月20日」に訂正をお願いします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、質疑を含めた一般質問を続けます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。6番議員の宮原将志です。時間の関係がありま

すので早口になり、聞き取りづらいところもあるかもしれませんが、御了承いただければと思います。

7月3日から4日にかけて、本市を襲った令和2年7月豪雨災害から5か月が過ぎました。改めて、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。また、災害対応に当たっていただいた関係機関の皆様や市職員の方々、そして、市民の皆様に感謝申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

今回は、4項目。治水対策について、財政運営・市政運営について、災害時の避難対策について、児童・生徒の心のケアについて質問してまいります。

11月19日、蒲島知事が、球磨川流域の治水の方向性について、熊本県議会の全員協議会で表明されました。その内容は、河川の整備だけでなく、遊水池の活用や森林整備、避難体制の強化を進め、さらに、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全・安心を実現していく緑の流域治水であるとする。その上で、緑の流域治水の1つとして、住民の命を守り、さらには地域の宝である清流をも守る新たな流水型ダムを国に求めることを表明する、といったものでありました。

そのような蒲島知事の治水に対する方向性を受け、翌日の11月20日に、松岡市長は、人吉市議会の全員協議会で、命を守るための抜本的治水と清流を守るという自然環境への配慮が最も両立するという点で、現実的かつ、よりよい選択として新たな流水型ダムの建設による治水対策を受け止めさせていただきます、と述べられました。この、熊本県が進める緑の流域治水、流水型ダムを中心とした抜本的な治水対策を、一体となって進めていくことに何ら異論はありません。

しかし、市長の表明が、県知事の表明を受けて行ったこと、また、その内容も、知事の表明を受け入れるといったものであり、治水については国まかせ、県まかせのスタンスのように感じられ、本当に、松岡市長が市民の先頭に立って流域治水を進めていけるのかが不安であり、市民の生命・財産を守っていくという、そういう覚悟を感じることができませんでした。もちろん環境も大切ですが、政治の本質は地域住民の生命と財産を守ることです。

そこで、流域治水を推進し、安全・安心な地域づくりを行っていくという市長の覚悟をお尋ねします。また、蒲島知事は、先日の熊本県議会一般質問の答弁の中で、年明け早々にも球磨川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、その上で、本年度末までに、中長期的に取り組む対策も含め、あらゆる対策を総動員した球磨川流域治水プロジェクトを策定し、抜本的な治水対策をスピード感を持って進めていく、と答弁されました。

本市には、国や県管理の河川だけでなく市管理の河川もあります。そこで、市管理の河川の整備も含め、本市の治水対策についての具体的な方向性をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の災害で、人吉市におきましては20名という貴い人命が失われました。その現実を突きつけられ、その方々のこと、そして、御家族様などのことを思うとき、大変申し訳なく、いたたまれない気持ちでいっぱいです。また、大切なモノやコトもたくさん奪われ、いわゆる平和という大事な土台がぐらついている状況です。

私は、自分自身の見通しの甘さを恥じ、将来にわたってざんげしなければなりません。と同時に、二度とこのような苦しい目に遭ってはならないと、強い怒りを自分自身にぶつけています。私は、発災直後から、総理をはじめ大臣や知事、国会議員や県議をはじめ関係各者に対し、あらゆる手法を排除することなく抜本的な治水をやってほしい、できることからすぐにやってほしい、できることは全てやってほしいと申し上げてきました。今回これだけ大きな被害を受けた本地域が、将来への安全・安心の不安も抱えた中で命を守る、そして、まちを守り、営みを続けていくためには、ハード対策もソフト対策も、できることは全てやるということ以外の選択肢は、我々にはないと考えます。

流水型ダムを中心にした抜本的な治水と清流の保持に、強い覚悟を持って、市長としての責務を果たしてまいる所存でございます。そして、このことを実現するためには、上流域に対しお願いをしなければなりませんし、下流域に対しての責任もしっかりと果たしていかなければなりません。流域全体の治水と発展を、流域自治体とともに実現すべく尽力してまいります。

次に、本市の治水対策につきましては、熊本県が策定される緊急治水対策プロジェクトに基づき、国・県と連携し、河川の土砂しゅんせつなど、今すぐ行うべき対策などを要望してまいります。また、市管理河川の治水対策といたしまして、準用河川や川幅の大きな普通河川を中心として、発災後の河川パトロールを実施したところでございます。調査により土砂堆積などの状況を確認し、既にしゅんせつを完了している河川もございますが、今後も、早期のしゅんせつが必要な箇所から着手するところでございます。

なお、今年度から、緊急的に、河川内に堆積した土砂のしゅんせつなどが可能な緊急しゅんせつ推進事業債が創設されたところでございます。この起債は、しゅんせつ工事だけではなく、しゅんせつの測量設計が必要な規模の大きな河川も該当しますので、この起債を活用し、事業の進捗と財政的な負担軽減を図り、計画的な河川しゅんせつ整備を促進します。そして、令和2年7月豪雨で氾濫した西間上町の茂田川につきましては、まず、治水面の検証が必要と判断したところでございます。この検証に必要な予算を、12月議会に上程しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、市長の流域治水に対する覚悟を聞かせていただきましたが、私は、

県知事が表明する前に市長の考えを聞きたかったというのがありますし、やるべきことはやっってくださいというお願いばかりではなくて、市長が先頭に立って、治水についての考えを県知事に進言していただきたかったなという思いがあります。今後は、ぶれることなく、流域治水を進めていただきたいと思います。また、今後の本市の治水対策について答弁いただきましたが、いつまでに、この河川の工事は終わらせるといったような整備計画もつくっていただいて、工事を進めていただくようお願いいたします。

それでは、次に、財政運営、市政運営について質問させていただきます。

近年の当初予算において、恒久化する財源不足を解消するために、昨年9月に、人吉市行財政健全化計画が策定されました。今年度の予算は、その行財政健全化計画のもとで予算編成されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大や令和2年7月豪雨災害の影響で、本市の行財政を取り巻く環境は一変いたしました。来年度の予算編成方針についても、施政方針の中で、災害からの復旧・復興を最優先事項として事業を計画し、合わせて中長期的に安定した財政運営を行っていくため、人吉市行財政健全化計画にも引き続き取り組んでいくと述べられました。今後は、復旧・復興の取組と財政の健全化の両立という、非常に難しい対応が求められると考えられます。

そこで、まず初めに、今回の令和2年7月豪雨災害に伴う財政への影響はかなり大きいものになると考えられますが、その影響をどのように試算しているのか。また、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興にスピード感を持って取り組んでいく必要がある中で、どのような財政運営を行っていくのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

最初に、令和2年7月豪雨災害における影響額という点で、災害復旧につきまして、今回の補正予算案までに一般会計で予算化をいたしております事業費は、総額で約249億円でございます。うち、国・県等の支出金を除いた市の負担は約75億円でございまして、そのほとんどを市債で賄っているという状況でございます。ただし、この事業費につきましては、そのほとんどが、現在、国の災害査定を受けているところでございまして、今後変動する事業費であるということでございます。

また、歳入予算における影響としましては、こちらも、今回の補正予算案に計上しております市税の減免見込額約4億6,000万円、公共施設における使用料の減収約2,200万円を見込んでおります。

現在の財政運営としましては、この未曾有の災害を非常事態と受け止め、国・県等の財政支援を受けながら、被災者の救助から生活再建に向けた支援と、市内における災害廃棄物の処理や、道路をはじめとした公共施設等の復旧を迅速に進めることを最優先とした予算編成としておりまして、その予算総額が、今回の補正予算案を含め、総額約495億円となっているところでございます。

今後、災害からの復興につきましても、その方向性の中から順次、事業費を予算化することになりますけれども、人的にも、財政的にも、国・県の支援は欠かせないところでございまして、随時、協議を含めお願いをしていかなければいけないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今回まで予算化している、国や県の支出金を除いた市の負担は約75億円ということで、もちろん、この額は変動するものと思われませんが、やはり、復旧・復興には多額の費用がかかってまいります。

市税や使用料についても、回復するのには数年かかってくるんじゃないかと思われまして、現在は、国や県において、補助率のかさ上げや負担軽減のための財政措置をしていますが、復旧・復興のために発行した市債の償還等も考えると、長期にわたる財政への影響は避けられないと思っております。ですので、我々市議会も、市長とともに、国や県に対し、中長期にわたり手厚い財政措置の継続を要望していかなければならないと考えているところであります。

それでは、次ですが、災害の復旧・復興と合わせ、財政健全化計画も引き続き取り組むということでしたので、復旧・復興期における行財政健全化計画の進め方について質問したいと思います。

現在、策定されている行財政健全化計画の目標は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、近年取り崩している基金額約3億円を解消するというものであります。しかし、新型コロナウイルス感染症の対策や令和2年7月豪雨災害対応のために、財政調整基金は枯渇しており、残り2年間で目標を達成するのは大変厳しい状況にあると思っております。

そこで、行財政健全化計画の見直し、また、復旧・復興期における行財政健全化計画はどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

行財政健全化計画につきましては、議員がおっしゃいましたように、令和2年度から令和4年度までの3か年計画としまして、今年度予算から取組を始めたところでございます。現在の取組としましては、新型コロナウイルス感染症対策や発災直後の被災者対応から復旧・復興への対策が優先しておりますことから中断をしておるという状況でございます。

昨年、行財政健全化計画を策定したときには、私たち職員誰もが、このような未曾有の災害から復旧・復興を進める中で行財政健全化を推進するという状況になるとは想定をしていなかったところでございまして、この計画達成につきましては、現在の市政における課題の多さ、重要度からすると、議員御指摘のとおり、非常に困難を極めるものと理解しております。

しかしながら、豪雨災害により一変した町並みの復旧・再生や、被災された方々の生活再建支援と持続可能な財政運営は、関連はありますものの、目的とするところは異なり、現在の難しい状況の中にあっても、災害からの復旧・復興と行財政健全化の取組は同列として進めることが、現在の本市の総合的な課題であると捉えております。そのため、令和3年度予算編成におきましては、再度、行財政健全化計画の趣旨に基づき、各種事業の精査をすることを全庁的に確認しているところでございます。

行財政健全化計画の見直しにつきましては、現下の市を取り巻く環境や財政的課題などから、その必要性について十分理解をしております、次年度以降、しっかり検討していかなければならないと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 復旧・復興事業を推進していくには財源が必要ですので、財源を捻出するという点では、財政健全化の取組をしていくということは必要だと思っております。行財政健全化計画の見直しについては必要であるということでしたので、見直されたら、議会のほうにも教えていただきたいと思います。

それでは、次から、持続可能な財政運営を実現するための収支改善に向けた取組について、質問していきたいと思っております。

初めに、歳入の確保策について質問したいと思います。私は、歳入の確保策の1つとして、ふるさと納税を積極的に活用すべきであると思っております。今年度は、災害支援という意味もあり、寄附額が増えていると言われております。そこで、今年度の寄附の実績と、来年度の寄附額を増やすための取組について、何か考えているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

今年度の実績でございますが、11月末日時点で、寄附件数が5万4,406件、寄附額が7億2,730万6,951円となっており、昨年同時期と比較しますと、件数で約745%、寄附額で約476%で推移をしております。今年度は、7月一ヶ月で3億円近い寄附額になるなど、令和2年7月豪雨以降、ふるさと納税による支援として本市に御寄附をいただく件数が大幅に増加しており、また、被災自治体の事務負担を軽減させるため、代わりに寄附を受ける代理寄附による支援を、本市の友好都市である静岡県牧之原市など、全国の10自治体で行っていただいております。

令和3年度でございますが、今年寄附していただいた全国の皆様にも、来年度も継続して、本市へ御寄附いただけるよう取り組むことが最も重要な課題だと捉えております。そのための施策といたしまして、寄附金の使い道を報告するために、前年度寄附者へ、毎年11月頃に送付をしております「ふるひと通信」の発行を、2か月程度前倒ししまして9月頃に行い、年末に向けて寄附額が増える時期を迎える前に、本市への寄附を呼びかけてお願いしてまい

りたいと考えております。

また、今年は、令和2年7月豪雨災害により開催ができませんでした既存返礼品のさらなる魅力向上や、新規返礼品の出品などを目的とした事業者説明会の実施や、本市が利用しておりますふるさと納税専用サイトのふるさとチョイスにおいて、年末集中的にPRを行うなど、今年度を上回る御寄附をいただけるよう努力をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 11月末時点で約7億2,000万円ということで、寄附が多い今月、12月を入れると、まだ寄附額は増えるんじゃないかなと思っております。来年度は今年度を上回りたいということです、ハードルは高くなると思いますが、ぜひ、頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問ですが、ふるさと納税には企業版ふるさと納税もあります。地域活性化を目的とする自治体の事業に寄附した企業が、会計上の損金算入や税額控除を受けられる企業版ふるさと納税であります、本市においても、地域再生計画が、企業版ふるさと納税活用事業の対象計画として国から認定を受けております。その中で、寄附額の目安、目標を、2020年度から2024年度までの5年間で8億円とされていますが、この目標を達成するために、どのような取組をしていくのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税が控除される制度でございますが、本市においても企業版ふるさと納税に取り組むために、議員に御紹介いただきました、2025年3月31日までの計画期間で、累計寄附額を目安8億円ということで地域再生計画を7月に申請いたしまして、8月に、国からの認定を受けたところでございます。既に、11月末日時点で、2社から合計1,100万円の御寄附をいただき、他にも複数の企業からお申し出をいただいております。

今後の進め方でございますが、企業版ふるさと納税は、本市外に所在する企業が対象となることから、東京などの都市部にある県人会、あるいは人吉高校出身者の集まりである織月会などの御協力を仰ぎまして、都市部在住で熊本県や本市に縁のある方々に、企業版ふるさと納税の呼びかけを行い、また、日頃から様々な企業とのつながりを有する県内金融機関や本市経済部などと連携、また協力し、新たな財源の確保として企業版ふるさと納税の推進をまいります。

実は、ふるさと納税につきましては、担当のほうから、1週間とか10日に一度、報告が上がるんですが、その報告の中の文書にこういうのがありましたので、御紹介させていただきます。「年明け以降に向けて、出品事業者から新たな返礼品の提案も来ていますが、コロナに豪雨災害と、売上確保に苦戦している中、事業者の皆さんのふるさと納税に対する期待を

ひしひし感じています。」こういうコメントがございました。市の財政にとっても大変貴重な収入でございますが、現在の地域経済においても大きな役割を担っております。また、ひいては、市の財政のほうに帰ってまいりますので、心に留めて従事したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） ふるさと納税もそうですが、企業版ふるさと納税は、答弁でもありましたように、新たな財源として期待できます。言い方は悪いかもしれませんが、災害があった今がチャンスだと、私は思っております。目標を達成するために、いろいろな企業に話をさせていただいて、また、K P Iを設定していただいて、しっかりと取り組んでいただくようお願いしておきます。

それでは、次に、歳出の抑制について質問をしていきたいと思います。

行財政健全化計画の歳出の抑制の取組の中には、職員採用の抑制、職員給与の見直し等の人件費の圧縮があります。しかし、今回の水害で予算が膨らめば膨らむほど、事業への対応に多くの人員が必要になると考えられます。本市は、定員適正化計画に基づき職員数を削減してきましたが、災害により業務が増えたとはいえ、現在でも通常業務と災害対応業務の兼務職員がいるなど、人員が足りていないんじゃないかと心配しております。

そこで、質問ですが、必要な人員の確保について、どのように考えているのか。2点目に、今年度は、行財政健全化計画に基づき職員給与の削減を行いました。来年度も職員給与の削減を行うのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、人員の確保についてでございますが、今回の豪雨災害により、通常業務に加えまして、復旧・復興に関する業務が増加したことにより、職員一人一人の業務が増大し、現状の職員数では厳しい状況が、現在も続いております。

そこで、全国の自治体に中長期の派遣職員を要請いたしまして、本市の業務を担っていただいているところでございます。しかしながら、現在も、議員おっしゃいましたとおり、多くの職員に兼務の辞令を出している状況でございまして、まだまだ職員数が不足している状況下にあるため、今年度中に、任期付職員の採用を20人程度予定しているところでございます。

次に、行財政健全化計画におきます職員の給与削減につきましては、令和2年7月1日に、市職員組合と書面による協定書を締結しております。この協定書に基づきまして、給与削減の期間を令和3年3月31日までの1年間と定めているところでございます。したがって、来年4月からは、削減前の給与に戻るということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 人材確保のために任期付職員の採用を予定されておりますけれども、ぜひ、新規採用もしていただきたいと思いますし、民間委託についても、さらに活用していただきたいと思います。

また、先ほど質問した企業版ふるさと納税には人材派遣型というのがありますので、これは、人件費を負担することなく人材を受け入れることができますし、関係人口の創出・拡大にも期待できます。ですので、あらゆる手法を活用しながら、人員の確保を行っていただきたいと思います。あと、職員を適材適所に配置することも、より効果的に業務が遂行できると考えられますので、合わせてよろしくお願いいたします。

職員給与削減については、来年度はしないということでしたので、現在、業務量が増えて大変な状況にありますので、少し安心したのですが、新型コロナウイルスの影響で民間企業の給与が下がっているということで、次回の人事院勧告での給与の引き下げも考えられます。また、本市の財政状況、本市全体の財政状況、大変厳しい状況ですので、今後、この職員給与に関しては難しい対応が求められてくるんじゃないかなと思っております。

それでは、次に、事業の見直しという点から質問をしたいと思います。

これからの予算編成においては、財源を捻出するために、現在行っている事業の見直しや廃止等も出てくると思います。そこで、今年度で地方創生推進交付金の交付終了となる事業の今後について、質問したいと思います。この交付金を活用した事業の主なものとしては、くまりばで行われている起業創業支援事業、H i t - B i z と関係人口・交流人口の創出事業があると思います。これらは、先ほど言ったように、今年度で交付金が終わるということで、今後の事業継続をどのように考えられているのか、気になるところであります。

そこで、H i t - B i z の開設から2年がたちますが、H i t - B i z の2年間の実績、また、コロナ禍での事業所のサポートや、令和2年7月豪雨災害時の活動はどのように展開されたのか、お尋ねいたします。

そして、もう1つの事業である、関係人口・交流人口創出事業については、成果はどのようなものがあつたのかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

1点目の、人吉しごとサポートセンター、H i t - B i z のこの2年間の実績についてでございますが、平成30年12月に開所して以来、新規の予約が1か月先になるほど相談件数が高止まりいたしまして、多くの事業者の悩み相談に伴走してまいりました。その結果、開所から、ほぼ2年となります令和2年11月までの累計では、延べ1,501件、月平均約68件となっているところでございます。

主な実績としましては、令和元年度のまとめによりますと、20件以上の事業者の売上アップに貢献、顧客創出、集客では、にぎわい型のPR戦略でおかみの会、さくら会などを支援、新規観光事業創出では、川上哲治生誕100年事業とタイアップいたしまして、全国シニ

アチームの誘客・観光企画提案や、関連新商品による小売りでの売上アップにつながっております。創業支援、雇用創出では、9件の企業をサポート、合わせまして事業継承、事業譲渡支援なども手がけているところでございます。

また、相談の中でも最も多いのが、事業者の情報発信、メディア戦略支援でございます。ホームページがない事業者に対しまして、自身でコンテンツができるまでサポートし、情報発信力アップと売上アップに貢献するとともに、プレスリリースなどでメディア戦略を推進、売上アップや認知度向上にも貢献してまいりました。そのほかの成果実績としまして、マッチング27件、会議所連携補助金獲得9件、資金調達9件、メディア等掲載10件などとなっております。

2点目の、令和2年7月豪雨災害以降の活動状況についてでございますが、災害後、速やかに商工会議所に相談拠点を移し、事業を継続したものの、4月から6月にかけて月平均77件で推移しておりました相談対応件数が、7月から9月にかけては月平均21件と減少したところでございます。これは、事業者の皆様も御自身の施設設備の復旧・再建等に御多忙であり、経営全般や売上アップに向けての相談ニーズが減少したことによるものと考えております。

なお、この間は、相談対応と並行いたしまして、災害支援も実施されております。ごみ出し、引っ越しに利用する軽トラックの無料貸し出しについては、延べ549件を支援。その他、ファン付き作業着などの物資支援も行っております。

町なかや事業所の復旧作業が落ち着き、各種支援策の申請受付も一段落いたしました10月以降は、徐々に、情報発信、販路拡大などの相談対応件数が増加に転じておまして、11月は78件となっております。災害後の特徴といたしましては、クラウドファンディングによる資金調達、事前売上確保、販路拡大の支援が増加しておまして、11月末の時点で6件の支援、累計4,590万円の実績となっております。また、準備中の事業所も複数ございまして、今後も、支援件数が増加する見込みでございます。

最後に、3点目の、関係人口・交流人口の増加施策の成果についてでございますが、平成30年度から、くまびコワーキングスペースを関係人口・交流人口の増加施策の拠点として整備し、令和元年7月から運用を開始するとともに、本市の地域課題解決のためのアイデアソン、ハッカソン、くまびの利活用活性化のためのワークショップ、全国の起業家が集うゼロワンサミットや、地場企業をマッチングする事業継承ツアー、大学生の実践型インターンシップ、各種セミナーなどを実施いたしまして、関係人口・交流人口の増加に努めてまいりました。実績としましては、令和元年度末において、コワーキングスペース利用会員数は、ビジター会員25名、個人会員4名、法人会員5社、また、利用者総数も、令和元年7月からの9か月で2,372名、うち、視察見学者が1,228名となっております。

また、関係人口創出の目的の1つであります、IT企業等の誘致につきましては、令和

2年度から、くまりば2階のサテライトオフィス、シェアオフィスの入居者募集を開始いたしましたところ、サテライトオフィスに2社、シェアオフィスに2社の申し込みがあつているところでございます。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害により当該施設が被災し、現在復旧工事中にあり、入居についても保留となっておりますが、来年1月以降を予定しております施設再開後は、再度、申込者に対する意向確認や、再募集を実施する予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、様々に実績や成果について御答弁いただきましたが、私は少なからず効果は出ていると思っておりますので、継続をしていただきたいと思います。しかし、やはり事業継続していくには、財源が必要となってきます。

そこで、くまりばで行われているH i t－B i zや関係人口・交流人口創出事業は、市長にとって重要施策でもあると思っておりますが、市長はこれらの事業の成果等をどのように捉えられ、今年度で地方創生推進交付金という財源がなくなる中で、これらの事業の継続についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

全国の多くの自治体が、地方創生事業の一環として起業創業支援や関係人口創出事業に取り組んでおり、本市におきましても、何も対策を取らなければ、地域間競争に埋没してしまうとの危機感のもと、当該施設に取り組んでいるところでございます。いずれの取組にしましても、本市にはこれまでになかった施策であり、試行錯誤しながらの取組となっておりますし、また、開始後3か年目であり、まだ際立った成果にはつながっていないとの御批判がありますことも重々承知をしているところでございます。

しかしながら、先ほど経済部長が答弁しました成果等につきましては、これまで、この地域になかった取組ばかりでございます。つまり、ゼロから1を生み出すチャレンジがなければ、力強い経済を生み出すための新しい産業や雇用の創出にはつながらないと確信しているところでございます。H i t－B i zなどの起業創業支援及び都市部のIT企業等との協創を通じた関係人口創出を通じて、これまで、この地域にはなかった新たな拠点や事業者、そして人脈が新たに生まれていることが、まずは最大の成果と捉えております。

私自身も、H i t－B i zや関係人口創出事業により、この地域を訪れていただいた多くの起業家や企業人との交流から大きな刺激や学びを得るとともに、地域外の人材と地場事業者の方々との協働による新たな取組が進みつつあることに大きな期待を寄せております。

また、今回の災害に当たっても、クラウドファンディングやボランティアを通じて、この地域に対する大変多くの、そして温かい御支援をいただいております。くまりばの早期復旧にも多大な貢献をいただいております。それらのことも、大きな成果の1つとして捉えて

いるところでございます。

今後、どのように進めていくのかということでございますが、せっかく新たに生まれた産業や雇用、関係人口等につきましては、これを継続して守り、育てていかなくは、さらに大きな成果にはつながりません。また、第6次人吉市総合計画におきましても、将来都市像として、「～新たな価値の創造 次なる挑戦へ～未来協創都市ひとよし」を掲げておりますことから、新たな価値の創造につながる起業創業支援、関係人口創出に係る地方創生事業について、引き続き推進してまいりたいと存じます。

一方で、コロナ禍、令和2年7月豪雨災害の二重苦により、さらに厳しい財政状況となりますことから、事業経費の見直しや精査など、歳出の抑制に努めるとともに、地方創生事業推進交付金など、国の支援の確保、さらには、今後は企業版ふるさと納税の積極的活用を図るなど、一般財源への負担をできるだけ最小にすべく、最大限努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 財源を確保して、引き続き推進していきたいというような答弁でしたので、よかったなと思っております。

今後は、これらの事業についても、内容の見直しや縮小という部分は出てくるかもしれませんが、ぜひ、継続していただくようよろしくお願いいたします。

今は復旧・復興を最優先でやられています。これは、今の人吉市にとって最優先事項ではありますが、行政が取り組む事業は、部分最適ではなくて、やはり全体最適の観点から進めていかなくはならないと思いますので、今後も、地方創生の歩みを止めることなく進めていかれることをお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

今回の令和2年7月豪雨災害の朝、市役所はもちろんのこと、消防、警察など電話がつながらなかったこともあり、多くの方から電話をいただきました。その中には、「体の不自由な方が家に残っているからどうにかできないか。」とか、「車椅子の方が首まで水が来ているそうだから助けてもらえないだろうか。」、「知り合いの親が連絡がつかないから確認できないか。」などの電話がありました。私自身もその場所に行くことすらできず、近くの方や消防団の知り合いに連絡をしましたが、その方たちですらこの水位では動くことができないといったことで、大変もどかしく、悔しい思いをしたことを今でも忘れられません。

また、今回の水害で、自力での避難が困難な方が被害を受けたという話も聞いております。逃げ遅れた要因は様々にあると思いますが、今後も大規模な災害が起きる可能性がある中で、このような悲惨な事象が二度と起こらないよう、環境を整えることが重要であります。自力での避難が困難な方については、災害対策基本法により、市町村には避難行動要支援者

を把握するための避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。また、その名簿をもとに、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、一人一人の状況に合わせ、個別計画を作成することが奨励されています。本市においては、避難行動要支援者名簿はもちろん、避難行動要支援者の個別計画も策定されておられます。

そこで、質問ですが、本市の避難行動要支援者名簿の作成はどのように行われているのか、また、その名簿はどのような関係者に提供されているのか、そして、今回の水害で、その名簿を持っていらっしゃる方、支援される方が、どのような避難支援を行い、どのような課題があったのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者の方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方について、避難行動要支援者名簿の作成を義務づけることなどが規定されました。

避難行動要支援者の御説明をさせていただきますと、災害が発生し避難する際、急な移動が困難であったり、一人では避難することができず、家族や隣近所の方、地域に住んでいる人などの手助けを必要とする人で、具体的には、支援を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者などが挙げられ、市では、在宅の方のうち、一人では避難が困難な方を避難行動要支援者の対象としております。

この対象となる方々につきましては、市福祉課窓口への申請、または人吉市社会福祉協議会が実施しております小地域ネットワーク活動による地域見守り活動の中で、本人が同意され申請された場合、名簿への登録を行っております。名簿には、本人の申し出による緊急時の連絡先や避難時等の支援者などを記録した福祉台帳、避難所までの経路を記録した個別計画、避難支援プランを作成、添付しており、関係機関へ情報提供するため、必ず御本人の同意を得ることとしております。

関係機関は、町内会長、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防署、警察などで、毎年5月頃に情報を更新したものを、梅雨期前に情報提供を行い、災害時の安否確認、避難・救助などに活用していただくこととしております。

災害発生時に避難が必要となった場合は、台帳に支援者・協力員として登録されている近隣住民、民生委員・児童委員の方々などを中心に、自主防災組織など周囲の共助による支援を受け、個別計画に基づき避難所までの避難誘導・支援を行っていただくこととなっております。登録者数は、本年3月末日現在で1,103人でございます。

今回の令和2年7月豪雨災害では、避難行動要支援者の個別計画は策定しておりましたが、豪雨の時間帯、また球磨川などの増水が予想以上に早かったため、避難経路が浸水したり、支援者自身も被災しているなど、地域によっては対応困難なケースがあったこと

など、多くの課題が出てまいりました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 現在、1,103名の方が名簿に登録されているということですが、まだ、地域には名簿に登録されていない方もいらっしゃると思います。もちろん、本人の同意が必要ではありますが、名簿の追加や更新が必要であると思います。

そこで、避難行動要支援者名簿の追加や更新について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

また、地域で名簿を持っているのが、町内会長と民生委員・児童委員ということですが、災害前から災害時にかけて、一番地域を巡回しているのは、私は消防団だと思っております。そこで、消防団にも情報を共有しておく必要があると思いますが、消防団に名簿の提供はできないのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難行動要支援者の名簿登録につきましては、御本人からの申し出による登録もございますが、多くが民生委員・児童委員の御協力により登録をいただいております。登録されていない方につきましても、地域での日常からの見守り等により声かけなどはあるものの、現段階での把握はできておりません。今後、登録の推奨を行いながら、漏れのない支援体制づくりを目指してまいりたいと存じます。

名簿の情報提供につきましては、関係機関へ提供するため、必ず御本人の同意を得ることとしておりまして、繰り返しになりますけれども、町内会長、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防署、警察署などへ情報提供しております。

避難行動要支援者名簿につきましては、個人情報保護法に基づき、名簿情報の目的外使用、及び名簿等の複写を禁止しております。個人情報を共有できる範囲につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、各町内で要支援者支援体制等を協議される場合、自主防災組織と判断される場合は情報の共有はできます。現在におきましては消防団への名簿の情報提供は行っていないところでございますが、各町内で組織されている自主防災組織は、主に町内会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体でございますので、メンバーの構成も各町内で異なるかとは思われますけれども、その中で、暮らし見守り相談員など、日頃の見守り活動をされる方や消防団員などが構成されているのであれば、情報の共有をすることはできます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 消防団への名簿の提供は、プライバシーの問題で難しいのかなと思いますけれども、自主防災組織内であれば情報を共有することができるということでありま

すので、今後は、この地域での自主防災組織の在り方とか、組織編成についても、今後は考えていかなければならないと思っております。このことについては、機会がありましたら質問したいと思います。

それでは、個別計画についてですが、先ほど答弁でありましたように、支援する人が被災したとか、避難先まで行けないと、様々に課題があったと思います。今回の災害は想定外の災害であったかもしれませんが、やはり、想定外のことも想定して個別計画を策定する必要があります。

そこで、今ある個別計画を見直すべきだと考えますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。また、今回の災害の朝に、ある町内会長さんから電話があつて、「もう、避難先に高齢者を連れて行けない。」という連絡がありました。しかし、町内に3階建てぐらいの企業があつて、そこには広いスペースがあるから、そこに避難させたいという連絡があつて、その企業の従業員の方と連絡がとれましたので、そこに数名の方が避難されたというケースが、今回ありました。

このように、地域内に企業や高いビルがある場合は、非常時における緊急的な避難所として活用できると思うのですが、行政が、このような企業と協定を結び、緊急時の避難所として活用することを進めることができないか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今回の豪雨災害におきまして、本市では災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の個別計画は策定しておりますが、あらかじめ決めた避難・支援の方法では、特に浸水区域におきまして増水が予想以上に早かったこと、また、支援者も被災されている、さらには避難経路が浸水しているなどにより、対応は困難なケースが多かったと推測しております。

今回の豪雨災害を受けまして、避難行動要支援者個別計画の支援者、避難経路などを含めまして、再度見直しが必要だと考えておりまして、合わせて、支援者だけに負担がかからないような地域の体制づくりも必要だと感じております。

また、避難におきまして、災害が発生する前の早目の避難をお願いしているところですが、今回の災害では、災害発生時間帯が早朝であつたことや移動手段がなかったことなど、様々な事情により、多くの方の避難に遅れが生じました。このことを受けまして、逃げ遅れた方が命を守るため、緊急あるいは一時的に、地域の高いビルなどに避難できる場所を確保することが重要であるとも認識したところでございまして、今後、そのような民間施設に避難できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 避難所の件については、検討するということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。

避難行動要支援者の支援については、答弁でも、地域での体制づくりが必要であると言われたように、共助力の向上が必要だと思っております。今後は、平常時からの避難行動支援に関わる地域づくりや、防災訓練等にも力を入れていただきたいと思いますと思っております。

それでは、最後に、被災した児童・生徒の心のケアについて質問いたします。

今回の災害は、大人だけでなく、子供たちの生活にも大きな影響を与えました。みるみる増えてくる水位に恐怖を味わい、大切な家や財産を失うなど、子供たちが受けたダメージはどれほどつらいものか、想像に難くありません。また、被災したことにより、仮設住宅への転居や通学状況の変化、また経済環境の変化により、ストレスや悩みを抱えている児童・生徒もいると思われますので、そのような児童・生徒に対し、心のケアを行っていく必要があると思っております。

そこで、施政方針の中でも、被災した子供たちへの心のケアについて触れられましたが、発災後から今まで、児童・生徒への心のケアについて、具体的にどのような対応をとられたのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

御承知のとおり、令和2年7月豪雨により多くの児童・生徒が被災し、強いストレスを受けるとともに、悩みも抱えております。各学校では、学校再開とともに、教職員による教育相談を実施いたしました。同時に、専門的な知識を有するスクールカウンセラーの方によるカウンセリングも進めております。

県教育委員会から本市に配置されているスクールカウンセラーは2人で、カウンセリングを必要とする多くの児童・生徒に対応することが困難であるため、県教育委員会に、スクールカウンセラーの追加派遣を発災直後から要請し、7月、8月には、市配置のカウンセラーと合わせて9人で、カウンセリングを実施しております。また、夏季休業期間中には、県教育委員会及びNPO法人にボランティアを派遣いただき、スポーツパレスに避難している児童・生徒を中心に、学習支援や体験活動を含めた心のケアを行っていただきました。NPO法人には、今も支援をいただいているところでございます。

本市教育委員会の2人の子ども・子育て相談員も、発災直後から避難所をまわり、児童・生徒の健康チェックと生活習慣改善に向けた支援を続けているところでございます。

8月と10月には、県の教育委員会から出されました「心と体の振り返りシート」を活用いたしまして、ストレスチェックを実施いたしました。心のケアが必要な児童・生徒の把握を行ったところでございます。このチェックシートには、「つらかったことを思い出させるところには近づかないようにしている」とか、「また大変なことが起こるのではと、ずっと考えてしまう」など、小学校10項目、中学校15項目からなるものです。8月の調査において、心のケアが必要と判断された人数は、小学校では190人、中学校では16人で、多くの児童・生徒が、住宅環境の変化や家族経済の変化、家族関係の変化に不安を感じていること、また、

災害後、身体的不調が続くこと等について、悩みを抱えていることがわかりました。これは、議員御指摘のとおりでございます。

10月末現在において、スクールカウンセラーによる「カウンセリングを行った児童は129人」で、他の児童・生徒につきましても、養護教諭やひとよし子アドバイザー等が教育相談という形で心のケアに当たり、順次、スクールカウンセラーにつないでいるという状況でございます。

10月に実施した調査では、心身の不調を訴える児童・生徒の数は少なくはなっているものの、新たに心のケアが必要であると判断される児童・生徒の報告もあり、引き続き児童・生徒の支援を行っていく必要があると考えております。また、調査から見えてきたこと、わかったこと等を、間を置かずして関係機関と連携し、手だてを講じてまいるとともに、児童・生徒から目を離さず、手を放さず、心に寄り添いながら心の安定を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 発災直後から、数回のストレスチェックやスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っているということで安心しましたが、答弁にもありましたように、まだ悩みやストレスを抱えている児童・生徒がいると思いますし、熊本地震や東北大震災のときも、症状がしばらくしてから出てくるというケースもあるというふうに聞いております。ですので、中長期にわたる児童・生徒の心のケアが必要であると思っておりますが、今後の対応はどのように考えているのかお尋ねいたします。

また、スクールカウンセラーについてですが、答弁でもありましたように、災害発生後から、県が球磨教育事務所配置という形で派遣され、カウンセリングを実施されておられました。そこで、来年度も派遣していただけるのかどうか、球磨教育事務所に確認すると、今、学校等に聞き取りをしているところです、という回答でありました。私は、市長や教育長が率先して、県や県の教育事務所に、引き続き、スクールカウンセラーの拡充を要望すべきだと思いますが、スクールカウンセラーの拡充については、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

宮原議員の御指摘のとおり、長引く避難所での生活や仮設住宅での暮らしなどの生活の変化等で、心身の不調や生活リズムの乱れに改善が見られない児童・生徒がいることもわかっております。また、日常の生活が戻るにつれ、ストレスの要因が広がり、それまで表面化しなかった心身の問題が現れてくることも、10月に行ったストレスチェックの結果からも改めてわかったところでございます。

災害からのストレスが回復するには、一定の期間がかかるといわれており、これも波が

ございます。長期間空白の期間があつて、また元に戻るというようなことも考えられます。そのような中、教育委員会としまして、今後も定期的にストレスチェックを実施するとともに、熊本県に引き続き、スクールカウンセラーの配置拡充を含めた追加派遣を強く求めてまいります。

また、コロナ禍及び被災に伴い、家庭環境が大きく変化した児童・生徒もおります。今後とも、関係部局及び関係機関と連携をとりながら、児童・生徒の心の健康のために尽力し、子供の心の安定・安心を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） スクールカウンセラーについては、以前、スクールソーシャルワーカーの市独自の配置について質問しましたが、本当だったら、市独自のスクールカウンセラーが配置できたらいいなと思いますが、財政的にも厳しいですし、スクールカウンセラー自体も少なく、確保するのが難しいというふうにも聞いておりますので、県にスクールカウンセラーの拡充をしっかりとお願いしていただくとともに、関係機関と連携をとりながら、引き続き児童・生徒の心のケアに当たっていただくようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） ここで、執行部から発言の申し出がございましたので、これを認めます。

○教育長（末次美代君） 先ほどの宮原議員の1回目の答弁の中で、「カウンセリングを行った児童は129人」と申し上げましたけれども、正しくは、「カウンセリングを行った児童・生徒は129人」でございましたので、訂正をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることといたしますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、一般質問を続けます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4 番。牛塚孝浩議員。

○4 番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4 番議員の牛塚孝浩でございます。

令和 2 年 7 月豪雨災害から 5 か月となり、被害に遭われた全ての皆様には、衷心よりお悔やみと、そしてお見舞いを申し上げます。また、発災前から今日まで御尽力いただいております職員の皆様へは、私のほうからも心からの感謝と御礼を申し上げます。

それでは、早速、通告に従いまして質問をいたします。

まず、1 点目、令和 2 年 7 月豪雨災害においては、現段階での検証について、一部質問をいたします。これにつきましては、10 月に開催いただいた全員協議会において、多くの質問に対する回答をいただいておりますので、端的に伺ってまいりたいと思います。

まず、本市が策定しております防災計画には様々な多くの項目がございますが、今回の豪雨災害時には、その計画に沿った行動ができたのかお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

地方自治体は、災害対策基本法に基づき地域防災計画を作成し、実行しなければならないと定められております。本市地域防災計画は 6 つの項目で構成をされておきまして、そのうち、第 2 編で災害予防計画、第 3 編で災害応急対策、第 4 編で災害復旧復興を定めております。

今回の令和 2 年 7 月豪雨に限らず、出水期における災害対策は、人吉市地域防災計画第 3 編、災害応急対策編に定めております第 2 章、風水害等応急対策計画に基づき、対応をいたしております。また、本計画を実施する上で必要となる行動指標等につきましては、水害対応マニュアルや球磨川水害タイムラインなどで補完をいたしております。

今回の令和 2 年 7 月豪雨におきましても、職員の参集をはじめ、災害対策本部の設置、支部の設置、指定避難所の開設・運営、避難情報の発信など、計画に沿った行動ができたかという御質問でございますけれども、マクロ的な観点からは計画に沿った対応を行うことができたと思っておりますが、現在、全庁的な検証作業に入っておりまして、今後、詳細な課題等が見えてくるものと存じます。

そこで、現時点において把握しております課題点の主なものをお答えさせていただきたいと思います。今回、最大 13 か所の避難所を開設いたしましたけれども、避難所運営におきまして、マンパワー不足により職員への過度の負担がかかってしまいました。その後の長期化する避難所運営におきましても、本来であれば避難者による避難所運営をすべきところでしたが、コロナ禍にあり、避難者による自主運営の移行が難しかったという課題がございます。また、避難情報をはじめ、被災後の行政情報について、市民の皆様へ、特に被災された方々への情報が十分に届かなかったということが課題として挙げられると存じます。また、地域防災計画書では、災害廃棄物の集積場所を第一市民運動広場と川上哲治記念球場を指定しておりましたが、今回の対応では中核工業用地としたことで、様々な混乱が

生じ、被災された方々をはじめ、多くの皆様に御迷惑をおかけしたところでございます。

今後、このような課題をはじめ、検証結果を踏まえて、地域防災計画書、各種マニュアル等へ反映をさせてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 御答弁いただきましたように、今次災害におきましては、職員の皆様には、通常業務に加え災害対応や避難所の運営など、大変多くの仕事が重なる中、奔走していただきました。被災された方も、そうでない職員の皆様も、大変な御苦勞があったと察します。

そこで、発災後、職員の方々の時間外勤務について、以前、球磨村職員について報道されましたように、過労死ラインを超えるようなことはなかったのか。また、それに対する配慮や対策など、管理状況はどうであったのかお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市職員の勤務状況でございますが、発災直後の７月の時間外勤務時間の平均は106時間でございます。国が過労死ラインとする100時間を超えた職員数は196人で、58.9%を占めております。最も多かった職員は、320時間に達しております。その翌月の８月につきましては、平均が54時間、100時間を超えた職員数は14.2%の47人で、最も多かった職員は190時間となっております。これらの勤務状況等につきましては、総務課にて把握をいたしまして、いかにして時間外勤務を減らし、職員の負担を軽減できるのかといった方策を検討してまいっております。

そこで、議員御質問の、これらの職員の勤務に対する配慮・対策という御質問でございますけれども、発災した７月から、夏季休暇取得期間の一月の延長、それから、週休日勤務の振替や休日勤務の代休の取得期間を、後ろ８週から後ろ六月まで延長をいたしております。それから、過度な勤務体制とならないよう、休息時間を確保するために職務専念義務の免除の弾力的な運用、また、職員の住居が被災した場合の特別休暇の弾力的な運用、こういったものを実施してきております。

災害復旧・復興に関する業務への対応につきましては、職員数が絶対的に不足している状況が続いておりますので、熊本県や熊本市をはじめとする多くの自治体から短期派遣ですとか、全国各地の自治体からの中長期派遣、職員の配置換えや新たな組織の設置、任期付職員の採用、こういったことにより本市職員の業務量の軽減を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 緊急事態であったため、仕方がないことであったとは思いますが、７月が約６割の196人、８月も47人の方が大変御苦勞されたと知りまして、改めて深く感謝し

ます。ありがとうございました。

また、負担軽減につきましては、随時検討をいただき、対策していただいたということ、そして、引き続き業務量の軽減に取り組んでいただいていることに、感謝を申し上げます。

次に、今回の水害では、予想を超える水位の上昇がありました。そのため、全部ではありませんが、指定避難所でさえ車が水没をしたり、避難所自体の水没が発生してしまいました。そこで、避難所として場所の設定に問題はなかったのか、また、避難所までの移動手段など、危険地域の自治会に対し、個別の避難計画のようなものは作成されていなかったのか、合わせて、想定外を考慮した対応計画のようなものはあったのか、伺います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

洪水に対応した指定避難所といたしまして22か所をしておりましたけれども、そのうち、東西コミュニティセンターと西瀬コミュニティセンターが浸水被害を受けたところでございます。この2か所の指定避難所におきましては、賛否それぞれ御意見をいただいておりますけれども、避難のしやすさ、畳の部屋や空調が整っていること、通信体制が確保されていることなどから、避難所の運営面を重視し指定をしてきたところでございます。当然、浸水のおそれもあることから、当避難所の避難者を避難指示とともに別の指定避難所へ移送するため、市のマイクロバス等を運行する体制を整えていたところでございます。今回の豪雨では、両避難所には避難者がいらっしゃらなかったことから、マイクロバスの運行には至っておりません。

次に、危険地域の自治会に対し、避難所までの移動手段に関する個別の避難計画は作成されていなかったのかという御質問でございますけれども、避難行動要支援者におきましては避難に関する個別計画を策定しておりますけれども、自治会に対しましては地域の指定避難所をお示しをしているということだけで、いつ、誰が、どのように避難するかといったところに関しては、それぞれ、個人であったり、町内会、また自主防災組織で作成するということになっていると存じます。

少々時期的には古くなりますけれども、平成22年度に、温泉町内会、下林町二区町内会、下林町仮屋町内会を対象に、熊本大学の支援を受けまして、マイハザードマップの作成を行っております。マイハザードマップとは、市町村が配布したハザードマップをベースに、住民の生活圏を対象とした、より小さなコミュニティレベルについて、地域固有の情報、防災情報などを追加したハザードマップのことでございます。近隣にお住まいの方に集まっておきまして、実際に街歩きを行い、みんなで意見を出し合い、地図上に、側溝蓋のない水路などの危険箇所や避難経路などを書き込んでいただきまして、避難方法を確認し、マイハザードマップをつくりあげております。このような取組につきましては、平成24年度には、九州地方整備局の支援のもと、上薩摩瀬町内会、下薩摩瀬町内会において実施いたしております。このとき、合わせて避難誘導看板を作成しまして、避難経路に11か所の看板を設置し

たところでございます。

このような形で、今後、地域の計画等を作成される際は、市も御支援をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 答弁いただいた２か所については、住民の皆様も疑心があったと感じるところであります。また、それ故に最悪の事態を免れたのかなとも思います。

また、災害弱者に対する個別計画については、先ほど宮原議員のほうからの答弁でも確認させていただきましたが、平成22年度と24年度に行っていた自治会への啓発についても、今後は特に必要があるのではないかなと思うところでございます。私も、発災当日、６時前ぐらいに電話がありまして、町内の公民館から、年の方といいますか、避難されていた３名の方を迎えに行って、スポーツパレスまで避難させたという経緯もございます。今後、昔の隣組ではないですけれども、そういう小さな組織というものもつくっていくことが大事ではないかなと思いますので、自治会単位での個別計画作成まで踏み込んで御支援いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、これまでの検証、一部検証を受けまして、２点目は、今後の復興計画の部分についてであります。今後、来年の出水期までを期限とし、被災した指定避難所についての場所の変更など、何らかの計画はあるのか伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

浸水をいたしました２か所のコミュニティセンター、指定避難所につきましては、当面使用が困難でございますし、国の災害支援を受け、避難所となった小中学校体育館に空調設備も整備していただきましたので、両コミュニティセンターは指定避難所から外す予定としております。代わりとなります避難所としましては、人吉西小学校と西瀬小学校を考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 今回、避難開始の情報伝達や、また、発災後の情報伝達についても、雨音の影響や防災無線の故障や不具合、通信インフラの分断、停電など、様々な要因が重なりまして、結果、多くの苦情が出てしまいました。このことを受け、市長は、所信表明において、最優先に取り組む課題として早急に対策を講じると述べておられます。そのことを受け、その後、情報の伝達方法について改善された点、また今後、改善しなければならないという点は、具体的にどんなものがあるのか、また、今後については、いつまでにそれを実施するのか、そして課題はあるのか伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の令和2年7月豪雨災害では、既存の防災行政無線の屋外拡声子局のうち9基が浸水して故障、1基が、木地屋地区で発生した土砂災害に巻き込まれ、倒壊をいたしております。そこで、浸水被害を受けた9基のうち7基は、7月中旬までに仮復旧を果たし、放送再開ができております。残る2基につきましては、システムの関係上、復旧ができずに現在に至っております。

これら浸水被害を受けた9基につきましては、今年度中に部品を交換し、機器の再調整を行うことで完全に元どおりに復旧する予定でございます。倒壊しておりました1基につきましては、木地屋町内に戸別受信機の配備が進んでいることから、再建を行わず、戸別受信機未配備の世帯に設置することで、現状の不便さを解消する予定でございます。

また、7月3日から4日の大雨時に防災行政無線の放送が聞き取れなかった、という市民の声が多数上がっていることから、住民の皆様への情報伝達をより確実なものにするための方法を検討しておりまして、現行の戸別受信機よりも安価な防災ラジオ型の受信機を、市内の全世帯に配備し、現在の防災行政無線システムと連動して運用する計画としております。これによりまして、屋外にいらっしゃる方へは、現在ある屋外拡声子局を通じて、また屋内にいらっしゃる方には、戸別受信機や防災ラジオを通じて、現在よりも、より確実に防災情報をお届けできるものと考えております。

この防災ラジオを利用したシステムにつきましては、今年度中に実施設計を完了できるように、この12月議会で予算を計上いたしておりまして、来年度には導入・運用を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 来年度中に導入・運用をいただくということで、期待をしております。ありがとうございます。これは災害時だけに限らず、情報格差が軽減され、できるだけ早く安心・安全な生活の向上に寄与されますことを期待しております。

続いて、過去の一般質問でも、多くの議員の方からハザードマップに関する質問が出ておりますが、災害を受け、後に作成するハザードマップについては、いつまでに配布が可能になるのか、また、危険度のレベルについては、どのレベルで作成するのかお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現在、住民の皆様のお手元にお届けしております総合防災マップは、平成28年度末に刊行いたしまして、平成29年4月頃に配布したものととなります。このマップの球磨川の浸水想定でございますけれども、降雨量想定が年超過確率80分の1とされておりまして、80年に1回の割合でそれを超えるような降雨量が発生するということを意味しておりまして、80年のうち、どの年も80分の1の確率でその降雨量が生じるということを意味するものでござい

す。これは、その想定降雨量が必ず80年に1回降るということではなくて、80年に2回以上降る場合もあれば、1回も降らない場合もあることを意味しております。今年降った降雨量が、来年降らないということでもございません。今回、新たに作成を予定しております人吉市総合防災マップでございますけれども、国や県管理の河川の想定最大規模の浸水想定区域で作成をする予定でございます。

球磨川の想定最大規模の浸水想定は、降雨量想定が年超過確率1000分の1とされておりまして、1000年に1回の割合で、それを超えるような降雨量が発生する想定となっております。新たな防災マップでございますけれども、河川の浸水想定区域図のほか、土砂災害危険箇所や避難所、防災拠点施設など、様々な情報を掲載する必要があるため、作業の関係上、刊行できるのが令和4年1月から2月頃を見込んでおります。市内の全世帯に配布できるのが、令和4年3月頃と考えておるところでございます。配布時期がおおよそ1年後となりますので、さしあたり想定最大規模の浸水想定区域図だけでも市民の皆様にお配りをし、周知を図りたいと考えておりまして、令和3年度の出水期前までに、球磨川の想定最大規模浸水想定区域図を全戸配布したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 1000年に一度の割合のハザードマップということで、楽しみでもあり、不安でもあるような気がするところでございますが、新型コロナウイルスの対策、復興・支援など非常に多忙を極める中で、想定最大規模浸水想定区域図の全戸配布はスピード感をもってよろしく願いしたいと思います。

参考までですけれども、これまでのハザードマップのネット配信については、市民の方から、ダウンロードに非常に時間がかかるという指摘がございましたので、私もちょっとやってみたんですけど、結果、負担なく実行できました。しかし、そういった声もあるということを、一応認識しておいていただければと思います。

次に、これもまた、開会時、市長から表明いただいております、未来型の復興計画を進めていく過程において、全員協議会でも要望させていただきましたように、市民の皆様は、本市のこれからに対するあらゆる情報の提供、そして意見交換の場を求められております。共有していきたいと望んでおられるわけでございます。特に被害に遭った地域の方々は、その意識が強いです。そういうことを受けまして、このような要望に対し、今後、定期的に地域の懇談会や情報提供の場、意見交換の場を開催いただけないか、お伺いいたします。

○復興局長（元田啓介君） こんにちは。それでは、御質問にお答えさせていただきます。

令和2年7月豪雨災害を受けまして、本市におきましては、現在、復旧・復興に向けた市政の今後の方向性や基本的施策の方針をお示しする、人吉市復興計画の策定に取り組んでおります。これまで2回開催しております復興計画策定委員会の中で、計画の骨子案につい

て、熱心に御議論いただいているところでございます。

そして、今後、復興計画に掲げるまちづくりを着実に推進するために、我々行政に加えて、東日本大震災や熊本地震などでまちの復興を支援された経験者、あるいは復興支援に精通するコンサルタントなどを交えて、各地区の住民の方たちと膝をつき合わせ、将来のまちの姿を議論し、住民主体によるまちづくりを具体化していく復興まちづくり計画の策定に向け、進み出したところでございます。

これまでも、町内会長を対象とした意見交換会や各地域での集会、町なかでの復興に向けた会合などから御案内いただきました際には、発災からの対応状況、あるいは支援内容等につきまして、市の担当部局等が出向きまして意見交換をさせていただいたところでございます。

発災直後の被災者の方の生活支援や住まいの確保といった、いわゆる緊急支援の時期からフェーズが変わってまいりまして、住まいが確保され、家屋の解体などが進んでいくこれからが、復興に向けたまちづくりを本格的に進めていく時期であると考えております。つきましては、地域ごとのまちづくり計画策定に向けまして、今後、各被災地域のリーダー的な方々とコンタクトを取りまして、早ければ年明けから、実際に地域住民の皆様と意見交換会を開催させていただきますとともに、御指摘もありました情報共有にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 政策に関する賛否は別としましても、住民が主として取り組んでいく方向性、それから進む道を知ること、それと、意見のキャッチボールというのは、地方において唯一、目的への一本化を可能にし、市民との協働を引き出すための原点になると思います。よろしくお願いをいたします。

情報提供ということに関しましては、スマートフォンやインターネットが普及している現代におきまして、SNSが有効であるということは認識しておるところでございます。我々が身近に利用できるものの１つに、LINEのチャットボットというものがあり、本市でも、災害後に作成いただいております。しかし、知らない方が非常に多くて、周知方法に問題があったように思います。今、新型コロナウイルス感染症の第３波が猛威を振るっており、三密を避け、新しい生活様式を実践する意味でも、このような取組は大変重要であると思いますが、今後、この周知方法の取組について、改善点も含め、本市の考えをお伺いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

SNS等を活用した情報提供の周知方法についてでございますが、現在、市では、広報紙、ホームページ、SNS、デタポン、防災行政無線など、様々な手段を使って情報の発信

をしているところでございます。令和2年7月豪雨災害直後に開設いたしましたツイッターやLINEなどのSNSは、タイムリーに情報を発信でき、広く拡散させる力もあるため、豪雨災害のような非常時における情報発信手段として大変有効である一方、比較的高齢世帯での利用者が少ないなどのデメリットがございます。紙を使った広報紙、音声による防災行政無線、ネットを使ったホームページやSNS、そして新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアと、媒体によってメリット・デメリットがございますが、それぞれの特徴を考慮し、効果的に利用することで、市民の皆様に確実に、遅滞なく正確な情報をお届けしていくことが課題だと考えております。

今回、豪雨災害の支援として、LINE株式会社から無償で、主に被災者支援の情報を発信するツールとして、議員おっしゃっていただきました、チャットボットの開設をいたしました。周知の方法に課題があったということで、なかなか知り得なかったということで声もいただいております。より多くの被災者の方々に御利用いただけるように、改めてホームページやSNSなど周知をまいります。また、現在は無償で利用しておりますが、今後有償となった場合につきましては、費用対効果などを十分に考慮した上で、チャットボットの活用について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 情報の提供につきましては、通信技術などが高度化した現代において、便利であり、不便でもあるのかなと思うところであります。アナログ的な手法も有効になり得ますので、そのあたりも考慮いただきまして、あらゆる場面を想定した伝達の在り方を策定願いますようお願いを申し上げます。

次に、提案でございますが、防災・減災対策として、ハザードマップをもとにした危険地域の方々に、例えば3日分の食料とかライフジャケット、簡易発電機などをセットにした、本市独自の防災パックみたいなものを配布して、より安心・安全なまちづくりにつなげることができないのかと思います。いかがでしょうか、伺います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

住民の皆様への防災パックの配布につきましては、財政の負担も大きく、まずは自助の観点から、皆様御自身で日頃から災害に備えた準備を進めていただければと考えております。

例えば、日常購入されております保存可能な食料を、少し多めに購入していただいて、その幾つかをふだんから家庭内に備蓄し、それが期限切れになる前に消費して、新たに購入し、備蓄するというローリングストックという方法が、防災対策として国からも推奨をされております。また、市内のホームセンターやネットショップ上では、数日分の避難生活に必要なものを1つにまとめた防災パックが、安いものからそろえられております。非常時の持ち出し品については、人吉市防災マップにも掲載をしておりますので参考にさせていただ

きたいと存じます。

まずは、こういったものを住民の皆様自身で御準備いただいた上で、ハザードマップで危険とされている地域にお住まいの方におかれましては、本市や気象庁、マスコミなどが発する気象情報や避難情報をもとに、今回の災害の教訓も生かして、早目、早目の避難行動をとっていただければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） この提案につきましては、自助努力であるということで承知いたしました。しかし、今後、この辺の地道な啓発の活動が必要になるのかなと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、気候非常事態宣言に関して質問を準備してありましたが、先ほど本村議員のほうから質問がございまして、答弁がありましたので答えのほうは求めませんが、この件について少し調べた結果だけを紹介させていただきたいと思います。

まず、人類の活動を原因とする気候変動によって劣化する地球環境は、もはや持続可能とは言えず、危機的状況にあると認識するとした上で、①環境経営学会は、気候変動の緩和と適応について積極的に研究・実践し、広く社会に向けて啓発を行うとあり、②このことは、日本政府の経済と環境の好循環政策だけでなく、SDGsの目標達成やESG金融の促進にも資する、とあります。また、③日本政府、地方自治体をはじめ科学者組織、NPO・NGOを含む諸団体に、気候非常事態宣言について広く連携を呼びかける、と記載してございました。建設的な未来型復興を目指す本市について、発災の前よりも住みよく、安心・安全なまちを目指し、自然豊かな人吉市を創造するためにも、ぜひ、本市としても宣言していただきたいなと思ったところでございます。大規模な自然災害被災地として、他の自治体に遅れをとらないよう、事業の進捗状況の検証、それと、引き続きの御検討をよろしくお願いを申し上げます。

このことで、いつ、どこで、どのような災害が起きるかわからない、そのような時代になったわけでございますが、そういった意味では、先日開催された治水・防災に関する特別委員会でも、様々な意見が出ました。ただ、この中で、私も、１点どうしても伺っておきたいことがございますので、質問いたします。

それは、平成31年から着工いただいております御溝川二次放水路についてであります。合ノ原町から万江川へ流すものですが、この放水路が運用開始した場合、今回のような豪雨とならなかった場合でも、放水路出口から下流の増水は間違いなく起こります。万江川の羽田橋下流の中林町側堤防では、令和２年７月豪雨災害前にも損壊があっており、私が見ている限りでは、いまだに工事が完了していません。このような状況下で下流が増水した場合はどうなるのか、また、放水路からの逆流による被害の想定と対策についてはどのような

っているのか、お伺いいたします。

○建設部次長（土肥將資君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

御溝川二次放水路につきましては、県事業でございますので球磨地域振興局にお尋ねした中でお答えさせていただきます。

御質問の、万江川からの放水路内への逆流や、増水による被害の想定につきましては、被害が発生しない設計計画になっているとのことでございます。対策につきましては、現在工事に着手しております万江川への流出口付近と、御溝川からの流入口付近に水門を整備する計画となっており、極めてまれな異常気象による万江川の増水が発生した場合は、二次放水路の流出口と流入口に設置しております水門が連動して閉鎖する仕組みとなっており、二次放水路内への流入による増水被害は発生しない対策がとられているということでございます。運用開始時期につきましては、熊本県におきましても、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興を優先しながらの御溝川二次放水路事業でございますので、運用が早期に開始できるよう鋭意努力してまいります、とのことございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 被害が出ないような計画であるということは承知をしておりますが、今回のように予想を超える自然の猛威にはやっぱり勝てません。御溝川下流域の皆様に対しましては、氾濫被害の低減措置がかない、合わせて万江川下流域の皆様への安全が保たれますよう、県とも力を合わせ、しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、被災者について伺います。避難所での生活を余儀なくされていた方、被災した自宅で生活を送っておられる方、親戚などを転々としていた宿無し避難者の方、ペット同伴で困っている方など、避難生活の状況は様々でありました。そのことを裏づけるように、本市での在宅避難者は935世帯、約半数が避難所生活ではないと、県議会での溝口幸治議員の一般質問に対する県の回答が、今月2日の熊日新聞には掲載されておりました。顧みれば、被災者に対して、これまで支援物資の供給や情報が十分ではなかった、また、今でも十分ではなく、差があるように思います。

そこで、この支援物資について、情報の提供方法も含め、今後の方向性はどうなのか、伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

支援物資に関します情報格差、情報提供の方向性につきまして、まずは、今回の令和2年7月豪雨災害に際しまして、全国から心温まる支援物資をお寄せいただき、また、皆様方の御厚情あふれる激励や御支援を賜りましたことに、この場を借りまして深く感謝いたしますとともに、厚く御礼を申し上げたいと思います。

御支援いただきました支援物資は、市内に設置された各避難所に避難された方を中心に、

在宅被災者の方々のお手元にもお届けさせていただき、被災者の方々にとりましては助けとなったものと存じております。

しかしながら、議員御指摘のように、支援物資の配布につきましては課題も多く、物資の状況も日々変化する中、対応する職員の確保にも限界がございまして、混乱を避け、支援物資の情報提供を積極的に行うことを控えましたため、問合せでの対応や、口コミによる情報拡散となり、皆様に公平な対応ができなかったところは否めないところでございます。また、在庫支援物資につきまして、現在は災害救助法に従い、指定避難所支援専用として運用を行っておりまして、現在、市が管理する物資の在宅被災者への配布は行っていないところでございます。

今後、在庫物資につきましては、災害備蓄物資として管理を行うほか、人吉市社会福祉協議会での活用や、来年度以降に行われる訓練などに提供を行うなど、有効的管理・活用を図ってまいりたいと存じます。

また、支援物資の受け入れ、払い出し、保管管理及び情報をお伝えする手段など検証を行い、今回の反省点を踏まえまして、情報提供は混乱することなく、よりよく提供できますよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 今回、情報提供の問題というものはあったように思います。片付けや泥出し、ごみの搬出などであつという間に時が流れ、やっと支援物資に思いがいて、いざ行ってみたら場所が変わっていたと、既にないと言われたと、疲労こんぱいの中で心が折れた方も多くいらしたと思います。これから先も、この情報の発信についてはきめ細かに対応いただきたいと思います。

この質問は、なぜ復興につながっていくかと言うと、次の10番目の質問に関連してきますが、支援物資に関して、今年、食品ロス削減推進法施行1年を迎えます。本年6月の一般質問で、フードドライブの実施について、前向きに取り組むと回答をいただいたところでございますが、しかし、定例会直後に発生した令和2年7月豪雨災害により、実施は不可能であったと理解しております。ただ、今回、発災後に、フードバンク熊本をはじめ、たくさんの団体や個人の皆様から支援をいただきました。このことに対しましては、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

今回はそのような支援を受けたことで、災害対策としての面でもさらにその必要性・重要性が認識されたのではないかなと存じます。また、フードバンクの設立や運営につきましては、様々な面で課題があると承知しておりますので、これ以上は申しませんが、ただ、発災後の避難者に対する食料や飲料水の供給体制の強化という点では、今後の防災力の強化という面からも大変意味のある取組ではないかと思っております。合わせて、フードロスの削

減にもつながります。どのような認識であるか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

フードバンクは、食品ロスの削減の手段として、また、生活困窮者の方への支援や企業の廃棄コストの削減につながる取組として大変重要であると認識しておりますことは、6月議会の議員の御質問の際にお答えさせていただいたところでございます。また、今回の災害に対し、議員から御紹介いただきましたフードバンク熊本様から、民間機関を通して物資等の支援をいただいたと伺っておりまして、非常にありがたいことだと存じております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

実際に大きな災害を経験した今日、防災体制の強化の面から、さらには災害弱者への支援の面においても重要な役割を果たすものとして、その必要性についても改めて認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 認識していただいたということですが、こうだからできない、ではなくて、こうしたらできるという方向性をぜひ見いだしていただきまして、全国に自慢のできるような人吉モデルというものを目指していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、12月1日付で、市長直轄の復興局を設置いただきました。これまで以上に、被災者の皆様に寄り添った政策が実施されると期待しております。そこで、復興局が、まず取り組む今後の予定は何なのか、その計画についてお伺いいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

御指摘のとおり、12月1日に設置をされました復興局におきましては、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を進めるに当たりまして、単に元に戻す原形復旧にとどめることなく、発災前と比較しまして、市民がより安全・安心に暮らしていける未来型復興を目指すべく、全庁的な調整機能を果たしたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず、現在も定期的に開催しております災害復興本部を中心に、避難所や在宅の被災者支援等、関係部署間の課題解決に向けた調整や住まい生活再建、環境、インフラの復旧・復興に関する担当部署の進捗管理等も行うことで、迅速かつ丁寧な対応に務め、今まで以上に、市役所の全部局、全職員が一丸となった復旧・復興の体制づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、復興計画及び復興まちづくり計画の策定と推進を通じまして、様々な機会を捉えまして、被災者の方をはじめとした住民の方とも、一人でも多くの方とお会いをして、これからのまちづくりに対する皆様の思いを伺ってまいりたいと考えております。そして、皆様からいただきました様々な思いを、将来に向けた前向きな見通しにつなげていけるよう、ま

た、全市一丸となった復興を果たしていけるよう、計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また、未来型復興を目指すに当たりまして、当然のことながら、市単独の力だけではその実現可能性を高めることが難しい局面が出てくるものと考えております。そのため、国や県との連携はもとより、市民お一人お一人との協働も円滑に進めていくため、関係部署や関係機関との連絡調整についても、我々復興局が担っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 局の設置早々に答弁いただきまして、ありがとうございます。

回答いただいたように、国・県のお力添えはもとより、市民の声を聞き、協働いただくことが、先ほども申し上げましたように、大変大切な部分だと思っております。その上で、問題解決への調整と進捗管理にしっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いをいたします。

続いて、3点目になりますが、災害からの復旧・復興が始まったばかりの本市であります。が、何度も言いますが、新型コロナウイルス感染症の第3波は全国で猛威を振るっております。また、年末を迎え、他県からの人の往来も増えると思われます。県は、12月1日、リスクレベルを上から2つ目のレベル4特別警報に引き上げました。その後、本日までも、全国で感染者や重症者の増加が止まりません。このことを受け、今後、国及び県のリスクレベルが上がった場合、本市としての対応や対策はどう講じていくのかお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、熊本県におきましては、12月1日に、リスクレベルを上から2番目となりますレベル4特別警報に引き上げられております。リスクレベルの引き上げに伴い、本市では、熊本県から、12月18日までの集中要請として発表されました感染防止対策を、市民及び事業所等の皆様をお願いしているところでございます。

リスクレベルにかかわらず、3つの密を避ける、マスクの着用、小まめな手洗いや消毒を行うなど、新しい生活様式の実践が非常に重要となりますので、引き続き、熊本県と連携をしながら、広報や市ホームページなどを通じて感染症の情報提供や感染拡大防止に向けた対策を市民の皆様へお願いしてまいります。

また、飲食店における感染防止対策につきましては、県が示した業種別の感染防止対策チェックリスト、それから、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインによりまして、感染防止活動の実施に努めていただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

今後、さらに熊本県のリスクレベルが引き上げられた場合は、リスクレベルの上限でありますレベル5厳戒警報となることから、急激な感染拡大を防ぐために、熊本県から飲食店

等の時間短縮営業の要請ですとか不要不急の外出の自粛、県境を越えた移動の自粛といった強い行動制限が、県民の皆様には要請されるというような状況が想定をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） あってはほしくないことですが、もし、本市並びに球磨郡内でコロナ患者が出た場合、対応はどうなるのか。また、１日当たりのＰＣＲ検査可能数、それから病床数など、医療機関の体制についてはどうなっているのか併せて伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性患者が、もしも発生した場合、症状の有無にかかわらず、人吉保健所が患者の行動を確認いたします。接触の程度により濃厚接触者と判断されますと、その方へ、人吉保健所から検査受診の要請が出されます。その後、ＰＣＲ検査のため、検体採取が行われ、検査を実施し、濃厚接触者の感染の有無を判断いたします。新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方の中で、医療機関に入院治療が必要な場合は、県の調整本部によって決定された人吉球磨圏域の医療機関へ入院し治療を受けていただくことになります。ただし、圏域内で病床の確保が困難な場合等は、県の調整本部で検討後、他圏域に広域搬送される場合もございます。一方、保健所及び医療機関において、入院は必要ないと判断された場合は、宿泊施設または自宅療養となります。なお、結果が陰性の場合は、保健所が１４日間の健康観察と自宅待機要請を行います。

今回御質問いただいております新型コロナウイルス感染者入院病床数等につきましては、熊本県においては公表をされていないところでございます。同様に、医療機関名、宿泊施設名につきましても公表はされておられません。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 全国的にこれだけ感染が広がっている状態で、何か進捗があるのかなということで質問をしたわけでございますが、基本的には、３月に作成されたものとあまり変わっていないのかなと感じたところでございます。ただ、県内での統一の対応が、より精査されたというふうには認識いたしました。

次に、ＧＩＧＡスクール構想による環境整備により、教育現場においてもこれまで以上の改善はされていくと思っているところではありますが、環境整備が整うまでの間に非常事態宣言が再度出た場合を想定し、どのように対応するのか伺いたいと思います。

○教育部長（椎屋 彰君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市におきましては、国のＧＩＧＡスクール構想と地方創生臨時交付金を活用し、今年度中には小学校３年生以上に、中学校では全生徒に、１人につき１台

のパソコン整備を予定しております。あわせて、子供たちの関心・意欲等を高める効果があるとされている電子黒板を、1学級に1台配備する予定でございます。

今後、研修等を通じた教職員のICT活用の指導力向上や情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面から、教育現場に対して継続的に支援していくことが必要になってくるものと考えております。

こういった情報教育の環境整備が整っていく中で、11月27日に、文部科学大臣が定例記者会見におきまして、仮に緊急事態宣言が出された場合でも、現時点で全国一斉休校を要請することは考えていないと述べられております。しかしながら、学校の設置者として、学びの保障や子供たちへの心身への影響を考えながら、慎重に休校の必要性を判断しなければならないことも予想されます。仮に、ICT環境整備が整うまでの間に休校を判断しなければならなくなった場合には、現段階では、従来どおりの家庭学習方法で対応することになります。ICT環境整備が整い、パソコンを持ち帰っての遠隔授業を行う場合でも、各家庭のインターネット環境の有無など、様々な課題があると認識いたしております。

しかしながら、今後は、多様な子供たちの創造性を育むために情報教育の充実を喫緊の課題として捉え、市内校長会をはじめ、各学校の情報教育担当教職員で構成いたします人吉市立教育研究所の情報教育部会の中で、従来の家庭教育の方法を尊重しつつも、1人1台のパソコンの持ち帰りのルール作りや、パソコンを利用した家庭学習の方法などについて、協議検討を重ね、学校ICT教育環境の早期実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） やっぱり教育のリモート化という部分に関しましては、環境整備という分野で非常に問題があるんだなということを認識したところでございます。

また、整うまでの間も感染症は待っておりませんので、最善を尽くしていただきますようにお願いをしたいと思います。

そして、1人1台端末の可能性、これが宝の持ち腐れとならないよう、あらゆる手だてを検討いただき、教育の遅れなどにつながらないように取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、4番目ですけれども、全国的な少子高齢化が加速する中で、今年は特にコロナ禍、令和2年7月豪雨災害を受け、人手不足、情報伝達能力などの問題が表面化したように思います。そのような中であって、仕事においても、教育についても、リモート化が促進された1年ではなかったかと思います。

そこで、スマートシティを目指す本市におきまして、まず、AI、RPAへの取組について、現在、まず、どんなものに、どのように取り組んでいるのか、課題はあるのか、進捗状況も合わせて伺います。よろしければ、AIとRPAについても若干の説明をお願いいた

します。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

A I とは、アーティフィシアル・インテリジェンスの略で、機械に人間と同じような能力を持たせる、いわゆる人工知能のことであり、また、R P A とは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ロボットによる業務自動化のことです。A I は判断を伴う作業、R P A は単純作業と、それぞれが持つ機能は異なりますが、A I と R P A を組み合わせることにより、大幅な業務の効率化を図ることが可能となります。

本市の取組状況でございますが、今年度から、熊本市町村電子自治体共同運営協議会のA I 等検討部会へ、部会員として参加しています。この部会は、行政事務における業務の効率化や住民サービスの向上等を図るために、複数の自治体でのA I の共同利用を検討するに当たって、全国の導入事例等を参考にしながら、A I 等を活用する分野や導入するシステム、共同利用等に関する課題を整理するなど、次年度以降の取組を検討しております。10月7日に行われた部会では、A I を活用した自動会話プログラム、熊本県A I チャットボット導入によるコストや費用対効果などの課題、今後の方向性について検討したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 本市での取組は、現段階ではないというところでわかりました。また、共同利用を検討されているということでございます。課題を整理され、取組を加速していただきたいと思います。

たまたま、12月3日の熊本日日新聞さんに、熊本市は来年3月からA I 応答の仕組みを導入するという記事が出ておりました。本市は、今後、この分野についての展開計画にはどういったものがあるのか、また、それはいつまでに実施され、効果についてはどうなのか、伺いたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

総務省はソサエティ5.0時代の地方の実現として、地域におけるI o T、A I、実装の横展開の取組を掲げておりまして、本市におきましても、国の動向を注視し、今後の展開に備えております。また、熊本市町村電子自治体共同運営協議会のA I 等検討部会による熊本県A I チャットボットの実証実験結果を参考に、令和3年度以降の導入についても検討をしております。

これらの技術は、人口減少、少子高齢化による人手不足がある中、防災や農林水産、サービス業、教育、医療、交通、公共社会基盤といった地方が抱える様々な分野における課題の解決につながり、モノやサービスの質を高めるなど、地域を支え、地域を一層豊かで魅力のあるものにしていく効果があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） では、このような技術について、今後、強化が必要な防災・減災に向けたソフト面での活用については、その有効性がどうかお伺いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

自然災害対策や防災分野におけるＡＩの活用方法としては、自然災害の事前予測や災害発生時の被害想定を活用、被害状況の把握、さらには災害発生時の情報収集や救助計画などを支援するツールとしての活用が考えられます。水害を例にいたしますと、当該地域での雨量に対する河川の状況について、ＡＩを使って予測をし、避難情報の発信を迅速に行うなどの活用方法が考えられます。避難所までのルートのご案内や予測に基づく命を守るための行動の指示などについて、ＡＩが判断をしてプッシュ通知などでお知らせをする。また、避難所の運営における物資の状況をもとに、不足すると見込まれる物資等の手配などにも活用が見込まれます。

このように、情報発信等が人の手を介することなく迅速かつ正確に行えることが、最大のメリットであると考えます。また、災害発生時には、いつ、いかなるときにおいても、速やかに災害対応体制に移行し、限られた人的資源をより重要度・優先度の高い業務に集中させる必要が生じますが、人に依存している作業をＲＰＡが代用することにより、災害時においても業務の継続を図るなど、災害発生による損失を減少させる、また、様々な業務を補完する点で非常に効果的であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。非常に有効性があるということで認識したところでございます。会津若松市では様々な事柄に対する問合せ、自動応答サービスというものを実施されて、効果を上げているそうでございます。また、岡山県の和気町では、移住希望者への情報をいつでも入手できる仕組み、「わけまろくん」を使って、職員の負担軽減に成功されています。ほかにも、議事録や会見録の作成作業への導入、あるいは災害情報を要約するシステム、ＮＩＣＴ（ニクト）というんですけど、そういったものがあるそうです。

答弁いただいたように、最大のメリットが見込めるこのような仕組みづくりは、本市にとって急務かつ重要であると思います。

最後に、この方向につきまして、市長はどのようにお考えか、まとめをお聞かせいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、企画政策部長のほうからお答えさせていただいたとおり、地方こそ、私は困りごと等々が先んじて発生していると考えております。そういったものを解決して、より安全・安

心で、そして、この地域で豊かな生活を送っていくためには、こういったA I、R P Aの力を借り、またI o Tとかそういった最先端の技術を使いながらまちづくりを行っていくことが大切だろうと考えておりますし、私も、就任当初からスマートシティ構想を掲げて市政運営を行ってきたところでございます。

今回、こういった災害被害を受け、より、そういった手法を選択してまちづくりを行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。この分野というのは、人が人として本来の仕事ができるような、かなうそういう仕組みづくりに大変意義のあるものだと思っております。今後に期待をしまして、質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 改めまして、皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁と申します。

まずもって、このたびの令和2年7月豪雨災害におきましては、被災された方々の御冥福とお見舞いを、心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、4項目です。まず、1項目めは、復興まちづくり計画について、2項目めは、令和2年7月豪雨災害被災者への対応について、3項目めが、避難所運営について、4項目めが、職員の健康管理についてです。

それでは、1項目めの、復興まちづくり計画について質問を行ってまいります。被災された方々、市民の皆様は、復興後の人吉市の姿が見えにくいと言われております。先が見えないという不安、そのような中でも一歩でも進もうと踏ん張っておられます。市長の所信表明の中にあります、200年後のまちの姿を思い描いた球磨川と共に生きるまちづくりに取り組みたいとありますが、200年後のまちの姿を、市長はどのようなイメージでお考えですか。もっと具体的な市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

復興基本方針において、「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」

を復興ビジョンとして掲げております。今年7月4日も、球磨川の氾濫によって大きな被害を受けましたが、それでも球磨川は地域の恵みであり、宝であり、これからもしっかりと球磨川と向き合って、安全・安心で豊かなまちを創造していきたいという思いを込めております。それが、球磨川と共に生きてきた我々の人吉市に暮らす意義であり、価値であると、今回の豪雨災害を通して、改めて思い至った境地でした。

200年後の人吉市の具体的なイメージということですが、I o Tなどの技術革新が進み、近時と同様に地球規模での気候変動やパンデミック等、予想もできない災禍がある中でも、球磨川やその支流、周りには九州山地といった、変わらない自然があり、文化や習俗、祭りなどが脈々と受け継がれて、安全・安心かつ便利で快適な生活が約束され、そして、人口は少し減っているけど、町々には活力があって、世界中から来る多くの人たちでにぎわっているという、とてもシンプルですが、私自身としては変わらぬ価値と新たな価値が豊かに融合しているまちの姿を想像しています。

いずれにしろ、将来のまちづくりにつきましては、これから復興計画や復興まちづくり計画において様々な意見や提案があると存じますので、市民の皆様と共に描いてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 市民の皆様は、市長の今のような具体的なビジョンを求めておられます。市長の確固たるお言葉が、市民の皆様への安心とつながります。また、毎日の報道の中で、新型コロナウイルス感染症の数が報告されておりますが、世界中に緊張が続く中、今回の市長の所信表明の中に、コロナ禍という視点におけるまちづくりについて触れておられませんでした。新しいまちづくり、新しい観光づくりを考える上で、新しい生活様式を踏まえたまちづくりが必須だと考えます。コロナ禍社会における復興まちづくりに向けた、さらなる市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市は、本年当初からのコロナ禍に加え令和2年7月豪雨災害と、市民生活、経済活動ともに、本当にダブルパンチの状況にありますが、今後の復旧・復興を図る上では、コロナ禍の視点も取り入れた中でのまちづくりは、当然のことながら考慮していかなければならないと考えております。

幸いにして、これまで市民からのコロナ罹患者は発生していないところでございますが、今後も水際作戦で何とか食い止める必要はあると存じますし、そのためには、ソーシャルディスタンスをはじめ、様々な対策を、市民の皆様一人一人が励行していただくことはもちろんのこと、市においても、これまで以上に、I o TやSNSなどデジタル技術などを活用した新たな形での情報発信なども積極的に推進していく必要があると存じます。

一方で、このような状況下におきましても、人と人とが相対しての対話、膝つき合わせての議論、さらには、いわゆる飲みニケーションといった、これまで人、地域、職場などあらゆる場面においてコミュニティーを醸成するに欠かせない直接的な対話やつながりが、今後の復興に向けたまちづくりには最も重要な視点であると認識をしております。

つきましては、そういった意味からも、コロナ禍においても住民との対話を重視したまちづくりというところを念頭に、市民の皆様と一緒にあった復興を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） まさに、先ほどの牛塚議員の御質問のように、I o Tを駆使していただいて、これからの進むべき人吉、新しい人吉へと進んでいくことを願います。また、市民と共に一緒に歩んでいただくことを信じております。

さきの11月の補正予算に、復興まちづくり計画策定支援業務委託料として3,000万円が計上されております。その内訳と、構成メンバー、また、今後の計画をお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

御指摘の復興まちづくり計画の策定に当たりましては、被災地域の各地区の現状や課題を把握するとともに、今次災害を踏まえまして、避難場所や避難ルート、避難体制といった防災・減災の体制づくりに加え、地域コミュニティーはどう再生していくのかということについて、行政に加えまして、熊本地震など他地域の災害復興に関わった経験者や復興支援に精通するコンサルタントなどを交えまして、地域住民の方々とじっくり膝をつき合わせて議論を行っていくとしております。そのための住民座談会を、市全域で、できるだけ多く開催したいと考えております。それらの議論の結果を踏まえた上で、地域ごとの計画をつくり上げ、それを市の事業として具体化していくのが、復興まちづくり計画になってまいります。

計画策定支援業務につきましては、住民座談会をスムーズに運営し、計画に落とし込んでいくための技術的支援や、それぞれの地域で議論された具体的な内容を、今後の防災計画や都市計画など、将来のまちづくりに向けた事業計画に反映していく作業を想定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今後、この被災を経験された方々と膝をつき合わせて、五十数回協議をする場をつくっていただくということで、これからのまちづくり、皆さん、それを早くやりたい、やってほしかったという声をたくさん聞きました。そういうことで、市民の皆様の声が反映されるまちづくりになると思います。

また、防災を合わせたまちづくり、これは人吉市においては決して欠くことができないと思いますので、どうぞ、市民の皆様の声をたくさん聞いていただいて、一緒に、共につくっていただきますようお願いします。

不安な中でも、元の場所に帰りたいという皆様の思いもたくさん聞いております。発災当初は、とてもここには住めないと申されていた方々も、復興が進み、修復が進んで、少しずつきれいになる我が家を見られると、この場所にやはり帰ってきたいというお声もたくさん聞きます。

市は、一刻も早く、そういった市の方針を、市民の皆様に伝えるべきではないでしょうか。再度、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

住民の皆様の今後のまちづくりに対する一番の不安は、生活を再建しても、また、今回と同じような水害に見舞われるのではないかと、これまでと同じところに住んで、また事業を営んで大丈夫なのか、ということではなかろうかと思います。

私は、全ての市民が発災前と同じ地域で再び住み続けていただくこと、なりわいを取り戻し、さらに発展させていただくこと、加えて、発災前よりも住みやすいまちをつくる、つまり、未来型の復興を目指す、これを何としても成し遂げなければならないと肝に銘じ、全身全霊を傾けてまいりたいと思っております。

そして、その前提となるのが、安全・安心の担保であり、抜本的な治水の方向性が示されない中では、将来のまちづくりを描くことは難しいというのが、私のみならず、住民の皆様共通の思いではなかったかと思います。

このような中、先月19日に、蒲島県知事から、県の、球磨川流域において住民の命と球磨川の清流のどちらも守る緑の流域治水という治水対策の方向性が示されました。本市においても、現在、今後の復興に向けた道しるべとする復興計画、さらには被災地域ごとのまちづくりの方向性を決めていく復興まちづくり計画の策定を進めておりますが、今回、県から示されました治水対策の方向性も踏まえた、被災地域ごとのまちづくりの方向性の素案を、年明け以降の復興計画策定委員会及びまちづくり計画策定に係る地域との意見交換会の場におきまして、まずはお示ししたいと考えております。

そして、その案をもとに、地域住民の方々の意見を賜りながら、住民主体となった地域ごとのまちづくり計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 市長が、再び住んでほしい、その場所に帰ってほしいと思っておられるということを、市長の生の声で、どうか市民の皆様にお伝え願いたいと思います。

市民の方々は、市長のお声を待っておられます。市長が何を考え、どうしていきたいか

という言葉を生で聞きたいという声をたくさん聞きます。私はフェイスブックをしておりますので、市長のお考えは毎日のように拝見することができますが、なかなか、それを私たちが伝えても、やっぱり全然伝わり方が違うんですね。この前の市長の講演を、私は聞くチャンスに出会いましたが、そのときに一緒に市長のお話を聞いたメンバーに聞きますと、やっぱり「安心した」というふうにおっしゃっていただきました。お忙しいとは思いますが、なるべくそういう機会をたくさんつくっていただきますようお願いいたします。

次に、令和2年7月豪雨災害被災者への対応について、お尋ねいたします。

様々な状況の方がおられると思います。様々な被災のランクづけを、やっぱりつけなければならぬこの苦しみもありますが、浸水の高さの少しの差や、鉄筋コンクリート造りのために半壊判定になってしまう、そういった方々への、また一部損壊の判定の方、一部損壊といっても、水害の場合はほぼ全壊と変わらないほどの被災を受けます。そういった方々への支援はどういったものがあるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

被災された方々に罹災証明書を交付する際には、半壊、準半壊、一部損壊の方にも、利用可能な制度の一覧表をお渡ししております。半壊世帯につきましては、生活再建支援金の対象とはなっていないところがございますが、先月、11月30日、法改正によりまして中規模半壊の区分が新たに設けられ、加算支援金の対象に加えられたところがございます。

また、従前から、災害救助法による応急修理、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の対象となっているところがございます。さらに、公費解体制度及び各種制度の減免の対象にもなっているところがございます。

準半壊につきましては、建設型応急住宅の対象とはなりません、応急修理制度の対象とはなっております。一部損壊につきましては、制度として利用できるものが少ないところがございますが、罹災証明書交付の際にお渡しした一覧表以外に、熊本県及び本市の災害義援金の配分の対象とはなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今回の法改正は、心待ちにしておりました。また、義援金につきましても、できるだけ平等に、迅速に皆様に届きますように、義援金の配分委員会の方々に対しましても要望をお願いいたします。

今回の災害は、コロナ禍ということも重なり、避難所へ行くことをちゅうちょされる方が多く、在宅で避難されている方が多かったと聞いております。その方々への支援が届きにくいというお声も多く聞きます。在宅で避難されている方々の把握はできておりますでしょうか。また、その方々への支援は、発災当初からと、5か月がたった今と、さらに今後と、支援の形も変わるとは思いますが、これまでの支援と今後の支援計画をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

被災されました市民の皆様におかれましては、発災から5か月を過ぎまして、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅、市営住宅、そして御自宅を修理され、それぞれの場所で生活をされておられるなど、様々な状況となっております。また、現在におきまして避難所で生活をされている方もいらっしゃいます。

在宅被災者への支援といたしましては、県、熊本市、その他県内外自治体から派遣していただきました保健師等でチームを組み、1,112世帯、延べ2,110名の方々を訪問し、健康状態等の把握、対応を行ったところでございます。また、障害福祉サービス等の利用者につきましては相談支援専門員が、高齢者福祉サービスの利用者につきましては介護支援専門員や人吉市包括支援センターの担当者による訪問支援を、合わせて実施したところでございます。

今後の在宅被災者の支援につきましては、さきに述べました支援活動に加えまして、人吉市社会福祉協議会に設置されました人吉市地域支え合いセンターによる戸別訪問活動が実施されることになっております。訪問する中で、早急な対応が必要な世帯には既に支援を行っているところではございますが、今後も、支援が必要な世帯については確実に関係機関等へつなぎながら、被災者の皆様に寄り添った、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと存じます。

現在、在宅被災者の戸別訪問を進めている状況ではございますが、全ての世帯の状況把握までには至っておらないところでございます。今月末を目標に、スピード感を持って活動を進め、状況把握に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 発災当初から在宅での避難を余儀なくされた方々は、情報も受け取りにくく、お弁当がもらえることも、温泉への無料パスポートがあることも、3か月以上たっているのに御存じない方とも何人かと出会いました。支援の平等性に疑問がありました。今後、人吉市地域支え合いセンターによって戸別の訪問を強化されていくということでありますので、どうか細やかな傾聴に努めていただきますようお願いいたします。

では、情報を受け取りにくいという方々に対して、次に、情報発信の在り方についてお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたが、情報を受け取れないがために、受けられるはずの支援が受けられないということが多々ありました。そこで、特に情報弱者といわれている御高齢の方や障害をお持ちの方に対して、情報の発信は、発災当初からどのような取組がなされていたか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の豪雨災害時におきます情報につきましては、防災行政無線、デタポン、ホームペ

ージ、メール、SNS等で発信をし、周知を図ったところでございます。

議員おっしゃいました情報弱者でございますけれども、自分で情報を得ることが難しい方と存じておりますので、避難行動要支援者名簿に登録されている方につきましては支援者が、介護サービス支援を受けておられる方につきましては介護支援専門員の方々等を通じて情報を聞いていただくということになっているところでございます。

また、聴覚に障害をお持ちの方につきましては、災害対策本部からメール等で周知を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今回の水害においては、全ての家財道具が浸水被害に遭った今回の災害、今までの災害計画が、全てとは申しませんが、ほぼ機能しなかったのではないかという思いがあります。

では、今回の補正予算にデジタル同報無線システム実施設計業務委託料が計上されております。今後、この業務委託によって戸別の受信機が設置されるとのことですが、御高齢の方や聴覚に障害をお持ちの方への対応はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回導入を予定しておりますラジオ型戸別受信機の、高齢者の方や障害をお持ちの方への対応といたしましては、緊急放送時には、附属しておりますライトが赤く点滅をしまして、音量が最大で流れる仕組みとなっております。また、難聴者につきましては、文字表示装置付きの防災ラジオを予定しております。この防災ラジオはライトの点滅と放送内容がメッセージボードのように文字として流れる仕組みとなっておりますので、難聴者の世帯にこの文字表示付き防災ラジオを貸与してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ありがとうございます。この戸別受信機は、市民の皆様が熱望されておりました。設置されるということで、どんなにか安心されると思います。

また、聴覚に障害があられるという方だけではなく、高齢で、私の母もですが、高齢による難聴ということで情報が聞き取りにくい、また、そのスピードについていけない、そういう方々にとっても朗報だと思います。災害時はもちろん、様々な生活情報の発信としても活用いただければと思います。

ちなみに、例えば議会のライブ中継など、そういうのにも活用していただけると、政治にも議会にも興味を、市民の皆様が持っていただいたり、また、執行部のお考えが手厚く届く機会もあるんじゃないかなと思います。期待しております。

次に、被災されたひとり親世帯についてお尋ねいたします。コロナ禍で、学校や保育園

等の休校、休園などにより、収入が減られた方も多いのではないかと思います。生活は厳しいものだと思えます。さらに、この豪雨災害です。被災された方々は、なおさらだと思います。

そこで、被災されたひとり親世帯の把握はできておりますか。また、今後の支援についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

これまでに、ひとり親世帯に特化した被災状況の把握はしておりませんが、福祉課児童福祉係に、女性福祉相談員、子ども・子育て相談員を配置し、ひとり親世帯の方々が被災後も相談できる体制を継続してまいりました。

また、ひとり親世帯に限らず、子供の養育、生活困難など、多様なリスクのある要支援者家庭につきましては、随時声かけや相談を受け、個別に助言・支援を行っているところでございます。

今後、地域支え合いセンターの生活支援相談員による被災者世帯への訪問及び関係機関との連携により、支援が必要なひとり親世帯のさらなる把握に努め、個々の家庭の状況に応じて、子育てや生活支援、就業支援、子供へのサポートなど、総合的な支援に取り組んでいくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 頼る家族や親類が近くにいないことが多いひとり親世帯の方は、被災した上に、誰も頼ることができない、公共の機関を頼ることしかできない方も多くおられると思います。

人吉市地域支え合いセンターの皆さんが、そばで傾聴とかに努めていただくということですが、支え合いセンターの構成の中に民生児童委員さんも多く兼任されていると聞きます。その辺についてはちょっと不安があるんですが、お考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

民生委員・児童委員さんにも、生活支援相談員として入っていただいているところでございますけれども、その他にも独り暮らしの支援員の方とか、ほかにも雇用をしているところでございますけれども、特に民生委員・児童委員さん方につきましては、地域の実情にとっても詳しい方が多くいらっしゃいますので、その方たちのほうで、特に在宅に避難されている方についてはよく御存じの方が多うございますので、逆に安心して任せられるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） それが、逆にいいほうに回るということで安心いたしました。市が身

近な存在となり、様々な支えとなっていただけをお願いいたします。

次に、自殺（自死）予防に対する対策についてお尋ねいたします。自殺という言葉はあまり使いたくなくて、通告書のほうには括弧書きで（自死）と書きましたが、様々な行政の文書にも自殺という表現をされておりますので、あえて使わせていただきます。

内閣府の資料によりますと、東日本大震災に関連する自殺の件数は162人と報告されております。発災から3か月後から1年までの累計は61人にも及んでいるそうです。熊本県の報告によりますと、熊本地震の災害関連死のうち、16人が自殺だったとのこと。本市では、平成31年3月に、第1期人吉市自殺対策計画が策定されており、その中で、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料により、熊本県の自殺死亡率は全国でも37番目に高く、また、人吉市は22番目と、高い状況であると報告されております。

そこで、令和2年度の当初予算に、地域自殺対策強化交付金が計上されておりますが、その事業の内容をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員御質問の、地域自殺対策強化交付金でございますが、都道府県及び市町村が若年層に特化した自殺対策や自殺未遂者の再発防止等に関する対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域におけるさらなる強化を図ることを目的とするものでございます。

本市では、この交付金を活用し、毎年、民生委員・児童委員、高齢者相談員、障害福祉サービス事業所職員及び市職員等のいずれかを対象に、ゲートキーパー養成研修事業を行い、地域住民の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の養成を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 熊本地震、コロナ禍、そして豪雨災害と続き、三重苦ともいわれております。そのような不安の中、長い避難所生活、仮設住宅やみなし住宅への転居、まだ修復も終わっていない板の間や二階での生活など、生活や環境の変化に心も体もついていけない方が多くおられると思います。

先ほどの交付金をゲートキーパーの養成に使っていただき、養成していただくということで、ゲートキーパーは何だろうか調べました。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることを図ることができる人のこと、とあります。命の門番とも位置づけられているそうです。そのようなゲートキーパー、命の門番、気づき、傾聴、つなぎ、見守りができる方、そういう方々が、市全体に広がり、市全体で取り組み、決して一人もそのようなことにならないよう、させないよう、今後、安心して暮らせるコミュニティづくりを要望します。必要な支援を、

必要なタイミングで届けてほしいと思います。この交付金の有効な活用も、併せて希望いたします。

次に、各種減免の手続についてお尋ねいたします。発災後、被災された方々は、それは、それは、多種多様な膨大な書類の作成、申請を必要とされてきました。罹災証明を取得された時点で、市は被災者の情報を把握していると思います。市全体のシステムとして、その情報を税の申請や料金などに活用し、提出書類を省略したり、また、市民はもう窓口に行く必要がないなど、申請手続の簡素化はできなかったのか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨により住家に被害を受けた場合に、被害の程度を証明するものとして罹災証明がございます。罹災証明を活用した被災された方への支援措置といたしましては、税や料金等の減免措置、あるいは被災者生活再建支援金の支給と、様々がございますが、これらの支援措置が該当する要件につきましては法令等で規定されているところでございまして、被害の程度区分以外に要件があるなど、それぞれに異なるものでございます。

例えば市税等の減免につきましては、申請者の所得や家財の損壊等も要件となっております。したがって、罹災証明を取得されたことをもって、自動的に一連の手続を完了させるシステムの構築につきましては、現在のところ難しいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、できる限り被災された方の手続の御負担を減らすことは大変重要であると考えておりまして、被災者の皆様の移動を極力少なくするために、カルチャーパレスにおきまして、罹災証明の申請及び証明書の交付、生活再建支援金の申請、市税等減免申請等の受付業務などを同時に行ってきたところでございます。また、市税等の減免申請につきましては、税目や世帯員が複数の場合や、還付が発生する場合におきましても、1枚の申請書で済むように申請書を工夫し、手続の簡素化に努めております。

今後も、被災者の方に行っていただく様々な手続に関し、できる限り御負担を減らすことができるよう、工夫を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 提出ごとに同じ書類をコピーしなければならないとか、また、タクシーで行かなければならない、車も被災されている方が多い、今回の災害において、余りにも被災された方への負担が大きいように思っております。

こういうときに、行政の縦割りの弊害が出てくるのではないのかという疑問もありました。今、部長に、これからもまた工夫を凝らして対応していただけるということをしていただきましたので、これからも、まだまだ申請の手続などは続くと思います。少しでも市民の方が安心して窓口に来れるように、お願いいたします。最大限の想像力を働かせていただき、市民に寄り添った対応、できる範囲していただきますように要望いたします。

次に、避難所での被災者の体と心のケアについてお尋ねいたします。発災当初から、国・県、様々な自治体より支援をいただきました。その中でも、特に、避難所にいらっしゃる方と直接関わっていただく災害派遣医療チームであるDMATや災害派遣精神医療チームのDPAT、また国立医療チームと多くの支援をいただきました。その支援は、いつ頃まであったのでしょうか。また、そのチームがいらっしゃらなくなった後の、その後の市の対応をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

発災当初から、日赤救護所の設置とともに、災害派遣医療チーム、今御紹介いただきましたDMATを中心に、多くの関係団体とも連携をとりながら被災者のケアを行っていただきました。また、熊本県、熊本市、その他県内外自治体から派遣していただきました保健師等でチームを組み、各避難所を巡回し、避難所の環境改善も含め、被災者の健康状態を把握し、その状況等により、医療機関、福祉避難所、介護施設等適切な機関等につなぐ、フェーズに合わせた対応を行ってまいりました。その後は、人吉市医師会、人吉市歯科医師会の協力により、随時対応ができるよう体制を構築し、対応を行ってまいりました。

心のケアといたしましては、災害派遣精神医療チーム、御紹介いただきましたDPATにより個別相談等に当たっていただき、その後は県の精神保健福祉センターに引き継がれ、現在も2週間に1回相談日を設け、対応をさせていただいております。

支援期間につきましては、支援団体の役割により支援期間は様々でございます。フェーズに合わせまして支援内容も変化し、支援団体も変わってまいりました。現在も支援が必要な方につきましては、状況に応じ、継続して個別対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） そのとき、そのときに応じた対応をしてきていただいていると聞き、安心いたしました。やはり、被災された方の体の小さな不調だったり、心の動きなど、人間関係を構築していないと見つけられない部分も多くあると思います。

そこで、避難所が民間委託になった後の本市の避難所運営はどうだったのか、特に心と体のケアについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難所運営が民間委託になりました後につきましても、支援が必要な方につきましては、状況に応じ継続して個別対応を行い、関係部署との連携をとりながら、身体及び心のケアに努めているところでございます。

今後も引き続き、被災者に寄り添いながらの対応をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 避難所も、今月いっぱい閉所となりますが、どんどん人数も減っていくのが、また不安というお声もあります。実際、そういうお声を聞いております。最後のお一人まで、心を尽くしていただきたいと思います。

また、昨年12月の一般質問において、女性への気遣いを要望しておりました。そのとき、今回の未曾有の災害ということもあり、職員の数も圧倒的に足りていないこともあったと思いますが、日用品をもらうこと1つとっても、不安だったり、不快な思いをされたり、男性職員しかおられず、なかなか声がかけられなかったということもあったようです。今後、また新たな防災計画を立てられると思います。さきの一般質問でも申し上げましたが、策定の際には、女性の職員さんを交えてさらなる協議を、再度要望いたします。

次に、避難所へのペットの同行避難についてお尋ねします。ペットを避難所へ連れて行けないがために、避難ができなかったり、3か月を超える長い間、車中泊をされておられた方がおられました。市は、ペット同行避難に対し、どのような対応を考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の令和2年7月豪雨災害におきましては、各避難所において避難される方が非常に多く、また、コロナ感染症対策の観点及び施設の状況から、ペット避難所のスペースを確保できる状況ではなかったと思っております。

そういった中におきまして、スポーツパレス避難所におきましては、発災当初は避難者が多かったため、専用スペースの確保はできない状況でございましたけれども、その後、犬については、スポーツパレス喫煙所にて長椅子での対応を行いまして、猫については、ケージに入れてもらい、施設内の一角に一緒にいてもらっていたという状況でございます。その後は、スポーツパレス西側非常口、これは外側の屋根のあるところでございますけれども、そこで日中はペットと触れ合うスペースを確保いたしまして、車中泊されている方へも周知を行ったところでございます。

今後、人吉球磨獣医師会に御相談をさせていただきながら、避難時にペット受入れができる施設等を探し、市民に周知をしていきたいと考えております。また、ペット同行避難につきましては、避難所に避難される方で、やはり動物が苦手な方やペットアレルギーを持った方もいらっしゃることから、人とペットの同居テントですとか、避難所でのペットエリア等の確保ができないか、人吉保健所等の助言をいただきながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ペットを飼っておられる方には家族であることには違いありませんので、やっぱりペットを守るがために、今回、危険な目に遭われたりとか、ペットを助けに帰

って被災されたりということもありました。

なるだけ、今、部長からおっしゃっていただいたように、ペットと同行避難ができる場所を、また、できたら普通の避難者の方々とは別の場所に確保していただけるような協議をお願いしたいと思います。動物愛護管理基本方針に基づいた施策をお願いいたします。

また、県と連絡をとり平時から適切な飼育管理ができるように、市民の皆様への周知や普及活動にも、県とともに取り組んでいただきたいと要望します。

最後の質問になります。災害時における職員の健康状態の把握についてお尋ねいたします。今回被災されている職員も多数おられる中、全身全霊で災害対応の最前線に立っていただき、心から感謝しております。この激務の中、相当な時間外勤務があったことと、容易に想像ができます。時間外勤務に関しましては、先ほどの牛塚議員の質問の中で御答弁がありましたので、数字に関しては割愛をさせていただきます。

昨年の7月の時間外勤務では16時間、今年の7月では106時間とのことでした。8月については、昨年は4時間、今年は54時間と、もう一目瞭然でございます。相当な時間数で、どれだけ激務だったかということが容易に想像できます。

そのような中、職員の健康状態や家庭環境を把握するためのアンケートなどの調査は実施されたのか、お尋ねいたします。また、職員の休憩室やシャワー室の設置の検討はなかったのかも、併せてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

職員へのアンケート調査でございますが、本年8月に、職員の住家ですとか通勤車両などの被害に関するアンケート調査を、8月から9月にかけて健康状況に関するアンケート調査を実施しております。

御質問の、職員に関するアンケート調査でございますが、通常、幹部職や管理職による面談で補うとともに、日頃からのコミュニケーションを通して職員の家庭状況などの把握を行っていきたいと考えております。

それから、職員の休憩室関係でございますが、先月26日に、本市安全衛生委員会から市長に対しまして、職員の健康管理の一環として、職員が勤務中に部外者と隔離ができる休憩場所を設置するように提言があったところでございます。現在、熊本地震の影響で庁舎が分散されておりまして、仮庁舎のためスペースの確保が困難であること、それから、休憩室、議員おっしゃいましたシャワー室等の設置には、やはり一定の予算が伴うことなど高いハードルはございますけれども、令和2年7月豪雨災害において、一般社団法人全国運輸環境協会様から大型バス1台の寄附がございまして、避難所の一部として活用してございましたけれども、現在は使用していない状況でございますので、この大型バスを職員の休憩所として活用できないか、今検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き、職員が健康で安心して勤務することができる環境

を、少しずつでもできることから整えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 大型バスの提供は、本当にありがたいことだと思います。有効活用をお願いいたします。

仮庁舎なのでスペースの確保は難しいと思います。今、建設中である市庁舎には、災害時にも使用できる休憩室やシャワー室など、職員厚生スペースの整備はどのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新市庁舎におきまして、職員厚生に関するシャワー室、休憩室など、職員の厚生スペースがどのように整備されるのかということでございます。

まず、職員が休憩や食事などに使用します職員厚生室につきましては、3階に女子厚生室、4階に男子厚生室を配備する予定でございます。広さとしましては、それぞれ約15畳でございます。そのうち6畳は畳間を設ける予定としております。

次に、更衣室を2階と3階に、合計4部屋配置を予定しておりまして、更衣室に併設して、2階に男子シャワー室を1部屋、3階に女子シャワー室を1部屋設置する予定としております。

今回の豪雨災害のように、職員が遅くまで、特には深夜の勤務に従事する場合におきましても、休憩や仮眠を取ったり、食事を取ったり、着替えや汗を流すなど、職員の執務環境や健康管理など、職員厚生面に配慮した施設整備を新庁舎建設の中で行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 新庁舎は、災害の本部にもなる場所として建設を進められております。また、その中にスペースが確保されているということを聞き、安心いたしました。新庁舎が完成するまでの間も、しっかりと職員の方の休憩室の確保など、福利厚生もよろしく願いいたします。

市民の一番近い存在である職員の皆さんへの支援、それが支援者への支援ということになると思います。質の高い市民サービスを継続するためには、とても大切なことだと考えております。復興への道のりは、まだ始まったばかりです。誰一人も取り残さない、忘れない、これまでも市長が何度も言われておりますが、できることは全てやるを形にいただき、人吉市が一丸となって、200年後の美しい球磨川と町並みのために、今、市民の一番の近くで声を聞き、心を寄せていただきますようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 32 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君）（登壇） こんにちは。1 番議員の松村太です。

まず、今回の令和 2 年 7 月豪雨災害で亡くなりました市民の方々の御冥福をお祈りいたします。そして、被災された市民の皆様にお見舞いを申し上げます。

今日の質問項目は、1 つ目は、まちの復興へ向けて、2 つ目は、令和 2 年 7 月豪雨被災箇所の把握状況、3 つ目は、災害による就労への影響について、4 つ目は、人口変動への対応について、5 つ目は、これからの情報インフラ整備についてです。

発災から何か月たとうと、もう、そんなにたったのかと毎回驚き、これまで何をしていたんだろうと振り返るたびに、この大災害の前に、いかに無力であったかを思い知らされます。そんな気持ちを、毎回振り払うために市民の皆さんの声を聞くことで、私が勇気づけられてきました。こちらが「大変でしたね」と声をかけると、「いや、いや、もっと大変なところがあるけんね、うちはまだよかよ。」と言われ、ましてや、「議員さんも毎日御苦労さまね、けがせんごと、無理したらいかんよ、体に気をつけて。」と励まされ、被災地を歩き続けることができました。これまで、各地の災害で見聞きした言葉を、自分が目の前で、人吉の市民の皆さんと会話することになるとは、何ともやるせない気持ちでいっぱいになります。

しかし、ここで立ち止まることはできません。命以外のほぼ全てを失ってしまわれた多くの市民の方々と一緒に、この人吉市をもとに戻すことはもちろん、青空のもと、市民の皆さんが、また安心して暮らしていける道筋をふるさと人吉につくらなくてはなりません。

それでは、1 つ目の質問項目、まちの復興へ向けて、まずは、待ったなしの治水対策ですが、これらの施策が実施され、その効果が示されるまでにはまだまだ年月がかかります。しかし、既にまちの復興は、地元での自宅再建を決断された市民の皆様によって始まっています。復興ビジョン「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を目指して、本市としても、その歩調に寄り添い、復興へ向け、急ぎ、手を打っていかなくてはなりません。市長も、所信の中で、治水安全度の向上を目指され、挙げられた課題の中に、一定の条件で安全・安心な住む場所を示すことができる治水対策であること、シーズンを選ばない台風や、来年度の出水期に対する早急・応急の治水対策を実施することなどを挙げられておられます。今まさに、被災地の中で自宅再建に取り組んでおられる市民の皆様へ、治水対

策と同時進行でまちの復興を推し進めていくため、市長の最大の責務、市民の命と財産を守るという原点を踏まえ、市民の皆様の安全・安心への道筋を、市長にお示しいただきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川流域治水の流水型ダムの建設を軸とした抜本的対策には、一定の期間がかかることが予想されます。そこに至るまでの治水対策のためには、予断なく、来年の出水期を見据え、考えられる全ての治水対策を講じて実施していくとともに、災害の予測や避難体制といったソフト対策についても、市の取組を加速させてまいります。

特にすぐにやっていくべきことは、市民の方々の命を守るための避難体制の強化などを図るための方策の検討でございます。その過程では、行政だけではなく、市民、町内会、事業所等との共同作業がポイントとなると考えております。要配慮者への避難支援体制の強化や、避難をされない方への防災意識の向上等、市の総力をもって、決して一人の犠牲者も出してはいけないという強い決意とスピード感をもって、強く具現化してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ありがとうございます。自然の猛威が、人知の想像をはるかに超えてくる現在にあって、どれほど尽くしても完全なる治水はなく、災害の予測や避難体制のソフト対策がさらに重要であると、市長も言われています。

今回の災害は、これまでの治水対策を根底から考え直す必要があることを示していると私も考えます。市長の御答弁にも、地域との協力を密接にとあり、さらに地域世代間のコミュニティ発展のためにも、被災したコミュニティセンターや老人福祉センターの機能復旧が急務だと考えます。

先般の市民アンケートでも、市民の皆様の行動とソフト面の対応とが機能せず、避難行動につながっていなかったことがわかりました。情報をきちんと御認識いただき、行動へ移していただくことが、命を守ることに直結することを多くの市民の皆様と共通理解したいと思えます。市民の皆様の感じる安心と、行政が行う安全対策の認識について、例えば車の運転は、多くの皆さんもされると思います。よそ見をせず、前を向いてハンドルをしっかりと握り、制限速度を守る。そうすることで、初心者のころは安心していたものです。しかし、現在、そういう運転に対してあおり行為という危険が頻発して、ドライバーの安全を脅かしています。あおられると、慌ててハンドルを切り、センターラインを超えそうになる、そうすると、途端にアラームが鳴ります。驚いてアクセルを踏んで、前の車に近づきすぎると、車が自動でブレーキを踏んで追突を防いでくれます。運転中の予想外な出来事やうっかりの危険から、安全な環境をつくり出すシステムが働いて、ドライバーに安心を与えてくれます。

しかし、これらの突発的な危険から一時的に回避できたとしても、予想を超える危険に瀕したときには、アラームを無視してでも自分でハンドルを切る必要があり、車より速く危険を予知して、自分でしっかりブレーキを踏み、システムに頼らず、自分の判断で自分の命を守る必要が出てきます。

今回の災害が、まさに私たちにその教訓を与えてくれました。これまでの治水では完全に安全だと言い切れない中で、これまでの経験から安心だと過信せず、自らの行動を再検証して、安全の認識を市民それぞれに再認識していただき、自ら安心の幅を広げ、人吉市の復興へ一緒に歩いていただきたいと思います。

そのためにも、しっかりした今回の災害の検証と、その情報を市民の皆様と共有し、同じ認識に立ち、次への災害へ備えなくてはなりません。まず、令和2年7月豪雨被災箇所の把握状況についてお尋ねします。

先日、市の管轄する河川、道路、公共施設の視察をしてまいりました。いずれも、甚大な被害を被っており、周辺の市民の皆様の御不安は大きいものと考えます。そういった被災箇所が、市内各所で見受けられます。市民の皆様は、今回の水害の状況を正確に御理解いただくためにも、これらの被災箇所を市内の国・県・市、それぞれの管轄に関係なく、くまなく被災状況を情報として市民の皆様へわかりやすく提供できないでしょうか。また、管轄外であっても、その改修予定など、現時点でわかる分につきましては、一緒にお示しいただければと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

被災箇所の情報でございますが、例えば工事の発注状況ですとか、進捗によりまして、状況が変動していくものでございます。また、国・県の情報を市で管理していくということになりますと、そういった情報を常に維持し、管理していく必要がございます。また、地図情報で住民に公開できるシステムというの、現在もないという状況でございます。そういった状況を鑑みますと、議員がおっしゃるような、例えば全ての国・県の被災状況も含めた情報を1つのマップ上に落とし込むといったものについては、現状としての対応は非常に困難ではないかと考えております。

しかしながら、住民の皆様は情報をわかりやすくお伝えするということは非常に大切なことだと思っておりますので、市道の被災状況ですとか交通止め等の個別の情報は、地図を用いてホームページにて公開をしているところでございますし、現在でも、これからも、できる限りの情報は、個別にできるものについてはしっかり提供してまいりたいと考えております。

議員おっしゃるようなシステムにつきましては、他の有効な方法がないか、また、今後活用できるシステムがないか、そういったことを含め、国や県とも検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ぜひ、市民の皆様の御不安を1つでも取り除くことができますように、御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に、今回の水害により関連の深い球磨川に注ぎ込む市内の支流についてお尋ねします。県の球磨川豪雨検証委員会での説明資料にも出ておりますが、改めてお尋ねして、市民の皆様と情報の共有を図っていきたいと考えます。

7月4日は、避難所開設の御連絡を受け、5時過ぎから山田川添いを見て回っておりました。農免道路より上流部では、堤防からまだ2メートルほど低い流れではありました。それからわずか1時間ほどで、山田川と球磨川の合流部はあふれんばかりの濁流となっており、まもなく東西コミュニティセンターの避難所を閉鎖して、高校へ移動となり、市内の至るところで浸水により通行が遮断され始めました。自宅のある鶴田町でも、9時には鬼木川と山田川との合流部から越水が始まり、みるみる浸水域が広がっていきました。自宅前にたどり着いたのは10時頃でした。山田川のほうから濁った水が流れてきて、振り返ると鬼木川を越水した澄んだ水が、後ろから迫っていました。このとき思い出したのは、鶴田町に引っ越してきてすぐの頃、隣保班の、昔から鶴田にお住まいの方が、「昔の水害のときは、みんな山田川の堤防の決壊を心配して、山田川のほうばかり見ていたら、後ろから鬼木川からあふれた水で、あっという間に町内が水浸しになった。だから、大水のときは鬼木川もちゃんと見とかんといかんよ。」と言われたことを思い出しました。まさにそのとき、目の前で、昔の出来事が事実として起こってしまっているという現実、大変驚きました。

ですので、今回も、支流において、そのとき、何がどう起きていたのかをしっかりと検証して、客観的な事実を時系列で整理して、その情報を周辺の市民の皆様と共有して、災害対策に役立てることはできないか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

国、熊本県、流域12市町村が連携をしまして、豪雨災害に関する検証を行うことを目的に、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会が発足し、現在まで2回の会議が開催をされております。10月6日に開催をされました第2回の会議の中で、球磨川の支流の中の1つであります、議員おっしゃいました、山田川周辺の浸水形態の分析が、カメラ映像ですとか証言情報等をもとに、時系列で整理されたものがございます。本市におきましても、その資料の内容について把握しているという状況でございます。

山田川からの越水による浸水開始時刻は、大体午前6時頃と想定をされておまして、下流から上流域に徐々に越水が進行し、山田川が午前9時30分頃、球磨川が午前9時50分頃に水位のピークを迎えるまで浸水が拡大をし、午前11時頃には氾濫水位の低下が確認されているが、人吉大橋付近からの氾濫流入は継続していたという分析でございます。また、その他

の支流につきましては、想定される降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定をされておりまして、その洪水浸水想定区域図をもとに、本市において災害時の対応や避難場所の位置等の情報を具体的に記載した総合防災マップを作成しているというところでございます。

そういった状況の中で、令和3年度におきましては、いわゆるL2、想定し得る最大規模の降雨に関する防災マップの作成を予定しております。また、それとは別に、来年の出水期前までに、想定最大規模の浸水想定区域図の全戸配布を計画しております。

将来に向かって、球磨川流域住民が生命の危険にさらされることなく、安全・安心な生活が送れますよう、こういった情報につきましては全ての市民に周知徹底をいたしまして、早期の避難行動等に活用したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁いただきましたように、浸水想定区域図をもとにした避難誘導をしっかりと地域住民の方に周知徹底いただきまして、警報が出た場合、こういったタイミングで避難すべきか等々を、流域住民の方と、その共通認識を一緒にしていただきますことを切にお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、実際の当日の被害状況から、また、その次に起こり得る余波について、ちょっとお尋ねしていきたいと思います。今回の災害による市民生活への被害の広がりについての検証をしていきたいと思います。

住宅街の被害も甚大となっております。しかし、その中で、事業所も同じほど甚大な被害を受けておられることがたくさんございます。それに関連して、事業の停止による、その従業員の方などの就労への影響について把握できていますでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨被災後の失業についてでございますが、ハローワーク球磨との情報交換や被災事業所からの聞き取り等を通じまして把握に努めているところでございます。ハローワーク球磨管内の雇用情勢でございますが、令和2年7月豪雨前の6月の人吉球磨管内の求人倍率が0.98、9月の求人倍率が0.93となっており、7月豪雨以降で0.5ポイント減少いたしておりますが、10月は0.98となり、6月の水準に持ち直しております。

求人倍率につきましては、令和元年度に1.5を超える高い水準で推移しておりました人吉球磨管内の有効求人倍率も、熊本地震復興特需が落ち着いてきたことや新型コロナウイルス感染症の影響が顕著になった3月から低下し、6月には0.98と、平成28年度以降で初めて1を切るなど、低下傾向となっております。10月の職業紹介状況を見ますと、有効求人数が前

年同月比11.5%減少した一方、有効求職者数が前年同月比28.7%増加しております。同月の新規求職申込数は308人と、前年同月10月と比べまして約8.5%増加しております。

コロナ禍、それから令和2年7月豪雨災害と続く二重苦の中で、事業所の休止や被災によるやむを得ない離職により新規求職相談が増加しているとともに、ハローワーク球磨によりますと、8月以降、雇用保険の廃止事業者数も増えつつあるとのことで、雇用情勢の厳しさが増していると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁いただきました数字からも、被災の大きさ、それが与える地域の就労への影響の大きさがにじみ出てくると思います。

本日も、いろんな一般質問の中に、心のケアですとか身体的ケアについてのお尋ねがございましたけれども、やはり経済的な不安定さが、一番、家庭に及ぼす影響が大きいのではないかと考えております。当然、被災された事業者の方への手厚い支援、これによって事業所が再興することによって、再び雇用というものが創出されていくものと思いますけれども、そこで働く、自宅は無事であっても勤務先の災害の影響を受け、やむを得ず離職されたり、収入を減少された方が多数いらっしゃるということだと思えます。そういった方への支援策は何があるのか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

離職・減収となった被雇用者への支援策でございますが、本市独自に具体的な対策は実施いたしておりません。本市は、商業の集積地であるエリアが甚大な被害を受けたことから、個人や家族経営の小規模事業所が多く、かつ経営者が高齢であることが、被災事業所の特徴であると認識いたしております。この特徴を踏まえますと、市内事業者の再建が、被雇用者対策としても極めて重要でございまして、人吉商工会議所や本市が実施しております人吉なりわい再建サポートセンターでの事業者支援や、仮設商店街事業などを通じました事業者への再建支援を実施いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 現在、具体的な支援策がないという場合、やはり、これだけの被害を被っておりまして、人吉市の財政的な余裕もないということから致し方ないこととは思いますが、現実として、そうやって余波として経済的負担を強いられている市民の方がいらっしゃるということですので、ぜひ、県や国へ、こういった被災による余波を受けた二次的な被害を受けた方々への経済支援の要望が必要だと感じておりますが、その点についていかがでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、本市におきましてはサポートセンターを通じて、県、人吉商工会議所連携の上、再建支援を実施し、また、仮設商店街への入居事業者が可能な限り速やかに事業再開ができるよう、全力で取り組んでいるところでございます。事業者の中には、仮事務所、仮店舗で営業するなど、厳しい経営状況でありながら、従業員の雇用確保のためにたゆまぬ努力をされている事業所も多数ございます。また、休業を余儀なくされている事業所におかれましては、休業補償制度である国の雇用調整助成金を活用しながら雇用を維持されているところでございます。

雇用調整助成金につきましては、被雇用者自らが申請することができるように制度が改正され、当該助成制度も、令和3年、来年2月末まで延長される予定でございますので、引き続き、ハローワークや人吉なりわい再建サポートセンターに常駐しております社会保険労務士等と連携を密にしながらサポートしてまいりたいと存じます。

事業再建過程にある事業者にとりまして、被災前から雇用されておりました社員が、再開後いなくなってしまうことは、再建において大きな痛手になることもあり、雇用の問題は事業再建の重要な要素でございます。

また、求人倍率が低下傾向にあるとはいえ、従前からの課題であった人材不足の業種も存在しますことから、雇用のミスマッチを解消することも、雇用問題の解決策の1つと認識いたしているところでございます。

国や県への要望につきましては、雇用調整助成金の特例延長などについて、事業所等を対象とした制度の継続と合わせまして、国へ要望しているところでございます。また、雇用問題は生活支援策との関わりもございますことから、県の生活支援貸付制度の拡充・延長など、生活のセーフティーネットとなる制度の要望につきましても、国・県へ要望をしていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁にもありました雇用調整助成金につきましては、被雇用者自らが申請することができるように制度改正がなされております。こういったところも、ぜひ、そういったお困りの方に、再度、情報として周知徹底いただきますようお願いしたいと思います。

6月のコロナ禍後の一般質問の中でもお願いしましたがけれども、この大災害の影響をしっかりと後世につなげていかなくはいけません。被災された事業者の売上高の中に、こういった雇用者の給与面も経費として入っておりますので、被害額としてはきちっと統計の中に入るものと思いますけれども、こうやって雇用者として、この災害の余波を受けている方がどれぐらいいるのか、どれぐらい経済的な影響を受けているのか、きめ細かな災害の実態調査、実態把握にも努められまして、県や国の次なる施策の参考にさせていただくような資料を、

ぜひ、人吉市として作っていただければと思いますので、これからも実態把握に努めていただきますようお願いしたいと思います。

では、次の質問です。経済的な御負担はもちろんのこと、今災害では、生活の基盤であります住家の被害が甚大で、市民生活の根幹が揺らぐ事態であります。それに伴い、避難されている方の動向をどこまで、現在把握されているかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

被災者の方の転出や転居等の住所移転についてですが、市外へ転出される理由や、今後の再転入の予定などの調査は、現在のところ行っておりません。なお参考になりますが、住民異動届け出から見ます、令和2年7月豪雨災害後の人口流出の現状ということで、これには被災者以外の方も含まれている人数ではございますが、市民課へ届け出がありました転出者の人数について御報告させていただきます。令和2年7月豪雨災害発災日の7月4日から12月4日までが対象期間となりますが、本市から他市町村へ転出された方の人数は570人でした。このうち、転出者が20名以上の町内は、鬼木町24人、下青井町28人、瓦屋町30人、相良町31人、上薩摩瀬町31人、下薩摩瀬町56人、下林町67人、温泉町24人となっております。

ちなみに、昨年と同じ期間の転出者の人数は328人でございますので、昨年より188人転出者が増えている状況でございます。

被災者の方々の現状把握につきましては、発災後の8月1日から罹災証明書の交付に合わせまして、被災者生活再建支援金の申請、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅、並びに被災住家の応急修理制度といった、当面の生活確保の支援を行うとともに、緊急避難的な住まいの場が確保できているかなどを適宜把握するなど、応急的な対応をとってきたところです。

年内をもちまして、おおむね応急的な住まいの確保が進みまして、被災された方は、今後の本格的な再建に向けた新たな段階に入っていくものと認識しております。今後は、被災された方の移動状況を踏まえた再建意向につきまして、年明け以降、早いうちに調査を実施し、抱えておられる課題の整理、それと、その解決策について、迅速かつ実態に即した対応を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁いただきましたように、年明け早々に、元の地での住宅再建等々についての課題の洗い出しの調査を行いたいということでございました。しっかり、そののへんをアンケート調査なりで調査いただくことで、被災地の具体的な復興の足がかりになると考えますので、そういったところの課題をしっかり見つめていただきたいと思います。

先般、2,000人アンケートをとっていただいたということでございますけれども、この件

に関しましては、被災地を中心とした、被災者に対するアンケート調査が、さらに必要ではないかと思えますけれども、その点いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

議員御指摘がありましたけれども、令和2年7月豪雨災害を受けまして、去る10月13日から10月30日を調査期間としまして、市内在住18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人の方々に對しまして、今後の復旧・復興に関する意向調査を実施し、1,065人から御回答をいただいております。有効回答率53.5%で、2年前に実施をいたしました市民意識調査と比較しましても、高い回答率をいただいております。

内容につきましては、本市ホームページでも速報値を公表させていただいておりますので、この場での詳細な御説明は割愛させていただきますが、御回答いただいた方々の中で、「何らかの被害に遭った」とお答えの276件のうち158件、約6割の方は、「元の場所で再建をしたい」とお答えになっていらっしゃいます。次に、「元の場所ではない、例えば同じ地区内の別の場所で再建をしたい」というお答えをされている方は、32件、約1割いらっしゃいます。住まいを再建するに当たりましての課題や不安についての質問では、やはり、資金面での不安や、再建する場所が災害時に安全なのかどうかといった項目が多数を占めております。これも御指摘がありましたとおりですが、今後、復興を進めていくに当たりまして、被災者の方々からの御意見をお伺いするというのは当然であることから、復興計画、復興まちづくり計画の策定に向けまして、地域住民の皆様と意見交換会に加え、被災者の方に対する生活再建や住まい再建に向けた意向調査を、年明け以降、早い段階で実施していくということで予定しております。

今後、復興に向けた具体的な方策が明らかになっていくに伴いまして、被災者の方々が抱える不安や課題など、それぞれの御意向が変化をしていくということも想定されます。被災者の方には、調査への御協力などの御負担をおかけすることにはなりますけれども、地域支え合いセンターなどとも連携をしまして、適宜意向調査を行わせていただきまして、その内容を踏まえた上で、未来型復興を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 先般、熊本市役所に赴きまして、熊本地震後のアンケート調査についてお尋ねしてまいりました。やはり、同じように2,000人規模のアンケート調査を行われまして、ここ4年、ずっと実施していると。ただ、人吉市のように、まだ災害から月日が余りたっていないうちは、なかなか被災者の方も将来像を描きにくいので、アンケート調査の内容にはかなりばらつきが、当初は出ていると。ただ、1年、2年とたってくるうちに、やはりそれぞれの課題を明確にお答えいただき、それに対して真摯に対応していく、それがまちの復興につながってっております、という御説明を受けてまいりました。

ぜひ、人吉市も、1回にとどまらず複数回、複数年にわたりまして、被災者の皆様の御要望にその都度応えられるような、意識調査、動向調査をしていただきまして、被災者に寄り添った新しいまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げたいと思います。

そして、今回の災害による人口動向が、これまでの本市の課題であります少子高齢化に拍車をかける影響を、極力最小限に抑える必要があると考えます。令和元年度の出生数を見ますと、200人を切り190人となっています。人吉市で同じ年度に生まれた同級生が190人ということが、令和元年度には起きております。皆さん、それぞれの同級生の数をぜひ思い出していただきたいと思います。もう半世紀近く前のことになりますけれども、私が在籍していた小学校で、同級生は約130人、中学校の時で350人です。私の在籍した中学校の僅か60%程度が、人吉市全体の同級生数という出生数に、現在なっているということでございます。

これでは、どんな人口ピラミッドに、人吉市はなっていくのでしょうか。この子供たちが、20代、30代になったときの人吉市のまちは、一体どうなっているのでしょうか。100年後、200年後の話ではありません。僅か10年、20年、30年、まだ私たちが恐らく生きているであろう同じ年代の中で、そういったことが予想される——予想されるのではないですね、もう実際起こるということに、今、人吉市の現在はなっております。もちろん人吉市総合計画などにも盛り込まれていると思いますが、これまでの少子高齢化対策に加えて、今般つくられます復興計画では、さらなる人口減対策が必要になると考えますが、いかがでしょうか。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

今回の災害によりまして、2,600世帯以上の方々が罹災判定の半壊以上の被害に遭われている状況からは、今後の人口動態にどうしてもマイナスの影響が出てくるのではないかと、いうことを危惧しております。加えまして、コロナ禍によります経済的な影響も考慮する必要がありまして、市制開始以来、最も厳しい状況であるのではないかと認識を持っております。

このような中、これらの影響を最小化して短期間にとどめ、発災前よりも魅力あるまちづくりを目指していくということが大変重要であると認識しております。発災前より魅力あるまちづくりという高い目標を目指しますには、どのような行程、あるいは体制で取り組んでいくのかというのが重要です。また、実際にどこを目指していくのかも含めまして、今後、策定をします復興計画、復興まちづくり計画におきまして具体化をしていくということにしております。まさに、市役所職員全員が一丸となりまして、市民の方々との協働や、市民の方の自発的な活動もお願いしながら、全市民一丸となって、未来型の復興を目指していきたいと思っております。

なお、御指摘がありました、令和元年度に出生数が200人を割ったという件でございますけれども、豪雨災害の影響の前に、第6次人吉市総合計画の人口ビジョンにおいて触れさせていただいておりますとおり、生産年齢人口の減少が続いておりますので、出産や子育て世

代が減ることで自然減及び社会減の傾向、また、出生数の減少が続くということにつきましては、ある程度見込んでいたというところでございます。

この人口減少のペースをできるだけなだらかにし、持続可能な地域を形成するという意味からも、総合計画に掲げる地方創生の取組を力強く推進していくということはもちろんですけれども、今回の豪雨災害を受けての未来型復興の推進を、この出生対策というところにもつなげていくということは不可欠じゃないかと思っております。その中でも、今回の災害を機に、特に住まいの確保が人口減少対策に大きな影響を及ぼすものと考えております。つきましては、地域経済の再生や魅力ある仕事づくりに加えまして、子育て世帯から高齢単身世帯の方まで、公営住宅を含む全方位型の住宅環境の再構築を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ぜひ、生産年齢世代、もしくは子育て世代に魅力あるまちづくりになりますように、市職員の皆様だけではなく、我々市議会も一丸となって、新しいまちづくりに協力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問項目、情報格差の解消に向けた情報インフラ整備についてお尋ねします。

今回、防災無線による一方通行の情報伝達1つに頼らざるを得なくなった危機的状況は、現在、早急に改善する課題の1つだと考えます。防災無線の聞こえないエリアの被災者の皆様には、大変な御苦勞と御不便をおかけしました。また、必要な情報を必要な方へ届ける必要性を知りながら、その内容の詳細について十分伝えきれないまま、各施策が実施されることも多く、被災者の皆さんはもちろんのこと、現場対応する職員間でもその情報が共通理解できているのか、不安を感じる場面も多々ありました。

また、現地での安否確認など、臨戸訪問や各種届出の受付など、事あるごとに多くの職員が動員され、通常業務をはるかに超えた勤務体制となりました。これらを一元的に業務の効率化を図り、また、正確な情報を双方向でやりとりすることができ、職員間の業務の確認にも使えるシステムを、庁内で構築する必要がある、被災者にとっても、職員の職務の中でも必要だと考えます。

また、市民の皆様自身から、市からの問い合わせをする前に自らの安否情報、例えば、どこに避難している、家族誰々と一緒に避難している、そして自宅がどういう被害状況を受けているか、そのとき必要とする支援、求められている支援などをアンケート方式で答えられるような、総合受付窓口のようなものをホームページ上に開設して、そこへ被災者の方自身に自ら書き込んでもらう、そういったシステムを追加することなど、情報を収集する方法の効率化と、必要な情報が、その登録いただいた方へ確実に情報提供ができることへつなげら

れるのではないかとと思っています。これから、そういった情報システムの必要性和準備について、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

SNSなどを活用した、市民からの被災状況の情報提供についてでございますが、現在、市では、ホームページに加え、フェイスブック、ツイッターなどSNSによる情報発信をしており、これまでも市民の皆様から、メールやSNSなどメッセージなどによる情報提供をいただいております。

豪雨災害の際には、道路などの被害状況や病院の状況・再開、店舗の営業など、多岐にわたる情報が寄せられておりまして、市でも把握できていない情報を補完し、活用させていただくことができました。御協力いただいた皆様に、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

SNSは、双方向による情報のやりとりができることから、情報を発信するだけでなく、情報を得る手段としても有効であると考えます。いただいた情報の精査や、どのような場合に市民の皆様から情報を募るべきかなど、運用面での課題は幾つかございますが、市民の皆様からの情報収集の手段として、また、市民の皆様と行政をつなぐツールとして、SNSの活用を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 多くの情報がSNS上で情報交換されたということは、被災期間中、ずっと見てまいりました。大変有効に御活用いただいていたかと思います。ただ、私が申し上げました被災状況ですとか個人の問題につきましては、個人情報の保護ですとかプライバシーの保護、漏えい問題等々ございますので、セキュリティにつきましては、今、国が推し進めておりますマイナンバーなどを登録することによって個人を特定し、その方だけしか見れないようなセキュリティをしっかりと確保した情報インフラをつくっていただきたいと思っています。

今回の災害対応には、過去に災害で行われた支援の実績を踏まえ、検証され、改善や追加された、これまでの最大の支援が行われていると思います。関係者の皆様には、心より感謝いたします。

また、コロナ禍にもかかわらず、多くのボランティアの皆様にご支援いただきましたことにつきましても、この場をお借りして感謝したいと思います。

ただ、1つ残念なのは、私が支援物資をお配りしているときにお会いした御主人でございます。30年前に、心配する奥様を説得して被災地に新しい家をお建てになり、30年たった今年、この災害に遭われ、奥様は御実家に避難され、もう、ここには住まないと言っているとおっしゃられながら、一人で被災家屋の後片づけをされておりました。つい数日前、そこを通ると更地になっていました。ぜひ、また、奥様と人吉市に戻ってきていただけるように、

これからしっかり復興に向けて、新しいまちづくりを頑張っていきたいと決意を新たにした
ところでございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時18分 散会

令和2年12月第8回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月9日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和2年12月9日 午前10時 開議

- 日程第1 議第131号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第2 議第132号 令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第133号 令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第134号 令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議第135号 令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第136号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第137号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第138号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第139号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第140号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第141号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第142号 人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第143号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第14 議第144号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
2. 塩 見 寿 子 君
3. 田 中 哲 君
4. 福 屋 法 晴 君
5. 平 田 清 吉 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

- 1 番 松 村 太 君
- 2 番 徳 川 禎 郁 君

3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
7番	塩見寿子君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	廣田五浩君
復 興 局 長	元田啓介君
企画政策部次長	井福浩二君
建 設 部 次 長	土肥將資君
総 務 課 長	森下弘章君
財 政 課 長	永田勝巳君
水 道 局 長	久本禎二君

教 育 部 長 椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。13番議員の豊永貞夫です。

7月豪雨から5か月がたちました。水害でお亡くなりになられた方に対しましてお悔やみ申し上げますとともに、多くの被災された方に対しましてお見舞い申し上げます。1日も早い復旧復興、生活再建に全力で御支援してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速一般質問を通告に従いまして行っていきます。本日は2項目です。新型コロナウイルス感染対策。また住民票異動についてであります。

本年1月16日、中国の武漢市に滞在し日本に帰国した30代の男性から新型コロナウイルスが検出されたことで、日本国内では初めて新型コロナウイルス感染の発生が確認されました。それから11か月がたちましたが、感染の収束の兆しは見えていない状態です。毎日のように感染者数の報道がされ、大都市を中心に第3波が来ている状況で、都道府県知事により飲食店の営業時間短縮の要請が出されている東京、大阪など、大都市での時間短縮要請は、年末の書き入れどきと重なり経済に大打撃になるのは必定で、感染予防と経済対策の難しさを表している状況です。世界の感染者数の状況と比べると日本の感染者数は少ないかもしれませんが、油断は禁物で、毎日の感染者数の拡大状況を見ていると、いつ感染爆発が起きてもおかしくない状況だと言えるのではないのでしょうか。

そんな中、政府は来年前半までに全国民分のワクチンを確保する方針のもと、アメリカ、イギリスの3社から2億9,000万回分、1億4,500万人分——1人当たり2回です——のワクチンを購入することで契約、合意に達しています。また、ワクチンの希望者全員への無料接種に向け、接種の実施主体を市町村とした上で、費用は国が負担することなどを盛り込んだ改正予防接種法、検疫法が2日の参議院本会議で全会一致で可決成立しました。これは安心材料にはなりますが、ワクチン接種までにはまだしばらく時間がかかるようです。それまでは各人が3密を避け、「新しい生活様式」を实践して自己防衛するしかありません。今回は県内の感染状況と各学校での児童・生徒への感染予防の指導についてお尋ねいたします。

まず初めに、現在の県内の感染者数の状況と人吉球磨管内の状況をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

これまでの新型コロナウイルス感染症の新規感染者の発生状況につきまして、感染者数が急激に増加した時期の正式な定義づけはございませんけれども、一般的には本年4月から5月にかけての時期を第1波、8月を中心とした時期を第2波、そして11月以降、増加が続いている現状について第3波とされているところでございます。現在の国内感染状況でございますけれども、1日当たりの新規感染者数が2,000名を超える日が続くなど、全国的に拡大傾向が強まっている状況で、昨日、12月8日現在でございますけれども、感染者でございますが、全国で約16万4,000例でございます。

それから、お尋ねの熊本県内の状況でございますが、こちらも昨日の午後3時現在、累計で1,110名の感染者が確認をされておまして、熊本県独自のリスクレベルは11月24日から30日にかけての県内新規感染者数が59人、感染経路が不明な感染者数が29名という状況から、12月1日に6段階リスクレベルの上から2番目、「レベル4 特別警報」に1段階レベルが引き上げられております。人吉保健所管内でございますが、これまで2名の感染者が確認されております。いずれも人吉市内で確認された感染者でございますけれども、8月6日に熊本県が公表された2例目以降、昨日までの段階で人吉市内の新規感染者は確認をされておられません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 本年の当初から第1波の時期から、冬の時期には感染拡大する予想をされていましたが、まさに現実のものになりつつあります。ただ、報道でもそうですが、感染者数は公表されますが、退院された方の人数はあまり大きく報道されていないようです。今答弁がありました熊本県の昨日までの感染者数は累計で1,110名の感染者、退院者数は977名おられます。昨日現在の感染者数を今言われましたけれども、死亡者数はこれまで13人の方が亡くなられています。基礎疾患の持病のある方や高齢者などは感染に気をつけなければなりません、退院されている方も多くおられますので、そのことも一緒に公表していただきたいと思います。

昨日も熊本県のリスクレベルの質問が出ておりました。熊本県のリスクはレベル3から4に引き上げられた件ですが、その理由については今答弁されましたけれども、感染者数が増えている状況だと判断によつてのレベルの引き上げだと思います。このレベル3とレベル4の違いがわかりにくいという市民の声もあります。リスクレベルを上げたことで、生活面での注意点や学校や社会活動などでの行動の制限などはあるのか。さらにはレベル5での制限がどのようなものなのか、市民にもわかりやすい説明をお願いしたいと思います。お

尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

リスクレベルの引き上げに伴いまして、熊本県から12月18日までの集中要請として発表されました感染防止対策について、行動制限に当たるものは3つの密のある場所及び感染が流行している県外への旅行、外出等は控えるですとか、ステッカーを提示していないなど感染防止対策のできていない店舗の利用を控える。それから、熊本市中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控える。こういったことが上げられております。

これらの内容といたしましては、「新しい生活様式」や第1波、第2波の流行時において既に上げられていた対策もございまして、レベル3と、これは警報でございますけれども、レベル3と同じような対策になる部分もございます。そのため、議員御指摘のとおり、リスクレベルの引き上げに伴う感染防止対策が市民にとってはわかりにくい部分もございますので、本市といたしましては広報や市ホームページ、SNSなどを通じまして感染症の情報ですとか、感染拡大防止に向けたレベルに応じた対策を市民の皆様へお知らせしていかなければいけないというふうに考えております。

今後さらに熊本県のリスクレベルが引き上げられた場合は、リスクレベルの上限である「レベル5 厳戒警報」となりますので、感染者の急増や爆発的な感染拡大を防ぐために熊本県から飲食店等の時間短縮営業の要請ですとか、不要不急の外出自粛、県境を越えた移動の自粛といった強い行動制限というものが県民の皆様には要請するということが想定をされておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今様々説明いただきました。この件については大人だけが気をつけていればいいというわけではなく、子供たちも同様にコロナに対して気をつけなければなりません。各家庭でももちろん感染予防の注意をされているとは思いますが、1日の約3分の1の時間を学校で生活するので、児童・生徒に対する指導も必要になってくると思います。感染予防に対する学校での指導の状況についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

学校生活においては、休み時間や登下校など、教職員の目が届かないところでの児童・生徒の行動が大きな感染リスクとなります。そのため、まずは児童・生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動を取ることができるよう、文部科学省から出されております資料「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を活用して、感染症対策に関する指導を行っているところでございます。

1例を申し上げますと、登校前、家庭において検温し記録すること。学校内ではマスク

を着用すること。小まめに手を洗うこと。給食時は机を向かい合わせにせず食べ、食事後はマスクを着用することなどです。保護者のほうにも協力を求めながら、いずれについても効果ある取組となるよう、様々な面において目配り、気配りをしながら指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今教育長が答弁されました衛生管理マニュアル、私の手元にもあります。かなり分厚い内容になっておりまして、これを全て実行すると、もうまさに感染防止につながるものだと思います。ただ、今日の朝のニュースでもありましたとおり、家庭内感染というのが多くて、やはり子供さんにも感染していたというのが多く見受けられるようであります。お隣の八代市でも学校での感染も出ている状況ですので、本市においても学校での指導をよろしくお願いいたします。子供たちもネットニュースやテレビで毎日のようにコロナ感染症の話題が出ているので、必然的に情報は耳に入っている状況だと思います。

例年、この時期はインフルエンザの感染予防に対する注意喚起をしていた時期でもあったわけですが、ネットニュースでもありましたが、厚生労働省が12月4日に11月23日から11月29日まで分の発表で、今年のインフルエンザの国内発生状況が、昨年比で600分の1という消滅状態だという記事がありました。昨年の同時期で2万7,393件の発生だったのに対して、今年は46件だったという記事であります。今年はコロナとインフルの同時感染するという懸念から、インフルエンザの予防接種を例年になく勧められておりました。私も接種をしましたけども、感染の激減した要因というのは、当然ですがコロナ感染対策による手指消毒やマスク着用などの「新しい生活様式」の取組がインフルエンザ対策としても有効であったということがこれで実証されたものだと思います。

質問に戻りますが、各学校でのエアコンの管理についてお尋ねいたします。学校での3密の1つでもある教室の密閉については、定期的に窓開けによる換気をすることで解消されますが、冬の教室では授業中のエアコンがあるとはいえ、窓を開けるのは大変つらいものだと考えます。換気のための窓開けやエアコンの管理の状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

これから本格的な冬を迎え、窓を開けづらい時期となりますが、各学校でも感染リスクを低減するために換気の徹底を行うことが必要であると考えております。換気につきましても、先ほど教育長が申し上げました文部科学省が示す衛生管理マニュアルを基準とし、エアコン使用時においても、10センチメートルから20センチメートルの幅を目安に廊下側と外側の窓を対角に開けることとしております。ただ、教室の位置等によって換気効率も変わることから、教育委員会では様々な例を示しながら、効果的な換気となるよう指導を行っているところ

ろでございます。

また、換気により室温を保つことが困難な場合が生じることも考えられることから、室温低下による健康被害が生じることがないように、温かい服装を心がけるよう、あわせて指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 窓を常時開けている。その近くに座っている生徒さん、児童はかなり寒いのではないかと思いますので、その辺は保温というか暖を取るよう努めていただければと思います。

次に、手指消毒の薬剤の管理についてお尋ねします。手指消毒はスーパーやコンビニ、本市においても公共施設の入り口などあらゆるところの玄関先に設置されていて、来訪者が必ず消毒をされています。一時期、アルコール消毒と同様に次亜塩素酸水液による消毒もされていましたが、現在、学校での手指消毒ではどの薬剤を使用されているのか。また、その管理はどうされているのかお尋ねします。

○教育部長（椎屋 彰君） 御質問にお答えいたします。

市内の小中学校においては、手指消毒剤はアルコール除菌液を使用しております。日常使用する少量の手指消毒用のアルコール除菌液は各教室等に設置しておりますが、補充用の手指消毒剤は保健室に施錠の上、保管をしております。次亜塩素酸水につきましては手指の消毒剤としては使用しておりません。用具等の拭き取りに使用するよう指導しており、こちらにつきましても保健室に施錠の上、保管をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 手指消毒についてはアルコールだけを使用されているということであり、学校では掃除の時間が設けてあると思います。先ほど次亜塩素酸水は物を拭くときに使うということでございましたが、この掃除の際に児童・生徒が床掃除など掃除をする際に、例えばハイター系の次亜塩素酸ナトリウムや先ほどの次亜塩素酸水なども使用されていると思いますけども、今答弁がありましたように、次亜塩素酸水とアルコールだけが学校での管理になっているのか。現在の状況について、清掃などに使用されているのはこういったものがあるのかお尋ねします。

○教育部長（椎屋 彰君） 御質問にお答えいたします。

清掃を行う際、児童が薬剤を使用することは、トイレ掃除を除きございません。ドアノブ、手すり、スイッチ等、大勢がよく手を触れる箇所につきましては、児童・生徒が下校した後、職員やスクールサポートスタッフが消毒作業を行っております。薬剤につきましては、消毒用エタノール、新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗

剤、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水の4種類のうちいずれかを使用しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 3種類あるようでございます。ただアルコールの消毒液というのは、価格的に非常に高価だということで、それを連日、毎日のように使用していくとかなりの費用がかかるのではないかと考えております。このアルコールと、先ほどの次亜塩素酸系のナトリウム、これハイターなどの液体でございますが、あと次亜塩素酸水、この3つについてちょっと説明したいと思います。

このアルコールというのは、先ほど言いました高価なために器具洗浄や清掃にも思ったように使用できないというデメリットがあります。あとハイター系の次亜塩素酸については、塩素臭が残るためすすぎを十分にする必要がある。価格は安いということはあるのですが、高濃度のものは人体への刺激が強いというデメリットがあります。

また、もう1つの次亜塩素酸水、これは弱酸性の次亜塩素酸水で、肌に近いpHのため、手荒れしにくい。インフルエンザ、ノロウイルスに効果が高い、価格が安いというメリットがありますが、デメリットとしては、速乾性がない。長期保存ができないというものでございます。

今後、この新型コロナとの長期的な付き合いになりますので、清掃時の消毒作業などは弱酸性の次亜塩素酸水を使用することでランニングコストが抑えられる。財政面でも今後影響が出るのではないかと考えています。この弱酸性次亜塩素酸水を生成するには専用の生成器が必要になりますが、1リットル当たりのコストは6円というものでございますので、そういう機器を導入している自治体も出てきています。埼玉県蓮田市、ここでは5つの中学校や保育園、学童保育園へ生成器を導入されています。九州内でも福岡県内の3つの市役所と中学校4校、小学校6校に導入をされています。今後、導入についても検討してみたいかでしょうか。これは要望をしておきます。

報道でもこのコロナウイルス感染症に対しましての差別や偏見、そういう報道も多く取り上げられております。新型コロナウイルスに感染することにより、感染者の家族や職場復帰してからの偏見や差別を受けることが多くニュースにも出ておりました。誰もが感染する可能性がある状況の中で、感染者イコール悪ではないということを学校ではどのように児童・生徒へ伝えているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、感染した方々の治療に当たる医療従事者などに対する差別や偏見など、様々な人権侵害が発生していることにつきましては、報道されているとおりでございます。また、SNS上でも悪質な誹謗中傷等の書き込み等が見

られます。差別や偏見などの行為は決して許されるものではなく、学校でも未然防止の取組を進めていく必要がございます。

これまで、各学校では児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報に基づき、事実に基づく冷静な判断や行動をするよう指導を行ってきております。

また、県教育委員会から出されております資料「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の未然防止のために」をもとに、誰でも感染する可能性があること、自分のことに置き換えて考えてみることで、差別的な言動に同調したり、根拠のない不確かな情報を拡散したりしないようにすることなどについて、発達段階に応じて重ねて指導を行っているところでございます。このことにつきまは、保護者に対しても機会を捉えて周知、啓発を行っておるところでございます。

さらに、各学校に対しましては、児童・生徒等から不安や差別、いじめ等の相談があった場合に備え、相談体制を整えておくよう指示を出しております。

今後もコロナ禍を一人一人が自身の言動を見直し、人権教育を推進する重要な機会と捉え、差別や偏見等を防ぐための取組を継続して行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） この差別や偏見というのは子供の世界だけではなく大人の世界でも同様でございますので、この件については私たちが気をつけていきたいと思います。

この感染症の怖いところは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながることです。差別を受けるのが怖くて熱や咳があっても受診をためらい、結果的に病気の拡散を招くという負のスパイラルで感染が拡大する。こういうことになりますので、私たちも心を引き締めて感染に対する不安だったり、最初のほうで言いましたように、退院される方も多うございますので、その辺についてはちゃんとした情報を見ながら判断していきたいと思っております。

また、子供たちの発達段階の中でこういった人権侵害だったり、こういう差別のそういうのをやはり指導していくことも重要でございますので、その辺については、今後よろしく願いいたします。1番については終わります。

次に、住民票上の住所と実際に住居している場所、今回の災害による住民票の扱いについて質問します。7月豪雨から5か月がたち、避難所生活を余儀なくされていた被災者も仮設住宅が完成するごとに転居されていて、12月中には避難所に残られている方もいずれかの先へ転居されるようであります。

仮設住宅やみなし仮設へ入られている方は、被災した元の場所で新築を考えてる方、リフォームを考えてる方、またどうするかをまだ決めていない方、様々におられると思います。その際の今回のような災害時の住民票の扱いはどうなっているのか。

約2年間の仮設住宅での生活をされてる方が多いと思いますが、その間の住民票は異動する必要があるのかお尋ねします。また、現在の仮設住宅へ入居されてる方の住民票の状況についてもお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅、建設型応急住宅やみなし仮設住宅、賃貸型応急住宅に入居された方の住民票の取り扱いについてでございます。住民票は住民の居住関係を公証するものであるため、各人の生活の本拠地である住所を記載することになっておりますが、被災により避難元、御自宅になりますけれども、避難元に一時的に居住することができないような特殊な状況においては、避難先で生活を送るしかない状況であっても、避難先において居住しているという主観的な意思が伴わない場合には、仮設住宅やみなし仮設住宅を避難所等とみなし、生活の本拠地である住所は避難元（御自宅）にあるものとして差し支えないとされています。したがって、仮設住宅等に入居された方は、必ずしも住民票を異動する必要はなく、届け出は各人の意思に基づき行うという取り扱いになっております。これは全国統一した取り扱いでございます。

次に、仮設住宅に入られた方で住民票を異動された方についてでございます。現在、仮設団地が13団地、総戸数380戸を計画されているところですが、8月22日の人吉城跡仮設団地への入居を皮切りに、12月4日現在で入居されている11団地325世帯726人につきまして、転居等により住民異動届を出されている世帯は58世帯119人、世帯数の割合で約18%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。必ずしも住民票を異動する必要はないということですが、仮設住宅もみなし仮設も入居期間は原則2年間で、その間は住民票の異動はしなくても、その後のどこで生活するかというのについてはいずれかの時期に決める時期が出てくると思います。

意向調査についてですが、昨日も同様の質問はございましたけれども、そのまま質問させていただきます。意向調査については、それを実施するかお尋ねいたします。また、これだけの世帯数の方が仮設住宅へ入居され、住民票の異動は58世帯にとどまっています。ほかの方については新しく家を建てたり、リフォームされることを決めている方だと思いますけれども、その辺についてはまだ时期的なものもございますが、いつできるかわからない状態ですので、この2年間の間に決めていただければと思っております。

また、仮設住宅へ入居をされてる方は、郵便局などへの転居届などの提出はされているのか。その確認なり周知はされているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

被災者の方がどのような住まいの再建の意向があるのかというのは、非常に重要なことでございまして、先の熊本地震の際も被災自治体におきましては、各段階ごとに何回かの意向調査を実施されております。本市におきましても仮設住宅、みなし仮設住宅、市営住宅などに仮住まいをされている方を対象に、本年度末をめどに意向調査を実施する予定でございます。

なお、時間の経過とともに、被災者の方を取り巻く状況や気持ちの変化もございまして、意向調査につきましては、建設型応急住宅の貸与期限までに複数回の実施を予定しているところでございます。

また、郵便物につきましては御質問でございますけれども、建設型応急住宅——仮設住宅のことでございます。仮設住宅の入居者説明会におきまして、住民票の異動の有無にかかわらず各自で郵便局へ異動及び転送の手続きをお願いしております。

参考までに申し上げますと、災害義援金申請書は12月4日までに3,238通を発送いたしておりますけれども、そのうち郵便局からの返戻につきましては、1%未満の30件となっております。まして、大多数の被災者の方が転送などの手続きを取られているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 複数回の意向調査も計画されておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

住民票を異動されている方で、人吉市外の近隣自治体へ転出されている方、県外へ転出されている方もおられますが、その方々への支援についてはどうなるのか。義援金の受給だったり医療費の助成など、そういった被災した方に対しての支援についての状況について、どうなるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今後、住民票を他の自治体に移した被災者の方に対する金銭給付としましては、災害義援金の二次配分や転出先で賃貸型応急住宅——みなし仮設住宅のことでございます。賃貸型応急住宅を利用されている場合、再建時の生活再建支援金加算金支援金などがございしますが、あくまで被災された時点での世帯が対象となりますので、転出されておりましたも罹災証明があれば罹災区分に応じて各制度の対象となるものでございます。

また、医療費につきましては、国民健康保険などの医療保険における一部負担金等の猶予又は免除については、加入する保険者の定めにより行われることとなっておりますので、本市国民健康保険の被保険者の方が転出される場合におきましては、それぞれの転出先の市町村に確認していただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 医療費については転出先の自治体によって対応が違うという答弁だったと思います。人吉市においては12月までいっぱい医療費について、国保については医療費の免除がなされておりますが、そういった支援についてのお知らせなりは、やっぱりしていただきたいと思います。年内に仮設住宅も完成し、入居も完了する予定で、避難所も閉鎖されます。少なくとも、避難所で新年を迎える方はいないようであります。仮設住宅へ入居されても正月気分にはならないと思いますが、一安心した次第でございます。

いずれにしても、これから復興へのスタートだと思いますので、様々な課題が山積していますが、一つ一つ解決へ向けて取り組み、被災者への支援を続けていかなければならないと感じております。

これで質問は終わりますが、もう1つ、住民票についてちょっと気になったことがございます。これは質問ではございませんが、私の地元で先日火災がございました。その際、1人お亡くなりになられておりますが、一軒家でちょっと離れたところで隣近所とは離れていましたので、町内会にもかたっておられない。また住民票も異動されていないということで、誰が住んでいらっしゃるのかというのがわからない状態で火災の消火作業をされておまして、私が行った際に、もう警察署だったり消防署から私にお尋ねがあつて、誰が住んでいらっしゃるのか私もわからなかったんですけども、そういった方もやはり存在するということで、この住民票については、移転先なりに住民票を移す移さないは個人の自由だということもありますが、町内会長さんへのお知らせなりはしていただければ、誰が住んでいるかというのはわかる状態、そういった状態をつくっていただければ、今回の火災においての全然わからない情報というのもすぐわかるのではないかと思いますので、その辺は今後の課題でもございますので、その辺については検討もお願いをしておきます。

私の一般質問は少々早うございますが、終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は、令和2年7月豪雨被災者の生活再建支援を取り上げました。

初めに、災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与について。次に、暖房器具の支給について。最後に被災家屋の公費解体と自費解体について質問します。

12月になって寒さは厳しくなりました。豪雨災害から5か月、被災者の皆さんはどのよ

うに過ごしておられるのでしょうか。布団や冬の衣服は大丈夫なのでしょうか。とても気になるところです。日本共産党は災害後に熊本豪雨救援センターを立ち上げました。お困りごととはございませんかとアンケートを持って要望の聞き取り調査を継続的に取り組んでいます。その中で「半袖しかない」、「長袖の服が欲しい」、「毛布が欲しい」、「夏はよかったが、もう布団が要る」、「こたつが欲しい」との声が出てきました。センターで対応が可能なものは対応し、お寺などの支援センターを紹介しているところです。

また、市民の方から「仮設住宅に入る人にはエアコン、コンロなどがそろっているけれど、みなし仮設に入る人は一からそろえなくてはならない。同じ被災者なのに差があるのはどうして。」という声や、「在宅避難をしている人が何人いるのか、どんな状態にあるのか市はつかんでいるのだろうか。」、「在宅避難の人には支援物資や情報が届きにくい。」、「もっと被災者に寄り添ってほしい。」という声をいただいています。

そこで、被災者の方々の生活についてお尋ねします。仮設住宅、みなし仮設、市営住宅、避難所、ホテル避難所、そして在宅避難されている方はそれぞれ何世帯、何人おられるのですか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

人数につきましては、12月4日現在でお答えさせていただきます。賃貸型住宅513世帯1,162名、建設型応急住宅325世帯726名、市営住宅151世帯306名、みなし避難所——ホテル、旅館のことでございますけれども、みなし避難所20世帯38名、スポーツパレス避難所22世帯38名でございます。在宅避難者につきましては、親族宅へ避難されていたり、医療機関への入院や介護施設へ入所されているケースなどもあり、把握が難しいところでございますが、被災者台帳システムのデータ上からは、約1,300世帯程度と推測しております。そのうち応急修理の申請があった826件のうち既に379件が竣工しており、生活再建支援金の加算分につきましても、538件の申請を受け付けておりますことから、再建も徐々に進んできていることが見受けられます。そのような世帯も含めまして、被災後、自宅に避難されていた方が現在も在宅避難をされている状況であるかにつきましては、現在、人吉市地域支え合いセンターの訪問活動などで把握に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） やっぱ一番知りたいのは被災した住宅で、被災した家で生活しておられるそういう在宅避難の方の数です。そしてその状況は現在調査中ということですが、被災者の皆さんの実態をつかんで、必要な支援は、何かお困りごとは、そういうお尋ねして、そして必要な支援が行き届くようきめ細やかな対応を心掛けていただきたいと思います。

では、仮設住宅に入居される際に備えられているもの、それはどんなものですか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

仮設住宅に備えつけの設備といたしましては、照明器具、ガス給湯器、ガスコンロ、エアコン、カーテン、物置等でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今お答えになったのは、備えつけられているもの。そしてお聞きしたら、仮設住宅にはいろいろな企業や団体から物資の寄贈を受けているということです。それらの物資がみなし仮設や在宅で避難されてる方にも届けられるといいんですが、仮設住宅の数だけ、あるいは数にも限りがあるということです。それは難しいということでした。

でも、仮設住宅でも全てそろっているわけではありません。ないものはそろえなくてはなりません。生活に必要なもの、毛布や衣類、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなど備えなくてはなりません。在宅避難をされている方も、季節が冬になって冬の衣服や布団が必要になっている方がおられると思います。

そこで、市にお尋ねします。被災者の皆さんは生活に必要なものをどのようにして手に入れるようにと市は考えているのでしょうか。また、布団や衣類は行き渡っているという認識かどうかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

衣類、寝具など生活必需品につきましては、発災直後におきまして、災害救助法の必要即応の原則に基づきまして、備蓄物資や熊本県などからの支援物資により提供をさせていただいたところでございます。

発災の夏季の7月、その時点におきましては、最低限の物資は必要とされている被災者の方に提供できたのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 購入することができる人は既に買い求められていると思います。全国各地から支援物資が送られており、運よくそれを手に入れた人もおられるでしょう。どこに物資があるか知っている人は何回も通って、必要なものを手に入れたりしておられるし、どなたも必死です。親戚や友人からの援助で、あるいはボランティアの活動で物資を手に入れた人もおられるでしょう。

今、生活に必要なものは行き渡っていると思われるというお答えでしたが、問題は、12月になっても布団がない人がおられるのではないかとということです。実際に、私の近所でそういう方がおられました。もらってきた薄いこたつ布団で寒さをしのいでおられました。この方には友人たちが毛布と布団を集めて持って行ったようです。その方はどこに物資があるか分からない情報弱者の方でした。親戚もいない、資力もないときに頼りにできるのは法に

基づく生活必需品の提供ではないでしょうか。

災害救助法を適用すれば、必要な方に布団や冬の衣服は提供できるのではないのでしょうか。この災害救助法に基づく被服、寝具、その他生活必需品の給与・貸与についての制度とはどんなものをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

災害救助法によります被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与とは、住家の全壊等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は棄損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、基準額の範囲内で被服、寝具、その他日用品等の現物支給を行うものでございます。

内閣府が定めます災害救助事務取扱要領におきまして、災害が発生したときには備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて各種団体等の協力を得て速やかに被災者に対し必要な被服、寝具、その他生活必需品を配布すること。

また、災害救助法による給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めることとなっております。なお、10日以内に完了できない場合は内閣総理大臣と協議して延長することを原則としております。

対象者は住家の被害程度が全壊、半壊——これは大規模半壊も含めます、床上浸水の世帯となっております。基準額は住家の被害程度、被災時期（夏季・冬季等）でございますが、被災時期、世帯人数により異なります。

例えば、災害発生日が夏季におきまして住家が半壊で1人世帯の場合が6,100円以内、住家が全壊で4人世帯の場合が4万2,800円以内となっております。

なお、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与につきましては、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものとし、日常生活に支障を来さないようにするもので、災害により喪失した物品の損害を補填したり、被災に対する見舞金というような性格のものではないことに留意して実施することとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） そこで本市において布団や冬の衣服が必要な被災者のためにこのような申請書を用意して、そして申請できるようにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与につきましては、先ほど申し上げましたように、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障を来さないようにするもので、災害により喪失したものの損害補填したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、住家の被害が要件を満たし

でも、別途保管などした物品があったり、寄贈を受けたりして必要なものが得られれば、法による給与又は貸与は行わないこととなっております。

本市におきましては、制度を活用しなかったものの大変ありがたいことに、発災直後から様々な団体、企業や個人の方々から多数の支援物資の御提供をいただいております。それらの物資は各指定避難所及び物資倉庫におきまして市が保管している備蓄物資も含め、被災者の方々へ避難生活を送る上で必要な生活必需品の配布を行ってまいったところでございます。今後、制度を活用する予定はございませんが、引き続き、その他の生活再建、住まい再建の支援に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 避難生活の長期化によって冬の物資が今必要になっています。人吉市は制度を活用しなかったと言われましたが、災害救助法に基づく被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与を行っていたら、10日以内という期間の延長を求めることもできたかもしれません。この制度があることを知っていたら、被災した方の中には申請する人もいただろうと考えられます。なぜ法のとおりに行きなかったのか。行政の責任が問われます。制度が絵に描いた餅にならないように改善していくことはもちろんですが、実際に必要な人は制度を活用できるようにしなければならないのではないのでしょうか。それができなかったのです。

そこでお尋ねします。今からでも被災者の方に希望を取って、今度は義援金を使って布団や衣類など支給するべきではないのでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、住家の被害が要件を満たしたとしても、別途保管した物品があったり、寄贈を受けたりして必要なものが得られれば法による給与又は貸与を行わないということとなっております。

本市は制度を活用しませんでしたけれども、発災から5か月が経過した現在におきましては、この制度を活用するのは大変難しいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） まず生活必需品というか、布団が行き渡っているかいらないか、まだ布団が行き渡っていない方がおられるかもしれない。だったらどうするかということです。

長野県の例を申し上げます。長野県では令和元年の台風19号災害で住家の全壊などで生活に必要な家財を失った世帯に、ここはふるさと信州寄附金を活用して家電製品を支給しています。このように必要があれば、市民に一番身近な行政が貸与しています。私は人吉市もそうあるべきだと思います。

次に、暖房器具の支給について取り上げます。10月にいのちネットが物資頒布会を開いたところ、200人の方が参加されてストーブや電気カーペット等の要望が160人から出されたということです。それだけ多くの方が、これは被災者の方が暖房器具を求めておられることを表す数ではないでしょうか。

日本共産党南部地区委員会は、被災者の皆さんから聞き取った声をもとに、10月12日に市長に対して、水害における救援策についての申し入れ（その後）を行い、冬に向けた暖房器具の支給について要望しています。また、10月28日の市議会の全員協議会で本村議員は、暖房器具の支給について質問をされています。

そこでお尋ねします。全員協議会での本村議員の質問に対して何と答弁されたでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

10月28日、全員協議会での答弁を再度お願いしたいということでございますが、現在、組織の変更、また数字的にも変更になっておりますので、その部分を交えながら答弁をさせていただきます。

多くのものを失い、仮設住宅やみなし仮設住宅、市営住宅などに新しく居を構えられた方のほか、応急修理を行い、御自宅での生活を選択された方も多くいらっしゃいます。このような方たちへ金銭的な支援といたしまして、生活再建支援金や義援金がございます、被害の程度により額は変わりますが、対象者に支給されるものでございます。

当時の組織、生活再建支援室でございますけれども、生活再建支援室では生活の立て直しのため、1日でも早くお渡しすべく業務を行っておりまして、生活再建支援金の基礎支援金につきましては、申請者の95%——現在では99.5%になります——に支給されており、また義援金におきましても、その時点では申請の受付をしていたという状況でございましたが、現在は対象者の96.4%が受け取られているところでございます。

暖房器具の支給につきましては、本市による支給となりますと単独予算での対応も困難なことから、支援金や義援金の計画的な御活用をお願いできればと考えているところでございますという内容でお答えをしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 暖房器具には支援金や義援金を活用してほしいということでしたが、実は、国は暖房器具を認める方向にあります。

衆議院の災害対策特別委員会で、日本共産党の田村貴昭議員が災害救助法の生活必需品の見直しについて質問しています。それに対して、青柳内閣府政策統括官はこう言っています。「災害救助法に基づく生活必需品の供与につきましては、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与・貸与するという考え方に基づいておりまして、基本的に家電製

品は認めていないところでございます。しかしながら、救助を要する被災者が、これから言う防寒対策、あるいは熱中症対策に必要な電気機器については被災者の生活に不可欠な場合もあると考えられますことから、どのようなものが対象となるかよく検討してまいりたいと考えております。」。このように国も暖房器具は冬の生活必需品と認める方向にあります。

そこで、市長にお尋ねします。人吉市も暖房器具の支給をすると決めて、県に相談すべきではないでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものとのことから、暖房器具などの電化製品は対象とはなっていないところでございます。

先の衆議院災害対策特別委員会での内閣府の答弁につきましても、災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を対象とするかの検討でありまして、対象になったといたしましても、様々な意見が出てくるかというふうに思われます。

電化製品などにつきましては、先ほどから部長が答弁しておりますとおり、現時点では生活再建支援金や義援金の計画的な御活用をお願いできればと存じます。

今後、今回の災害を経験した自治体として災害救助法の運用などについて、国や県などから意見を求められることもあろうかと存じます。今回いただきました御意見をはじめ、これまでも様々ないただいております御意見につきましても、国や県にはしっかりと伝えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 国に求めていく、様々な機会を利用して伝えていくとおっしゃいましたけど、もう災害救助法で暖房器具の使用を認めるという方向になるのですから、もう法律を適用して暖房器具の支給が必要だと、そういうことを国と県に求めていく。そうすべきではありませんか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

先ほどから答弁をさせていただいておりますが、今塩見議員からいただいた御意見は国・県からの聞き取り等々の中でしっかりとお伝えをしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 実際に目の前に暖房器具がなくて困っていらっしゃる被災者の方がおられる。支援金、義援金を活用しなさいと市は言われるけど、それも手をつけられない。もっと、だって何が起こるかわからないので取っておきたい。もちろんそれを利用して暖房器

具を購入された方もおられると思います。だけど、そこまではできない方もおられる。ですから、市長でしたら暖房器具はなくて困っているそういう市民を守る立場に立っていただきたいと思います。どんな制度が使えるかを調べ、必要があれば交渉していく。災害救助法を絵に描いた餅にしないためにも活用することを求めて、次の質問に移ります。

最後の質問は、被災家屋の公費解体と自費解体についてです。市内を見渡すと、徐々に解体に取りかかっている建物や家屋が増えてきています。解体後には風景が違って見えて、寂しさも感じます。しかし、それは一時のことで、さらに復興に向けてのスタート地点に立っているのだと思います。自費解体に加えて公費解体も開始されました。

そこで、公費解体と自費解体のそれぞれの件数、それぞれの特性についてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

本市の公費解体と自費解体を合わせた解体件数につきまして、生活再建支援に関連する来庁者アンケートや他の自治体の災害規模から推定し、約1,000棟を超える件数を予定しています。また、12月4日現在のそれぞれの受領件数でございますが、公費解体は550件、自費解体は91件となっており、公費及び自費解体の合計は641件となっているところでございます。

なお、受領件数とは別に、申請に来られましたが、関係書類が不足していたため受領まで終えていない件数を合わせますと、公費解体は683件、自費解体は179件で合計で862件となっております。

次に、公費解体と自費解体のそれぞれの特性でございますが、まずそれぞれの制度を御説明した後に特性について御説明させていただきます。公費解体制度とは、令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等を物件所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって災害廃棄物として解体と撤去を実施する制度でございます。また、自費解体制度とは、公費解体を利用することなく、既に所有者御自身で解体と撤去を済まされた方、これから解体工事を発注する方を対象に解体と撤去に要した費用を補助する制度でございます。

これら2つの制度の特性といたしましては、公費解体においては、対象となる部分では一時的にも費用負担が発生しないことがメリットでございますが、一方で、書類受付から解体準備まで、現地立ち合いも含め手順を追って進めるため、解体作業までに一定の待ち時間を要します。次に、自費解体ですが、復興に向けて御自身のペースで速やかに解体作業を実施できることがメリットでございますが、一方で、一時的に解体費用負担が発生することや、市の算定基準を上回った場合に、全額償還されない場合があることがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 公費解体は始まったばかりですが、今後どのように進んでいくのでしょうか。今後の計画や見通しについてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

今後の公費解体の推移については、順番を待つ多くの家屋被災者の皆様が御心配をされていることと存じます。

今回の令和2年7月豪雨災害における公費解体の方針としましては、必ずしも申請を受領された順番ではなく、倒壊のおそれがある危険な建物や、倒壊による二次災害が発生する可能性のある建物などを総合的に判断した上で、危険な建物を優先的に解体することとしています。また、合理的かつスピード感を持って解体を進めるために、その危険な建物を中心とした近隣の被災家屋数件を約5棟から10棟を一団のエリアとして発注、解体していく方針で進めております。

公費解体につきましては、第1期事業を11月25日から着手しておりまして、青井阿蘇神社周辺の被災家屋を倒壊のおそれのある危険な建物と判断し、周辺の数棟とともに始めております。今後の計画及び見通しといたしましては、一月当たり50棟から80棟のペースで被災家屋等の解体を行い、来年の12月までに解体作業を終える計画を立てております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 公費解体を申し込んだ市民の方から、「いつ頃工事に入るのか。待たなくてはいけないのは承知の上だが、せめて1か月前には教えてほしい。仕事もしているし、今後の予定も立てなくてはいけないので。」とか、「ブロックで分けされると近所で1棟だけという我が家は後回しになるのか。」という声が出ています。

そこで、公費解体を申請受付された市民の方にどのように説明をしていくのかをお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

申請を受領いたしました方には公費解体申請後の流れについてというチラシをお渡ししており、受領後の流れとして、解体前、現地立ち合いまでの予定と解体開始の見通しとして、おおむね2か月から6か月程度お待ちいただく旨の説明をさせていただいております。議員御指摘のとおり、受付は行ったものの御自身の物件の具体的な解体時期についてのお問合せがございますが、倒壊のおそれのある危険な建物を優先的に解体している点と、鋭意発注の準備を進めている点を御説明し、具体的な時期については見通しをお示しできていない状況でございます。受付期間も継続中であり、解体を御希望の方の申請を全て受理したわけではございませんが、被災された方々の不安なお気持ちを少しでも緩和するためにも、解体の進捗情報の発信や月締めの解体棟数のお知らせなどを広報ひとよしやホームページ、SNS等の媒体を用いて情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） ただいま部長が答弁されたとおり、被災された方々の不安なお気持ちが少しでも緩和されるように情報の提供は定期的に行っていただきたいと思います。

最後の質問です。公費解体をする解体業者はどのような業者ですか。また、零細の解体業者は公費解体の入札に入れないというのは本当ですか。お尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

現在、公費解体と自費解体が同時に進行している状況でございますが、御相談のお問合せの中には地元で自費解体業者が見つからない。リフォーム業者が見つからない。請け負っていただいても数か月待ちとの御相談もいただいております。

そのような状況の中、現在進めております公費解体は平成30年9月21日に、一般社団法人熊本県解体工事業協会と人吉市が締結しました、災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書をもとに公費解体を鋭意進める予定でございます。

熊本県解体工事業協会の会員は25業者あり、全て熊本県内の業者となっております。人吉球磨では1事業者が会員のようにございます。

協定の趣旨としましては、災害時において生活環境の保全及び速やかな復旧のために必要となる被災した建築物等の解体撤去について、有する経験及び機動力を生かし、迅速かつ適正に実施することを目的としております。

被災した本市において復興に向けて速やかに1,000棟を超える多くの被災家屋等の解体業務を完了するためには、解体業務の受託者は解体撤去体制を確立でき、解体班数の増班が可能であること。法的に義務づけられている解体前の事前立ち合い時のアスベスト調査が可能な有資格者、具体的には日本アスベスト調査診断士、建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者を多数確保できることといった一定の条件を満たす必要があることと存じます。

また、特に九日町をはじめとする中心市街地や7月豪雨で被災した球磨川沿いの浸水家屋等は、建物同士が隣接、密接状態という条件下にある中で、復興に向けて速やかな解体撤去技術も必要であろうかと存じますので、公費解体のスタートアップとしましては、解体撤去の支援協定に基づき協会に加入されている事業者のお力をお借りして、公費解体を進めているところでございます。

議員御指摘の自費解体終了後の零細事業者を含む地元業者の公費解体の入札への参加という点につきましては、自費解体の期間が終了し、公費解体のみの期間となる際には、よりスピード感を持って解体を進める必要がございます。そのためにも一例を挙げますと、年明けの1月5日から次年度の指名業者の登録募集も始まるようでございますので、そのようなスキームも活用しながら、既存の枠に固執することなく広く柔軟に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7 番。塩見寿子議員。

○7 番（塩見寿子君） 熊本県解体工事業協会の会員は25業者、そのうち人吉球磨は1業者、協会を優先するとしたら、地元の零細業者には公費解体の仕事は回ってこない可能性があります。このことに対して市長はどうお考えでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、今回の未曾有の災害復旧・復興のためには、全市を挙げて人吉市全体で対処しなければならないものと存じます。

一方で、公費解体につきましては、建物1棟全てを解体撤去するものでございますが、復興に向けて建物の一部を解体し、生活再建に向けてリフォームを選択されている被災者の方でも大勢おられます。そうした方々に対応する事業者も必要でございます。公費解体だけではなく被災した建物の再建など、市内業者全てで早期の復旧・復興に取り組んでいただければと存じます。

人吉全体で対処するという観点から最も大事な点は、家屋解体を希望された方々、リフォームといった生活再建を選択された方々の事業者に対する需要と供給のバランスをいかに合理的かつスピーディーに行政として見極めることができるかだと存じます。

そのような観点からも被災者に寄り添うことができるよう、解体事業等が円滑に進む方策、制度確立に向けて柔軟に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7 番。塩見寿子議員。

○7 番（塩見寿子君） 柔軟にとおっしゃいました。ここではっきり言っていたきたいんですけど、ふるさと人吉の復興に役に立ちたいと思っている地元の業者の方が解体の工事ができずに、よそからの業者が解体をするのは、誰も納得がいきません。市は地元の業者に仕事が回るようにするべきです。市長、いかがですか。そこをはっきりとおっしゃっていたきたいんですけど。答弁をお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、公費解体、自費解体、合わせて1,000棟を超えることが予想をされております。スピーディーにやはり復旧復興を果たすためには解体も進めながら、そして、逆に言いますと2,000件以上の方々はそこにお住まいになるという可能性もございますので、そういった方々のリフォーム、こちらも早急に進めるべきだというふうにご考えておるところでございます。

そういうことを踏まえまして、行政では様々な事業者の方々のお力を借りて、いかにスピーディーに住民の皆様方の御要望に応えるかということが最も重要なことだというふうにご捉えているところでございます。

そういった趣旨からも、ぜひ地元の事業者様にも現在も御活躍をいただいておりますが、

引き続き、本市が取ります施策に対しましても御理解と御協力をいただきたいと存じます。

今後も、先ほど申し上げましたように、そういった事態に柔軟に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 人吉市の復興に熊本県下からその解体のお仕事、力をいただくのはとてもありがたいことです。ですから、そこで分け隔てすることなく、地元の業者さんにも仕事が回るように、それを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。16番議員の田中哲でございます。

まずもって、7月4日の豪雨災害で県内で65人の方がお亡くなりになり、人吉市でも20名の方たちがお亡くなりになりました。ほかにも多くの方々が被災されました。お亡くなりになられました方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

今回の一般質問は、7月4日の豪雨災害を受けての1項目を通告しております。要旨としては、1番目に、災害発災後の対応について。2番目に、松岡市長のダム認識について。3番目に、災害復旧関連についてであります。

では、1番目に災害発災後の対応についてをお伺いします。今回の豪雨災害を受けて、9月23日の新聞紙上で避難勧告の発令の時期について、前日夕刻に避難を促すべきだった。また11月3日の新聞紙上でも、避難勧告や指示のタイミングが適切だったのかと主張されておられる方がいます。この批判と人吉市のタイムライン計画による避難勧告までをどのように回顧されているのか。また反省点があるならばお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の水害に対し、球磨川水害タイムラインに基づき、3日16時から関係者によるオンライン会議を開催をし、最新の気象情報や今後の雨量見込み等について検討を行ったところでございます。引き続き、17時30分から災害対策本部会議を開催をいたしまして、今後の対応や職員の待機態勢、それから避難所設置等について検討を行っております。

当時は、降雨のピークが3日21時から4日未明頃と予測しており、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報が発表された場合の対応についてもタイムラインに基づき行動するよう確認を行っております。

実際に避難勧告を発令したのは、3日23時に田野町を含む東間校区、矢岳町を含む大畑校区に土砂災害警戒情報の発表に基づき行っております。また、4日4時に球磨川が氾濫危険水位を超過し、今後も水位の上昇が見込まれることから、市内全域に避難勧告を発令したところでございます。その後、午前4時50分には、気象庁が球磨地方に大雨特別警報を発表したため、5時15分に市内全域に避難指示（緊急）を発令したところでございます。

タイムラインにつきましては、平成30年11月から本格運用を行っておりまして、気象警報の発表と河川水位等を、また避難呼びかけを含む各種行動のトリガーというふうにしております。

また、気象庁における警戒報道等で避難所の早期開設を行っておりますけれども、今回はそのような呼びかけもなく、前日から避難させるべきとの声も確かにいただいておりますが、市としてはタイムラインのステージに沿った対応を取ったというところでございます。

それから、反省点といいますか課題といたしましては、今回の想定を上回る水位の上昇の速さに、定めていた発令基準で避難する時間が確保できたのか。また、関係機関等の意見をお聞きしながら、タイムラインの見直しも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、豪雨災害を受けて業務継続計画に基づく職員の出動態勢はどうだったのでしょうか。

多くの高齢者が犠牲になられた球磨村の特別養護老人ホーム千寿園の避難計画では、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき避難等を開始すると明記してあったそうでございます。しかし、球磨村が避難勧告を発令した3日、豪雨発生の前日の午後10時20分以降も職員が計画どおり千寿園に集まることができなかったと報道にございます。

そこで、人吉市としてこの業務継続計画に基づく出動態勢をどのように取ったのか、時系列にお尋ねいたします。また、これも反省点があったとすればどういう点なのかもお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

7月3日からの職員の待機態勢につきましては、3日、災害対策本部会議において確認を行ったところでございます。

職員の参集につきましては地域防災計画書に基づくもので、第1配備として気象警報が発表された場合は、まず災害対策本部の総務班、それから水防班のうち必要な人員が待機を

行います。第2配備といたしまして、局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるときに対策本部の各部長以下、必要な人員が待機を行います。それから、第3配備といたしまして、全市にわたり災害が発生し、被害が甚大なとき又は市長が指示したときは、災害対策本部各部長を含め全職員が招集対象となります。なお、第3配備におきましては、全職員が招集対象となりますけれども、被害が長期化する可能性が高い場合は、交代等による体制の維持を行っているところでございます。

実際には、3日18時から総務班職員2名で待機を始めまして、情報収集を行っております。それから21時39分に大雨警報が発表されたため、総務班及び水防班で待機を開始しております。その後、23時の避難所開設、午前3時10分の球磨川氾濫注意水位、ちょうど3メートルでございますけれども、この氾濫注意水位に到達、午前4時の避難勧告発令、午前4時50分の大雨特別警報発表等による段階的な職員の参集を行っております。

当日の職員の参集状況でございますけれども、災害対策支部や避難所など、自宅から離れたところへ参集した職員もございまして、河川の氾濫などによる道路状況、また深夜帯による招集、中には自宅の被災などにより発災直後、業務に従事できなかった職員も複数いるようでございます。

現在、事前措置や発災後の対応を含め検証を行っているところでございます。しかしながら、招集が主に深夜帯であったということ、道路状況等により時間を要した部分もあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、検証作業を踏まえ、連絡体制の再構築などを含め、今後検討を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今回の豪雨災害は被災者に、そして対応に当たった職員にも健康面で大きな影響を与えたと思います。

昨日も登壇された議員さんたちの質問と重複する部分もございますが、趣旨を変えて質問いたします。今の時点でわかっている被災者の被災直後、避難場所、仮設住宅に入居してどういう健康的変化、例えばけが、ストレス等、エコノミークラス症候群等があったのか。それに被災者の関連死等の報道もありますが、わかる範囲で情報を提供していただければと思います。それにどのようにケアに当たったのか。

また、職員においても同じく被災直後、あるいは被災対応中の健康の変化がどうだったのか。これも時系列に統計を残すことは立派な資料になると思いますので、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

それでは、私のほうから被災者に関連しますお尋ねにつきまして、答弁をさせていただきます。

被災者におかれましては、被災直後から関連施設被災や内服薬流出などに伴う医療や介護支援の中断による症状悪化、浸水地からの避難による体温低下が見られました。その後、水害のフラッシュバックによる不安等急性ストレス障害、家屋の片づけ時の切り傷や、くぎ踏み等の外傷が見られました。また、日を迫うごとにエコノミークラス症候群、食欲不振、不眠等が見られるようになりました。

避難所におけるケアとしましては、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の支援による対応を行ってまいりました。

在宅被災者につきましてもケアが必要な方が把握できたときには家庭訪問等を行い、その都度、医療機関受診勧奨、健康相談、情報提供により経過観察、個別対応をしてまいりました。

仮設住宅では、環境の変化による不安や食事面での心配等も聞かれており、社会福祉協議会の地域包括支援センターと連携し、それぞれの状況に応じ必要な心身のケアを行うとともに、孤立化防止及び心身の健康維持のため、関係機関が連携した相談、訪問を行っております。

また、運動及び認知機能低下予防教室を実施し、必要な支援につないでおります。

災害関連死につきまして、内閣府のほうから出ております資料に基づいて定義を述べさせていただきますと思います。当該災害における負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められた者と定義されております。

なお、災害関連死につきましては、現在2件の申請と1件の相談がっておりますが、災害関連死に該当するかどうか、いまだ審査会の審査を経ておりませんので、内容の説明は控えさせていただきますと思います。また、災害関連死に関します対応については、今のところ発生はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 私のほうからは、職員の被災直後、災害対応中の健康の変化についてお答えをいたします。

発災直後、通常業務に加えまして避難所の運営、災害廃棄物の処理や被災家屋の調査など、災害に関連する業務は膨大に増え続けました。職場環境は一変し、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めながら、昼夜を問わず本市の復旧・復興に職員は懸命に努めてまいっております。

このような中、7月中旬頃から心身の不調を訴える職員が増え始めまして、7月には3人、8月には2人、9月には3人、10月には2人、11月には1人の合計11人の職員が病気による休暇を取得しております。このうちメンタルヘルス不調による職員は約7割を占めておりまして、9月をピークに発災2週目から毎月数人ずつ発症している状況でございます。

また、体の不調による職員については、発災2か月後の9月頃から病気を発症しているという状況でございます。

現在では11人のうち7人が回復しておりまして、既に職務に就いているところでございます。

全ての職員に対し健康に関する面談は実施しておりませんが、希望者においては、随時、産業医による面談ですとか、総務課長による面談を実施しているところでございます。

また、昨日、徳川議員への答弁でも申し上げましたが、8月から9月にかけて健康状況に関するアンケート調査を実施しております。このアンケート調査は発災後1か月の体調や生活、仕事などについて30項目ほど伺ったものでございまして、体がだるいですとか、朝起きたときに疲れが残っているという職員が大体3分の2以上を占めていた状況でございます。そのほか、休息についてはあまり取れていない。全く取れていないという職員は半数を超えていたという状況でございます。

この結果から、膨大に発生しました災害復興に関する業務によって、職員の心身に疲労が蓄積されていったものと考えております。

現在では、少しずつではありますが、発災当初に比べまして職員への負担も軽減し、体調についても回復傾向にあるというふうに認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、防災行政無線による連絡についてでございますが、今回のように大雨のときは特に聞こえないとか、言っていることがよくわからないなどのいろいろな意見がございます。それを受けて松岡市長は、12月定例会冒頭の所信表明で、その解消に最優先に取り組むと表明されております。今回のように、差し迫った緊急性がある場合、そして大雨の中や就寝中でもよく聞こえるサイレンが一番わかりやすいという意見がございます。

そこで、防災行政無線による避難勧告の発令時に、全市一斉にサイレンの吹鳴をあわせて流すことができないのかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

防災行政無線の今後の進め方につきましては、既存の防災行政無線システムに加えまして、昨日、徳川議員に答弁しておりますとおり、令和3年3月までに実施設計を完了し、令和3年度においてデジタル同報無線システムの整備運用を予定しておりますけれども、まだ実施設計を行っておらず、システム導入の工程についてもちょっと不透明なところがございます。現時点におきましては、次期の出水期に間に合うかわからない状況でございますので、議員お尋ねの、避難勧告発令時に全市一斉にサイレンの吹鳴をあわせて鳴らすことができないかということでございますけれども、現在の防災行政無線でもサイレンの吹鳴を加えるということは可能でございますので、次回の避難勧告の発令時からサイレンとアナウンスを同時に

行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今回の豪雨災害ではいろいろな関係省庁、ボランティアの皆さん方には大変お世話になりました。感謝を申し上げたいと思います。

自宅には益城町より応援いただき、災害ごみや土砂の搬出に汗を流していただきました。特に自衛隊の皆さん方には、災害直後から人命救助、捜索、道路の啓開、流木処理等に尽力していただき、心強く思ったところでございます。

ところで、この心強い自衛隊の災害出動に対し、人吉市として感謝、謝辞の表明があったのか。ほかの自治体ではお別れの会を開いたというところもございます。他の自治体と比較して自衛隊に対し疎遠のように感じていましたのでお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まずは自衛隊の皆様のみならず、全国の多数の関係機関、団体、個人を含め数多くの御支援を賜りました。改めてこの場をお借りしお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。本来であれば、個別に感謝の意を表すべきところでございますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

さて、自衛隊の皆様には救助活動や捜索活動、道路の啓開活動、廃棄物処理、避難所での入浴支援など、まさに昼夜を分かたず自治体ではなし得ないことを、困難を顧みず御尽力いただいております。全国から派遣されました自衛隊の各部隊の活動に、今回被災された皆様はもちろん、市民の皆様も心強さと感謝の念を強く持たれたのではないかというふうに思っております。

発災直後から撤退となるまで、災害対策本部会議にも毎回御出席をいただきまして、毎日の活動報告を伺うたびに、市を代表して感謝の気持ちについては市長のほうからお伝えをさせていただいてきたというところでございます。

また、部隊撤退後ながら、9月27日には北熊本駐屯地から陸上自衛隊第8音楽隊の皆様によります慰問演奏会も開催をしていただいております。市内出身の隊員にも演奏をいただきまして、被災された市民の皆様を中心に御来場いただいた約300名の皆様の癒しの時間になったものというふうに思っております。

今回の災害派遣に伴いまして、自衛隊の皆様の献身的活動を目の当たりにしまして、より一層、自衛隊活動への理解促進が進んだのであろうというふうにも感じております。

重ね重ねとなりますけれども、今回の災害における自衛隊の災害救援活動に対し、最大限の賛辞を送るとともに、心からの感謝の意を表し、今後とも自衛隊活動を支えてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、松岡市長のダム認識についてお尋ねいたします。

11月19日の蒲島熊本県知事のダム容認を受けて、翌日の11月20日の市議会全員協議会で、松岡市長はダム建設支持を表明されました。しかし、今回の豪雨災害による最大被災地にもかかわらず、川辺川ダム建設に対する発言が「はい」でも「いいえ」でもないノーコメントを貫き、新聞紙上ではダムに言及しない首長に分類されていました。川辺川ダム建設促進協議会の方針とそごがあるのではないかと。また、被災者からは、松岡市長は本当にダムを必要と考えているのかという意見を随分聞きました。何が松岡市長のダム建設に対する態度をちゅうちょさせていたのか。11月19日の蒲島熊本県知事の流水型ダム容認の表明に白紙委任したかのようなそれまでの一連の発言には、これが最大被害地の首長の意見かと首をかしげざるを得ませんでした。ダム建設に対するいろいろな意見があり、慎重にならざるを得ないことも承知しております。しかし、今回のように多くの貴い命の犠牲と甚大な被害を思うとき、ダムの必要性をどこの首長より声を上げるのが、私は人吉市の市長の責務であつたろうと、このように思っております。

今回の豪雨災害は地震、津波といった予測できない災害でなく、予測できた災害であります。国土交通省は完全でなくても川辺川ダムがあれば浸水面積は6割減少し、浸水の深さが3メートルを超える面積は9割減少したと、10月6日、県庁で行われた令和2年7月球磨川豪雨検証委員会で結論つけております。

また、12年前、国交省はダム以外での治水安全度向上は不可能と、ダムを建設しないことを選択すれば流域住民に水害を受忍していただくざるを得ないとも指摘しておりました。これが現実になったわけでございます。

蒲島熊本県知事は、国交省が試算した最大1兆2,000億円の事業費、100年の工期という到底実現不可能な10案のダムによらない治水案を提唱され、12年間の間、関係する国・県、流域市町村で治水論議を行ってこられ、意見の一致を得ないまま、今回の豪雨災害に至りました。

八ッ場ダム建設をめぐる訴訟に関わった西島和弁護士は、12年間の議論をダムによらない治水を検討するふりをする議論だったと強烈に批判しております。山内隆司経団連副会長は、今回の豪雨災害を受けてダムの工事を着工する直前になって知事が代わってダムをやめた。一種の人災の面があると、また川辺川ダムが建設されていたらここまでの被害にならなかったと主張する京都大学大学院教授の藤井聡氏は、今回の豪雨は脱ダムの悲劇だと痛烈に批判されております。

私は今回の豪雨災害は、揺れ動く民意、民主主義のコストにするには余りにも大きな代償であると、このように思っております。

10月6日の第2回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会後の記者会見で、蒲島熊本県知事

はダムによらない治水策を非現実的な印象を受けたと言われております。これでは蒲島熊本県知事の言われる県民の総幸福量とは何だったのかと。私は12年前の川辺川ダム建設中止の判断の政治責任は重大であると、このように思っております。

今回の豪雨災害で私の家も被災しました。今回で昭和40年に次ぐ2回目の被災であります。私は近年の異常気象から、必ずや昭和40年を上回る災害が発生すると、このように確信しておりました。そこで、宅地も以前より2メートルもかさ上げしていましたが、今回宅地より1.2メートルぐらい水位が上がりましたので、昭和40年水害時よりも3.5メートル以上の水位があったのではなかろうかなと思っております。

また、豪雨発生前に11軒あった私の小さな隣保班では3軒が全壊、5軒が半壊と、これからのコミュニティー継続にも支障を来すのが現状であります。

今回また球磨川治水からダムの選択肢を除外するならば、再度被災するのではないかと、今でも抜き難いトラウマになっております。

そこで、なぜ松岡市長は災害の発災以来、11月20日まで、ダム建設に対する態度を保留されていたのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

田中議員の御自宅も被災されたということでございまして、お見舞いを申し上げますとともに、発災直後の市内に大量に堆積した土砂、倒壊した家屋、崩壊した道路や橋、荒れ果てた田んぼや畑を見たときの衝撃、愕然とした思いは今でも忘れることはできません。

その中で、今後の復興まちづくりにおいて必須となるのは、やはり治水安全度の向上であると改めて深く感じた次第です。このような豪雨災害を二度と経験をしたくない。そして市長としての最大の責務である住民の生命と財産を守ることを念頭に、発災直後から国・県に対し抜本的治水をはじめ、あらゆる治水対策を流域全体において講じてほしいと要望をしまいいりました。そこには特定の治水施設を除外するものでも、また特定の施設に限定するものでもなく、可能なことは全てできるものからすぐに実施してほしいという被災地の人吉市長としての思いを込めております。このことは発災当初から一貫して発してきた治水に対する姿勢であり、御理解をいただきたいと存じます。

もちろん、治水を最優先としながらも、人吉球磨に住む人々にとって母なる川であり、多くの恩恵をもたらし、ときに出水時にまちをのみ込む暴れ川としての側面を持つこの球磨川とどう向き合っていくのか。流域にとって本質的な課題があり、今回、私は政治的決断を持って流水型ダムを中心とした抜本的治水対策に取り組む決意をしたところです。

これまでの治水対策、特に川辺川ダム建設問題のときのように、住民の対立と分断の歴史を二度と繰り返してはならないとの思い。また、先般知事が示された球磨川流域治水の方向性を重く受け止め、さらには長年にわたり水源地域として度重なる負担をかけている五木、相良の両村、そして何より、今後の人吉市が一体となって復興を成し遂げるため、市長とし

てどのように市民と協働していくべきなのかと熟慮を重ね、11月20日の全員協議会の場におきまして、私の思いを述べさせていただいたところです。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今回、被害を受けた球磨川流域住民のいわゆるサイレントマジョリティーの多くが、私はダム建設を支持してると思っております。それは歴史的にも昭和38年から昭和40年に3年連続で続いた大規模な水害を受け、当時の人吉市議会も昭和40年に、また熊本県議会とともに当時の建設省に対し、球磨川の抜本的な治水対策を要望しております。当時の寺本県知事も、時の瀬戸山建設大臣に川辺川に治水ダムを早急に造ることを要望をされております。熊本県議会は川辺川におけるダム建設等を内容とする意見書を、時の内閣総理大臣ほか宛てに可決してもおられます。その後も人吉市議会でも、平成13年に川辺川ダム本体の早期着工を求める意見書、平成17年には川辺川ダム建設促進に関する意見書、又は平成20年の9月、蒲島県知事の川辺川ダム白紙撤回に対しても、同年の9月市議会において川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書を決議し、国や県に意見書を提出した経緯もございます。そういう人吉市議会の経緯を見ても、またダム建設計画が実証的、そして科学的見地を踏まえながら、計画の進捗率が既に70%も進んでいた事実を見ても、人吉市民の民意は建設推進であったと思っております。

一方、蒲島熊本県知事は12年前、川辺川ダム建設反対の理由を県民の民意の6割が川辺川ダム建設に反対との理由を述べられ、ダム建設計画を取りやめられました。蒲島熊本県知事がよりどころとされた県民の民意の6割はダム建設反対と当時言われましたが、球磨川流域住民、そして何よりもこのサイレントマジョリティーの民意はどれだけ反映していたのか、甚だ疑問であります。

そこで、川辺川ダム建設の是非を問うべき民意とは何かということで、松岡市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

発災から5か月が経過しましたが、その間、市民の皆様、事業者や関係機関の皆様、ボランティアの方々など、多くの方と意見を交わしてまいりました。このような対話を重ねる中で、私は今回の豪雨災害を経験して、二度とこのような水害には遭いたくない、抜本的な治水対策を講じてほしい。一方で、被災しながらも球磨川を恨まず、いつまでも清流であってほしい。この2つの思いが流域に共通する最大の民意ではないかと考えるようになりました。このことを市長としての最大の責務である、市民の生命と財産を守ることとどう折り合いをつけていけるのか。政治として持続性を担保できるのかといったことも含め、私なりに熟考してまいりました。

議員が御指摘のとおり、本市議会におかれましても、昭和40年に災害対策特別委員会を

設置以来、昭和51年からは球磨川水系ダム問題対策調査特別委員会、昭和53年からは同対策特別委員会として流域の安全と均衡ある発展のために6項目プラス2項目の陳情等を行われてきた歴史、川辺川ダム白紙撤回をめぐる、その後の動き等についても民意の発意であると重く受け止めているところでございます。

そういった民意を酌んで政治が判断をする。できるだけ広く市民の声を聞いて市長が判断をする。その物差しは政治を行う者の責任として私の中にございます。それは政治哲学とも言えると存じます。その上で、住民の皆様の思い、そして市長としての責務、様々な思いの中で、今回、私は政治的決断をもって流水型ダムを中心とした抜本的な治水対策と清流の保持に取り組む決意を表明いたしました。

今後も流水型ダムを中心とした治水対策、そして本市の復興まちづくりなど、市民をはじめ関係の皆様としっかりと対話を重ね、将来の人吉市の姿、在り方などについて真摯に向き合い、議論を深めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ふだん松岡市長がよく言われる、政治の要諦は市民の生命・財産を守ることというお言葉をよく使われます。また、過去には人の命は地球より重いと言った総理大臣もいました。松岡市長は暴れ川と言われるこの球磨川を抱える人吉市のまちづくりにおいて、治水上、命を守る、財産を守る上で一番重要な施策、今後の安心・安全を最も担保するものは何かということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これからの人吉市をどうつくり上げていくか。人々の生活、そしてまちの再建はどうしていくのかという観点に立ったとき、その前提はやはり市民の生命と財産を守る、このことに尽きると思います。そのためには、流水型ダムを中心とした抜本的な治水対策を行わなければ、今次水害レベルの洪水や地球規模で発生している大幅な気候変動に対し、市民、そして流域住民を守ることは不可能に近いと強く認識しています。

治水対策にはすぐに取りかけられるもの、時間を要するもの、様々にございます。しかしながら、本市の早急な復興のため、あらゆる知見を駆使し、できることはすべてやるという覚悟とスピード感を持って、これからの治水対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 川辺川ダム建設を表明された今、ダム建設推進を進めるに当たって、当然、異を唱えられる人たちも出てこられると思います。どのようにこういうダム建設に反対をされる人たちに接していかれるのか。またダム建設を支持された今、早期ダム着工に向けてどのように行動されていかれるのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私が今回お示した流水型ダムを中心とした治水対策の方向性に関しましては、疑問や様々な意見があることは重々承知をしております。今後、市民や各種団体との懇談会の場において、様々な議論、御意見をいただくものと存じますが、今後の復興まちづくり、そして何より市民の生命と財産を守るという市長としての責務に立ち、しっかりとその説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

もちろん、計画される流水型ダムを最新、最高の知見により、流域にとってよりよいものにするお願いもしてまいります。その上で、国・県、そして流域市町村としっかりと連携し、そして関係の皆様と一体となって、多くの皆様に理解をいただけるような、自然と調和した安全・安心を担保する流域治水の早期実現に向け、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 私は今後の人吉市のまちづくりにおいて、球磨川治水を一番に念頭に考えていかなければならないと思っております。その中で現在のような異常気象のもとでは、ベストな治水方法はなく、ベターな方法を模索すべきであろうと思っております。その中で、一番安全度が担保されるのはダムであろうと思っております。ダムをメインとする治水を行わないと、安心・安全なまちづくり、今後のまちづくりも難しいのではないのでしょうか。

今回、甚大な被害を受けたＪＲ肥薩線は人吉市の観光の目玉であり、ＪＲ九州ばかりでなく人吉市にとっても大きな損失でございます。ＪＲ肥薩線の復旧については、人吉市議会も９月議会で「肥薩線及びくま川鉄道の早期復旧、復興についての陳情書」を採択いたしました。

また、沿線の３県16市町村でつくる肥薩線利用促進・魅力発信協議会でも、ＪＲ九州に鉄道での全線復旧を要望されております。しかし、新聞報道では、ＪＲ九州は復旧後に次の水害で再び被災することがないように、球磨川の治水に関する地元の議論の方向性を見極めたいと慎重な見方をしていると報道にございます。この慎重な意見の本意は、ダムを含めた球磨川の抜本的改修を条件にしておられるのではないのでしょうか。

急峻で暴れ川の名をはせるこの球磨川は、人吉市と八代市の高低差が110メートル、そしてまた五木村とは300メートルもございます。このウォーターシュートみたいに一気に流れ落ち、その中流域の人吉市は平地が少なく、狭隘な地形になっております。このような狭隘な地形を流れる急峻で暴れ川を制御するには、今日の知見、それに工期、コストを考慮したときに、ベストではないが最もベターな方法がダムであろうと思います。

この球磨川を含め、日本の急峻な川を見て驚いたという言葉がございます。明治初期にオランダより招聘した土木技師ヨハニス・デ・レーケの言葉でございます。この人は濃尾平

野を流れる水害の常襲地帯であった木曾三川、いわゆる木曾川、長良川、揖斐川の下流域で分流工事を近代的土木工事で完工させた人として有名でございます。下流域で3つの川が合流し、水害の常襲地帯のこの地域を、江戸時代は幕命で薩摩藩がこの分流工事を行いました。難工事のために薩摩藩には莫大な財政的負担と多くの人命を失わせ、後世に宝暦の治水事件として有名でございます。このヨハニス・デ・レーケは、その後、日本各地の河川の治水工事にに関わり、日本の近代土木の父、あるいは砂防の父と言われた人でございます。このヨハニス・デ・レーケは、それまでヨーロッパのゆったりした河川しか見たことがなく、富山県を流れる常願寺川を見たときに、これは川ではないと、Falls（フォール）だと、つまり滝と言った話が残っております。これは土木関係に携わった者には忘れることのできない話でございます。これほど日本の河川は急峻であります。

また、二度水害で被災した経験を持つ私としては、感情的にダム建設賛否を論じるのではなく、実証的、科学的にダム建設を論じて、そして腰を据えて、一刻も早く川辺川ダム建設促進のために松岡市長には努力していただきますようお願いいたします。

次に、3番目の災害復旧関連からでございますが、今回の豪雨災害で、農業関連施設や農地が大きな被害を受けていますが、特に農地の復旧には熊本地震の例からいくと三、四年かかると言われておりますが、どういう手順で復旧が行われるのか。復旧の対象範囲は、除外範囲は、受益者負担金等が発生しないのかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

農地に関する災害復旧の手順についてでございますが、まず被害状況を確認いたしまして、補助事業の要件を満たすものにつきましては災害査定を受けまして、国に被災の事実を認めていただきます。災害査定が完了しました後は、補助率を決めるための事務手続、補助率を上げます補助率増嵩を行いまして、農家や地域の同意を得ながら、工事着手に向けた確認作業を行い、工事発注を行います。

今回の災害査定に関しましては件数が非常に多く、決められた期間であります12月末までに国の災害査定が完了できないとされた判断のもと、災害査定を完了するため、通常の災害査定ではなく現地確認を詳細に行わない簡易査定で進めている状況でございます。通常の災害であれば、災害査定完了後に、直ちに発注に向けた手続に入ることができますが、今回は簡易査定であることから、発注に向けた詳細な調査を行う必要がございます。現在の災害査定に關します状況でございますが、11月9日から継続して災害査定を受けておりますが、12月下旬まで災害査定を受ける必要がございます。順次手続を行ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、対象範囲及び除外箇所につきましては、現在、災害査定中の案件も多く、毎週ほぼ毎日災害査定業務を行っておりますので、査定完了箇所につきましては精査及び整理をまだできておりません。現時点での詳細な回答ができませんが、採択要件を満たさない箇所や災

害査定による除外箇所が発生するという認識で進めている状況でございます。

また、農家の受益者負担額につきましては、農地は個人所有されるものでございますので、受益者負担金につきましては発生いたします。受益者負担金につきましては、現在、災害査定中で確定はいたしておりませんが、通常、農地の基本補助率、国50%、農家50%となっております。国の補助率を上げます補助率増嵩につきましては、今回、国約84%、農家約16%と設定いたしております。この補助率増嵩につきましては、各地域の災害によって補助率は異なっております。

令和2年7月豪雨災害は激甚法が適用され、適用は3月中になるとお聞きいたしております。過去の事例でございますが、平成28年に発生しました熊本地震時の益城町におきましては、「農家の補助率」は約95%とのことでございました。なお、この激甚法の補助率につきましても、各地域の被災状況等、災害によって異なっている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 復旧期間中、当然、収入も減収するわけですが、収入減の手当てがあるのかどうか。

また、あさぎり町では農産物が被害を受けた農家に対し、10アール当たり最大3万円の農産物災害見舞金を支給するというところでございますが、いつも言っておりますが、農林業は人吉市の基幹産業とうたう人吉市の独自の取組はあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

先ほど益城町の事例で申し上げましたところで、「農家の補助率」と申し上げましたが、「農地の補助率」ということでございます。訂正申し上げます。恐れ入ります。

お答えいたします。

議員御質問の収入減の手当て及び農産物災害見舞金につきましては、他の自治体で取組があるということは認識いたしておりますが、本市の厳しい財政状況の中での取組につきましては、考えていないところでございます。

先に御説明いたしましたが、本市といたしましては、国の補助率を上げます補助率増嵩によりまして、農家の御負担が最小限になりますよう災害復旧事業に取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、本当になにないづくしでは意欲をなくし、離農する農家が増えるのではないかと心配しております。現状を打開するにはどうすればいいかということで、被災農家と膝を交え、これからの人吉市の農業の在り方を模索していただきたいと、このように思っております。

そしてまた、今回の豪雨災害が人吉市の人口流出、そして市民の格差、あるいは貧困のスパイラルを引き起こさないように、またそれがひいては人吉市の衰退につながらないように、復旧・復興への最大限の努力を要望いたしまして、一般質問を終了します。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時52分 休憩

午後 2 時05分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） こんにちは。14番議員の福屋法晴です。

令和 2 年 7 月 4 日豪雨災害において被災されました球磨川、川辺川流域をはじめとする全ての支流河川にお住まいの地域で生活をしておられる地域住民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。また、今回の災害において亡くなられました方に対しまして御冥福を申し上げます。また、本日まで5か月間、昼夜を問わず市民生活を支えていただいております松岡市長を筆頭に全ての職員の方に感謝を申し上げるとともに、今後とも人吉市の復旧・復興に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告にしたがいまして質問を行います。通告は3点です。障害者支援事業から人吉市の取り組みについて。令和 2 年 7 月豪雨災害から公文書などの保存方法について。最後に、学校教育から学校徴収金の取扱いについてです。

初めに、障害者支援事業について行います。人吉市が現在行っている障害者支援事業についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市で実施している障害者支援事業につきましては、主なものとして次の5つに大別することができます。1つ目は、自立支援医療、重度心身障害者医療費助成など、医療費の一部を負担又は助成する事業。2つ目は、特別障害者手当等支給事業として、重度の障害がある方に対して手当を支給する事業。3つ目は、障害福祉サービスとして居宅介護や通所介護、施設入所などの介護給付、生活訓練や就労訓練、支援などの訓練等給付を実施する事業及び補装具を給付する事業。4つ目は、障害児通所支援事業として、主に施設などへの通所により生活能力の向上に必要な訓練や、集団生活への適応訓練等を実施する事業。5つ目に、地域生活支援事業として、地域の特性や利用者の状況に応じ、11の事業を実施しております。

主な事業としまして、障害のある方の相談に応じ、必要な情報提供や助言などの支援を行う相談支援事業、重度の障害のある方などに日常生活の便宜を図るため、必要な用具を給付する日常生活用具給付事業、介護者の就労支援や一時的な休息のため、福祉施設等におけ

る日常生活訓練など日中活動の場を提供する日中一時支援事業等があり、障害のある方が地域社会において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ただいま障害のある方の相談に応じていただいたり、必要な情報を助言などの支援を行っていく相談支援事業ですね。あと重度の障害の方々に対しては、日常生活の便宜を図っていただいたり、必要な用具を給付する日常生活用具給付事業など、いろんな事業をしていただいているようです。また、介護者の就労支援や一時的な休息のため、福祉施設等における日常生活訓練等の日中活動の場を提供する日中一時支援事業等も行っていたいておるようです。

今回、質問を考えたのが、次の障害のある方が地域社会において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるというようなことを今回は質問させていただきたいと思います。

障害者支援事業の中から交通事故において障害者になられた方についてお尋ねをいたします。事故で歩行困難になられた方が仕事をしたくてもできないとのことでした。出かけるにも高齢者の母に頼らなければ外出もできないとのことでした。ここは親子2人暮らしであります。その後、病院に通所されリハビリを受けられ、歩行できるまで回復を現在ではされておりますが、まだ右足に後遺症が残っておられる現状です。1日も早く仕事に復帰したいとの思いでおられますが、現在、車を運転することができないとのことでした。車を改造することで運転ができるとのことですが、このような方々に対して改造のための補助金はないのでしょうか。また、他の自治体における事例はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

自動車改造に対する補助につきましては、昨年度まで地域生活支援事業として障害者自動車運転免許取得・改造助成事業を実施しており、身体障害、知的障害及び精神障害のある方が自動車運転免許証を取得する場合や、肢体不自由の障害者の方が自ら運転する自動車を改造する場合に、費用の一部を補助しておりました。しかしながら、今年度から事業を実施していない状況でございます。

なお、他自治体の実施状況でございますが、県下14市につきましては12市、球磨郡の9町村につきましては、6町村が事業を実施されております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今年度からこのような事業を実施していないという答弁をいただいたんですが、また、答弁の中で県下14市について12市がしてるということで、人吉市がしていませんので、人吉市を除いた1市はどちらなのかなということを質問いたします。

また、圏域の9町村において6町村が事業を行っておられるということなんですけど、その6町村とはどこの自治体なのか御答弁お願いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

県下14市の中で実施していないのは、本市人吉市と水俣市でございます。球磨郡内で実施されている町村につきましては、錦町、多良木町、湯前町、水上村、山江村、あさぎり町でございます。実施されていない村は相良村、五木村、球磨村でございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 2市のほうでお聞きして率直な意見として、水俣というところは非常に環境にいろんな配慮をしているところで、障害者に対してなぜしてないのかなというのが理屈抜きで今思いました。うちの子供も水俣におりますので、ぜひ向こうのほうに行って、そのあたりを今後聞いてきたいなということで、また町村においても球磨村、相良村、五木村あたりがしてないようですが、このあたりも今後やはりいろいろな事業がある中で、障害者にやさしい町づくりをぜひ取り組んでいただき、人吉市はまたそれに追従するのではなくて、人吉市が先にするような格好が取ればなと考えております。ただいま答弁をいただきましたが、人吉市において今後本当にそういうことでいいのかなということちょっと質問しますが、この中で、例えば昨年度まで事業を実施しておられたわけですが、この事業をしていくに当たって、今申請があった1件に当たり幾らぐらいの補助がされているのか。なくなっておりますので、年間どれぐらいの補助金を計画されて今までおられたのかちょっとお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

毎年度30万円の予算を計上いたしておりまして、2件分の20万円は自動車の改造の分、10万円は免許の取得のほうに充てさせていただいていたところでございます。

実績を申し上げますと、平成30年度、令和元年度、それぞれ2件ずつの改造の補助金を支給していた状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 補助が出ていて、この近年、1件もないということであつたら、それは財政的なものを言われて切れないんじゃないかな。もしないんだつたら切ってもいいと思うんですけど、あるということをや切っていくということは、障害者に対して大変失礼じゃないかなと私は思います。そういうところが手厚い市長の施政を進める上での方向性とはまるきり反対の方向じゃないかなということ、聞いていて今そういうふうに感じました。

そこで、市民の安心・安全を確保するためにも、また自由に行動がしたい、買い物にも高齢者の母親にも頼らず、ゆっくり買い物に出かけたい、仕事もしたいとのこと。ぜひ

障害をお持ちの方が安心して自立した生活ができる人吉市であることが、令和2年7月豪雨水害において被災された方に全国から多くの応援がっております。この応援をしていた皆さんに対しての応えではないかなと考えます。ぜひ、障害をお持ちの方々に対し運転ができることの改造補助、自動車の改造ですね、これを行うべきだと思いますが、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

自ら運転する自動車の改造費用の一部を補助することで、障害のある方の生活の自立と社会参加及び就労支援を促進する効果が期待できることは十分に認識はしているところでございますけれども、現在の大変厳しい本市の財政状況によりまして、今年度から実施をしていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 辞められた理由というのが財政的なものということで答弁があつておるんですけど、補助金があることで障害者の方々もどこかに行こうとか、何かをしようという行動をしてみようという気持ちになられると思うんです。そして、また周りの方に迷惑をかけることなく行動できる楽しみ、こういうのを生まれ、仕事をしたり地域のために頑張ったり、いろんなことで楽しみを見いだせると思うんです。そういうことによって、その人が動くことによって人吉市のためにもなるし、その人を助けることにもなるんじゃないかなということを考えます。このようなことはぜひ私は取り入れるべきだろうと思います。これが取り入れることができないのか、そのあたりのことについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、自動車改造に対します補助の再開は、障害のある方々の生活の自立と社会参加及び就労支援を促進する効果が期待できることは十分に認識をしているところでございます。

しかしながら、平成28年度から国・県による補助が廃止されたことによりまして、本市単独による補助は今回の豪雨災害からの復旧事業を優先しますことや、本市の大変厳しい財政事情に鑑みまして、令和元年度、昨年度の財政健全化計画によります事務事業の見直しによりまして、実施を取りやめたところでございまして、早期の補助の再開につきましては、大変非常に厳しい状況にあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 補助金については財政事情がという話をされればどうしようもないんですけど、こういう決定というのは多分市長じゃないかなということで、この件については市長のほうにちょっと最後お尋ねをしますが、安全で安心して暮らせるまち、文化と共存し

た歴史のまち、人吉市において全ての方が安心して暮らせるまちづくりを今後お願いをしていきたいと思いますが、最後に熊本地震、令和2年7月4日豪雨災害から立ち直り、復旧・復興に立ち向かう若き人吉市の松岡市長でありますので、日本中が未曾有の豪雨災害からの復旧・復興、そして新しいまちづくりを目指している人吉市を、被災地の手本として全国に発信することが大変必要な事業だと思っております。いつも言われるように、歴史と文化だけではなくて、人吉市民である子供から高齢者はもちろんのこと、障害者に日本一優しく安心して住める人吉市をつくっていただくことを日本中が注目していると私は思うんですが、ぜひそのような方向を示していただけないかなということを、最後に松岡市長のほうにお聞きをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員お尋ねの補助につきましては、障害のある方が自動車を改造し、自ら運転することにより、生活の自立と社会参加及び就労支援を促進する効果が期待できるものであり、自ら望む地域生活を営むことを後押しすることにつながるという認識でございます。

本年度の予算編成に当たりましては、御存じのように職員給与もカットをいたしております、この補助のみならず市で行う全ての事業に、又は補助の見直しを行ったところでございます。加えましてコロナ禍、そして今回の豪雨災害と、本当に喫緊の問題・課題、解決することが多数ございます。そういった問題・課題を解決しながらも、将来にわたってどういうサービスをしていくのかというところが、本当に我々にとっても大変難しいところでございますし、議員がおっしゃいます気持ちもよくわかります。大変心苦しく思っているところでございますが、そういった本市の状況並びに財政状況又は将来のまちづくり、そういったものを総合的に勘案いたしまして、今後、しっかりと予算づけ等々をしていきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 就労支援なんかで非常に役に立つと思いますので、ぜひ予算措置を考えていただきたいなということと、今回、復興局というのが開設されておりますので、その中で、大体30万円ぐらいですから、どこからかそれを見つけてくる方法、それとか市長に与えられたふるさと納税のもありますから、応援ですね、そういうのも使えるんじゃないかな。そういうのを活用するとか考える力を執行部のほうにはぜひお願いをしておきたいと思います。このことによって一人の人が他の自治体になおられる可能性もあります。こちらの自治体ではそれができますからと言われたら、じゃあそちらの自治体になおろうかなということ、人吉市の損失になっていくんじゃないかなと私は思いますので、ぜひ復興局の中でもこの予算関係については、30万円という話でしたので30万円を捻出していただければとお願いをしておきます。

次に移ります。次に、豪雨災害から公文書管理の在り方について行います。

まず初めに、人吉市が管理されておられる大切な保管倉庫はどこに何か所あるのか。どのようなものが保管されておられるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

人吉市の公文書を保管する庁舎外の場所につきましては、相良町にございます文書庫、それから第一中学校隣の元法務局建物2階の2か所でございます。

今回の豪雨災害で被災しました相良町文書庫の保存文書の内容といたしましては、国・県や各種団体からの通知文書、各種計画策定のための資料、予算・決算の関係書類、それから市民税、固定資産税などの調定・収納書類、公共工事施工管理などの完結したそういった過去の文書でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 2か所ということで説明をいただきました。

では、保管されております資料は、重要なものから経過保管されるものなどがあると思いますが、保管資料の中には重要で大切な資料は、現在どのような形で管理・保管されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

相良町の文書庫につきましては、通常の業務で作成した文書が保管されておりまして、古文書など歴史的価値のある文書は教育部歴史文化課において保管するということになっております。

公文書の管理方法といたしましては、保存期間、廃棄の手続などを定めました人吉市文書管理規則により運用しておりまして、作成した年度ごとにさらに同じ保存期間ごとに文書保存箱にまとめまして、それを文書庫内の棚で保存をしているという状況でございます。その中でも重要文書につきましては、保存期間を長く設定しておりまして、長期間書庫内に保管するというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 残り時間が少なくなりましたので、早く行きたいと思いますが、治水・防災に関する特別委員会において、相良文書庫について現地視察を行いました。災害に遭遇したところの現地視察でしたので、中がどのような被害状況かは詳しく確かめることができませんでしたので、被災した保管庫について、保存内容について軽度のものから重要な貴重品などについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

まず相良文書庫の被災状況でございます。今回の豪雨災害によりまして、床から約2.5メ

ートル、棚で言いますと6段目まで水没した状態でございます。文書庫に保管している文書内容につきましては、軽易なものから照会、回答、往復文、それから願届出書、それから内部文書に関するもの、予算の執行及び管理に関するもの、職員の福利厚生、研修に関するもの、補助金、負担金の交付及び寄附に関するもの、市税等の評価、申告、賦課に関するもの、建設工事に関するもの、それから各種計画等の構想などに関するものでございます。

保存期間につきましては、短いほうから申しますと軽易な照会文書などで1年間、予算執行管理、職員の服務などで3年間、市税の更正、調定、収納などで5年間、基本計画、実施計画などで10年間、それから市議会の会議録、条例台帳、こういったものにつきましては30年間保存することとなっております。

このうち市議会の会議録、条例台帳につきましては、相良文書庫ではなく保健センターのほうの2階にスペースがございまして、そこに保管していたため今回被災は免れたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 保管については1年から30年というような方向で保管をされているようで、今後、機会を見つけて調査に行ってみたいと考えております。

では、その後、被害状況の程度について対応しておられることと思いますが、それぞれの管理についての取組について、どのようなことをされているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

被災直後の相良町の文書庫でございますけれども、通路がぬかるみ、また文書箱が浮遊したとみられまして、文書が通路を塞いでいる状況でございました。また、多量に水を含み、文書箱の移動もできない状態であったため、まずは書庫内の水のかき出し、それから換気を行っております。

夏場における文書庫の復旧作業につきましては、熱中症の危険性ですとか災害復旧の対応、避難所対応を優先させておりましたので、しばらく見合わせておりまして、11月の中旬から通路の文書の除去作業に職員で取りかかったところでございます。

今後は、通路の土砂の搬出を行う予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ、対応を急いでいただきたいと思います。時間がたつと文書の保管ができなくなるといいますので、よろしくお願いをしておきます。

今回の豪雨災害において人吉市の大切な公文書が泥水でたくさん被害を受けましたが、その中には今後の人吉市にとって最重要な古文書や歴史的な文書などはなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

保管している文書の重要性につきましては、その全てが重要ということもできますけれども、文書庫には事務が完結してからさらに執務室内で1年保存した後に移管する流れになっていることですか、ほとんどの文書が電算システムやパソコンで作成したもので、再度再生ができる文書が数多くございますので、文書が被災したため、現在進めている事務が滞ってしまうような、そういった極めて重要な文書というようなものはなかったということでございます。

それから、市が保有しております歴史的価値のある貴重な資料のうち、人吉城歴史館に展示してございました書画ですとか甲冑等の文化財につきましては、こちらも被害を受けておりますけれども、県の文化財レスキュー事業によりまして、熊本県にて一時保管及び応急処置に取り組んでいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 説明いただきましたように、書画とか甲冑などの大切なものは文化財レスキュー事業があるということで、私本当に未熟で初めて知りましたので、このことについても今後いろいろ調査してみたいなと思っております。

そこで、この保管に対して、今後の対応について少しお尋ねをしていきたいと思いますが、現在、閉校になっている学校があると思いますが、どこでどれぐらいの年数が経過しているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） それでは、私のほうからお答えいたします。

市内の小中学校の中で閉校後も校舎等が現存する学校は、大塚小学校、田野小学校、矢岳小学校、西瀬小学校鹿目分校の4校でございます。

また、閉校してからどれぐらい経過してるかという御質問でございますが、大塚小学校は平成23年3月の閉校でございますので、閉校から9年余りとなります。田野小学校、矢岳小学校、西瀬小学校鹿目分校の3校は、平成26年3月の閉校でございますので、いずれも閉校から6年余りとなります。

なお、現在、大塚小学校は東間コミュニティセンター大塚分館として、西瀬小学校鹿目分校は西瀬コミュニティセンター鹿目分館として地域住民の皆様に御利用いただいております。所管は社会教育課でございます。田野小学校と矢岳小学校につきましては、平成26年3月末に閉校となつてからは、地域の行事等でときどき利用があつているという状況でございます。田野小学校と矢岳小学校は、閉校後は普通財産となっておりますが、施設等の事務管理は教育総務課が行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ただいま説明をいただいたんですけど、西瀬小学校の鹿目分校ですか、こちらについては地域住民の皆さんに御利用いただいているということで、そこで質問いたしますが、閉校になった学校施設の活用が現在行われていないのであれば、学校は見るところ鉄筋コンクリート構造だと思います。全てではありませんが。この閉校した学校を生き返らせるためには、大切な資料などの保管場所として考えてみてはどうでしょうか。閉校した校舎の有効な跡地利用として、保管庫を建設することはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員おっしゃいました公文書の保存書庫としての閉校となった学校の活用でございますけれども、先ほど教育部長の答弁にございました学校施設につきましては、改築費用ですとか、例えば警備が破られたときにすぐに駆けつけることができるかといった、そういったセキュリティの問題、そして文書の搬入搬出、閲覧などの作業が行いやすい距離にあるかという観点から考えてみますと、なかなか文書庫として活用するのは難しいのではないかと思います。

相良町文書庫の代わりとなる書庫につきましては、防災面ですとか費用面、また利便性、堅牢性も考慮をいたしまして、市全体で総合的に今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それでは、防災的に難しいのかなという答弁をいただいたわけですが、閉校後の跡地の有効活用として水害や太陽光による変色、害虫被害などにも私は学校は対応できると考えております。また、温度管理も市内からすると適温だと思いますが、今後いろんな条件があると思いますが、このようなことを視野に入れ検討することも必要だと思いますが、お尋ねをしておきます。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

閉校した学校施設の有効活用につきましては、先ほど申し上げましたコミセンの分館としての活用のほか、市が所有する備品等の保管場所としての活用が可能であると考えております。

現在、そうした事例としましては、埋蔵文化財発掘調査等により出土した土器や石器などの出土品を矢岳小学校の教室に保管しております。

また、今回の水害で多くの方が避難所に身を寄せられたことにより、避難所でのプライバシー保護のためにパーティションが数多く設置されましたが、避難所閉鎖後は、そのパーティション等の防災関連備品の保管場所が課題となっておりますので、同様に矢岳小学校の教室等を活用することを考えております。既に、その一部は矢岳小学校において保管してい

るところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今、答弁の中で大切なものが矢岳小学校の教室などを活用して置いてあるということを知りましたので、こういうのはぜひ、うちの会派のほうにも少しお願いをして、実際に調査をさせていただく、視察をさせていただきたいなと思います。会派のほうにもしだめだったとしても、1人でも行きたいと思いますので、そのときにはぜひ対応をさせていただきたいと思います。お願いをしておきます。

最後に、人吉市の大切な文書をはじめ、多くの資料を未来に残すことが大切であると思います。松岡市長はいつも相良700年の話をされます。未来に手渡すことが大切であるとの話だと思います。人吉市の紙に書かれていることは、それぞれの時代に紙を使って残されたその時代の宝物だと私は考え、現在にも残されているものではないでしょうか。紙もまたその時代のものであり、現代のものではないのですから、今後、デジタル化が進む中でも紙を文化とした伝統と文化のまち人吉市においては残すべきだと思います。

令和2年7月4日豪雨災害を経験したことで、私は人吉市独自の公文書の保管庫、管理の在り方、こういうのが必要になると思いますが、市長はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市は相良700年が生んだ保守と進取の文化、日本で最も豊かな隠れ里といわれるように、長きにわたり文化を育み、代々受け継ぎ、そのストーリーが日本遺産の認定を受けた由緒ある地域です。

今回の豪雨災害では、本市の歴史を語るための中心施設であった人吉城歴史館も被災し、残念ながら歴史的価値のある多くの書物や文化財が泥水にまみれてしまいました。

本市は、これまでも度々水害や火災などの災害を受けており、そのたびに様々な大切なものを失ってきた経緯があります。そのことを考えますと、先人たちが作り出し、長い歴史の中で受け継がれてきたものを直接見て、触れて、思いをはせることができるということは、本当に素晴らしいことです。

議員がおっしゃいましたように、受け継がれてきたものを未来に手渡すことは本当に大切なことであり、同時にその責任があると私は考えています。

地震、火災、水害など災害は思わぬところから降りかかってくるものです。災害による被害を最小限に抑え、また万一の場合に備えてリスクを分散する方策を取っておくなど、何が起こっても対応できるよう、常日頃から万全の体制を整えておく必要があります。今後、このたびの豪雨災害の復興を本格的に進めてまいります。図書館におけるアーカイブなど、他の自治体等の事例も多数あると思いますので、日々進化するデジタル技術なども考慮しな

がら、長い歴史を持つ本市にとってどのような保管がベストなのかということも合わせて検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ市長はそういう方向にもチャレンジしていただきたいと思います。市長は、熊大の教育学部を出ておられますので、この紙文化というのは非常に大切なものと認識されておると私は思いますので、ぜひその方向性は忘れることなく続けていっていただきたいなということを申し上げておきます。

昨日だったですか、復興局の今後ということで答弁がある中で、200年後を見据えた復興計画が必要というような話をされておりましたので、人吉市の紙文化も大切な宝物ですから、先ほど財政健全化のために財政が厳しいという話をされたんですけど、私はそれは違うと考えます。財政が厳しいからできないというのは、私は間違いであると。財政が厳しいんだったら、厳しい中からどうしたらできるのかというのを庁舎内で考えるのが人間の知恵じゃないかな。それが人間に与えられた唯一の知識だと私は思います。できないからやめるんだじゃなくて、できないんだったら何をするか。

昨日も日本人のイトカワに行くための放送をやっておりましたが、イトカワがいなくなったから終わりじゃなくて、どうしたら日本に帰ってくることを考えなければいけないのかというのを、当時の代表の方が言われておりましたが、その結果、1か月間の中でそのちりを見つけて、それで帰って来れたというような話をされておりましたので、ぜひ厳しいからできないんじゃないくて、厳しいんだったらどうしたらできるかというのをぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、学校教育からということで、学校教育徴収金の取扱いについて質問をしてみたいです。

令和2年9月3日の朝日新聞に掲載されました新聞記事について、9月3日、急遽開催されました全員協議会において、新聞記事の掲載内容について1年前の学校徴収金についての概要説明が初めて行われ、その経過状況について説明をいただきました。とても口に出せないような衝撃を私は受けました。衝撃を受けたのは私だけだったのでしょうか。その後の経過についての説明が全く行われないのは不思議でなりません。問題は、1年前の9月に発生した6年生の修学旅行費の一部が金庫からなくなったことに始まります。保護者に対して学校側が説明をしたのは、何と今年の3月23日、卒業式前日であったということです。そもそもこのことも問題ではないでしょうか。その後、今年9月議会中に急遽全員協議会が開催され、説明がありましたが、そのとき私は非常に問題があると指摘をさせていただきましたが、その後、正副議長、会派の方に委員会にて調査をしていただくようお願いをしていました。その後、どうなったのか全くわかりませんが、聞くところによると、先月、総務文教

委員会において協議をしていただいたようですが、その後も説明をいただいております。私も青少年育成に少しですが関わっていました。子供に対しては、ルールのもとでスポーツは成り立つと指導をこれまでしてきました。私の指導は間違っていたのでしょうか。いつの試合においても、1人はチームのみんなのために、チームは1人のチームメイトのために頑張ろうと試合前には必ず話をしていましたが、学校においてはどうだったのでしょうか。私は教員資格を持っていませんが、少年少女育成指導員の資格は持っています。一番あつてはいけないことが起こったのではないかと思います。また、議会に対して説明は要らないと考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

議員御指摘のように、学校徴収金に関する紛失等の事案が発生しないように取り組んではいるものの、いざそのような事案が発生した場合の対応についても、事前に対処方法について準備をしなければならないと考えております。そして、その概要につきましては、機会を逸することなく、議会をはじめ、関係者に対しまして丁寧に説明をすべきことだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今答弁をいただいたんですが、9月3日の全員協議会において急遽説明があったんですけど、その後、やはり議会に対して何らかの方向、協議があったかないのか、そのあたりを報告すべきじゃなかったのかなと、その後の取組についてお尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおりでございます。11月に監査委員の助言もあり、学校徴収金に関する実態調査を再度実施いたしました。その結果の概要につきましては、正副議長と総務文教委員会協議会におきまして御報告をさせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 正副議長と関連の委員会のほうには報告、協議をいただいているようですので、ぜひこのことについては、本会議が終了する前の全協ではなくて早い時期に説明するのが当たり前じゃないかな。学校においては卒業式の前に卒業していくからもういいよというような格好ではいけないと私は思っておりますので、ぜひ早い時期にしてくださいが必要だと思います。

そこで、人吉市内の小中学校の徴収金の管理体制についてどのように取り組まれておられるのか。現在の方法についてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

学校徴収金には、教材費等を含む学年費やPTA会費等のPTA関連費、給食費、修学旅行や集団宿泊教室、卒業アルバム代等の各学年での積立金等がございます。学校では学校徴収金の取扱いマニュアルを全て作成し、そのマニュアルに沿った取扱いを行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 説明をいただきましたが、このことについて一つ疑問に思ったのが、通達を受けたのが遅かったということもあるんですが、その後、県のほうにこのことについて相談をされたのか。また県から何らかの指導があったのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今回の事案につきましては、球磨教育事務所を通して熊本県教育委員会とともに情報を共有しながら協議を進めてまいりました。ときには助言を仰ぎながら進めてまいったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 県のほうとも相談をされ、助言をいただいたということで少しは安心をしたんですけど、今後またこのようなことが起こらないとも言い切れません。今後の取組についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

令和元年7月に発出されました通知文「学校徴収金等の適正な取扱いについて」におきまして、市内小中学校に対しまして指導及び現状の調査を行いました。また、今年度4月には実際に学校に出向き、実態調査及び指導を行っております。現在は、全ての学校におきまして、学校徴収金の通帳管理ができております。今後は市内の各小中学校に対しまして、学校徴収金の取扱いについてのある程度統一した取扱方法を定義する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 調査も行っていたようですので少しは安心したんですけども、私の考えるところで、このような徴収金とか大切なもの、いろんな状態なんですけれども、そういうところで一番大切というのは1人の目だけで確認といいますか対応するのではなく、何事もやはり何かを行うときには誰かもう1人の人がいるとか2人以上の対応で行動をするというのが大切じゃないかなということを私は痛感しました。この間も特別委員会でそのような話をさせていただいたんですけど、ぜひもし今の状況が続けるのであれば、そういう対応をしていただきたいと思います。もし納入されるのがその都度、その場で通帳に入らんだら、その後の確認、必ず何月何日納入で、誰がして誰が確認したか記録を取るべきではないかな。でないと、なあなあで誰がしたかわからない。私は説明資料の中でちょっと

不思議なのが、預かったお金を中身も見らずに金庫に置いたという項目がありましたので、そんなばかなはずはないよと。ましてや報告をいただいた54万4,000円をどうしたら54万4,000円で取れるのかわかりません。54万4,000円が別の場所に封筒に入ったらわかりますけど、同じ場所に保管されて、同じものに入ってた場所でそれだけのお金は絶対にこれは取れないと思います。だから、そういう確認は必要だと私は思いますので、ぜひその方向を考えていただきたいと思います。

私の勝手な考えですが、前にも言いましたが、私は教員資格も持っておりません。教育長をはじめ、皆さんを前に本当に言えることではありませんが、長年の経験とスポーツをしてきた指導者として、何か問題が起きたときはすぐに信頼できる友人又は信頼できる上司の方、こういう人に相談することが大切だと私は思います。隠し事を1個したらまたそれを隠していかないといけないと思います。だから、私引用が下手ですのでわかりませんが、よくテレビ放送で刑事事件の番組を聞いておりますと、先輩刑事さんが若手刑事に初動捜査が最も大切だよというような話をされております。このようなことに関してもやっぱり初動行動、初動対応が大切だと思いますが、今後についてそのあたり教育長がどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

絶対にあってはならないことであり、二度と発生させないという覚悟を持ってはおりますが、万が一、学校徴収金の紛失等が発生しましたら、すぐに現状の把握及び発生原因の究明に向けての調査を行うことになります。全容が明らかになりましたら、教育委員会内で協議及び校長を含めた協議を行い、対応をしてまいります。また、関係機関等からの協力や助言をいただきながら、概要を含め、今後の対応策や再発防止へ向けての対応策について、機会を逸することなく、先ほども申しましたが、議会をはじめ、関係者への説明を行います。常に複数の目で対応するということも頭に置きながら、今後のことも対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今言われたように、絶対に起こってはいけないことですし、起こしてはいけない事案だと思います。教育を行う上で、扇の要でもある教育長がそのことをしっかりと認識をして、今後、教育界でこういうことがないように、もしあった場合には、必ずその日のうちにでも議会及び執行部、いろんな機関に報告するのが一番いいのではないかな。でないと、また今回のことでうそがうそを生んで、また次うそが発覚するというようなことがないように、お願いをしておきたいと思います。

そこで、最後になりますが、この不祥事について当時の全協でお聞きしましたが、松岡市長は報告を受けておられるんですかというお話をしましたら、松岡市長にはお話をしまし

たという答えをいただきましたので、このことについて総合的に松岡市長はどのように考えて今後の対策を取られるのか、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供たちの教育の場で、学校徴収金等が紛失するという事案が発生したことに対しましては、大変遺憾に存じます。災害や事故がその顕著なものですが、実社会やそれぞれの現場では最悪の事態、想定外のことが起きることがあるわけですが、行政はその対応に当たってフラットでオープンであるべきだと考えております。この事案につきましても非は非として認め、反省すべきは反省をし、そこから学び、次につなげるしかないと申し上げてきました。教育委員会においてしっかりと統括をしてもらって、管理体制の強化、再発防止、説明責任、そして何よりも教育現場の安定化に努めてもらいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひその方向性を市長が述べられましたので、この人吉市で二度とこういうことがないことを切に願っておりますとともに、最後になりますが、本議会議中、何かのときで全協があると思うんですが、総務文教委員会のほうには協議会でその後の経過報告がされておりますので、もしできましたらぜひ全議員がこのことを共有できるように全員協議会の中で御説明をいただきたいとお願いをしておきます。

また、全く関係ないと思いますが、質問の中でケアの話が出ておりましたが、本日11時30分ぐらいだったですか、ラジオ放送で人吉市を取り上げておりました。そこで、人吉市教育委員会の発表として、そのニュースの中で人吉市内の小中学校において心のケアが必要であるとの放送があつておりました。それは教育委員会の調査において小中学校生徒の中で113名がその対象であるというのをラジオ放送で言っていたんですけど、このことはラジオ放送で言っていたのでうそではないと思うんですが、ぜひこのことも今日質問されておりましたので、しっかりと把握をして、子供たちのケアをしていただくために、十分な体制を整えていただきますようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時03分 休憩

午後 3 時17分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者、10番議員の平田清

吉でございます。これからしばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

早いもので7月豪雨の発生から既に5か月を過ぎてしまいましたが、発災時、貴い命をなくされた方々の御冥福をお祈りしますとともに、家屋等の倒壊や大きな浸水被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の私の一般質問の項目は、施政方針についてと市民の声からの2項目です。施政方針についての質問内容は、本市の令和2年7月豪雨災害に伴う復旧・復興計画について。また、市民の声からでは大きく分けて2項目、新型コロナウイルス感染症に対する対応策についてと、インフルエンザ及び鳥インフルエンザ感染対策についてを通告しております。

まずは、第1項目めの施政方針についてにおける本市の令和2年7月豪雨に伴う復旧・復興計画についてお尋ねいたします。

第1回目、本市においては、本市の歴史上において、「今回のように40名もの貴い命を」失うような大きな水害被害はなかったやに聞き及んでおりますが、それでも相良清兵衛の時代の寛文9年（1669年）や、正徳2年（1712年）又は、はたまた近年の昭和40年（1965年）や、昭和46年（1971年）、昭和57年（1982年）等々にも今回の豪雨災害同様に、少なからぬ人々の人命や市中及び市街地の居住地並びに農地に大きな被害を受けた歴史があると聞いております。

そこで、その当時の大きな水害の被害状況はどんな様子だったのか。また寛文9年や正徳2年の大水害被害後の相良清兵衛の人吉のまちづくりはどんな様子だったのか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

相良家の由緒から第26代当主相良頼峰公までの事績をまとめた江戸時代の史書である歴代嗣誠独集覧には、寛文9年、西暦では1669年になりますが、8月11日の大雨洪水により、青井阿蘇神社の楼門がおよそ90センチメートル浸水し、大橋が中川原より南側の18メートル余りが流出したと記載がございます。

また、正徳2年、西暦では1712年になりますが、7月6日の昼頃より降り出した雨は8日の夜明けまで激しく降り続き、8日の午前9時には水の手門付近の石垣がおよそ4.6メートルも水が上がり、人吉城内は船で通行するほどであったと記されております。この大雨洪水による被害は相良家の領地において、田畑に約84万平米の被害があり、井堰——この井堰というのは水量を調整するための堰でございますが、この井堰は流出し、主要幹線道は崩れ、家は10軒が流れたなど、被害が大きかったことが相良藩から江戸幕府へ提出した被害届の内容からわかっております。

昭和40年の大水害につきましては、令和2年度人吉市地域防災計画書によりますと、豪雨により球磨川の最高水位が6.7メートル、家屋の流失全壊が37戸、全壊が846戸、床上浸水が1,020戸、死者2人、負傷者1人となっております。

相良清兵衛のまちづくりについてでございますが、文禄3年、西暦では1594年になりますが、球磨川右岸に商人、職人を集めた商工業区域、左岸には行政区域を配置したことが相良家の歴史書に記載されており、このまちづくりを担当したのが犬童休矣、相良清兵衛親子でございます。このことは現在の人吉市の町割りの基礎、原形を形成したもので、街路辻や土地割はもちろん変わることなく城下町の面影を残すものとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） こうやって質問してみますと、昭和40年の話はそんなに遠い話ではありません。しかも昭和40年にも亡くなられた方が2名ほどおられた。流出した家屋や浸水した家屋、そして水没した農地もあった。そのときの災害対策はどんな様子だったのか、また避難誘導は、避難指示は、避難所の運営方法は、そして被災後の復旧復興作業はどのように行われたのか。そのときの災害の検証はなされなかったのでしょうか。

あれから55年、当時の水害経験者は当然本市の行政にはおられません。しかも、当時の水害被害を検証した書類も残されていないみたいです。

ところで、犬童休矣や相良清兵衛親子はすごいものです。そういう災害の中から現在の人吉市の町割りの基礎を形成し、水害被害から復旧・復興させたというのですから。参考にできる面は活用したいものです。

続きまして、2回目、豪雨災害等から市民の命を守る安心・安全な地域づくり・まちづくりについて市長や執行部にお尋ねしたいと思ったのですが、昨日と本日とも同様な質問がなされ、回答がありましたので、議長の許可を得、割愛させていただきます。

続きまして、3回目、本市の水害被害後の市税、自主財源についてお尋ねいたします。被災されて避難所等に避難されている方々や、被災後、仮設住宅や市営住宅等に入居された方々、はたまた被災された住宅を既に修復されて居住されている方々の市税の減免状況はどのようになっているのか。また、市税の徴収状況はどのようになっているのか。そして令和3年度の本市の市の税収は大きく落ち込むことが予想されますが、どの程度となるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害による市税等の減免申請の状況につきましては、9月16日から10月22日まで、カルチャーパレス小ホールで受付を行い、その後は西間別館プレハブで受付を行っているところでございまして、11月30日までの申請件数は2,097件となっております。

また、減免の決定につきましては、11月30日現在で、個人住民税1,996件、固定資産税1,699件、国民健康保険税603件でございます。

次に、徴収につきましては、前年の所得により算出した令和2年度の市税等につきましては、減免により税額が減額となった場合は還付し、滞納がある場合は、まずは生活の再建

が優先でございますので、納税者に寄り添い、個々の状況に応じた納税相談をお受けしているところでございます。

次に、令和3年度の税収の落ち込みについてでございますが、新型コロナウイルス感染症、豪雨災害による影響などにより、相当に落ち込むことが考えられるところでございまして、本年の所得で算出することとなる令和3年度の税収の見込みを現在精査中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 令和3年度の自主財源の歳入額が想定できなければ、令和3年度の歳入歳出予算計画が組めないのではないかと思いますのは私だけでしょうか。既に令和3年度の歳入歳出予算計画は策定できているのではないかと思いますのですが。

続きまして、4回目、被災された半壊以上の住宅等を自費解体及び公費解体した場合の土地及び家屋等の固定資産税や都市計画税は、また被災田んぼの固定資産税はどのように課税されるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

固定資産税の課税対象となる住宅用地は、その税負担を軽減することを目的といたしまして、住宅の面積に応じて特例により軽減措置が取られております。したがって、一般的には住宅を解体し、更地となった場合にはこの特例が適用されず、土地にかかる税額が上がることになります。しかし、令和2年7月豪雨災害により住宅を解体した場合は、その住宅が建っていた土地は被災住宅用地となりますので、住宅が建設されていなくても、引き続き2年間、令和4年度まではこの軽減措置が維持されることになります。

また、被災した田畑にかかる固定資産税につきましては、申請により令和2年度に限って減免措置が取られますが、令和3年度以降はこれまでどおりの税額となります。

なお、都市計画区域内に土地等をお持ちの方に課税されます都市計画税につきましても同様の取扱いとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、第5回目、自費解体や公費解体した後、被災した同じ場所に家屋を再建、新築した場合の固定資産税及び都市計画税はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

今回の豪雨災害に関連した固定資産税及び都市計画税の軽減等の特例措置はございませんが、通常、住宅につきましては面積に応じて新築してから一定の期間、固定資産税のみ2分の1に減額されます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、農業関係についてお尋ねいたします。

強い農業・担い手づくり総合交付金（被災農業者支援型）の事業の申請受付が11月30日付で既に終了しているようですが、被災後の混迷した避難所での生活や仮設住宅や被災した住宅等での生活に没頭され、本市の広報紙や「みのり」等での事業の申請案内が行き届かず、まだ交付金の申請ができていない方がおられると聞いております。これら未申請者の方々の救済方法はないのか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農業用の機械や倉庫などが被災した農業者を支援いたします強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）事業に関しまして、9月中旬から10月中旬までの1か月間、カルチャーパレス大ホールステージにて申請受付を行い、取りまとめをしました調査票を10月下旬に県へ提出いたしております。この交付金は今回の豪雨災害で農業被害を受けた農業者のうち、今後も営農を継続する農業者を支援するものでございます。10月下旬時点で87個人、1組織が申請されましたが、自宅が被災した農業者も多く、農業者からの申請漏れに対応できるよう、県と一緒に国へ申請期限の延長をお願いしてまいりました。本市以外の自治体におきましても農業用の機械や倉庫などが甚大な被害を受けたこともあり、申請期限の延長が11月下旬まで認められ、取りまとめました調査票を11月下旬に県へ提出いたしました。

御質問にございました申請できていない農業者につきましては、さらなる申請期限の延長を県と一緒に国へお願いしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ぜひ耕作放棄地を生まないために、また農業者の生産意欲をそがないためにも交付金申請期限の延長の件、よろしく願いいたします。

続きまして、7回目、公共交通関係についてお尋ねします。ＪＲ肥薩線とくま川鉄道は、現在、7月豪雨災害により鉄橋や線路等に甚大な被害を受け、復旧・復興の見通しが立たない状況にありますが、被害を甚大にした球磨川や球磨川支流の治水対策を、球磨川周辺自治体が同一的に完遂することにより、住民生活の復活や復旧、流出、被災した橋梁、鉄橋、鉄道、道路、農地等の復旧・復興支援が国及び県から得られると聞いております。

そこで、現在、ＪＲ肥薩線とくま川鉄道における復旧計画はどのように進んでいるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。私のほうからお答えいたします。

まず肥薩線につきましては、先ほど田中哲議員にも触れていただきましたが、事業主体の九州旅客鉄道株式会社様が会見等によりますと、引き続き国や熊本県による治水対策の具体化を見守る考えを示され、どういう形で復旧すれば問題ないか、具体的に説明をいただいた

上で検討すると述べておられます。既に要望活動にも着手したところでございますが、市としましては、引き続き機会を捉えまして、沿線自治体とともに鉄道での全線復旧について要望活動を行ってまいりたいと存じます。

次に、くま川鉄道でございますが、これまで沿線はもとより、全国からも様々に復旧を望む声やメッセージ、寄附、人的支援などがくま川鉄道株式会社に届いているような状況もありまして、改めて本地域の主要交通というだけではとどまらないくま川鉄道の人気や魅力を再認識しているところでもございます。こういった中、8月のくま川鉄道株式会社の臨時取締役会におきまして、鉄道での復旧を目指す方針が決定されたところでございます。現在、代替バスの運行により高校生の通学手段を確保しておりますが、時間が限られている定時制や大量輸送面で御迷惑をおかけしておりますので、1日も早い復旧、運行再開を強力に推し進めていくべく、熊本県、関係市町村、鉄道会社等で構成するくま川鉄道再生協議会の設立に向けて準備を進めております。この協議会におきまして、国・県の御支援をいただきながら、具体的な復旧方法、工法（工事の方法）、復旧スケジュール、費用負担等が決定されますので、くま川鉄道の復旧スケジュールや運行再開時期につきましては、速やかに議会等にも御報告し、周知してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ぜひ球磨川及び球磨川支流の治水対策、これを人吉球磨全域統一的な考えを確立されて取り組んでいただきたいと思います。

現在、くま川鉄道の代替バス運行の経費は、毎月約3,000万円ほどかかっているというふう聞いております。早くくま川鉄道の復旧を願いたいものです。

続きまして、8回目、7月豪雨災害により流出損壊や浸水被害を受けた国・県、市からの無指定文化財や町内公民館等の復旧に対して、市としてはどのような方向性を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） 文化財につきましては、私のほうからお答えいたします。

令和2年7月豪雨災害により被災した市内文化財の復旧の方向性でございますが、まず国・県、市の指定文化財に対する復旧につきましては、所有者、管理者の皆様と連携しながら、文化財の価値を復し、あるいはそれ以上に損なうことのない復旧方法となるよう、ソフト面の支援メニューについて検討をしてみたいと存じます。

ハード面の支援につきましては、まず市指定文化財に関しましては、人吉市文化財保存整備補助金交付要項に基づき、要件に該当する事業に対して市の補助金を交付することが可能でございます。

また、国指定及び県指定文化財に対しましては、それぞれ国及び県の補助制度がございますので、活用することができます。加えて、国・県指定の文化財に対しましては、先に述

べました市の補助制度を併用することが可能となっておりますので、引き続き支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、被災しました未指定文化財の復旧の方向性でございますが、復旧の内容や方法といったソフト面の支援につきましては、指定文化財と同様に所有者、管理者の皆様とともに情報を共有してまいりたいと存じます。

また、ハード面の支援につきましては、去る11月30日に、熊本県より令和2年7月豪雨被災者等支援交付金要綱が施行され、この要綱の中の地域コミュニティ施設等再建支援事業に関しては、未指定文化財の復旧についても適用できる内容と判断されますので、今後、市といたしましても、事業制度の周知を積極的に図りながら、市内において該当する事業を取りまとめ、県へ交付金の申請を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） それでは、町内公民館に関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

7月豪雨により被災しました町内公民館の復旧についてお答えいたします。被災しました町内公民館は27町内会でございます。そのうち浸水はしたものの幸いにも修繕等の必要がない町内会が4町内でございます。残りの23町内会につきましては、修繕や建て替え等の対応が必要と考えられ、各町内会において検討や対応をされております。

これまで、公民館の整備に対する補助金である人吉市地区公民館等整備費補助金に基づき、新築、修繕、設備について町内会へ補助を行ってまいりましたが、現行の補助制度では今回の被災からの復旧、再建に対しては十分な支援ができないものと認識をしております。

このような中、認可地縁団体——これは法人化している町内でございます——に対しましては、充当率及び交付税措置率が有利な一般単独災害復旧事業債を活用し、被災されました町内会の支援ができるよう、現在準備を進めております。

一方、認可地縁団体ではない町内会については、今回の豪雨災害を受け、熊本県が球磨川流域復興基金を創設され、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金——先ほどの文化財と一緒にございますが——の中で内容が示され、その中に被災した自治公民館再建支援事業が盛り込まれております。この支援内容でございますが、認可地縁団体以外が所有する被災した公民館に対して、建て替え及び修繕に要する経費を支援するものでございます。原形復旧を原則とする条件等がございますが、この交付金を活用しまして、町内会の地元負担をできるだけ軽減できるよう、市の新たな支援制度の準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、被災されました町内の活動拠点であり、地域コミュニティの再生を図るための町内公民館の復旧、再建は重要であると認識しております。市といたしましても、被災されました町内会に寄り添い、町内会の復旧、再建を支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 無指定文化財におきましては、本市の旅行客の目玉でもありますし、町内公民館の復旧工事におきましては、人口減少により復旧工事の費用面が工面できない現状にあります。ぜひ行政による復旧、再建支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、2項目め、市民の声から。新型コロナウイルス感染症に対する対応策についてお尋ねいたします。

1回目、本市におきます本日までの新型コロナウイルス感染症の現状と対応について質問を通告しておりましたが、昨日と本日の午前中に同様の質問があり、回答がありましたので、議長の許可を得まして割愛させていただきます。

続きまして、2回目、現在、熊本県下におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染症リスクレベル「リスク4特別警戒」を発令中であります。今年も余すところ3週間、これから年末年始に入り多くの人が他県から帰省し、移動されるものと予想されますが、これからの忘年会や新年会、成人式、消防出初め式、賀詞交歓会と本市の諸事業等への新型コロナウイルス感染症に対する対応策についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これから年末年始を迎えるに当たり、人の往来の増加が予想されます。現在、熊本県では県民へ12月18日までの要請として、感染症対策の集中的な実践をお願いしております。年末年始は本要請の期間外ではございますけれども、人の移動が集中し、密の状態が発生しやすい時期となりますので、本市としましては、国・県、関係機関の動向を注視し、これまで以上に市民の皆様、本市へ帰省を検討されている方への情報発信、注意啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、年末年始の行事等の開催状況についての御質問でございますが、まず令和2年度の成人式につきましては、感染症対策を徹底した上で、令和3年1月3日に人吉スポーツパレスにて開催を予定しております。具体的な対策につきましては、マスク着用、手指消毒の徹底、検温、緊急連絡先の把握はもとより、例年より時間を短縮し、来賓の人数や保護者の入場禁止などの観客の制限を行うことといたしております。

次に、消防出初め式でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症の状況及び7月の豪雨災害での消防団への影響を鑑みまして、例年どおりの開催は困難と判断をいたしまして、規模を縮小して式典のみを令和3年1月10日に、人吉市立第一中学校において開催する予定としております。

それから、大きな行事といたしまして、毎年行われております人吉市新年賀詞交歓会でございますけれども、こちら先般、11月24日に打合せ会議が行われておりまして、開催の可否が協議をされ、こちらも新型コロナウイルス感染症と豪雨災害の影響により中止が決定を

されたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） まだまだ新型コロナウイルス感染症については収まるところがありません。3密を避け、また常に消毒とかマスク、これを着用して新型コロナウイルスに感染しないように気をつけていきたいというふうに思いますが、どうしても年末年始、これは帰省される方が非常に多いので、十分に注意しなければいけないというふうに考えております。

続きまして、3回目、観光振興及び商工業者への支援関係において、観光及び商工関係でどのような支援策が用意されているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

現在、今回のコロナ禍及び豪雨災害の支援としまして、令和2年8月31日から、人吉なりわい再建サポートセンターを商工会議所に開設しまして、国・県等からのなりわい再建支援補助金や持続化補助金の補助金申請のサポート等を行っているところでございます。今後も人吉商工会議所をはじめとした関係機関と連携しまして、被災された事業所に対し、きめ細かな、そしてしっかりと寄り添った支援を引き続き実施してまいりたいと存じます。

それから、商工関係の支援策といたしましては、仮設商店街事業やコロナ対策臨時交付金を活用した被災小規模事業者再建事業補助金、副業・兼業人材活用推進事業、テレワーカ向け環境整備やサテライトオフィス整備補助など、5本の支援事業を行っていく予定でございます。

観光関係でございますが、商工と同じくコロナ対策臨時交付金を活用した宿泊支援事業や、2次交通利用促進事業、観光バスツアー等利用促進事業など、観光宿泊施設などの復旧時期に合わせた8つの支援策を準備しつつ、本年度は仮設商店街の開設に合わせました飲食店支援事業やサイクルツーリズム拡充事業などを計画しているところでございます。さらに、国や県による地域の復旧・復興を見据えた観光関連事業者との意見交換会や、観光やまちづくりを専門とする講師によるセミナー開催、民間団体への補助事業等が展開されているところでございます。

1日も早い復旧・復興に向け、また力強い経済の再生のため、国・県等との連携のもと、様々な地元経済関連団体、関係者と一体となってまちのにぎわい創出に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、4回目になります。観光支援策の中の飲食店支援事業、人吉食べ飲み応援券における経費が他の支援事業の委託事業経費より多いのではないかと思われますが、その委託事務経費の内訳についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

飲食店支援事業についてでございますが、本事業はコロナ禍により利用客が激減しております市内飲食店の利用促進及び災害からの復旧・復興の一助としまして、市内及び仮設商店街等で使用できるプレミアム付人吉食べ飲み応援チケットを発行いたします事業で、2,000円で額面3,000円分が利用でき、それを市民及び宿泊者を対象に6,000冊販売することといたしております。総事業費2,140万円、うち940万円につきましてコロナ対策臨時交付金を充てる予定でございます。

本事業の事務費は340万円ございまして、その内訳は支出額の主なものがクーポン券やポスター、チラシ等の印刷製本費に115万9,000円、のぼり等消耗品に71万円、準備及び精算事務を含む人件費に52万4,000円、広告宣伝費に33万円、その他通信運搬費や振込手数料等、それぞれ16万5,000円を計上いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 先ほどは失礼いたしました。

続きまして、5回目、新型コロナウイルス感染症下において、また7月の豪雨災害におきまして、休校や臨時休校等がなされ、1年間の学習期間の短縮を余儀なくされ、学校教育に大きな影響を与えたのではないかと考えておりますが、学校での学習習熟度等には影響がなかったのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行いました臨時休業のために通常の年間指導計画どおりの教育課程が展開できない状況ではございます。そこで、各学校では学校行事の精選を行い、中止又は規模の縮小と工夫をすることで授業時数の確保を行っております。また、夏休みも16日間に短縮しております。

このような取組の結果、全ての学校で2学期中には通常どおりの学習進度に戻すことができるようでございます。

なお、各学校では東日本大震災後の学習の再開及び学習進度等を教訓に、短期間での学習の詰め込みがないように、一人一人の学びを大切にしながら学習を進めております。

学校におけるいじめの発生につきましては、人吉市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に沿いまして、いじめは理由の如何を問わず、決して許されるものではないこと。また、どの子供にも起こりうるものであることを認識した上で取り組んでおります。各学校では日常的な観察や教育相談、定期的ないじめ実態調査アンケートの実施等、未然防止と早期発見、さらには早期対応、早期解決の取組を行っているところでございます。現在、

新型コロナウイルス感染症や臨時休業の影響によるいじめの報告は上がっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 中学3年生にとりましては入学試験を控えております。各自の希望に合った高校に入学できるよう学習の習熟度の錬成に努めていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、6回目、新型コロナウイルス感染症下における本市の財政状況について、特に財政調整基金の現状はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

財政面からの新型コロナウイルス感染症に対する対応策といたしましては、4月、5月に単独での予算が一部先行しておりますけれども、その後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業を進めているところでございます。

議員お尋ねの財政調整基金につきましては、7月の豪雨災害発生後、災害復旧被災者対応を軸とした財政出動となる補正予算、第6号と第7号でございしますが、補正予算の財源の一部としまして、ほぼ全額繰入れを行っております。このことは結果といたしまして、これまで経験をしたことのない未曾有の災害に迅速に対応するため、基金の本来の目的である財政調整の機能を果たしたものであるというふうに理解をしております。

財政調整基金の繰入れ後の保有額は、約7万円でございまして、現在、その目的を果たすことは大変困難な状況ではございますけれども、市といたしましては、大変厳しい財政状況の中ではございますが、今年度の事業の推移も見ながら、今後少しでも基金の確保に努めたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ポケットの中が非常に寂しくなっております。財政調整基金の残高が7万円となっております。本市に基金がなければ本市独自の財政支出はできず、7月豪雨災害における支援作業や新型コロナウイルス感染症対策に対する財政的支援は全て国・県に頼るしかありません。本市としての独自の新しい打つ手はないと言っても過言ではないかというふうに思います。

続きまして、私の本日の最後の質問になりますが、インフルエンザと鳥インフルエンザ感染症対策についてお尋ねいたします。インフルエンザに対する接種状況やインフルエンザの発生状況について、また対応策について質問してみたかったのですが、データはちょっと残っておりませんということでしたので、鳥インフルエンザについてのみ質問させていただきます。

最近、福岡県や宮崎県の養鶏場や鹿児島県出水市では鳥インフルエンザが発生しており

ます。多くの鶏、養鶏が殺処分を行われておりますが、本市ではこの鳥インフルエンザに対して、現在どのような対応を取られているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

鳥インフルエンザ感染対策についてでございますが、本市におきましては、本年度におきましても9月から10月にかけて、防疫対策の取組といたしまして、消石灰及び殺菌消毒剤の配布を行いました。先般、都城市及び小林市でもインフルエンザ発生が報道されているところでございます。現在、人吉球磨管内で発生した場合に備え、球磨地域振興局及び城南家畜保健衛生所の指導によりまして、初動体制の準備を行っているところでございます。

さらに、少数飼養者につきましては、本市から防疫対策の徹底につきまして、12月1日付で通知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時03分 散会

令和2年12月第8回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和2年12月10日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和2年12月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第131号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第2 議第132号 令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第133号 令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第134号 令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議第135号 令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第136号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第137号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第138号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第139号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第140号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第141号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第142号 人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第143号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第14 議第144号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 一般質問
1. 犬 童 利 夫 君
 2. 大 塚 則 男 君
 3. 池 田 芳 隆 君
 4. 西 洋 子 君
 5. 高 瀬 堅 一 君
- 日程第16 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

報第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

3. 出席議員（18名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
7番	塩見	寿子君
8番	高瀬	堅一君
9番	宮崎	保君
10番	平田	清吉君
11番	犬童	利夫君
12番	井上	光浩君
13番	豊永	貞夫君
14番	福屋	法晴君
15番	本村	令斗君
16番	田中	哲君
17番	大塚	則男君
18番	西	信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡	隼人君
副 市 長	迫田	浩二君
監 査 委 員	井上	祐太君
教 育 長	末次	美代君
総 務 部 長	小澤	洋之君
企画政策部長	小林	敏郎君
市 民 部 長	丸本	縁君
健康福祉部長	告吉	眞二郎君
経 済 部 長	廣田	五浩君
復 興 局 長	元田	啓介君
企画政策部次長	井福	浩二君
建 設 部 次 長	土肥	將資君

総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋彰君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栞原亨君
庶務係長	平山真理子君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、全て終了した後に委員会付託を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） ここで、10番、平田清吉議員から発言の申し出がございましたので、これを許可します。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） おはようございます。

昨日、私の第1回目の一般質問の令和2年7月豪雨災害に関する質問の中で、災害によりお亡くなりになられた方の人数を「今回のように40名もの貴い命を」と申し上げてしまいましたけれども、正しくは「今回のように20名もの貴い命を」でございました。訂正をお願いできればというふうに思います。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることといたしますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆さんおはようございます。11番議員の犬童利夫です。一般質問3日目ということで、大変お疲れとは存じますが、しばらくお付き合いのほどをお願いいたします。

記録的な豪雨により、球磨川流域で未曾有の大水害が発生いたしました。我がふるさとを襲ったこの7月豪雨災害から5か月がたちました。犠牲になられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災されました皆様は、不自由な生活が強いられております。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。これまで復旧・復興に御尽力をいただいております職員の皆様、そして、支えていただきましたボランティアの皆様と全ての皆様に敬意と御慰労並びに感謝を申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたいと思います。今回は5項目について通告しております。1項目めが、被災住宅支援についてでございます。2項目めが、防災行政無線について、3項目めが、新型コロナウイルス感染症予防対策について、4項目めが、鳥インフルエンザ感染予防対策について、そして5項目めが、国勢調査についてでございます。

まず、1項目め、被災住宅の支援についてでございます。自然災害で住宅が被災した世帯への支援金を拡充する、改正被災者生活再建支援法が成立したことが報道されました。今後の災害の適用だけでなく、7月豪雨災害も遡及適用されるとのことでありました。この被災者生活再建支援法の一部を改正する法案成立の経緯と概要についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。

まず、法改正に至った経緯でございますが、近年、全国各地において、大規模な自然災害が多発する中、平成30年11月に全国知事会から被災者生活再建支援金の支給対象を半壊世帯まで拡大することをはじめとする「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」が政府に対して行われたところでございます。

また、今般の豪雨発生を受け、全国知事会から政府に対し、「令和2年7月豪雨による災害への対応及び被災者生活再建支援の充実強化に関する緊急要望」が行われ、令和2年11月30日、国会において法案が成立したものでございます。

次に、法改正の概要でございますが、今まで支援金の支給対象が全壊と大規模半壊でございましたが、半壊世帯のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要する世帯、これを中規模半壊世帯と申します。この世帯を追加するとともに、支給額につきましては、加算支援金として、建設・購入の場合は100万円、補修の場合は50万円、賃借の場合は25万円と決定されたものでございます。

経緯と概要につきましては、以上でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 支援金の支給対象として、中規模半壊世帯が追加され、支援金の支給は拡大されるということですが、その判定方法についてお尋ねします。

また、現在も調査を進められていると思いますが、その結果から対象となると予想される住宅の件数と、被災された住宅の中で、既に改修された住宅も対象となるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

判定方法が二通りございますことから、それぞれで御回答させていただきます。

まず、一次調査で浸水深による判定により、罹災証明書を交付している場合でございますが、損害割合が算定されていないことから、床上浸水かつ1階の過半の内壁及び建具が再

使用不可能な状態が確認できる住宅内外の写真を添付し、申請手続きを行っていただきます。
対象者は、市内全体で613世帯でございます。

次に、部位による判定により罹災証明書を交付している場合がございますが、損害割合を算出しておりますことから、損害割合が30%以上40%未満の世帯を中規模半壊世帯として判定し、該当される世帯に御案内の文書を送付する予定としております。この対象者は、市内全体で161世帯でございます。

次に、お尋ねの修理済みの住宅にも適用されるのかという御質問でございますが、法改正では、令和2年7月3日以降に発生した自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用するとなっておりますことから、修理済みの住宅も該当することになるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） ありがとうございます。判定方法は、二通りあるということでしたが。既に、改修された住宅も該当するというところでございましたが、現在の住宅の被災調査の進捗状況と、法改正に伴う再調査が考えられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

罹災証明書等の申請に伴う被害認定調査につきましては、発災後8月までは熊本地震において被害家屋調査の実務経験をお持ちの熊本市職員2名と、本市職員1名による班編制を行い、最大8班体制で調査を実施してまいったところでございます。9月以降は、それまで調査事務に携わった職員を軸として、本市職員のみで調査を行っております。

調査の進捗状況でございますが、12月4日現在で全て実施済みでございます。今回、中規模半壊の区分が追加され、令和2年7月豪雨災害にも遡及して適用されることとなりましたが、対象となりますのは、先ほど健康福祉部長からの答弁にもございましたとおり、浸水深または壁や床などの部位による調査方法で、既に半壊との判定が出され、かつ一定の要件を満たした住家でございます。したがって、中規模半壊区分の追加に伴う再調査は必要ないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 被災住宅の調査は、12月4日現在で全て終了したという答弁をいただきました。また、改正法律に基づく再調査なども必要がないということでもございました。判定につきましては、定められた基準に基づき線引きをされる中で該当しないところからの要望、あるいは不満などの意見が考えられると思いますが、今後の課題などについてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

既に、半壊の判定が出された住家のうち、部位による調査方法で損害の割合が30%台の場合は中規模半壊の対象となりますが、30%未満の場合は、示された基準により今回の対象とならないこととなります。そのため、対象とならない方々から判定結果に対するお問合せなどが寄せられるかと思いますが、御理解いただけるよう制度や基準について、引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 次の質問に入りますが、この法律の改正について、該当する方への説明、周知方法並びに改正に基づく申請時期などについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、周知方法につきましては、浸水深判定及び部位判定の対象者の方に、御案内の文書を送付することとしております。また、広報ひとよし、市ホームページなどを通じ、広く周知してまいりたいと存じます。

次に、申請受付までのスケジュールでございますが、今月下旬に国から申請書様式等が提示されることになっておりまして、それを受けまして、来年1月上旬に対象者に文書を送付し、1月中旬から申請受付を開始する予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 申請については、令和3年1月中旬頃からの受付になるということではございました。改正についての支援の内容など、要望や不満の意見もあると思います。先ほど丁寧な説明をすると答弁をいただきましたが、被災者に寄り添った対応の中で、できる限り納得いただけるような、わかりやすい丁寧な説明をお願いしたいと思います。今回の改正で、災害被害者への救済の拡充は、大変よかったと思っております。しかし、支援を受けられない被災者の方も多いと思います。機会あるたびに制度の拡充など、国・県に見直しの働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に入りたいと思います。防災行政無線についてでございます。このことにつきましては、一昨日の牛塚議員、徳川議員、そして昨日の田中議員の質問の中で答弁もあっておりますが、重複するところもあると思いますが、質問をさせていただきます。市長の市政に対する所信の中で、今回の豪雨を受け、市民の皆様から防災無線が聞こえづらいという意見が多数であり、防災情報を迅速にかつ確実に伝えることは、市民の生命を守ることに直結する事項であることから、市といたしましても最優先に取り組む課題として、早急に対策を講じてまいります、と述べられております。このような中で、今回デジタル同報無線システムの整備に向け計画がなされています。このデジタル同報無線システム整備の概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。それではお答えいたします。

今回計画しておりますシステムの概要でございますが、防災ラジオ型の戸別受信機を利用し、安価で全世帯に配布ができ、システム構築期間が短いデジタル同報無線システムを計画しております。このシステムにつきましては、既にあさぎり町で導入をされておりまして、その例を御紹介しますと、システム構成としましては、災害対策本部それから消防署、これは配信局となりますけれども、配信局から専用パソコンで情報を入力し、インターネット回線を利用し中央の配信局に送信をします。それから、中央の配信局から専用光回線を使いまして、庁内の送信局からポケベル波を利用しまして防災ラジオ型の戸別受信機に文字情報として送り、それが合成音声で流れる仕組みということになっております。

また、インターネット回線が不通になった場合は、衛星回線を利用しまして防災ラジオ型戸別受信機に送信できる回線の二重化となっております、到達性、建物浸透性の高いポケベル波を利用した完全冗長系の非常時通信システムとなっております。

今後、実施設計をもとに、市民お一人お一人に情報が届くシステムの構築をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 防災ラジオ型の戸別受信機を活用し、安くて全世帯に設置することができること、そしてシステムの整備が短期間でできることなど利点があり、計画されているとのことではありますが、今回、計画されているデジタル同報無線システムと、従来から整備されている防災行政無線戸別受信機との整合性や、デジタル同報無線システムの特別な機能などについてお尋ねいたします。

また、今後の運用計画について、あわせてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回計画しておりますラジオ型戸別受信機の機能といたしましては、電源がオフの状態や他局のラジオを聞いている場合でも、緊急放送を受信しますと自動で起動しまして、大音量で放送が流れ、ライトも点滅し、耳が聞こえにくい方への気づきを助ける仕組みとなっております。また、コンセントからの電気の供給がなくなった場合、停電したときなどございますが、こういった場合は自動で乾電池からの供給に切り替わりまして、ライトが自動点滅するため、停電時もラジオが見つけやすく、避難時の明かり取りにもなるということがございます。それから、緊急放送内容を自動で録音するため、聞き逃しも防止でき、操作は全てボタン式ですので機械の苦手な方も操作でき、AM・FMラジオも通常時は聞くこともできるというものでございます。また、難聴者の方につきましては、文字表示装置を付けますと、放送内容が文字で確認することができる仕様となっております。

現在設置しております戸別受信機はそのまま使用いただきまして、設置していない世帯

に対し、新規に設置する計画としております。

それから、今後の導入スケジュールでございますけれども、令和3年3月に実施設計ができる予定となっておりますので、実施設計に基づき、令和3年度において今回被害を受けた地域を優先的に防災ラジオ型戸別受信機の設置を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今回の豪雨で被災された方、また被災されなかった方々からも多くの意見があったところでございます。「防災無線の放送が全然聞こえず、親戚の方の電話で町なか浸水していることを聞き、テレビをつけることなどして非常事態を知った。」「雨の音がひどかったこともあると思うが、防災無線の声は全然届かなかった。」「スピーカーなどを増設してほしい。」「サイレンで知らせてほしい。」などの意見があったところでございます。これまで、防災無線や消防団積載車による広報など、周知されていることは認識しているところでございますが、今回デジタル同報無線システムの戸別受信機の整備をされる中で、先ほど総務部長が答弁いただきましたけど、いろいろな機能があるようでございます。大いに期待するところでもございます。

昨日の田中議員の質問で、現在の設備でのサイレン吹鳴の運用を考えているとの答弁でございましたが、今回整備されているデジタル同報無線システムの整備に合わせて、課題もいろいろあるかと思いますが、サイレン吹鳴の運用も検討され、さらなる確実な周知方法を確立させていただきたいと思っております。よろしく願いしておきたいと思っております。

次に入りたいと思っております。新型コロナウイルス感染症予防対策についてでございます。熊本県は、昨日9日、新型コロナウイルス感染リスクレベルを上から2番目のレベル4（特別警報）を維持すると発表されました。感染状況は引き続き拡大傾向にあると評されているようでございます。さきの全員協議会でも、新型コロナウイルス感染症経済対策事業について、今後の産業支援振興策として、一日も早い事業再開を支援するための事業内容や補助の対象者などの説明があったところでございます。被災された店舗や飲食店などの方で、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施して開店されている方や、一方で、被災されていない事業所等でもパーティション、ビニールカーテンや空気清浄機などを設置され、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施して、店舗や飲食店、物品販売など、営業をされているところも多くあると思っております。

そこで、こういう事業者等から新型コロナウイルス感染症予防対策について、事業の支援など要望や問合せがなかったのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第1波と言われました令和2年2月頃から、国が緊急事態宣言を発しました令和2年4月、第2波とされる8月から9月、そして第3波

とされる11月頃から現在の状況、それぞれのフェーズ、段階で求められた支援ニーズは異なっていたと認識いたしております。

第1波の際は、会食機会の多い年度末、年度初めの売上げが前年比で大幅に落ち込み、特に飲食店等を中心に、運転資金等に対する支援策を求める声が大きかったことから、国の持続化給付金とは別に、本市独自で売上げが大幅に減少した支援策といたしまして、小規模事業者持続化臨時給付金を実施した経緯がございます。第2波以降、お盆の帰省や連休中の往来により、市外からの流入が増加する時期につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を求める声が少なからず届いておりました。また、令和2年7月豪雨後においては、当初県内の人材に限定はされていたものの、災害ボランティアの方々が出入りするようになったことで、感染症の拡大を心配する声などもございました。しかしながら、約1,000事業者が被災したとされる中、7月豪雨による災害復旧支援策に対する要望と支援を求める声が圧倒的に多く、本市を含め7月豪雨で甚大な被害を受けた地域においては、新型コロナウイルス感染症対策に対する関心度合いは、ほかの地域とは違う状況にあった中、本市といたしましては、被災事業者の復旧支援に全力で取り組んできた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 先ほど私の説明が若干漏れていたと思いますけれども、感染予防対策を実施して、この営業などを再開されている方への補助について、今お尋ねをしているところでございます。今、答弁の中では、本市は災害後、被災事業者等の復旧支援に全力で取り組んでこられたとのことでありますが、今回、復旧・復興の支援として仮設商店街入居事業が駅前などで計画されております。仮設商店街の入居予定の事業者等の利用なども考えられると思います。また、今後被災されていない方でも、店舗など営業の再開を計画されている事業者等の方々も多くあるのではなかろうかと思っております。こういう方に、補助制度が利用できるのではなかろうかと思っておりますけれども、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

国の持続化補助金（新型コロナウイルス対策分）とは別に、市内事業者が実施しました新型コロナウイルス感染症対策経費に対します本市独自の支援策は、実施していない状況でございます。仮設商店街の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、十分な対策を講じる必要があるという観点から、予防策といたしまして換気の重要性が指摘されていることを鑑みまして、天井に2か所、壁に1か所換気扇を設置することとしており、新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置いた店舗設計をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今答弁をいただきましたように、仮設商店街は、感染症の予防対策と

して、換気設備の重要性が指摘されているということから、店舗内に数か所に換気扇を設置する設計となっているとのことでございますけれども、予防対策として、ほかにも店舗の形態などにもよると思いますが、つい立てであったり、パーティションであったり、ビニールカーテンなどが必要なところもあると思います。

ここに、八代市が行っております新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金の補助金申請書の様式があります。御存じだと思いますけれども、少し内容を説明させていただきます。感染症の予防対策を実施した店舗、飲食店等の事業主及び学習塾などを行う主催者に対して、その予防対策に要した経費を補助する制度が創設されております。補助金は、施設1件につき、対策に要した費用の8割相当額の補助で、最大5万円が上限となっております。例えば、空気清浄機とかパーティション、ビニールカーテン、つい立てなどの購入費等設置費、非接触型検温機、マスク、手指消毒液の購入費なども含まれるということでございます。対象業種は、各種商店小売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、理容業、教育、医療業など幅広くなっております。補助の要件としましては、その施設において新型コロナウイルス感染症の予防対策を行って、申請日以降も営業をすることが条件となっているようでございます。

このような新型コロナウイルス感染症予防対策事業を本市で創設した場合など、その課題等についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

地域経済対策また感染症拡大防止策としまして、店舗等における新型コロナウイルス感染症対策を推進するために、基礎自治体が独自に実施します事業者支援策が全国的にも行われていることは承知いたしているところでございます。本市におきましても、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、当初は、事業者に対する費用の一部を補助する支援策を計画していたところではございますが、7月豪雨で本市に立地します事業者のおよそ半数が被災し、再開復旧がスタートしたばかりの事業者が多数ある中で、事業実施の妥当性や限られた財源の活用の観点から、まずは市内事業者の復旧・復興支援に傾注すべきであるということから、実施を取りやめた経緯もございます。しかしながら、本市といたしましても事業者の感染症対策は、地域経済の再生においても重要なテーマであると捉えておりますので、本市事業者の復旧状況や国・県の感染症対策の状況を十分見極めながら、当該対策につきましては検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） このことにつきましては、市長の市政に対する所信の中で、第3波の到来が危惧され、全国的に感染者が増加し、全市的に注意喚起を行う必要があります。市民の皆様におかれましては、感染症対策には万全を尽くしていただきますようお願いいたします、

と述べられております。先ほど一時計画はあったということで、災害等で中断を余儀なくされたという答弁もいただきましたけれども、感染はいろいろな場面で起こっております。一人一人が日常的に、うつらない、うつさない、広げない対策を徹底することが重要であると思っています。この新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業は、市民の皆様にさらなる注意喚起を促すことにもつながるのではないかと考えています。ぜひ、人吉市新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業の創設に向けて、検討していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、鳥インフルエンザ予防対策についてでございます。このことにつきましては、昨日の平田議員への答弁もあり、重複するところもありますが質問させていただきます。渡り鳥が日本に飛来する季節を迎え、養鶏に脅威となる鳥インフルエンザが発生しております。神奈川県に続き、福岡県宗像市の養鶏場で、九州で今季1例目が確認されました。その後、宮崎県では日向市と都農町、都城市で感染が確認されたことが報道されておりました。また、鹿児島県では、出水市で採取した鶴のねぐらの水と野鳥の糞からウイルスが検出されるなど、報道がなされております。

このような状況の中で、熊本県城南家畜保健衛生所の感染予防対策について会議が行われたことが報道されておりました。その会議内容及び関係者への周知や重点事項についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

会議の内容についてでございますが、国内において9例目、10例目となる鳥インフルエンザの発生状況及び防疫対策について、プレスリリース等による報告がなされ、続いて本県におけます防疫対応等の内容、県内養鶏場への立入検査及び高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査の状況、防疫演習の実施状況等につきまして、説明が行われたところでございます。

今後の防疫対応といたしまして、県下の各家畜保健衛生所において、本病の発生予防及び蔓延防止に万全を期すための養鶏場等への電話による調査、それから飼養鶏の異常の有無の確認と、異常鶏発見時の早期通報及び消毒等の徹底を指導されております。また、市町村及び畜産関係団体等に対しましては、飼養管理基準遵守の徹底、車両や人の移動に係る防疫対策、野生動物侵入防止及び飼養環境の対策、風評被害の防止等についての周知の依頼がありました。

さらに、重点項目といたしましては、球磨地域振興局から人吉球磨において発生した場合の初動準備といたしまして、各市町村において、防疫対策の事前協議と情報共有、活動拠点となります支援センターの協議設営、初動防疫に関します発生農場周辺の消毒及び発生現場における現場事務所の設営、県が設定いたします消毒ポイントの運営及び車両消毒に必要な動力噴霧器やタンク、発電機などの機材等の手配と準備につきましても、協力依頼が

あったところでございます。

農場内におきましての殺処分活動につきましては、県職員が中心となり活動されるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 次の質問に入りたいと思いますけれども、本市の現状としまして、家きん飼養件数と感染予防対策や万一発生した場合の連絡体制、移動制限などの規制についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の本市におきます飼養農場件数でございますが、毎年2月に実施しております家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び熊本県畜産統計調査に基づきお答えさせていただきます。100羽以上の飼養となります飼養農場は10農場、飼養数は12万6,240羽でございます。

それから、2点目の本市の感染予防対策は、平成27年以降毎年9月から10月にかけて100羽以上の飼養農家におきまして、農場出入口及び周辺消毒散布用の消石灰、鶏舎及び鶏舎周辺に噴霧する殺菌消毒剤を同時に無料配布を行っております。また、本市の農業広報紙みのりや広報ひとよし、市ホームページなどを活用いたしまして、感染予防策や情報提供を行ってまいります。

3点目の連絡体制でございますが、本市で発生した場合を想定してお答えさせていただきます。疑わしい家畜・家きんが発生した農家から、家畜保健衛生所へ連絡があり、家畜保健所での簡易検査による陽性報告後、各市町村畜産担当課へ連絡が入ります。市の家畜防疫対策緊急連絡網によりまして、課長は上司へ連絡を行うとともに農業振興課を中心に経済部におきまして農場周辺への周知とあわせまして、初動体制の準備を行います。私、経済部長は対策本部長である市長、副本部長の副市長へ連絡し、緊急対策本部会議の開催と設置を市長へ要請いたします。並行しまして、経済部次長は、各部局長へ動員連絡・調整を行います。市長は、人吉市家畜伝染病防疫対策本部の設置と状況を把握し、人員配置等を含め指揮をとることになります。

移動制限でございますが、発生農場を中心としまして半径3キロメートルを移動制限区域とし、疑わしい家畜・家きん等の移動が禁止となります。さらに、移動制限範囲内の車両につきましても、全て消毒の対象となります。さらに、半径10キロメートルに搬出制限区域が設けられ、範囲内の家きん等の区域外への搬出が禁止となります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたように、鶏などに異常が見られる場合などは、行政や県家畜保健衛生所への早期の適切な通報と消毒をするなど、初期の行動が最重要にな

らと思っております。また、先ほど市の連絡体制なども述べていただきましたけれども、さらに職員の方にも周知徹底をお願いしておきたいと思います。

それから、先日の報道によりますと、一昨日までに西日本を中心に6県で19例まで広がり、鶏の殺処分は230万羽を超えたとのことでございます。特徴といたしまして、ため池の数が多き兵庫県、広島県、香川県での発生が目立つとのことでした。新型コロナウイルスと同じく、目に見えないウイルスの対策は大変難しいと思いますが、農家の方が大切に育ててこられた家畜が殺処分されることがないように願っているところでもございます。よろしくお愿いしたいと思います。

次に、国勢調査についてお尋ねいたします。本市におきましては、7月豪雨の影響により、調査時期を令和3年1月に変更して行われることは、市政に対する所信の中で述べられております。従来は、調査票を居住者に手渡しし、対面で説明するのが原則であったと思えます。しかし、今回はコロナ禍を受け、居住者と調査員の感染予防対策を考慮しながらの調査となると思えます。また、非接触調査についてインターネットの回答が期待されているところでもございます。そのような中で被災されている地域などへの調査の実施と現状の課題などについてお尋ねいたします。

また、調査員の聞き取り調査について、高齢者など本人の承諾が原則であると思っておりますけれども、調査票の回収時など聞き取り入力するタブレットの利用などについては、検討されなかったのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施をする、人と世帯に対する全数調査でございます。行政施策その他基礎資料を得るために、5年に一度行うものでございまして、大正9年に始まりまして今回で21回目ということで、実施100年目の節目の年に当たるとのことでございます。

その国勢調査でございますが、10月1日を基準日とし、全国一斉に実施されましたが、本市におきましては、議員御指摘のとおり7月豪雨災害の影響により、調査時期を令和3年1月に変更して行うこととしており、議員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係の方々に御心配をおかけしているものと恐縮に存じます。

調査時期を変更して実施するに当たりまして、調査員の確保や調査の回答方法及び配布資料の変更など、多くの課題がございましたが、国・県からの御配慮をいただき、10月実施と同じ環境で調査を実施できることになりました。調査の時期が新型コロナウイルス感染症の拡大時期と重なること、及び、水害により調査経路に一部危険な場所や明かりが消えている箇所があることから、感染症対策や安全対策に万全を期したいと存じます。あわせて水害による移動、避難や一時転居をしていらっしゃると思いますので、それに起因する調査の重複や調査漏れがないように留意する必要があると考えております。

調査回答は、コロナ対策等もありましてインターネットでの回答を推進することとしておりますが、インターネット環境をお持ちでない対象者には郵送での回答や従来どおり調査員による聞き取り調査を行う予定でございますが、総務省のほうから相対で行う場合には、インターホン越しの説明や回収、受け渡しについても郵便受けやドアポストを活用するように、それと対面距離を保ちながら説明も簡潔なもの、短い時間でということで指導等もあっております。

調査員が調査時に使用するタブレットということで御質問をいただきましたが、この導入につきましては、今回の調査では検討していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 調査の方法については、総務省から指導があっているということで、インターホン越しの聞き取りとかもできるということでございますけれども、こういうことについては市民の方には十分説明をしながら、調査などはやっていただきたいと思っております。今回の調査には、タブレットの活用など検討はされなかったとのことでございますけれども、やはり、これからは調査の精度を上げるためにも、今後検討していただきたいと思ったところでございます。いろいろ課題等もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ検討方お願いをしたいと思います。

次の質問に入りますが、令和2年10月末日の本市の住民基本台帳人口は3万1,588人となっています。前回行われました平成27年の国勢調査時の人口より約2,000人の減少が見られます。人口減少に伴う財政など、市政全般に及ぼす影響などについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

国勢調査の視点からのお尋ねでございます。市財政への影響としましては、普通交付税の算定がその多くの基礎数値に国勢調査人口を使用しますことから、調査時の人口が減少しますと、今後の普通交付税の交付額の減少というものが十分予測をされております。人口減少がもたらす市財政への影響はそのほかにもございまして、全体の人口が減少しますと、地域として消費活動、生産活動が縮小し、地域経済の活力も低下しますし、あわせて生産年齢人口が減少しますと、直接的な市税等への影響も十分考えられるところでございます。また、65歳以上の高齢者人口も増加あるいは高年齢化しますと、医療や介護の負担だけでなく、生活を支援する施策など新たな対策が必要となりますし、出生数の減少がこの地域に様々な影響を及ぼすことは、既に皆様御承知のところでございます。

今申し上げましたことは、これまで少子高齢人口減少社会という言葉で警鐘が鳴らされてきた我が国が直面している複合的かつ喫緊の課題でもございまして、本市のような一地方自治体の財政的な課題というよりも、国全体としての将来のありようにかかる大変難しい課題であるというふうに捉えております。

財政的な部分にとどまらず、市が進める福祉や教育、インフラ整備などあらゆる施策につきまして、十分国・県等の動向、対策を注視する必要がありますし、今回の国勢調査の結果につきましても、今後5年、10年の中・長期の市政運営の見通しにつながる基礎資料として活用するということが重要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 人口減少は、今後の普通交付税の交付額の減少が予想されるとのことでした。これからの少子高齢人口減少社会という現象は、地方のみでなく国が直面している課題ということで、2025年問題、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、私たちの世代でございますけれども、これまで経験のない超高齢化社会を迎え、社会保障の増大や医療・介護・福祉施設の整備や働く人の確保など、様々な課題に向かい合って対策が必要になってくると思っています。2025年は、また国勢調査の年でもございます。このときに高齢者の方がかなり多いということで予想されております。財政等も非常に逼迫するのではなかろうかと思っております。いろいろな対策を講じなければ、小さな自治体など非常に厳しくなるのではなかろうかとも思ったところでもございます。この地域で、これからも安心して過ごすことができる社会を皆様とともに目指していきたいと思っております。

本日の答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。17番議員、大塚則男です。

令和2年7月4日に発災しました未曾有の豪雨災害により、貴い生命を亡くされました皆様の御冥福をお祈りいたします。また、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。市職員の皆様にも大変な御苦勞をいただきありがとうございました。

通告に従い、一般質問を行います。今回は、被災後生活環境など大変厳しい中ではありましたが、被災されました皆様に豪雨災害に関するアンケートをお願いいたしました。このことを中心にお尋ねをしていきたいと思います。1点目、アンケートについての感想・意見、2点目、アンケート結果から見てきた防災行政無線・避難行動・避難所・建設型応急住宅などに対する対応について、3点目、河川整備計画の重要性について、4点目、まちづくり計画と財政展望についてお尋ねします。なお、まちづくり計画については、議長のお許しを

いただき、割愛させていただきます。

1点目、皆様の声を伝えたい思いから、避難所・建設型応急住宅・在宅避難所・みなし避難所など、410世帯の方に配布させていただきました。12月5日までに200世帯の方から御回答をいただきました。校區別では東校区43名、西校区56名、西瀬校区56名、中原校区42名、東間・大塚校区1名、大畑・矢岳校区1名です。また、貴重な御意見も100名の皆様からいただきました。大変ありがとうございました。全ての御意見を伝えたいのですが、限られた質問時間ですので、質問の中でいくつかの意見をお伝えしたいと思います。

まず、お一人の方は、「被災して仕事も以前のようにできなくなり、給料も少なく、毎月の支払いで頭が痛い。被災したことで借金が増してしまいました。何もかも失ったものは、言葉では言いあらわすこともできないほどつらいです。それは、被災している者にはわからないと思います。このアンケートを書くことによって、よい方向にいくことを心より願います。人吉の線路に生い茂る草を見るたび悲しくなります。」、お二人目の方は、「生活は戻ったけど、あの日のこと、片づけのことの気持ちは薄れることはなく、日々思い出します。頭と体、気持ちがばらばらなままでつらいです。当時のことを聞かれると涙が出ます。」、3番目の方は、「こんなことになるとは思ってもおらず、目が覚めたころには家の外は車が水没、水の中をふらつき歩いておられた90歳の方を家に入れましたが、みるみる浸水し、足がつかなくなり濁流にのまれ、命からがらラフティングボートで助けていただきました。助けていただいたのは、しらさぎ荘の息子さんであると聞きました。命の恩人です。本当に感謝しています。」このように、一部ではありますが、被災された皆様の意見です。

市長はお聞きになり、どのような受け止め方をされましたか。また、アンケートについての感想をお尋ねします。

また、被災されました皆様に、しっかりと寄り添い、対応していくことは大切なことです。それと同じように、人吉市民全体への住民サービス、福祉サービスなど、様々な要望に対しても、怠りなく対応していくことも大切であるかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） 皆様おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

議員のアンケート調査をお聞きいたしまして、平穏な日常を奪われた悲しみや生活再建への不安など、被災された方の沈痛な思いが伝わってまいりました。また、住み慣れたまちに戻りたいとの思い、本市の復興に対する大きな期待も感じたところでございます。意識調査、アンケートというよりも、被災後の皆様の生の声として受け止めさせていただきます。

被災された方々が一日でも早く、元の日常を取り戻していただけるよう生活再建に向け全力で御支援してまいりたいと存じます。

また、これまで豪雨被災に対する応急対応、応急復旧に傾注してまいりましたが、本市のこれからの復興に向け、被災地域はもとより本市全体で復興を進めていく強い思いを持っ

ておりますので、被災していない地域からも様々な御意見・御要望をお聞きしながら、人吉市全体が、今よりさらに住みよいまちになるよう、復興を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、市長が言っていただきました、被災された方に寄り添うのはもちろんのことです。しかし、今後も人吉市全体に目配りをお願いいたします。

続きまして2点目、防災行政無線・避難行動・避難所・建設型応急住宅の対応についてお尋ねします。アンケート結果から、情報の入手方法として多かったのは、携帯電話61名、その次に防災行政無線59名となっています。防災行政無線対応策については、同僚議員への答弁でお聞きしましたので割愛します。避難場所については、親戚・友人宅が46名と多くを占め、公共施設40名や市内小中学校31名となっています。また、避難の理由としての問いには、「町内会や家庭内で避難場所を決めていたから」との回答37名や、「町内会や地域の人に避難するよう呼びかけられたから」が25名とあります。「自宅は浸水し、停電、断水などで生活ができなかったから」などの意見も37名あります。このことは、避難しなかった理由の1つで、「自宅が安全と思った」「避難の必要がなかった」37名との項目に結びつくのではないかと受け止めています。

では、「避難を始めたのはいつ頃か」の問いについては、「7月4日の夜中」が5名、「7月4日の朝4時から6時頃」が61名、「6時から9時までの間」が73名の回答が 있습니다。「浸水する前に避難所などに到着しましたか」の問いでは、「到着した」が97名、「到着できなかった」が54名です。「避難されるときの非常用持ち出しは」の問いには、「持ち出した」と「一応持ち出した」を合わせまして123名ですが、「持ち出しできなかった」「着の身着のままで避難した」と回答された方が55名です。意見として、「大雨、台風のたびに球磨川の氾濫を心配して、前もって親戚の家に避難していたが、今回は前もっての情報がなく、危機一髪のところまで逃げることができてよかったです。」お二人目、「近所の2階に行くのがやっとでした。水が来るのが余りにも早かった。」などの意見があります。

田中議員も質問されていますが、避難行動を起こされた時間帯について、市の避難指示・緊急避難放送は適切であったのか。この結果を見ていただいて、どのように受け止められるかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の豪雨災害に伴う防災対策でございますけれども、人吉市地域防災計画、球磨川水害タイムライン等に基づき、対応を行ってきております。本市の避難勧告発令の基準でございますけれども、球磨川の水位が氾濫危険水位3.4メートル——これは人吉観測所でございます——に達し、氾濫のおそれがある場合としておりまして、今回の豪雨では4日の午前4時に3.4メートルに達したため、市内全域に避難勧告を発令しております。その後大雨など

により、重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合に発令される特別警報が、午前4時50分に発表されたことに伴いまして、市において午前5時15分に避難指示（緊急）を発令したものでございます。

市の防災対応といたしましては、基準に沿った対応を行ったものと理解しているところでございますが、今回の洪水では、これまでにない急激な水位の上昇が見られたこと。また、市が発令した避難情報が市民の皆様に関々まで届いていなかったこと、こういったことが、議員がおっしゃられたアンケートの中での意見として出てきたものではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 先ほど述べましたように、避難所に到着された方、これはもう私は問題ないと思うんですね。要は、避難に間に合わなかった、この方たちが、アンケートの意見ではあるんですけど、うちまでは来ないだろうという安心というんですかね、それがかなりあったのは事実です。それプラスですね、放送を聞き取れなかった。これは他の議員からも出ておりますけど、聞き取れなかったというのがかなり占めております。また、中には避難したくても避難できなかった。と言いますのは、家族の中に病気の方がいらっしゃったとか、動けなかったとか、そういったのがありますが、そこは理解するにしましても、私が1つ疑問に思っているのが、球磨川タイムライン、この線状降水帯の大雨の中で、果たしてこの球磨川タイムラインが機能を有効に使えるのかなというのが疑問になっているんですね。台風ですと進路とかがわかります。それは十分把握できると思うんですけど、今回の場合の線状降水帯、この予想もしない大雨というのが果たして予期できるのかと考えたときに、疑問を持ったところです。これは答弁は求めませんが、今後の課題としていただければ結構です。

次に、治水・防災に関する特別委員会でも質疑があっていましたが、被災した町内の公民館及びコミュニティセンターについては、一時避難場所・指定避難場所であります。今後どのような対策を図っていくのか、避難所としての設置場所の考え方、それぞれの校区民が利用できる時期についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回の豪雨災害におきまして、指定避難所の東西コミセン、それから西瀬コミセンが被害を受け、現在使用ができない状況となっているところでございますので、今後の避難所といたしましては、人吉西小学校体育館、西瀬小学校体育館を予定しております。

また、被害を受けた町内公民館等の自主避難所につきましては、近くの改修が終わった公民館等に町内会長と御相談をしながら、自主避難所としてお願いをしていきたいというふうに考えております。

被災した町内公民館の復旧・再建につきましては、それぞれの町内会におきまして修繕

や建て替え等の検討がされておりますけれども、市としましては公民館の復旧・再建に対しまして、町内会へ財政面も含め、きめ細やかな支援を行ってまいります。

昨日、平田議員の一般質問の中で、企画政策部長が答弁をしましたが、現在、県の復興基金を原資とした支援メニューの制度設計がなされておりますので、各町内会に対しましては、しっかり情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、町内公民館の利用時期につきましては、それぞれの町内での復旧時期が異なりますので、現段階ではちょっと不明ということでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからコミュニティセンターにつきましてお答えいたします。

議員御承知のとおり、今回の豪雨災害により東西コミセンの1階部分と西瀬コミセンが被災しております。今後の対応でございますが、東西コミセンの2階部分につきましては、現在消防署や保健所等の御助言をいただき、年明けの1月中の利用再開を目指して準備を進めているところでございます。教育委員会が所管しております施設の中で、被災した市民プール、球磨川トレーニングセンターや人吉城歴史館に、東西コミセン、西瀬コミセンを含めました各施設の全体的な運用の在り方につきまして、現在、内部協議とあわせて県との協議を行っているところでございます。また、東西コミセン、西瀬コミセンに関しましては、校区ごとの公民館運営委員会等に出席をさせていただき、現状報告を行うとともに、今後のコミセンの在り方についての御意見や御要望を伺ったところでございます。

東西コミセン、西瀬コミセンの利用再開の時期につきましては、一日も早い市民の皆様へのコミュニティーの回復のためには、市の厳しい財政状況下にあつて、国の現行補助制度の中においては、原形復旧の補助事業を活用することは有効と考えられるところでございます。

一方では、今後同様の災害発生の危険性が憂慮されることから、慎重に判断する必要があると存じます。仮に現行の国の補助事業を活用する場合においては、本市が国から特定地方公共団体の認定を受けることが必須となることから、その認定時期が年明けの2月から3月となりますので、その後の本申請、設計業務等の期間を考慮しますと、最短で来年12月頃の着工となり、スムーズに工事が進捗したとしても、利用再開は早くとも令和4年度以降になるのではないかと見込んでいるところでございます。市としましては、できるだけ早く東西コミセン、西瀬コミセンの利用再開ができるよう、今後も鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今お答えいただきましたけど、町内公民館の復旧・復興は各町内ごと違うということですけど、またコミュニティセンターにおいては、使用できるのは令和4年

以降ということで、大変市民の皆様には御迷惑がかかるかなと受け止めたところです。昨日の平田議員への答弁で、法人化している町内の公民館については、一般単独災害復旧事業債が活用できる。未認定の公民館については、「球磨川治水復興基金」が該当する、と述べておられました。仮に、町内への公民館立て直し、改修を行うとした場合、事業費に対して補助率はどうなっているのかお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

これまでの町内公民館の整備に対する補助金である人吉市地区公民館等整備費補助金に基づき、新築・修繕・設備について町内会へ補助を行ってまいりましたが、現行の補助制度は新築・その他修繕等とともに補助率が3分の1、新築の上限が200万円、修繕は上限50万円になっております。設備にいたっては、補助率2分の1の10万円となっております。この補助金の拡充を考えております。

今議員におっしゃっていただきましたように、認可地縁団体に対しましては、充当率及び交付税措置等が有利な一般単独災害復旧事業債、そして一方で認可地縁団体ではない町内会に対しましては、今回の豪雨災害を受け、熊本県が球磨川流域復興基金を創設いただきましたので、これを活用いたしました自治公民館再建支援事業という交付金を利用させていただきたいと考えております。この2つの事業の活用により、町内会の地元負担をできるだけ軽減できるよう、市の新たな支援制度の準備を進めているところでございます。

また、補助率や補助増減の設定など、今現在精査中ではございまして、拡充を行う中でも両事業による地元負担の格差、そして本市財政への影響等のバランスに留意しながら、被災町内会の支援による公民館の再建に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 私は、先ほど「球磨川治水復興基金」と申しましたが、正式には「球磨川流域復興基金」です。これを訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

今、部長のほうから基金を、補助を拡充していきたいということなんですけど、もう御存じのとおり、被災された町内、町民の方は、もう自分の家も大変、地域も大変なんです。できるだけ個人負担というのを抑えていただくように、何とか基金の充実ですね、補助金の充実に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。各町内も、改修・建て直しに早く手をかけたいという思いがあると思います。できるだけ早い段階でお決めいただくようによろしくよろしくお願いいたします。

次に、避難所の対応についてですが、なお、この中には自宅2階で生活されている方も含んでの意見です。特に必要と感じた情報として、「食料など支援物資の情報」92名、「義援金など生活再建情報」72名、「仮設住宅に関する情報」55名、「電気・ガス・水道の復旧

状況」50名などがあります。在宅避難で特に不便と感じられたのは、「飲料水などの生活用水の確保」で121名です。「ガスの供給停止」が25名など多くの回答があります。避難所の生活環境については、パーティションによるプライバシーの保護について「よかった」との回答が69名ありました。一方で、意見の中には、「在宅被災者と避難所避難者及び避難所内での対応について格差がある。」など、行政の対応について苦情や要望もあっています。

このことについて、どのように受け止められるかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難所での対応につきましては、ありがたい御意見を含めまして様々な御意見を頂戴したところでございます。発災直後の混乱期の中での対応でございましたので、配慮が十分に足りず、市民の方々には不愉快な思いをされたこともあったかと存じます。議員に寄せられました貴重な御意見を真摯に受け止め、今後の避難所運営に生かしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ここであえて、寄せられた意見の中のそういった苦情とか要望等は述べませんが、今おっしゃっていただいたように、やはり被災された方への避難所でのそういった配慮というのを十分やっていただきたい。もちろん、今後このような避難をしなくてはいけない状況があったら困るんですけど、1つの今後の教訓として受け止めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

建設型応急住宅についてお尋ねします。住み心地については76人の方が「住みよい」とされています。一方で、交通の利便性や買い物などについては、「余り良くない」「悪い」との回答が71名あります。移動手段としては在宅避難の方も含め、「車を所有している」との回答は169名です。健康状態は「よい」「普通」との回答が合わせて161名ありますが、一方で、「すぐれない」「悪い」とされた方が37名ありますので、今後の対応も考えていただきたいと思います。

相談相手があるかないかについて「ある」との回答は172名ありましたので、私は少しは安心していますか、逆に「いない」との回答が24名あります。ぜひ、声かけや見守りなどに努め、しっかりと寄り添っていただきたいことをお願いします。

また、現在心配なことの問いについては、「生活費など経済面」とされた方が101名、「再度の水害」123名、「健康面」59名、「建設型応急住宅終了後の住宅」58名の皆様から心配ごととして回答をいただいています。また、皆様からの意見として、「仮設住宅に入居できました。支援いただき大変ありがたいことと思っています。先のことは整理がつかせませんが、周りの方と助け合い過ごしています。市役所の皆様、市議会の方など、大変な中、ありがたく感謝申し上げます。」、次の方、「今一番不便さを感じるのは、スーパーがかなり

遠いことです。買い物移動車が週1回でも来ていただくとありがたいです。先日タクシーを利用しましたが、片道1,100円でした。毎回タクシー利用も大変です。」、3番目の方、「仮設住宅は山の頂上であり、スーパーなどに行くのが大変です。」などの意見があります。今後の対応として、買い物支援などについてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

また、市長は、「誰一人として取り残さない気持ちをもって、被災者の皆様に寄り添ったきめ細かな支援を継続していく。」と述べておられますが、具体的にどのような手立てが考えられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、買い物支援の対策につきましてお答えをさせていただきます。本市では、イスマ商事株式会社様の移動販売車の運行を、10月6日から仮設団地にも巡回していただいております。今後は、全仮設団地での移動販売をお願いしているところございまして、入居者の方の買い物支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

また、市内全域におきましては、社会福祉協議会による買い物支援事業は、発災後も継続して行っておりまして、11月末日現在、仮設住宅に入居された3世帯を含む、被災地区の27世帯の方に御利用いただいているところございまして、高齢者等で買い物にお困りの方の不安解消の一助になったのではないかと存じます。今後も買い物支援を必要とされる方には、事業御活用を案内してまいりたいと存じます。

なお、移動販売や訪問支援を通じまして、利用者の様子を把握することができると同時に、ちょっとした困りごとの相談に応じることができているようでございます。

次に、今後の具体的な被災者支援といたしましては、去る10月30日に開所いたしました、人吉市地域支え合いセンターが、既に被災者の皆様の戸別訪問を開始しているところでございます。支え合いセンターにおきましては、建設型仮設住宅及び市営住宅居住者を担当する仮設班と、それ以外を担当する在宅班の2つに分かれて活動を行っておりまして、センターの活動内容をお伝えするとともに、生活支援相談員の顔見せを兼ねて戸別訪問を行いながら、住まいや生活状況等を確認しております。仮設班の対象者につきましては、生活支援相談員による生活状況等の把握はできておりますが、在宅被災者につきましては、現在把握を行っているところございまして、12月末を目標にスピード感をもって戸別訪問を進めてまいりたいと存じます。なお、今後は、その戸別訪問で得た情報から支援の必要性・緊急度を判断し、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援を継続的に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） いろいろと対策を講じていただくということで、大変ありがたく思います。特に、全仮設を業者の方が回っていただくというのはありがたいと思います。これか

ら寒くなってまいりますので、特にお願いしたいと。また、買い物を含め病院に行くのも大変だという方もいらっしゃると思いますので、さらなるどんな支援ができるか、ぜひ検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の所信において市長は、建設型応急住宅期間終了後の住まいの再建が困難な方に対する支援策として、建設型応急住宅の入居期間延長や恒久利用など検討を進め、災害公営住宅の建設など、安心して生活できる将来的な住まいの提供も検討していく、と述べておられます。被災者の声として「仮設住宅について、2年間で元の生活に復旧できるか自信がありませんので、3年間にしてほしいです。」、お二人目、「仮設住宅が2年間で終わるが、その後の住居がない。91歳なので本当に心配、不安である。ローンも組めない。」などの意見があっています。

被災された皆様は、市長の今回の発言をしっかり受け止め、実現できると信じて期待していいのかお尋ねします。

○建設部次長（土肥將資君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

建設型応急住宅の入居期間終了後に、新たな住宅・住まいの確保が困難な入居者に対しましては、応急住宅の入居期間延長や応急住宅の恒久利用または災害公営住宅の建設など、被災者のニーズに応じた住まいの確保を行います。現時点におきましては、先進事例などの情報収集や敷地選定に向けて調査を行い、入居者のニーズを把握するためのアンケートの作成など、応急住宅の入居終了後にも、安心して生活できる住まいの確実な実現に向けて進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁で、間違いなく安心していて大丈夫だと、今後の住居については必ず確保していくというふうに受け止めてよろしいんですね。そのままで、間違いなくやっていただけるということで。

○建設部次長（土肥將資君） お答えいたします。

すみません、最後のほうがちよっとかんでしまったので、聞き取れなかったと思いますので、住まいの実現に向けて進めているということでございますので、確実に建設のほうに進めているということで御理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） これは、何で確約をお願いしたかというのは、訪問したところのおばあちゃんが、もう私はここでいいと、もうここで十分と、もう帰るところもないと。「ここに住まわせてください。」と訴えられているんですよ。あれを聞くと本当に、もうかわいそうですね。ちよっとそんなことがあったものですからお尋ねしました。

次に3点目に行きます。復旧事業に対する河川整備計画の重要性についてお尋ねいたします。一昨日の本村議員、昨日の田中議員の一般質問において、市長の方針、決意などを述べておられますので、要点のみお尋ねさせていただきます。「市長として最大の責務である市民の生命を守ることから、政治的決断として流水型ダムを中心にした抜本的治水を流域の皆様と一体になって推進していく。」と述べておられます。

改めて確認の意味でお尋ねします。なぜ、急いで河川整備計画としてダムの是非の判断を急がなくてはならなかったのか。これまでの12年間、ダムによらない治水対策の方向性はどうかであったのか。市民の皆様から納得いただける検証ができていると考えておられるのか。突然示された流水型とはどのようなものなのか。その長所と欠点についてお尋ねします。

また、今回阿蘇の立野ダム建設の現場視察をされていますが、どのように感じられたのか。最後に、全国的な建設事例についてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この12年間でダムによらない治水を検討する場が12回、同幹事会が5回、その後の球磨川治水対策協議会が9回、節目に開かれた局長・知事・市町村長会議が4回行われ、最高、最新の知見を傾注されて、可能な限りの議論が尽くされたものと認識をしており、令和2年7月豪雨後の球磨川豪雨検証委員会の2回の検証を含め、一定の理解は得られているものと存じます。

流水型ダムにつきましては、洪水調節専用のダムで、利水機能を持たないので通常時は水をためず、洪水時に一時的に洪水を貯留し、下流の洪水被害を軽減する治水施設の1つだと捉えております。最大の長所は、流入水と同じ水質が維持されるということで、自然に近い環境が保たれることでございまして、課題といたしましては、洪水吐等の水が出る穴の部分が流木や土砂で閉塞しないような対策が別途必要なことだと考えておりますが、今後さらに技術が高められる治水施設だと存じます。

11月28日に立野ダムを視察いたしました。阿蘇ユネスコ世界ジオパークを提唱する阿蘇を象徴するような環境を意識した治水施設であり、開発事業全体が前向きで、ダム建設後の地域振興をも見据えた地域ぐるみの取組であるという印象を強く持ちました。流水型ダムにつきましては、計画中也含め、全国で14例あるようで、近くは鹿児島県の新川水系に西之谷ダムというものがあり、私も見学をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今説明いただきましたけど、市長の考えとしては、市民の方から理解を得られているというふうに受け止めておられるようです。ダム自体が市の事業ではありませんので、これはここでとめておきますけど、ただ、今回の私のアンケート結果を見ますと、まず、「元の住居に帰りたい」とされている方が、200名中137名です。「再度の水害が心

配」とされた方が123名なんです。意見をいただいた方100名の中で40名の方がダムや治水対策についてお考えを述べておられます。ここで全部披露できませんので、後日見ていただけたらと思うんですけど。

参考意見としてお尋ねしました球磨川治水対策についての考え方、これについては「検討すべき」が162名です。「必要でない」が2名、球磨川の堤防のかさ上げ・補強などについて「必要」とされた方が110名です。「必要でない」方が2名。「かさ上げ・しゅんせつなどでは解決しない」が63名でした。また、ダムの考え方については、「検討すべき」とされた方と「ダムを含んだ治水対策を検討すべき」とされた方、両方合わせますと122名の回答があります。「検討の必要がない」とされた方が43名でした。ただ、意見をいただいた皆さんのお考えは、まず生活再建であり、日々の生活や今後の住居などを心配されておられます。また、多くの方が球磨川治水対策について、土砂撤去、底さらい、掘削など、今すぐ行っていただきたいとされています。これまで国土交通省は、河川整備として渡地区、人吉市大柿地区、人吉橋右岸、七地地区右岸などの土砂撤去、河川整備を実施されました。

そこでお尋ねしますが、これらの効果についてどのように受け止めておられるのか。仮に球磨川の土砂撤去や掘削、しゅんせつをずとした場合、その深さ・幅はどのくらいの規模まで実施可能なのか。その事業を行うことによって、今回の水害被害の規模がどのくらいまで抑えられるのか示すことも必要であると考えますが、どのように思われるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国土交通省によりますと、「ダムによらない治水を検討する場」開始以降に実施された治水対策箇所が本市の人吉橋直下流左岸の掘削、築堤など、実施中を含め42か所ということで、一定の水位低減効果があったものと評価され、実証されております。

常々申し上げておりますとおり、今後の治水対策につきましては、国・県に対し、抜本的な治水以外にもできることからすぐに全てやっていただきたいとお伝えしており、今後も球磨川流域治水協議会においてお願いしてまいりたいと存じます。

河川工事の場合は、治水効果はもちろん工事の時期や河川環境や周辺環境への配慮が必要であることから、今後予定されている掘削等についても、流域にとって最も望ましい規模、内容が実施されるものと認識をしており、国・県に御相談しながら、その内容や効果をお示しすることにより、市民の皆様の安全・安心につなげ、また治水への御理解と御協力を求めたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 私のアンケート結果から、私が受け止めたことは、治水対策は必要であるが、今回の災害を振り返った場合、果たしてそれだけで安心・安全が図れるのか不安を

感じておられるのではないかと受け止めました。ダムを含めた治水対策の検討が必要とされた被災者の思いは、しっかりと受け止めていくべきと考えます。市長は、治水安全度が高まる方法の検討、できることからすぐに着手すること、できることは全て実施することを強く要望していくと述べておられます。さらに、ダム建設をはじめ、治水対策には相当な期間を要するため、実行可能なものから取り組むとも述べておられます。そこで、具体的に曙橋下流付近からの土砂撤去、しゅんせつなどは可能なのか。市民の皆様からの声もありますが、中川原公園一帯の土砂撤去は可能なのか、実現できるものと期待してよいのかお尋ねします。

また、あわせて球磨川に流入します支流河川についても、対策を講じていかれるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども述べましたが、国・県にお願いをしておりますとおり、治水安全上効果が見込まれ、実施可能なことについては、例外なく取り組んでいただきたいと考えております。

国土交通省に、現在の計画等についてお聞きしましたところ、西瀬橋から球磨川くんだり周辺までの堆積土砂の撤去等について、既に計画に着手しているというお話をいただきました。球磨川くんだり周辺より上流箇所についても状況に応じて、国・県に要望してまいりたいと存じます。

また、中川原公園につきましては、様々な御意見があることは承知しております。中川原公園は、街区公園として市民憩いの場であり、球磨川と一体となり季節感を感じられる風景は、市民をはじめとする観光客の方々からも親しまれている公園と理解しています。

中川原公園の今後につきましては、河川内にある唯一の市有地ということでございます。流域治水を考えると、検討と覚悟が必要な箇所であると十分に認識をしているところでございます。

支流河川の対策につきましては、熊本県に確認したところ、平成30年度から令和元年度の2か年で、万江川ほか4河川におきまして土砂の撤去を実施しております。今後の対策として、流域住民の皆様の御意見を受ける形で県知事が提唱されている球磨川緊急対策プロジェクトとして取りまとめられ、河川の土砂しゅんせつなどに取り組まれるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長から答弁をいただきましたけど、やはり今後市民の方が一番期待されるのは、いつから始めてくれるんだ、そういう時期なんですよ。これまでも、やりますやりますって、とうとうできていなかった。でも、期待されるのは日にちをはっきりしてほしいと。何月からできるとか、何年からできるという、そういったのを打ち出していただいたら皆さん安心されると思うんですよ。検討しますとか、県のほうにお願いしますで止まっているのが現状なんですよ。今後は、市長、できるだけ何年からできる、どこができると

具体的なそういったお答えを出していただければ、非常にありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

また、中川原については、市長がおっしゃったように、大橋の上が国土交通省、橋の下が市の所有地になっていると思うんですね。いずれ人吉市も判断をしないといけないと思うんですよ、どうするのか。相当な費用がかかるとは思いますが、これもぜひ地域の方と相談していただいて、前向きな検討をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、今後の財政展望についてお尋ねします。市内中心部を含め広範囲に甚大な被害を受け、復旧・復興にかなりの年数が必要となると考えます。この災害復旧・復興については、国そして県に行っていただくものと、人吉市が行わなくてはならない復旧・復興事業があるのではないかと考えます。令和2年度は、国・県からの災害復興の財政支援があり、市の財政負担は軽減されると思いますが、昨年12月一般質問でも述べましたように、ここ数年来、本市は恒常的な財源不足になっています。令和2年度当初予算では、6,400万円余りの職員人件費のカットを行うなど、対応には相当御苦勞されたと思います。市長も所信で、財政調整基金も今回の災害で使い果たしている状態を考えますと、令和3年度の予算編成は大変厳しい編成作業になるものと考えます、と述べておられます。

そこで1点目、令和2年度の予算科目のうち、まだ確定していない特別交付税の見込みについてお尋ねします。特別交付税は、普通交付税算定後に発生した災害などにより、財政事情の増加などを考え算定されるとなっています。近年は6億円を下回る額が交付されているようですが、今回、特定非常災害指定を受けたことから、どの規模になるのか気になるところです。と言いますのも、枯渇した財政調整基金の代替になるのではないかと私は考えるからです。

2点目に、今回の災害で減免しました介護保険料及び後期高齢者医療保険料の影響額に対する補填への考え方。

3点目、一昨日宮原議員の一般質問で、今回の災害に係る起債が約75億円との答弁がありました。現在本市は、熊本地震に伴う災害復旧による市庁舎建設事業の財源として、多額の起債発行を予定しています。今後、市庁舎建設事業債と災害復旧事業債の起債償還が重なった場合の対応策、そして今後の財政見通しと歳入不足分の財源確保を含めた今後の財政予測についての考え方をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

最初に特別交付税に係るお尋ねでございます。特別交付税は地方交付税の総額の6%に相当する額につきまして、普通交付税で補足されない特別な財政需要に対し交付されるものでございまして、議員がおっしゃいましたように、災害発生等の特別な財政需要についても交付されるものでございます。特別交付税の交付額につきましては、一昨日、熊本県を通じて、本市の12月交付額が8億9,628万5,000円と連絡を受けたところでございます。

2点目の災害に伴う介護保険料の減免に対する補填につきましては、国が特別調整交付金において補填するとされております。後期高齢者医療につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者として財政運営を行っておりまして、保険料の減免についても広域連合が行っており、本市財政への直接的な影響はございません。広域連合への財政支援としましては、介護保険同様に令和2年度に行った減免について、国がその全額を補填するとされているところでございます。

それから、3点目の今回の災害に伴う災害復旧事業債と、市庁舎建設に伴う市債の償還が重なる場合の対応策についてでございます。災害廃棄物処理や市道・公共施設等の災害復旧の進捗にもよりますけれども、今回の災害復旧事業債と市庁舎建設に係る市債の償還時期が重なり、今後、公債費償還が増加することは間違いないところでございます。しかしながら、その場合の財政の見通しにつきましては、災害復旧事業債のほとんどについて、現在国の災害査定が行われているところでありまして、今後、事業費等の変更、確定となりますことから、現時点では、起債償還等の影響等を正確に把握するまでには至っていないところでございます。いずれにしましても、起債償還、公債費の増加に対する財源確保が必要となる時期がまいりますので、そのことを視野に入れた財政運営、行財政健全化をあわせて進めていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいまお答えいただきました。先ほど犬童議員のほうからも質問がありましたけれども、やはり人口減少、必ず税収の落ち込みもやってくるわけなんですね。そして新庁舎ができますと、まだ具体的な数字が出ておりませんが、それに係る諸経費、維持費等が出てまいります。そういったときにやはり負担というのはどうしても起きてしまうのかなと、そういった心配がされます。今後いろいろ対策は図っていかれると思いますけれど、私がお願いしたいのは、市民一人一人に負担がかからないような財政運営といいますか、そういった行政運営を、ぜひ心がけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、市民の皆様はこの12年間、ダムによらない治水対策の1つとして、もっと早い段階から市内中心部を含めた、河床のしゅんせつ・土砂撤去などを行うことはできなかったのか。堤防のかさ上げ・しゅんせつだけでは防げないのかもしれませんが、まずはできる事業を行ってほしかったとの思いが、たくさんの市民の方から伝わってきました。仮に、今後ダム建設になるとしても、土砂撤去などを行わなければ市民の皆様の不安は決して払拭できません。被災された皆様は、再度の水害の恐怖、住宅の心配、日々の生活不安など忘れることはできません。10年後の安心・安全、市民がゆとり休める対策も考える必要があるとは思いますが、まず先に、明日、来年、二、三年後に安心できる生活環境づくりに、

早急に取り組んでいただきたい気持ちではないかと考えます。

最後に、市長のこの受け止め方、被災地の市長として、被災者、市民の皆様に向けての力強い言葉、リーダーシップ、強い決意を述べていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地区懇談会での町内会長さんたちの意見交換や、市民の皆様とお話をする中で、土砂堆積を不安視する声、出水期までに撤去をしてほしいという要望を数多くいただいております。治水における喫緊の課題の1つであると受け止めております。今までも、そしてこれからも、本市にとって球磨川水系における治水安全度の向上を図り、安全・安心のまちづくりを行うことは、常なる命題だと存じます。

本議会開会日に発言の機会をいただき、市民の皆様とともに将来のまちづくりについて夢を描きたいと申しましたが、当然、未来は現在の暮らしの延長にございますので、被災地の市長として被災の皆様に寄り添い、生活を支え、問題・課題を解決して、今をしっかり乗り切ること全力を注いでまいります。そして同時に、令和2年の災害は苦難だったが、住んでよかった、住み続けてよかったと思える、新たな人吉づくりに果敢に取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長、ありがとうございました。これをもちまして一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員、池田芳隆です。

まずもって、令和2年7月豪雨で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、様々な御支援をいただいた多くの方々に厚く感謝申し上げます。

では、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、1つ、令和2年7月豪雨災害時の国・県との情報共有と市民への情報提供について。また、今後の治水対策について。2つ目、復興に向けての市職員の勤務と健康管理についての2点について質問をさせていただきます。

令和2年7月豪雨災害時の国・県との情報共有と市民への情報提供について、また今後の

治水対策について質問を行います。令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の説明会の資料の中に、令和2年7月豪雨災害、以下、豪雨災害と述べさせていただきます。市房ダムが、4日午前2時5分から洪水調整を開始したと記載があります。午後5時から放流量が毎秒500立方メートルを超えています。この毎秒500立方メートル以上の放流は、12時過ぎまで行われているようで、午後3時台まで毎秒400立方メートル以上の放流が行われています。毎秒500立方メートル以上の放流は、異常洪水時防災操作、以下緊急放流という表現でお話しさせていただきますけれども、行われなかったのですけれども、これは昭和40年の洪水のときに放流された水量と同じものでございます。昭和40年の最大放流量は毎秒531立方メートルですが、今回は4日6時前に、毎秒609立方メートルが放流されていると記録されております。

ここで質問です。洪水調節による市房ダムの放流と、一気に増水した球磨川の増水に関して因果関係はあるのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

御質問に関しまして、市房ダムを管理されております熊本県に確認いたしました内容を踏まえ、お答えをさせていただきます。市房ダムの洪水調節につきましては、操作規則に基づき実施されておまして、ダムへの流入量が毎秒300立方メートルに達すると洪水調節を開始し、流入量で毎秒300立方メートルを超えた部分について、その一部を貯留してまいります。今回の7月豪雨におきましては、7月4日午前2時5分にダムへの流入量が規定の毎秒300立方メートルに達したため、洪水調節の操作を開始しており、その後、流入量に応じて洪水調節を断続的に行いながら、7月8日午前8時30分に終了しています。令和2年7月球磨川豪雨検証委員会においての説明資料で示されておりますが、洪水調節を行った結果、ダムへの最大流入時には、流入量の約5割をダムに貯水して、下流域の水位を低減し、多良木地点では約90センチメートルの水位低下、避難判断水位に到達するまでの時間を、約2時間遅らせる効果があったと報告をされております。このようなことから、洪水調節によるダムからの放流が、急激な増水の原因となったものとは言い難く、河川が急激に増水するだけの降雨があったものと理解しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 私は、24年間、消防団のほうにお世話になったところでございます。消防団に在籍中、先輩方から、「市房ダムが放流したら、およそ1時間から1時間半後に人吉に流れ着くので、注意をしなければならない。市房がゲートを開けたら注意をしておくように。」と教わったものでした。今回、11月下旬に、球磨郡のいくつかの自治体の職員の方とお話をする機会がございました。「皆さんは、放流をされていると思いますか。」という質問を行ったんですけれども、答えは「緊急放流はされていませんよね。」という認識で、

市房ダムが常時放流をされているという認識というか、そういうことに関してはぴんとこられていなかったように思いました。緊急放流は、あくまでもダムが満水になったときに、ダムに流入する量と同じ量を放流することなので、もし満水時が、流入量毎秒500立方メートルであるならば、流水時も毎秒500立方メートルという単純なことになります。緊急放流は、あくまでも対象が満水時、それに対しての放流量となっておりますので、実際にダムから流れ出る放流量というのは対象ではないわけですね、考え方としては。ですから、極端な話を言いますと、このときが約1,200立方メートル流入していると言われていています。このときに1,000立方メートル放流したとしても、それは満水時でなければ緊急放流としては捉えられないんですね。こういう考え方でいくならば、この期間水位を下げた効果があったというだけの考え方では、危険ではなかったのかなと思っております。やはりこの部分が、県と地域の住民の認識の違いではなかったのでしょうか。よく言われているのが、多分被災後、発災後に、地域の方はよく言われたと思います。「今回、ダムは放流されなかったんですよ。」これは皆さん、共通認識として聞かれていると思います。

お尋ねです。市は、今回の洪水調節という名の昭和40年と同じような放流は、どのような認識を持たれていますか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

昭和40年時と現在とでは、河道幅、堤防など、河川整備状況が違っておりますので、一概に比較するのは困難かというふうに考えております。市房ダムの洪水調節におきましては、計画降水流量が毎秒1,300立方メートルでございまして、この場合毎秒650立方メートルの調節が行われ、流入量の半分を貯水し、半分を放流される計画というふうになっております。したがって、今回の放流に関しましては、計画に基づく放流がなされたとの認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 毎秒300立方メートル以上の放流は、クレストゲート、いわゆるダムの上のところにありますよね、あそこからドーンと一斉に水が流れることになっております。これは、今までためてあった水がドンと流れるわけなんですよ。これが球磨川の増水に影響がないと考えるのは、ちょっといかがなものかと思っているところです。球磨川に確かにあのときは多くの水が、多くの雨が降って、支流からどんどん流れてきているんですけども、緊急放流ではない放流は、下流域に影響を与えないと考えるのは、私は納得がいくところではございません。

市長は、5時15分に気象庁が言うような「命を守る行動をするように。」と放送されています。5時になると、実際は、市房ダムの放流量が毎秒500トンを超えております。市長の放送というのは、やはりこういう何らかの影響があるから判断をされて放送をされたので

はないか。ただ単純に、このとき大雨特別警報が出ておりますけれども、それだけの判断で言われたとは、私は到底思っておりません。このとき八代市の坂本町では、4日午前5時以降には、浸水により情報通信機器の異常が発生しているようです。球磨村でも被災者のお話を聞くと、6時には浸水が始まっているようだとお伺いをしたところでございます。

市にも情報の提供があっていると思うんですけれども、九日町の浸水映像ですね、これは6時半ぐらいから浸水が始まっております。そして、約1時間程度で、1階軒下部分まで浸水をしている状態です。市長もこの映像は見られましたか。見られましたね。これは本当に皆様がよく言われる、あっという間の浸水ですね。時系列に考えてみれば、5時、500立方メートル、今までにないような量が300からこうやって500立方メートルの水が流出されているのであるならば、先ほど言いました私が消防団にいたときに、1時間後、1時間半後に人吉のところに水が到達するようになってきているので、ちょうど時系列的にいうならば、ダムの量が増えてから人吉の浸水が行ったと、私は、これはもう素人でございますので、想像するところでございます。

ここで、まずなんですけれども、八代市坂本町の状況とか球磨村などでの他市町村の災害状況または発災状況について、国・県からの連絡等はあったのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

災害の発生情報に関しましては、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から河川の氾濫情報が発表されております。

八代市坂本町の球磨川氾濫については7月4日午前7時50分に、また球磨村渡地区は7月4日午前5時55分に、氾濫発生情報を発表されております。これらの情報については、県防災ネットワークシステムにより、メールが届くシステムになっておりまして、届いたときに警告灯が回転し内容を印刷しますので、本市災害対策本部でも受信し、内容の確認を行っております。

また、今回は九州地方整備局及び気象台から、リエゾンとして2名体制で市役所のほうに常駐していただいておりますので、そういった各種情報につきましては、情報入手後直ちに提供をしていただいていた状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 今、八代市坂本町では7時50分ということで、時間の報告があっておりますけれども、実際八代市坂本町のさっきも言いましたように情報が途絶えているというのは、5時なんですよ。情報機材に異常がきはじめたというか、2時間のずれがあるんですよ。いろいろこの資料を読ませていただきましたけども、検証委員会の報告資料を読んでいるときに、私の見落としだったのかもしれないけども、球磨川タイムラインですね、その効果が僕は見れていないと思っております。この機能というのが、きちんとされていた

のか説明をお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

球磨川タイムラインにつきましては、平成30年11月から本格運用を開始しておりまして、人吉水位観測所の水位の変化と気象警報の発表などを次の行動に移るトリガーといいますか、引き金といたしまして、職員の参集、河川の巡視、支部の設置、避難情報の発令、避難所開設・運営など、時間軸に沿って定めております。

7月3日午後5時30分からの第1回災害対策本部会議において、タイムラインに基づくその後の対応や職員の待機態勢、避難所設置等について決定をいたしております。

7月3日午後11時に、土砂災害警戒情報の発表に伴いまして、田野町を含む東間校区、矢岳町を含む大畑校区に避難勧告を発令しております。

次いで、4日午前4時に球磨川が氾濫危険水位を超過し、その後も水位の上昇が見込まれたことから、市内全域に避難勧告を発令しております。さらに、午前4時50分に、気象庁が大雨特別警報を発表したことを受け、午前5時15分に市内全域に避難指示（緊急）を発令したところでございます。

おおむねタイムラインは機能したと認識しておりますけれども、今後災害対応の検証を進める中で、様々な課題等が浮き上がってくるものと思っておりますので、タイムラインの運用基準などにしっかり反映させてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） この球磨川タイムラインを構築している最中なんですけれども、私も市職員でございまして、この管轄ですね、林・薩摩瀬支部の総務班長であつたりとか、副支部長をさせていただいておりました。それで実際にタイムラインの構築の際には参加をさせていただいて、情報をいただいたところでございます。当時から、防災担当の職員の皆さんが、国・県の皆さんと計画を立てられて、頑張って構築されたネットワークだとは認識しているところです。ただ、ただ、今回の災害については、はまらなかったと、型に入らなかったと。一番は、市民に情報の提供が十分でなかったと私は思っているところでございます。いろいろ調べてみますと、全国初のマルチハザードタイムラインの一番最初に構築されたのが、この球磨川タイムラインということでお伺いしております。やはり、今回の検証をきちんとさせていただいて、地域住民の生命・財産を守るために、制度を磨き上げ、さらなるネットワークの構築に取り組んでいただきたいと思います。

今言いましたとおり、タイムラインは実を言うとはまらなかった。その中で、今回豪雨災害で支流の氾濫、そのほか人吉市の災害に対するウイークポイントが見えてきたと思います。リアルタイムな情報を得て、市民に情報提供をしなければ、避難行動にはつながらないと思っております。ですから、今回、国・県からの避難行動につながる情報が、きちんと市

に提供されていたのかということに関しましては、甚だ疑問を持っているところでございます。

特に今回は、私は行わなければならなかった情報というのが、洪水調節による市房ダムが放流をされていますという情報の提供、これが全くなかったんです。後々になって、放流について心配をされている、今回は放流があったのかなと疑問視をされているということは、やはりこの情報がきちんと伝わっていたならば、逃げる判断として、逃げる必要があるときの判断材料として、きちんと市民の方にわかったのではないかと思います。市民には、やはりきちんとした逃げる判断材料ですね、「命を守る行動をとってください」確かに重要なセリフだと思いますが、これではテレビで流れている放送と何ら変わらないと私は思っています。ですから、リアルな情報、いろんなところに樋門操作員がいらっしゃいますよね。その方々から、必ず新しい情報、今、この樋門はどういう状態ですよとか、また職員が危険箇所について巡回をされていると思います。今どういうふうになっているか。職員が、要はぎりぎりな状態でその場所を確認に行くということは、かなり危険な状態ですね。そういうことがないように、職員を危険にさらさなくてもいいように、やはり危険箇所にカメラの設置をするなど、市独自の情報収集を検討すべきではないかと思っております。これに関しましては、どのような検討をされていますでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

樋門操作員の方々には、内水や外水、内水といいますのは側溝や排水路、外水ですと球磨川などの河川でございますけれども、こういったものの管理を行っていただいております。今回の洪水でもゲート操作が必要な樋門では、現場に常駐し、内水、外水の水位を監視していただいております。その際、操作員と市との間で、外水の状況や内水の状況などの情報をやりとりしております。ただし、操作員の身の安全を守る必要もございますので、災害発生前に本市の避難指示情報に基づき、しかるべき時点で撤収を指示したところでございます。

次に、河川監視カメラでございますが、今回の豪雨災害において、国や県の河川監視カメラが設置されていないところで、堤防が決壊した箇所が3か所、これは八久保排水樋管、大柿排水樋管、山田川、芳野旅館の向かいでございます。そのほかにも現状で河川監視する手段がありませんが、人吉市として浸水被害を防ぐために監視したほうがよいという場所がございます。これに関しては、発災後に国や県からも、河川監視カメラ増設に関する要望調査が行われておりますので、該当する5か所、これは球磨川の宝来町の雨水ポンプ場、それから山田川の二条橋、万江川の旧万江川橋、御溝川の第一放水路側の樋門、それから城本樋門につきましては、人吉市として要望を挙げているところでございます。その状況を見ながら、国や県で設置が行われない場所については、人吉市独自で河川監視カメラなどの設置を検討しなければならないというふうには考えております。ただし、河川監視カメラについては、

設置費及び維持費にやはり多額の費用がかかりますので、国や県による設置を強く要望し、必要以上に市財政に負担がかからぬよう、方法を探ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 今回でわかったことはやはり、国が県が市町村に出す情報と、やはり私たち地域住民が欲する情報の乖離があったように思っております。独自で情報を収集して、やはり危ないんだよということを市民に伝えること、これが一番だと思っています。ダムについても言われているのが、逃げる時間を確保するということを言われています。情報の提供が的確でなければ、逃げる時間の確保も何もありません。情報の収集のための努力ですね、機械的に済むものであるならば、やはりこれはすぐすぐにできるものでございますので、来年の発災時期に向けても可能性があるならば、一日でも早く、そういう河川監視カメラの設置については御努力をいただきたいと思います。

市長は、就任される前はどちらかというと、箱物行政に関しては距離を置かれた感があったと思っておりました。ただ、新市庁舎建設においても方向転換がなされました。今回のダムについても同様に方向転換をされたところでございます。これは、ただただ、市民の安心・安全を守る判断から、苦渋の判断だったと私は思いたいと思っています。今回も市長は、流水型ダムを中心とした治水対策としてのダムの建設を推進していくということで、御報告がありました。これは、長期的な治水対策だと認識しているつもりです。要は、川辺川ダムではない形でなりますので、これにかかる建設の期間ですね、いつから始まるではなくて、造るとしたならばあと何年かかるのか。また、予算等ですね、とりあえず同じようなところで造るというのであるならば、ある程度の形のものができ上がっておりますけれども、そういう予算等なものが国から教示をされているのであるならば、御教示いただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回、11月19日に蒲島知事から新たな球磨川流域の治水の方向性について、流水型ダムを取り入れた抜本的治水に取り組むことが示され、翌20日には、国土交通省に対し、国の全面的な協力を要望されております。赤羽国土交通大臣も全面的にしっかりと受け止めていくという回答をなされたと、新聞報道がなされておりますが、要望内容には、法に基づく環境アセスメントあるいはそれと同等の環境アセスメントの実施なども含まれており、流水型ダムの完成には、一定の期間が必要ではないかと考えております。新聞報道などでも流水型ダムの建設には一定の期間がかかるとの報道もございますが、建設に係るスケジュール、予算規模につきましては、時期を見て示されることになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ある意味、白紙のスタートというところで認識しているところがございます。また、市長はあくまでもダムではなくて、ダムを中心としてほかの治水対策もやりたいと。もちろんこれに関しては、ダム建設で治水が終了するという認識ではないというのは、お互いの共通認識だと思っております。説明会の資料でも、川辺川ダムがあったとしても、実際は浸水域が狭くなるだけ、浸水深が浅くなるだけという報告ですよ。ダムがあっても自然には勝てないというのが前提だと思っております。今回被害があった九日町、市長の御実家である青井かいわいですね、あと温泉町周辺。これについては、ダムがあったとしてもつかるという表記ですね。私の知り合いも怖いから人吉から出ていく、寂しそうに話されていました。しかし、出ていった人たちが、また、今どうするか悩んでいる人たちが、地元に戻りたい、地元で復活したいと思えるようなまちづくりですね、これは市長とともに頑張っていきたいと私も思っております。ですから、まだダムが白紙の状態です。その間の短期的政策、中期的な政策ということを、本当はここでまたお示しくださいと思っていたんですけども、これは一般質問でずっと前の方々が言われていますので、それについての答弁は求めませんが、市長としては、やれることをスピーディーにやると言われています。観光復活のためにも球磨川下りやラフティングができるように、河床の掘削であったり、これはやはりやっていただかなければならないことでしょう。あとこれは中・長期な話になるんでしょうけれども、実際今回の水害で、山がかなり荒れていたために水がどっと流れた。もちろん川の泥水が流れ込んできているという話を聞いております。林野の山で働かれる方が、市房山や各山に登ったときに、山の頂上までクマザサがずっと茂っていて、登っていくのに大変苦労した。ところが最近はそういうクマザサもなく、山の上まで行くのに時間がかからないとおっしゃっています。治水の上で山を管理する治山、これは前から言われていることですけれども、これに関しては、山の仕事というのは逆に言うならばダムを造るよりも、50年、100年の事業ですね。そういうことになりますけれども、未来の子供たちのためにされるのであるならば、やはり治山事業はきちんとやっていっていただく必要があるのかなと思っております。中・長期の政策についても、先ほども言いましたように、出尽くしているからですね、同じような答弁になるでしょうから、もうこれにつきまして回答は結構でございますので、多くの方々の急いでくれという思いを、市長のほうに酌み取っていただきたいと思います。

これで、7月豪雨に関する質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、復興に向けて市職員の勤務と健康管理についての質問を行いたいと思います。発災時当初の7月は、職員の皆さんが寝食を惜しんで休む暇もなく職務に頑張ってこられたことに、被災された皆様の行き場のない怒りに、やはりいろいろ問題を直接受けられた市職員の方には感謝を申し上げたいと思います。発災から約半年になりますけれども、豪雨災害時から現在までの勤務状況は改善されているのでしょうかという質問を行う予定でございます。

いましたが、これに関しましては一昨日牛塚議員のほうで質問をされ、また、人吉新聞や熊日新聞のほうで内容については詳しくされていますので、ここではもう回答は求めません。ただ、ここでお願いするとするならば、代休扱いということが出ております。代休の期間を延長して取れるような環境づくりをお願いしているということを言われましたので、なかなか代休というのは取れないと思っています。そこは、部長、課長の管理職の皆さんのマネジメント力に期待をいたしまして、休めるような環境をつくっていただければと思います。御配慮をお願いしたいと思います。できましたら、県との大きいパイプが今できているようでございますので、予算確保をいただいて、取れない代休よりもそういうもので対応していただければと思いますので、ここはよろしく願いしますというお願いにかえさせていただきます。

そして、次の質問なんですけれども、職員の適正化計画と人員配置はどうなっているのでしょうか。また、職員給与の削減は予定どおりにされるのでしょうかということで、これも質問をする予定でしたが、これに関しましても初日、一昨日、宮原議員から詳しく御質問をいただいておりますので、あえて、私のほうからここで質問をさせていただくことはもう控えさせていただきます。答弁は求めません。必ず職員が負担にならないように、まずは、職員がベストパフォーマンスができるような環境をつくっていただくことが、市民に対しても住民サービスが徹底できるものと思いますので、そこはきちんとしていただければと思います。

給与削減に関しましても、きちんとお約束を守ってくださいということでお願いをしておきます。

後半部分、かなり一般質問というよりも、私の思いを述べさせていただいた時間のほうが長くなりましたけれども、最後に市長にお願いです。市長が職員を気遣って、ずっと時間外をされている職員などに対して巡回をされているというお話を伺っております。その際、お声をかけられる場合には、「頑張れ」ではなくて、「ありがとう」と言っていただきたい。職員が後ろで市長が見守ってくれているんだという気持ちが伝わると私は思います。頑張っているんですから、「ありがとう」という言葉をもって職員に接していただければ、私は幸いです。

以上をもって、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 07 分 休憩

午後 2 時 21 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5 番議員、西洋子です。

このたび、7 月の豪雨で犠牲になられました方に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様、そして大切な方が被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従い、早速質問に入ります。今回の通告は、災害時の体制について、社会教育の再開についての 2 点です。

災害時の体制について。まず最初に、新マルチハザードタイムラインについてお伺いします。2 月の試行版の完成を目指し、全国初の試みとしてマスコミからも大いに注目を浴びましたこのタイムライン、6 月議会では、まだ未完成という答弁をいただいております。その後、このタイムラインはどうなっておりますでしょうか、お尋ねをします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

人吉市マルチハザードタイムラインにつきましては、令和元年度に 4 回の検討会を計画いたしましたし、3 回の検討会が修了し、最後の検討会で試行版の完成を目指しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症により最後の検討会が開催できず、令和 2 年 6 月 25 日に 4 回目の人吉市マルチハザードタイムライン検討会をウェブ会議にて開催をしたところでございます。

しかし、検討会において見直し等の項目が出てまいりまして、その対応を行ってございましたけれども、今回の豪雨災害が発生をいたしまして、最終版がまだ完成していないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） まさに、今回の豪雨はマルチハザードであったと思います。コロナ禍の中、また当市だけではないということで、非常にスケジュール調整には苦慮されたとは思いますが、梅雨入り前にどうしてできなかったのかなと、とても残念に思いますし、本気度に疑問が残るところです。

それでは、完成していないということですが、今度こそその完成はいつを予定されておりますでしょうか。また、今回球磨川水害タイムラインを活用されたと思います。災害のことを聞くときに、球磨村には防災管理官、八代市には危機管理監がいらっしゃいます。当市のほうはどうなっておりますでしょうか、あわせて御答弁願います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今後の計画といたしましては、今年度中に関係機関とウェブ会議で最終の人吉市マルチハザードタイムライン検討会を開催いたしまして、来年の出水期までにはタイムライン試行版の完成を目指したいと考えております。

それから、議員お尋ねの危機管理監でございますけれども、市民の生命・身体または財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態への対応等の統括・調整を行い、国・県をはじめ自衛隊、警察、消防等との連絡調整を職務とする人材となっております。現在、人吉市におきましては、危機管理監は登用はしていないというところでございます。

しかしながら、今回の豪雨災害を受けて、危機管理監についてはやはり重要性というものをご認識しておりますので、また防災意識について市民への啓発等を行うため、今後登用に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 今回の豪雨では、学ぶことが本当に多かったと思います。ぜひこれを生かしてすばらしいタイムラインをつくっていただきたいと思います。

次の質問です。ハザードマップの配布は令和4年でしたね。来年度に向けて想定最大規模L2の浸水想定区域図を配るということでした。これは、1000年に一度の雨を想定しているということですが、青井神社の1200年の歴史を考えると、今度のが1000年に一度の雨だったんじゃないかな、なんて私の中ではあるんですけども、そうではなく、もっとひどい想定があるということで、ちょっと想像するのも恐ろしいぐらいの浸水想定区域図になるのではないかなと思うのですが、この想定区域図には、避難できる場所とかの記載はありますでしょうか、お願いします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和3年3月までに配布を予定しております、想定最大規模の浸水想定区域図でございますが、これは国土交通省八代河川国道事務所が作成されたものでございまして、想定される浸水区域と浸水深を示されまして、避難所や防災拠点などの表示はないものでございます。今回はこの情報をそのまま印刷し、配布をするというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 自分でその地図を見て判断をするということですね。これは余談なんですけど、アプリにスーパー地形というのがあります。ちょっと私どのくらいのところがつかって、私はどのくらいの標高のところにいるのかというのが気になったものですから、探しておりましたら、いいのに当たりました。スーパー地形です。これで、ふだんうちの町内は余り高低差があるようには見えないんですが、うちは農免道路から北に500メートルぐらいのところにあります。その500メートルの間でうちと農免道路では4メートルも差があるということが、そのアプリを利用してわかりました。ある程度今回浸水したところとか、今自分の居場所はどうなっているのかというのに、これを一度、試しでお使いになられたらと思います。これはただの紹介でございます。

それでは、次に市民への周知ということで聞いてまいりたいと思います。市長、今回肉声での避難指示放送をされました。市長が自ら放送するというのは、これは通常でしょうか、例外でしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

大規模災害時に、いわゆる首長が防災行政無線での呼びかけというものが非常に有効であるということでしたので、今回例外的に避難されていない市民に対して、直ちに避難もしくは命を守る行動をとっていただくよう市長のほうから直接呼びかけを行ったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 市長が自らマイクを握られるほど、緊迫した状況であったということは理解いたしております。ただ、災害本部も立ち上がっており、先ほどの答弁では、気象庁のほうからもおいでいただいていたということなのですが、大雨特別警報の発表と市長が放送された避難指示の間に、25分間のタイムラグがございます。このタイムラグはどういうことだったのか、御説明をお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

7月4日の4時50分に大雨特別警報が発令され、その後防災行政無線で5時15分に警戒レベル4、避難指示（緊急）を市長が直接市民に伝えております。ここで、25分のタイムラグがあるということでございます。

議員御質問の25分のこのタイムラグにつきましては、防災行政無線の親局、いわゆる放送設備が西間別館にあるために、このカルチャーパレスにあります災害対策本部からの移動に時間がかかる、また放送内容の録音等が必要であったため、この25分のタイムラグが生じたということでございます。

今回の避難指示の放送は、先ほどの答弁のとおり、市民に対し非常に大変危険な状況になったため、避難していただくように市長自ら放送していただいたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 今、移動時間が必要であったという答弁をいただきました。これは、市長が放送されたからということですか。それともシステム上の問題ということでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

当時市長がこのカルチャーパレスにおりまして、そこから西間別館に行くまでの時間ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ということは、市長の放送ではなくて、職員か誰かの放送だったら、25分のタイムラグは発生しなかったということですか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

これまで、職員が直接、誰でも職員ができるという設備のものではございませんので、やはり防災安全課の特定の職員が行って、直接録音をしておりました。このようなことで、今回の豪雨災害では、当然橋も途中で崩れるおそれもございまして、ここから西間別館までの時間もかかるということでございまして、その後で台風10号が接近した際には、当該職員をあらかじめ別館に配置をしておきまして、こういったタイムラグが生じないように、そういう対応はさせていただいたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） わかりました。ここから別館までの移動が毎回かかっているようでは大変ですし、またどういうトラブルで向こうに行けるかどうかかわからないと思いますので、その辺の対策をしっかりとっておいていただきたいと思います。少なくとも令和3年の梅雨には、そういうことが起こり得ると思いますが、デジタル同報無線が導入されれば、恐らくこれは対応できて解消される問題ではないかと思います。

それでは、次の質問です。その市長自らの放送なんですけれども、これは市民に伝わったかどうか、執行部の認識はどうでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

10月に開催しております、人吉市復興計画策定に向けた各校区町内会長懇談会などにおきまして、「防災行政無線で市長自ら緊迫した呼びかけをされたので、ただごとではないと思い、避難した。」と、そういった意見を多数いただいたところでございます。市長の思いは、声が届いた範囲においては、市民に伝わったものではないかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 捉え方は人それぞれであったと思いますし、また、聞いた場所ですね、そこによっても随分違うのかなというのが私の感想です。私が聞いた範囲の中では、「今まで大丈夫だったんだから、逃げなかった。」と言われる声が多くございました。よく町内会長の懇談会ということ、いろんなときにおっしゃるんです。町内会長さんは町内の代表、住民の代表ではございますが、町内会のことに対しては、住民の方とよくお話をされます。ただ、こういう市政のこととか、災害のこととか、そういうことについて、日頃町内会で話をしているかというと、これはまた別の問題になってくると思います。また、約1万5,000の世帯が人吉市にはあると思いますが、1万5,000の世帯がどうであったかということを統

計的にとった場合には、少なくとも500以上のサンプルがないとそういう結果というのは出ないと思いますし、そして男女比、年齢別、家族構成など、様々な要件が入ってのことでございますので、これから先も町内会長さんたちは本当にそういうことではいつもこの市政と一番直接関わっていらっしゃる方ではあるんですけども、それを全部住民の声、市民の声という捉え方をされるのは、ちょっと違うのではないかと思います。それを1点つけ加えておきます。

それでは、最後なんですが、私が先ほど言いましたように、「聞こえたけど逃げなかった。今までそんなことはなかったから。」とおっしゃる方が多かったんですが、これはですね、やはり安全神話と言いましょうか、安全をどうも過信しているといいましょうか、人間は自分が体験してきたことしかなかなか理解できないものだと思います。今回、私は球磨川を暴れ川と呼ばれているということは本当に知りませんでした。9万の支流がある川で球磨川とかマスコミではいろんな形容をされておりましたが、本当にそういうことを全く知りませんでした。そして、池田議員もおっしゃっていましたが、ダムというのは、雨が降るときは水をとめていてくれるものぐらいの、本当に恥ずかしいんですけど、そういう認識しかありませんでした。こういう立場になったので勉強する機会もありましたし、自らも勉強をちょっとだけですけどしましたので、そういう通常の維持放流ですね、洪水調整放流、それと最後の緊急放流ですか、そういう言葉があることすら知りませんでした。いつもダムというのは、雨がいっぱい降ればとめて守ってくれるもの。それってですね、私本当に恥ずかしいんですけど、でも私だけじゃないですよ。お話を聞いていると本当に多いです。そういう感覚。「ダムが放流したっじゃんもんな。」「したですよ、調整放流というのがあるんですよ。100入れば50、500入れば250。だけん増えるでしょう。」「ああ、そぎゃんもんな。」と大抵というか、100%と言っていいぐらいそういう反応でした。これはですね、私たち球磨川流域に住むものとして、余りにもこういう川に対する防災のことに無関心だったんじゃないかなと、常習的に浸水をされているところとかは、もちろん関心がおありだったと思うんですが、ほとんどの市民が余り真剣にと言うんでしょうかね、そういう機会もなかったというんでしょうか、向き合ってこなかった問題ではないのかなと思います。

昔は、自然に地域で危ないこととか楽しいこととか、自然に上から下に伝わっていく文化・風習がありました。だけど、今は残念ながらそういうのはありません。そこで、私は災害に対して大人を集めていろいろと話をするというのはなかなか大変で、ダムのことを話します、防災のこと話しますと言っても、なかなか集まっていただけません。なので、これはもう子供たちから教育をしていただきたいと思います。それも、地元ならではの教育ですね。特に、もう平成生まれ以降というのは、ほとんど川で遊んだこともない年代になっていると思いますし、学校の先生自体も、そういう経験が余りないのかなというふうにも思います。自然と学べるような教育、そういうのを学校教育のほうに求めたいと思いますが、お考えは

いかがでしょうか。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。小中学校の防災教育の現状について、まずお答えしたいと思います。

近年、特に全国で自然大規模災害が多発している中、学校における防災教育は、発達段階に応じた系統的な指導が必要でございます。小学校では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、他人に気配りをしながら、安全な行動ができること。中学校では、日常の備えや的確な判断に基づいて行動し、地域の防災活動や災害時の助け合いに参加できることを目標として、指導方法を随時見直しながら実施していくことも重要であると考えております。

市内小中学校におきましては、避難訓練をはじめ、災害のメカニズムや地域の防災体制、防災の歴史、ハザードマップを使用した学習など、学校ごとに年間指導計画を立て、災害をテーマとした防災教育が行われております。

また、本市におきましては、平成30年度から校務分掌に位置づけられました各学校の防災主任で構成する防災主任会を発足しており、防災教育についての情報交換、今後の防災教育の取組内容の検討・協議を、市の防災安全課も入っていただきながら協議を重ねております。

学校での防災教育は、災害に関する知識を教えるだけでなく、非常時に自分の命を守れるようにするためのものでもあります。能動的に活動するという点から、子供たちの生きる力を育むことにも深く関わっていると思います。

今後は、先ほど議員のほうからも紹介がありましたように、今回の災害の教訓を踏まえるとともに、やはり体験から得たもの、そういうものも大事にしながら、これまで以上に地域住民と協働して活動する機会を設けるなど、家庭や地域との連携を密にして、最大の効果をあげるよう実践的な防災教育の充実を図っていかねばならないと今回強く感じております。大事にしたい防災教育、自分の身を守ることも前提にしながら、今後も継続的に指導してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 子供たちも、今非常に辛い思いをしていると思います。今すぐの実施というのはもちろん無理だとは思いますが、しばらく時間がたってから少しずつですね。その教育で、自分の命や周りの命を守れるような、子供たちが大きくなったときに地域を守ってくれ、そして何より自分の子供たちの命を守れるように、その子供たちが自分の子供たちを教育できる、そういうふうになっていければ本当に理想だなと思います。一口に平和教育とか言っても、被爆を体験した長崎、広島は違います。唯一の内地決戦の沖縄も違います。この被災をしたこの地だからこそできる教育があると思いますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

次の質問に移ります。戸別受信機のことについてですが、これは今まで多くの議員の方に御答弁いただいております。私が聞きたいのは、あさぎり町のほうで導入をされているということですが、あさぎり町はいつから導入をされていて、そして導入をして活用したときに、何か課題などが起きているのかどうかということを聞いていらっしゃいましたら、教えていただきたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

あさぎり町のデジタル同報無線システムの導入期間でございますが、令和元年5月10日から令和2年1月9日の8か月の導入期間となっております。

今聞いております課題等でございますけれども、メリットといたしましては、ポケベル波を使用しているため、戸別受信機の戸別のアンテナ工事が不要ということでございます。また、防災ラジオのため非常に安い価格で導入することができた、緊急放送時には、防災ラジオの音量が最大で放送されるというのが、メリットとして伺っているところでございます。

次にデメリットといたしましては、停電時の戸別受信機の電池が二、三日しかもたない、また戸別受信機で受信した放送内容の聞き直しの再生が、前回1回分ということですので、何回も記憶することはできないということでございます。以上のことから、防災アプリを別に導入して、再度確認をしてもらっているという状況のようでございます。

また、あさぎり町におきましては、送信局の近くに断層が走っているために、ちょっと地震が心配だという話もあっております。ポケベル波を使用しておりますので、文字を機械音声に変換したものしか発信できないということで、今回のように、市長自らが肉声でもって伝えるということできないということでございます。

そういった回答をあさぎり町からいただいております。市民一人一人が使いやすく、放送が聞こえやすい、デジタル同報無線システムの導入をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 戸別受信機の導入というのは、本当に皆様待っていらっしゃったことだと思います。私も実際、そのラジオ型の受信機を見ましたけれども、携帯するにも重すぎず、置くにも場所を取らず、かといってどこに置いたかわからなくなるほど小さくもなくという、手頃な大きさであったと思いますし、大きなボタンもついておりましたので、高齢者の方なども使いやすいのかなというふうに見てまいりました。

最後に、1つ気になるんですが、県の緊急対策で知事が球磨川流域に全て戸別受信機を配布するとおっしゃいました。市のほうは恐らく貸与ということになると思うのですが、それと予算ですね、県の緊急対策との予算との兼ね合い、それと私、貸与と配布が違うのでち

よっと混乱しておりますので、そこの説明をお願いします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

デジタル同報無線システム整備に係る予算でございますけれども、本工事の予算年度によっては、財源が変わる場合もございます。現在のところ予定財源としましては、県補助それから起債にて対応してまいりたいというふうには考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） わかりました。

それでは次の質問です。避難行動要支援者対策、このことについては初日、宮原議員のほうに詳しく答弁をいただいております。私がお尋ねしたいのは、その名簿に記載されていらっしゃる1,103名の方に対して、支援をする方ですね。この方のバランス、本当に足りているのかなというふうに思いますので、その辺のバランスのほうはどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難行動要支援者の名簿に登録されますと、御本人の申し出により緊急の連絡先、避難誘導などを手助けしていただく支援者などを記載した「福祉台帳」及び避難所までの経路を記した「個別計画避難支援プラン」を作成することとなっております。これに基づきまして、災害が発生するまたはおそれがある場合に、支援者から避難行動要支援者に対し、主に情報伝達、避難誘導等の支援をいただいているところでございます。

支援者につきましては、条件を明記したものはございませんけれども、実際に避難行動を支援いただくことが必要なことから、主に町内会長、民生委員・児童委員、その他御近所の方など、地域での特性や実情を踏まえた方々となっております。

支援者の数は、避難行動の支援内容によって異なりますけれども、福祉台帳にはお一人当たり1名から3名の支援者を登録することができ、中には複数名の方の支援者に登録されている方もいらっしゃいます。

避難行動要支援者と支援者のバランスについてでございますけれども、今回の豪雨災害におきましては、広範囲において短時間のうちに被害が発生し拡大をしたため、支援者一人では複数への支援が難しかったことなどや、支援者自身が被災をされ、支援できなかったことなどの状況が見られました。今後個別計画を検証していきながら、様々な状況下におきましても支援が確保できますよう、地域の実情に合わせた体制づくりが必要だと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 支援者の方との情報の共有と、実務訓練の必要性もあるんじゃないか

と思います。一度登録したときに、「これを登録しますよ」ということで登録をされるわけですが、そのときはしたんだけどずっと忘れていたとか、余り意識の中にないとか、そういうこともあると思います。そういうことを防ぐためにも、これは日頃からのお声かけができるようなそういう構築も必要だと思っております。説明会とか会議とかそういうことを、支援者の方に定期的に行っていっていらっしゃるのかどうかということと、今おっしゃいましたけれども、同地区内では、同じように被災、災害に遭ってしまうということですので、この課題としてこれから先の対策を何か考えていっていただければお聞かせください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

支援者との情報の共有の方法といたしましては、毎年、出水時期前に町内会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署などに対しまして、情報を更新した避難行動要支援者名簿を提出し、災害時の安否確認、避難救助などに活用いただくこととしております。また、町内会長の皆様方に対しましては、新任の研修会時に避難行動要支援者についての説明会を行い、民生委員・児童委員の方々につきましては、毎年定期的に説明及び確認をお願いしているところでございます。さらに、地域における理解促進及び体制づくりといたしまして、避難行動要支援者名簿を活用した「災害時支え合いマップ作戦」の取組を推進しております。災害が発生したときに要支援者を誰が支援するのか、また地域の危険箇所などの情報を地域の皆様で日頃から共有し、災害時に備えるもので、各町内にある助け合いや支え合いの仕組みを要支援者の支援に生かす方法で、住宅地図を活用して作成するものでございます。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マップ作成事業を休止しておりますけれども、地域における体制づくりとして有効かつ重要なものだと考えております。しかしながら、今回の豪雨災害のような大災害時に備えまして、従来の取組に加えまして、重ねての周知、実務訓練を含めた支援体制の見直しの必要性を感じているところでございます。

今後見えてきました支援者への地域内活動での課題と対策でございますが、今回の豪雨災害を踏まえまして、要支援者の身を守り、避難行動を支援するためには、周りの支援だけではなく御自身や家族の日頃の備え、防災意識の向上などが必要だとも感じているところでございます。また、情報伝達や安否確認などにつきまして、支援者などが行うことを基本としておりますけれども、支援者自身及び家族等の被災も考慮し、補完的な体制を地域の自主防災組織においても構築することが必要で、今後、この災害の検証をしていく中で、支援体制を再構築するとともに、災害時に要支援者の避難が円滑に進むよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地域や人のつながりが薄れていっている地域力が低下されていると、人吉市もその例外ではないと思います。ただ、今回の豪雨の中、被害の後、これほど共助の力の大きさ、すばらしさというのを皆様も感じていらっしゃるのだと思います。

共助を育むためには、地域のつながりがもちろん必要です。地域の拠点としてあるのは、地域の校区各コミセンでございます。社会教育の再開ということで、これからは質問をさせていただきます。おおまかな数字ですが、市民の3分の1の方が被災をされました。大変な日々を過ごしてまいられましたし、またその真ただ中にいらっしゃいます。それでは、被災されなかった3分の2の方はといいますと、やはり被災された方をお支えし、心を寄り添われてこられた5か月だったと思います。コロナ禍での大きな災害ということで、誰しもが大なり小なり生活環境の変化に戸惑いを覚えていらっしゃると思います。また、そんな中、孤独感を募らせていらっしゃる方も大勢いらっしゃると思います。復旧・復興に対しては、市のほうで今月より復興局というのを設置いただきまして、動きを始めました。人の心のつながりの復興も、ここから始めていくべきだと私は考えます。

そこで、社会教育の再開についてお尋ねをいたします。被災した西瀬と東西コミセン以外の、ほかのコミセンの現状と利用開始の時期というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

まず、被災していないコミュニティセンターですが、大畑、中原、東間、東間コミセン大塚分館、西瀬コミセン鹿目分館の5館でございます。

現状といたしまして、10月3日に大畑コミセン、10月26日に大塚分館、鹿目分館、12月9日にこれまで人吉市災害ボランティアセンターとして利用されておりました東間コミセンの利用を再開したところでございます。中原コミセンにつきましては、避難所の予備施設となっておりますので、スポーツパレス避難所の閉鎖後に利用の再開予定としております。

なお、通常でございますと、施設の利用申請につきましては、申込みをした日の翌月の予約まで受付をしておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症が感染拡大の状況にあることから、当月利用分のみの受付としていただいております。各施設を御利用される皆様には、大変御不便をおかけしておりますけれども、御理解と御協力をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 再開または再開の予定があるということですが、コロナ禍での施設使用に関しては、人数制限など明確にするべきだと思います。密にならないためには、この部屋は何人が使用可能限界ですというのを、きちんとお示しいただきたいと思います。受付で各指導員にはそういう用紙が配られておりまして、受付では言っていないということ

ですが、例えば10人が限度だとすると、10人も11人も余り変わらないと。今度は11人も12人も変わらないと、利用するほうは、その部屋に合うだけの人数でグループをつくっていらっしゃるわけではありませので、例えば13人いるグループのときには、10人しか使えない部屋だと2回に分けないといけないとか、そういうことになってきます。けれども、コロナということを考えたとき、コロナとこれから多分長くつき合うことになるんじゃないかと思うんですね。withコロナといったときに、利用者さん側のほうにもそういうことをきちんと守っていただくためには、使用場所ごとの人数制限をきちんと社会教育課のほうで、各館ごとではなく明確にするべきではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

現在、各コミセンにおきましては、国・県の指導に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、部屋ごとに最大収容人数の50%以下で利用するよう人数制限を行っております。しかしながら、実態としまして施設利用者の数が、受付をしたときに確認した人数を超えている状況があるようでございますので、今後コミセンと連携して、申請者に対しさらなる周知を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 繰り返しになりますが、コロナとは長い付き合いになるのではないかと、またコロナが収まっても、次の何かあるかもしれません。ここで、こういう感染症と公共施設、そういうものの利用の仕方というのを学んでいかなければならないと思います。

また、これは提案ですけれども、各コミセンの部屋がありますが、その入り口に今の警報レベルは3ですとか、4とか。このレベルによって使える人数が違うと思うのですが、だから「最大利用人数は何人です」という掲示を、各部屋ごとに大きくしていただければと思います。これは提案です。

それでは、最後の質問です。コミセンといえば講座なんですけれども、2つのコミセンが被災しておりますので、大体今までの人数の半分、そしてコロナを考えるとまたその半分ということで、今までの受講者さんに比べれば4分の1ぐらいかなとはなるんですが、来年度のコミセン講座の計画はありますか、どうでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

発災後5か月が経過いたしました、被災者の生活再建や災害復旧・復興を推し進めるとともに、市民の皆様への生涯学習の活動の場を確保することは重要な課題であると認識しております。これから各コミセンにおいて、来年度のコミセン講座の計画時期を迎えますが、受講者や講師の中にも被災された方々もおられますし、来年度の公民館講座の実施ができるか否か、できた場合の実施方法、加えまして今回被災した東西コミセン及び西瀬コミセンにつきましては、同施設においての講座の開催が厳しいことから、代替施設等についても校区

公民館長会議で協議を行ったところでございます。

代替施設につきましては、例えば、自治公民館の空いている日の活用をお願いできないかなどの協議をしたところでございます。そのほか、校区公民館運営委員会からは、学校の余裕教室等を利用させていただき、会議等ができないかとの御意見もあり、現在、関係学校との調整を行っているところでございます。

今後の講座の開催につきましては、校区公民館長会議等の内容を踏まえまして、まずは運営主体である校区公民館運営委員会で協議をされますが、その後教育委員会としましても協議をさせていただき、決定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 別会場を使用する予定があると考えているということでございますが、これは、そこと当然調整が必要になってくると思います。どういうふうな調整を行っていくのでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

代替施設の確保等につきましては、今後も協議等を継続して行いながら、関係者の皆様に御協力をお願いをしていく必要がございます。また、自治公民館での町内会活動、学校における学習活動や学校施設の定期使用団体等との調整などにより、公民館講座の開催時期や内容、時間の変更が余儀なくされることも予想されるなど、様々な課題もあると考えておりますが、市としましても校区公民館や関係者と連携し、公民館講座も含めました社会教育の再開に向けて努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 大塚議員の質問とかぶることにもなりますが、東西コミセン、西瀬コミセンの今後の復旧計画についてどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

今後の復旧計画でございますが、先ほど大塚議員の御質問にお答えさせていただきましたが、全体的には、教育委員会が所管しております被災した他の施設も含め、総合的に検討していく必要がございます。

復旧の手法の1つとして、仮に国の補助事業を活用した原形復旧による改修工事を行った場合は、補助申請設計業務等の期間を考慮しますと、最短で来年12月頃の着工の予定となることから、利用再開は、早くとも令和4年度以降と見込んでいるところでございます。

なお、東西コミセンは被害部分が1階部分ですので、2階部分につきましては、現在関係機関の助言をいただき、年明けの1月中の利用再開を目指して準備を進めているところでございます。当然ながら、復旧工事の期間は施設を閉館させていただくことになります。

市としまして、できるだけ早く東西コミセン、西瀬コミセンの復旧ができますよう、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 予算の関係があつて、原形復旧ということですが、検証結果の資料で、川辺川ダムがあつた場合という浸水区域ですね、あれを見たら、西瀬コミセンはたしかまた浸水するところにあつたと思います。一番大変なときに、地域の要となる施設が使えないというのは、これは非常に問題だと思います。共助を育むのも自助を育むのも、地域のコミュニティーの力です。原形復旧がいかに現状、現場にそぐわないのか、被災地の市長として、ぜひとも上に強く要望をしていただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時24分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の高瀬堅一です。一般質問もいよいよ私で最後となりました。大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力をお願いいたします。

まずは、今回の豪雨災害により多くの貴い命が奪われました。心から哀悼の誠をささげたいと思います。さらに、被災された全ての方々、関係者に、心からのお見舞いを申し上げます。

今回の一般質問は、令和2年7月豪雨災害についてのみの1点といたしております。あの悪夢の被害から、まだ5か月しかたっておりません。さらに、この寒さ厳しい年の瀬に必死に頑張っておられる被災者、関係者の方々を見ますと、胸苦しくつらい思いに駆られております。行政は、幅広い市民サービスにより福祉の向上に努めるものでなければなりません。今はただただ、全英知と精力をもって被災者救援に目を向け、行政運営を行わなければなりません。被災者の方々と話す中で、「今年の正月は、もう来ない」と、絞り出される悲痛な心の叫びに、我々に今何ができるのかを問うたとき、その力の無力さにただただ無念でなりません。何としても復旧・復興は、今後長い間の行政の最優先課題です。復旧・復興なくして本市の未来はありません。今回の一般質問で、豪雨災害関連につきましては、多くの議員各位が質問をされております。私の質問内容が重複したり、また類似している点多々

あると思いますが、議長のお許しをいただいておりますので、質問を割愛したり、また質問内容の角度を変えて行いたいと思います。

まず最初に、行政への対応評価についてといたしております。今回の発災後、市職員の皆さんの粉骨砕身にして全身全霊、私事を顧みず献身的な取組をいただいていることに厚く敬意を表し、心からの感謝を申し上げます。しかしながら、発災から時間の経過とともに、市民間では、災害発生直前、直後の行政の対応・判断について、また各種講じられる措置について、不可解な点や不信・不満が噴出しているのも事実であります。市長は、一昨日の答弁で、今回の被災について謝罪され、「自分に対し強い怒りを感じる。」と発言をされております。市民全体が今回の豪雨災害に対し、その無念さ、苦しみ、悲しみ、失望感、怒りを行政にしか向けることができないという現実も存在しております。ゆえに、ここは現状を直視し、真摯に行政対応を行わなければならないのは当然のことと考えます。行政への批判は多種多様にわたっておりますが、中でも一番多くの批判は、「市長の顔が見えない」「声を聞かない」「メッセージが届かない」「市長は何をしておられるのか」というものであります。このような市民の方々からの声について、市長はどのような認識をお持ちで、また、どのような感想を持っておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の豪雨災害は、近年本市が経験したことのない未曾有の大災害であり、発災直後の人命救助、その後の災害廃棄物や災害土砂の処理、避難所への対応、応急住宅の設置、生活再建のための各業務など山積する問題・課題に対し、国・県、関係機関等、各方面への要望・要請を予断なく行いながら、全面的な御支援のもと、災害対応に当たってまいりました。

このような中、避難所へ避難されている皆様に対しましても、お悩み、困りごとなどを伺うため、時間の許す限り、各避難所などを訪問させていただきました。被災者の皆様からは、住まいのこと、家族のこと、生活や健康状態に関することなど、様々な御意見をいただきましたが、対応可能なものについては国・県との連携をはじめ、担当部署等につなぐなど、迅速な対応を心がけてまいりました。

発災後、私の顔がなかなか見えないとの御指摘につきましては、被災された方々全ての皆様とお話ができなかったことも事実であり、またなかなか時間が取れなかった時期もあり、行けなかった場所もございます。さらに、現在もそうですが、全市的に新型コロナウイルス感染症への警戒態勢下にある中、被災した現場を視察に来られた各省庁や政府の関係者、マスコミ等、多数の市外関係者との接触が頻繁であった時期でもございましたので、新型コロナウイルス感染へのリスクなども考慮し、避難所への訪問に対しましても細心の注意を払ってまいりました。御批判につきましては、当然のことと市長としてしっかりと受け止めさせていただきたいと存じます。

今後とも被災された方々にしっかりと寄り添い、一日も早い生活再建、なりわい再建、

そしてまちの再建に全市一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 市長は、常に市民との対話を標榜されてきております。しかし、執行部から資料をいただいております。見る限り、先ほどの答弁にありましたけれども、町内会や商工会との意見交換会というのを確認することはできております。先ほど答弁でも、被災者の方々となかなか対話することができなかったということでした。直接向き合って、そういった意見交換会などの確認というのも出てきておりませんけれども、実際、被災者の方々への市長の対応は、具体的にどのようなものであったのか。今後、どのようにそういった方々に取り組んでいかれるのか。

また、聞くところによると、市長という立場ではなくて、個人的な立場で災害ごみの片づけ作業、そして被災者との意見交換会などに参加されたと聞いているわけですが、これは事実でしょうか。この２点についてお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

災害後の住民の皆様方との対話につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

災害ごみの片づけだったりとか、意見交換だったりとか、公務ではない一政治家としての意見というのは、様々なところからお聞きしたところでございます。また、先日からお答えをしておりますとおり、現在復興計画の策定にあります。加えまして、復興まちづくり計画、具体的な計画の策定に入っておりますが、なるべく早い段階から、そういった様々な方との公式な公務の意見交換会を予定しております。その中では、我々が復興計画案をつくって、それをもとに御議論をいただこうというふうに思っておりますので、これまでなかなか住民の皆様方と意見交換ができなかった分を、これからしっかりと膝を突き合わせて、本市の具体的なまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 私が言うまでもありませんけれども、今後市長におかれましては、今にも増して積極的に被災者の方々に向き合っていただいて、対話、意見交換会の場を設けていただきたいと思ひますし、一層、被災者の方々に寄り添っていただきたいと強く期待をしております。選挙で選ばれた市の最高責任者であり、政治家でもあります。市長の励ましは、市民の皆さんに大きな活力を与えるというふうに確信をしておりますので、よろしくお願ひいたします。また、広報ひとよしの市長日記等も見えておりますと、わずかなスペースと感じております。紙面を大きく割いていただいて、直筆もちろん複写にもなりますけれども、市長の信条、情報等、激励などの政策を発信されることも強く要望しておきます。

それでは、次に市災害対策本部の取組についてですが、今期の梅雨前における取組と過去5年間の取組の実態内容について、概略で結構ですでお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

過去5年間の災害対策本部設置と災害対策本部会議の開催数、それから避難所開設の回数につきまして、年度ごとにお答えをさせていただきます。

まず、平成27年度でございます。災害対策本部を1回設置し、本部会議を2回開催しております。この年は避難所の開設は行っておりません。次に、平成28年度でございますが、この年は熊本地震が発生した年でございます。災害対策本部は4回設置をいたしまして、本部会議を23回開催しております。避難所の開設は4回でございます。次に、平成29年度は、災害対策本部を2回設置をいたしまして、4回の本部会議を行っております。避難所の開設は1回でございます。それから平成30年度でございますが、災害対策本部を3回設置をいたしまして、本部会議を12回開催しております。避難所の開設は3回でございます。次に、令和元年度は、災害対策本部を4回設置をいたしまして、本部会議を12回開催しております。避難所開設は4回でございます。それから本年度でございますが、災害対策本部を3回設置をいたしまして、本部会議を51回開催しております。うち44回が今回の7月豪雨による開催でございます。避難所の開設は3回となっております。

本部会議の内容につきましては、本年の7月豪雨の例を挙げますと、初動体制の決定ですとかタイムラインに沿った行動の確認など、市の防災体制についての決定、それから避難所と避難者の状況確認、食料・物資の手配、被災状況、救助・捜索状況、災害ごみ土砂除去の対応などについて情報の共有・協議・決定・指示など、その時々に必要な対策について会議を行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 今回の未曾有の豪雨災害で、私たちは多くのことを経験し、また学んだわけですが、多くの反省点もあるというふうに思っています。「備えあれば憂いなし」という言葉もありますけれども、どうしても避けられない側面はあると思います。その半面で、慢性的油断というものもあることも否めないわけですが、今後の本市の災害対策本部、支部の在り方そしてその備え方に大きな一石を投じたものと思っております。今後、今回のことを教訓にシミュレーション等を取り入れて、災害本部、支部の体制の確立とその内容充実を図られるようお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、次に、災害発生前後の経緯と対応及び判断についてと初期対応の検証と問題点については、一括して質問をさせていただきます。執行部のほうからいただいた、災害発生前後の具体的な時系列による説明資料を確認しておりますけれども、当時連日の気象庁の発表と執行部からいただいた記録などから、前日からの異常事態の認識と判断が、果たして

適切であったのかというのが疑問であります。後日、今回このような降雨量になれば、本市の広大な範囲が被害を受けるというデータが、国土交通省と国土地理院が公表をしております。市長は、このことを御存じだったでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市におきましても、L1でございますが、80年に一度の洪水を想定した浸水想定図を市全域に配布をしているところでございますし、今回の災害を受け、L2、1000年に一度の洪水による浸水想定地図の策定に向けて、今準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） その執行部からいただいた資料を見ておりますと、これまでそれぞれ質問、答弁等っております。市長自らの災害放送のアナウンスが、午前5時15分にあっております。このアナウンスは、今までにない特別なものであったと、先ほど答弁の中でも例外というようなことでアナウンスされたということでしたけれども、このことについて、市民の方々からお話を聞いておりますけれども、取りまとめますと、回答は「いつもの避難情報の発令と思った」「毎回聞き慣れた避難告知だが、今回は市長自らの避難指示のアナウンスで緊張が走った」「不安にはなったが、とりあえず自宅で待機をした」「市長の余りにも切迫した避難指示発令に驚き、かつてない危機感と恐怖を覚えた。さらに市長のアナウンスだが、とりあえず車の免許証だけを持って、大急ぎで避難所へ向かった」など、受け止め方は様々であったわけですが、最も残念だったのがやはり聞こえていない、聞こえなかったということでありました。先般での全員協議会で総務部長が、昨今言われているのは、情報を出すに当たっては、空振りを恐れるなどの説明もっております。「今後こういった伝え方をしていけば、市民の方々にいかに避難していただけるかについては、しっかりと検証をしていかなければならない。市民の方々にどのような形が避難していただけるか、今後さらに検討する余地も十分ある。」というふうに発言されております。私も、この「空振りを恐れるな」という言葉はテレビ等で聞いております。まさに、そのとおりだと思いますけれども、従来の防災行政無線の活用も含め、私はこの経過表から見て、前日からでも市長による強いメッセージ、避難命令のアナウンスがあつてよかったのではないかと思います、市長いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

通常、住民の皆様に対する避難勧告のような防災情報につきましては、防災安全課の担当者が放送しているところでございます。ただ、7月4日は私自身が直接、防災行政無線放送で市民の皆様へ避難の呼びかけを行いました。午前4時50分に気象庁が、球磨地方に初めて土砂災害に関する大雨特別警報を発表したため、それまで避難していない市民にも、直ちに避難もしくは命を守る行動を取っていただきたく、市内全域に向けて放送を行いました。

次に、こうした放送を前日までに実施すべきではなかったのかということでございますが、3日の時点では、今回のような大雨となるとの予測がなされておらず、私自らの避難の呼びかけを行わなければならない事態が起こるとは予想できず、球磨川水害タイムラインに沿った防災対応を行ったところでございます。

ただ、結果として、このような大災害が発生し、20名もの貴い命が犠牲になったことを思いますと、私自身が無線放送をする云々とはともかく、本市からの避難情報発信に関して後手に回ることがないよう、正確に情報収集を行い、早目早目の判断を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 答弁でも、早目早目の対応を行っていくということであります。今回のこのような災害は、また来年起きないということは断言できませんので、できるだけそういった早目早目の対応を心がけていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次に災害対応の今後の課題と在り方についてであります。災害発生時の最大の優先順位は、人命の救助と確保であることは論をまちませんけれども、このことは深く肝に銘じていることは申し添えておきます。一方、発災後の物理的対応の面として、ここでは1点だけ問題提起をしておきます。それは、災害廃棄物の処理問題であります。被災者はもちろん災害廃棄物処理に当たられた全ての方々の最大の怒りが沸点に達したのが、この行政が行った災害廃棄物処理対応であります。このような未曾有の大災害に被災者だけではありませんけれども、一瞬愕然とし、驚きはありましたものの、取られた行動はとにかく乾燥しないうちに災害土砂を出す、廃棄物を出す、この悲惨な状況を一刻も早く解消する、この1点に無心で取り組まれている姿でありました。そのような中で、最大に残念で市民のストレスとなったのが、人吉市災害廃棄物仮置場の問題であり、その方法であります。私は、何度もそれぞれの被災者の方々の家庭や事業所、活動現場と災害廃棄物仮置場などに足を運んでおります。目を疑うほどの交通渋滞、そして仮置場内での細かな廃棄物の分別、その後取り入れられたファストレーン方式の不手際といいますか、このようなものでありますけれども、そこでお尋ねですが、小泉環境大臣が視察をされた折、市長も同行をされたと思うのですが、何をもって小泉環境大臣が「今回の災害排出ごみ処理は、全国のモデルケースになる。」との発言となったのでしょうか。市長はどのように説明をされ、そしてどの点が全国のモデルとの発言になったのでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

人吉市災害廃棄物仮置場は、7月6日に開設しておりますが、開設初日は大きな混乱はなかったものの、7日から場内改良に伴い、開場を午後からとしたため、入り口前に搬入車両が並び、渋滞が発生してしまいました。特に7日は、高速道路人吉～えびの間の通行止め

によりまして、国道221号に迂回する車と仮置場に向かう車で大渋滞となり、長時間お待たせした上に、荷下ろしできずに帰られた方がおられる状況でございました。特に、最も車両が多かったのは7月12日で、1日に約1,700台の搬入があっております。そのような被災当時の状況下におきまして、少しでも早く災害ごみを受け入れることができる仮置場を設置することが最優先であると判断し、場内の改良と運営を同時進行で行うことといたしましたが、結果的には、半日運営となったことで渋滞が生じ、混乱を招いてしまったことは事実でございます。限られた時間の開設で被災者の皆様、近隣の皆様に多大な御負担、御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳なく思っているところでございます。

なお、9日以降からは午前9時からの開場としたことや、迂回路による搬入をお願いしましたことから、少しずつではございますが、渋滞は解消されていったところでございまして、現在はピーク時の約10分の1に当たります一日当たり約150台の搬入となっているところでございます。

小泉環境大臣の会見におきまして、熊本モデルという発言をされた経緯でございますけれども、人吉市災害廃棄物仮置場は、議員御指摘のとおり、渋滞解消が喫緊の課題でございました。その対策といたしまして、畳のみ、家具のみといった単一品目での持ち込み車両を優先して受け付ける、いわゆるファストレーンの設置について小泉大臣に説明させていただきました。このファストレーンを導入した結果、理想的な仮置場のレイアウトとなり、ごみの分別・選別作業の効率化により、滞留時間の減少につなげることが可能となりました。このような仮置場搬入路の場内の取組は、全国にも例がなかったことから、今後の災害廃棄物仮置場のモデルの1つになり得る方式ということで、小泉環境大臣が熊本モデルと呼ばれたものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） まさに、このことは木を見て森を見ずと言えるんじゃないかと、被災地から仮置場まで片道4時間以上を費やすこともあったと。そして、運搬時におむつをはいていったという方もおられます。また長時間待った結果、廃棄物を捨てられずに帰っていかれる姿もありました。現場では、大混乱と激しい怒号と抗議が頻繁であったと。はっきり申し上げて、被災者の立場に立っていない災害ごみ仮置場の状況であったというふうに言えるのではないかと。この点につきましては、しっかりと検証をしていただきたいと思います。

それでは、次に、罹災及び被災の被害判断基準等についてをお尋ねいたします。まさに現在の問題点に触れることになってしまいますけれども、この罹災及び被災の区分と被災基準の段階、

被害調査人による判定後の決定のプロセスと最終的市長の認定は、どのように行われたのかお尋ねをいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

初めに、被害家屋の判定を決定するまでの過程について御説明させていただきます。まず、調査体制につきましては、発災後8月までは熊本地震において被害家屋調査の実務経験をお持ちの熊本市職員2名と本市職員1名による班編制を行い、最大8班体制で調査を実施したところでございます。9月以降はそれまで調査事務に携わった職員を軸として、本市職員のみで調査を行っております。

具体的な調査方法でございますが、構造により調査方法が変わりまして、木造またはプレハブの1階から2階戸建ての場合、床上からの浸水深による判定を行っております。その後、再調査の依頼があれば、本人様立ち会いの下、実際に家屋の内部に入って壁や床などの部位ごとに損害の程度を調査する判定を行っております。それ以外の例えば非木造の場合は、同様に部位による判定を行っております。調査の基準につきましては、令和2年7月6日付内閣府政策統括官事務連絡による「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」において、被害認定調査業務の運用指針等が示されており、本市におきましても評価にばらつきが生じないように、この運用指針に基づいて調査を実施しているところでございます。その後、調査しましたデータを整理・点検し、システムに反映させ、罹災または被災証明書の発行をしております。

判定の結果に不服がおありの場合は、税務課に御相談いただくことになります。その際は再調査を実施したり、既に調査した調査票や写真などを参考に、判定結果に関する説明をさせていただきます。

今後も被害家屋の判定結果に御理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま答弁をいただきました。今回の被害家屋調査判定で、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等についての決定が、被災者の方の間で不信と不満を生んでいるようであります。つまり、皆さん聞かれたことがあると思いますが、「あの家は、我が家より軽い被害なのに、なぜうちよりランクが上なのか」とか、「誰が現場を見たのか、人吉市職員か熊本県職員か、ほかの自治体の応援者なのか」として、「誰が責任者であったのか、全く不明の中での判断と決定だった」という疑問の声が出ております。恐らく発災時は、自分のことで精いっぱいということで、他人の被害に目が行かなかったということもあり、少し現在になって冷静さを取り戻されて、給付金、支援金等を受給される段階になって、この疑念と不満が大きく膨らんでいるのではないかと考えておりますけれども、

熊本地震では、この判定に多くの不服申立てがあり、結果、全体的な底上げが行われたという話も聞いております。今後も被災者の方に寄り添っていただき、被災者の立場に立った対応をお願いいたします。

それでは、次に生活再建支援策についてであります。執行部のほうから資料をいただいておりますけれども、11月1日現在の「令和2年7月豪雨被災者生活再建支援のしおり」ですけれども、なかなか難しい表現でもあり、また多岐にわたっており、一定の理解を得るには市民の方々は苦労されているのではないかなと推測をしております。

そこでお尋ねですけれども、被災者の方には、個別に市の担当者がついておられるのでしょうか。

また、この基準の設定の線引きや交付・給付される金額の設定は、何の根拠に基づくものなのでしょうか。この2点についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

生活支援金またその取組につきまして、被災者ごとに担当職員がついているわけではございません。相談に来られた順番に相談業務を受け付けておりまして、特定の職員が特定の被災者の方に担当して、相談業務を受けたということではございません。

それでは、私のほうから生活再建支援策の支援額の設定及びその判断基準についての御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず支援金の支給につきましては、国の被災者生活再建支援法に規定がございまして、被災程度により基礎支援金、さらに住宅再建方法により加算支給金の額が定められております。

次に、貸付金につきましては、人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害援護資金はございますが、貸付限度額や対象者につきましては、国の災害弔慰金の支給に関する法律及び施行令の規定に準拠した条例となっております、その定められた規定により設定をいたしております。

次に義援金につきましては、被災者に対しまして日本全国並びに外国の個人や企業から寄せられる金員であり、その全額を被災者へ配分するものでございます。熊本県に寄せられた義援金につきましては、県配分委員会において、人的被害及び住家被害について被害の区分ごとの配分基準及び配分額を決定し、被害の状況に応じた額が各市町村へ配分され、各市町村が被災者へ配分することとなります。また、本市に寄せられた義援金につきましては、本市が設置する義援金配分委員会で、配分基準及び配分額を決定し、被災者へ配布いたしますが、その基準につきましては、県の配分委員会の基準を参考に決定をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） このランク別による支援金の差額が大きいものがあります。被災者に

としては死活問題であります。私も、実態と違うそういった現場というのも多く見てまいりました。市民の方の不公平感と不満を多く聞いておりますので、引き続き被災者の方々に對して、丁寧な説明を行っていただきたいと思いますと思っております。

次に、事業者再建支援についてのお尋ねですが、事業者向けにはなりわい再建支援補助金、持続化補助金がありますが、このことについて各種・各層の事業者の方々に感想を聞いております。皆さん手続が大変で、個人では手に負えないという悲鳴が圧倒的であります。4回、5回と尋ねても、がちが明かず、途方に暮れておられる姿も多く見ております。事業者の方々はそれぞれの多種多様の事情があり、またそれぞれの経済的事情があることも承知しております。12月1日の熊日新聞に大きな見出しで、「自宅再建「人吉市内」66%」と掲載されております。サブタイトルには、「コロナで避難ためらう」とあり、昨日の発表の出来事で、再びコロナ問題での懸念を心配しておりますけれども、一方、事業者の再建状況や救済措置、特に持続化給付金やなりわい補助金の内容と現在の貸与状況、事業者の再建及び廃業の調査などについて、概要で結構ですのでお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、事業者の実態把握等でございますが、具体的には、これまで人吉なりわい再建サポートセンターへ相談に来られた事業所が約370件でございますが、補助金等の未申請の事業者に対しましても、熊本県よろず支援拠点のアドバイザーの方にも御協力をいただきながら、復旧の進捗状況やお困りなどの点がないかなど、こちらから電話でお尋ねしております。また、現在は、相談に一度もお越しになっていない事業所、被災者にまで範囲を広げまして、同じく電話連絡などにより現状把握に努めているところでございます。

その結果でございますが、議員御指摘のとおり、見積りの取得や保険金確定に必要な諸手続等で苦労されている状況、また必要経費が補助対象となるかなどの確認をする必要があるなど、申請準備業務に御苦労されている方が多いと認識いたしております。

被災事業者は申請への思いはあるものの、経営者が高齢であったり、個人や家族経営の小規模事業所が多いことから、復旧作業の傍ら煩雑な申請手続を進めることに負担感があるものと理解しているところでございます。

続きまして、なりわい再建支援補助金、持続化補助金（7月豪雨型）の現在の申請状況等でございますが、なりわい再建支援補助金が一次から三次申請において県内で111件、そのうち本市の事業所は48件となっております。第四次の締め切りが12月15日までですので、その申請件数によりまして実態把握にさらに努めてまいりたいと存じているところでございます。

持続化補助金（7月豪雨型）につきましては、一次と二次で合計245件の申請があり、227件が採択されております。このような状況から、まだまだこれから制度活用される見込みがございます。先ほどの電話連絡によりまして実態把握に加えまして、修理業者等ござい

まず建設協会の会員事業所や商工会議所を通じまして、チラシ等の配布により制度の周知に努めておりますが、引き続き、できるだけ多くの事業者の皆様に制度を活用していただきま
すよう、周知に努めてまいりたいと存じております。

また、各種制度の申請期間の延長等につきましても、これまで同様に国等に強く要望し
てまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 現在、なかなかめどがつかないという方が多くおられます。それぞれの
事業形態や経済的なもの、さらに水害保険に加入していたかどうかの判断の有無なども、
ケースも様々なようです。事業所あつての労働力も大きく存在しております。閉店すると失
業者を生み出すことにもなります。この事業者救済についても、全力をもって行政としての
責務を果たされることをお願いいたします。

それでは、次に本市独自の支援策についてであります。本市の一般単独事業費の捻出で、
本市独自の被災者の支援策はできないものでしょうか。いわゆる給付金、助成金などになる
と思いますけれども、他の自治体では一般単独費から支援措置を講じているというところも
あるようです。現金、金銭の給付が最良というふうに思いますけれども、この点についてど
のようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市単独での助成金等の給付についての御質問でございますけれども、現在、先ほどお
答えいたしました、様々な生活再建支援策に取り組んでいるところではございますが、その
支援策においても様々な要件があり、支援が受けられないケースがあるのも事実でございま
す。

真に支援が必要な方々への本市独自の支援策について、必要性は感じているところでご
ざいますけれども、現在の本市の財政状況では、その対応にも非常に厳しい状況がございま
すので、現時点では困難であると考えております。

また、今回の豪雨災害におきましては、多くの市民の皆様の生活に被害が及んでおりま
すが、それと同時に、多くの施設等の被害も受けております。今後の復旧に向けては、様々
に議論されていくかと存じますけれども、何を優先すべきか、今後判断をしていくことにな
ると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 財政上の捻出が厳しいということは、理解をしておりますけれども、
発災後の現状に鑑み、極力財政の支出を抑え、実現の努力に期待をしたいというふうに思っ
ております。例えば、被災者に本市経済浮揚の一助となる無料プレミアム商品券の発行など

も、検討されてもいいんじゃないかなと思っております。被災者はもとより市民全体に一縷の希望のともしびを与えるというふうに思っております。

それでは、次に行政関連施設の復旧・復興についてであります。多くの被災した市関連施設等がありますけれども、可能な限りインフラ、ライフライン等の緊急性の高いものについては予算化して対応する必要性を感じておりますけれども、ソフト事業の施設、例えば歴史資料館、くまりば、温泉センターなどほかにもありますけれども、復旧・復興については早急に結論を出すことなく、しっかりと市民の声に耳を傾け、議会とも議論を深め対応してほしいと思います。一昨日、市長の答弁で、くまりばと施設内事業について答弁がありました。復旧・復興をして従来の計画を存続する旨の答弁と受け取りましたけれども、この施設と事業については、今まで膨大な投資を行っております。私は投資による費用対効果が果たされているとは到底思えません。今、本市は、この危機的状況でこのような事業を継続していいものでしょうか。単独費の投入は、今は無理というふうに思います。現在、被災されている事業者の現状を見ていただきたい。会社の利益向上前に、事業が再開できるかどうかの瀕死状態。販路の拡大、広報、宣伝、充実など言われて、また起業創業の拡大充実とも言われておりますけれども、そのためのスタートラインにさえ立てていない。市長、現実を直視していただきたい。また、職員の皆さんの意見も取り入れていただきたい、このような状況の中で、事業の継続は市民感情を逆なでするものではないでしょうか。新年度予算に向けて結論を早急に出すのではなく、しっかりと市民の意見を拝聴し、また議会とも議論を重ねた上で結論を出すべきではないでしょうか。市長、この点についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずもって、本市の地方創生総合戦略に基づく事業の一環として、起業創業支援や関係人口創出事業に取り組んでおり、くまりばにおきましては、その拠点としてこれまで整備してきております。また、議会にも本事業に御理解をいただいているからこそ、9月議会におきまして復旧予算をお認めいただいたものと認識をしております。おかげさまで温泉施設以外につきましては、年内に復旧工事が完了し、1月以降に施設の再開も可能になる予定でございます。この場をお借りしまして、議員各位には御礼申し上げる次第でございます。

さて、くまりばにおける地方創生の取組につきましては、本市にはこれまでになかった施策であり、試行錯誤をしながらの取組であり、また、際立った成果にはつながっていないとの御批判がありますことも、重々承知をしているところでございます。しかしながら、ゼロから1を生み出すこのようなチャレンジがなければ、力強い経済を生み出すための新しい産業や雇用の創出にはつながらないと、確信しているところでございます。

また、議員おっしゃるとおり、我々行政の役割としましては、被災した本市経済の復旧は最重要課題でございますが、単に元に戻すのではなく、災害前よりも元気で力強い産業経済となるよう、将来ビジョンを示していくこともまた行政の役割と考えます。今現在、施

設・設備の再建を進めておられる事業者の方々の将来の不安は、再建後に以前のようにお客様が戻ってくるのか、売上げがこれまで以上に見込まれるのかということではないかと認識をしております。行政としても当然に振興策を講じていきますが、それぞれの事業者におかれましてもコロナ禍や災害の二重苦により、以前のままの事業のやり方では難しいため、売上げアップや販路拡大のために、創意工夫をされていく必要があるものと存じます。

人吉しごとサポートセンターの相談件数も、7月から9月には減少しましたが、10月から増加に転じ、11月には78件の相談対応がっております。事業再建に迷われている事業者もおられる一方で、ニーズが、復旧から事業再開後の支援に移りつつある事業者も出てきておられると認識をしております。そのようなニーズに対応し、個別事業者に寄り添い、経営支援する機関として人吉しごとサポートセンターを設立しておりますので、大いに活用いただきたいと存じます。

また、起業創業支援も関係人口創出も新たな事業者を生み出したり、IT企業等の誘致により、この地域に新たな産業や雇用、働き方を生み出すことが目的でございます。このことは、災害後の市民アンケートにおきましても、企業誘致やテレワーク、IT企業の強化、ワーケーション、若者の働く場所などの御意見が散見されますことから、それらの取組について市民の御期待を感じております。

つきましては、第6次総合計画におきましても、また今後策定予定の復興計画におきましても、新たな価値の創造につながる起業創業支援、関係人口創出そして企業誘致などの事業について、引き続き推進する必要を感じております。

一方で、議員御指摘のとおり、今後さらに厳しい財政状況となりますことから、財政運営との両立は必須でございます。事業経費の精査など歳出の抑制に努めるとともに、地方創生事業推進交付金や復興基金など、国・県の支援の確保、さらに企業版ふるさと納税の積極的活用など、一般財源への負担を最小にするべく最大限努力してまいります。また、当然のことながら、議会とも引き続き議論を重ねさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞いておりますと、一昨日の答弁に比べて、またやる気に満ちた答弁であったというふうに思いますけれども、重ねて申し上げておきますけれども、各事業者の方は、今、販路拡大とか利益の向上とかの以前に、再開するか廃業するか、経営と目の前の生活、従業員はどうするか、処遇に悩んでおられる段階と、私はこの点については、市長は民意を酌み取るべきではないかと。適正な対応を取っていただきたいというふうに思っております。強く要望しておきます。

それでは、次に危険家屋等に対する措置についてですけれども、昨日の質問に対して一定の答弁がっておりますので、この点については割愛をさせていただきます。

次に、災害の影響による高齢者対策についてであります。聞くところによりますと、大きな災害後1年ぐらいて、高齢者の方を中心に認知症や精神疾患が多く出始めるということであります。また、この現象は被災者のみにとどまらないということも言われております。

そこで、執行部におかれては、本件について何か情報をお持ちなのか、またそのために心のケアと人生の喜びの提示、また学びの場の設定などが必要ではないかと思っております。このコロナ禍で大変なことは承知の上でありますけれども、何とか福祉部門、社会教育部門が中心となって検討・実践してほしいと思いますが、この2点についてお尋ねしておきます。

○健康福祉部長（吉眞二郎君） お答えいたします。

東日本大震災や九州北部豪雨、熊本地震など、災害後の高齢者の健康問題につきましては、様々な調査研究報告がなされております。御質問にあります高齢者の認知症の悪化などにつきましては、高齢者の5人に1人は被災前から認知症と診断されたり、何らかの認知機能低下が見られることに加えて、被災後の環境の激変、身体合併症の発生等により、症状悪化の例が多かったと報告されております。また、被災後に外出頻度や一日の歩行時間が減少したり、仮設住宅など新しい住まいでの生活となり、高齢者を取り巻く生活環境や地域コミュニティの変化が影響しているとも言われております。

本市における取組についてでございますが、発災直後から熊本県復興リハビリテーションセンターと連携し、各避難所における運動及び認知機能低下予防教室を実施してまいりました。仮設住宅に住まいが移行した後につきましても、「みんなの家」を活用し、継続的に実施をしているところでございます。

また、社会福祉協議会の地域包括支援センターと連携し、高齢者のそれぞれの状況に応じて必要な心身のケアを行うとともに、生活環境等の変化による孤立化防止及び心身の健康維持のため、関係機関が連携して相談・訪問を行っております。

今後は、これらの取組に加えて、社会福祉協議会が立ち上げました地域支え合いセンターとも連携し、身近な支え合いや生きがいづくりなど、新たな地域コミュニティづくりにつきましても、併せて支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） それでは、私のほうから社会教育関係につきましてお答えをいたします。

被災をされた方々におかれましては、子供から高齢者まで健康維持のための対策は必要であると考えております。そこで、学びの面から申し上げますと、各校区公民館で実施されております公民館講座や子ども講座がございます。これまで新型コロナウイルス感染症に加え、豪雨災害も重なり、今年は講座の実施ができませんでしたが、こうした学びの場に参加していただくことも、認知症防止や市民の皆様の健康維持につながるものと考えております。

これから各校区公民館におきまして、来年度の公民館講座等について協議がなされますが、市としても連携して、地域コミュニティへの再開に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、運動の面からでございますが、高齢者の健康二次被害についてスポーツ庁から、「スポーツを通じた高齢者向け健康二次被害予防ガイドライン」が示されております。これは、豪雨災害で被災された高齢者の皆様にも通じるものではないかと存じます。ガイドラインにおいては、外出の自粛等により人々の身体活動の機会が減少した結果、筋肉量の低下や基礎疾患の悪化、認知機能の低下等の健康二次被害が懸念されるため、スポーツや人と人とのコミュニケーションを通じて、高齢者の方々にも心身共に健康的な生活を送っていただけるよう、高齢者御自身や高齢者の家族などに取り組んでいただきたいことなどが示されております。

具体的には、高齢者御自身の活動として、短時間のウォーキングや買い物、家庭菜園など、運動や日常生活でできることから取り組むこと。地域のコミュニティやスポーツ教室への参加などを進めております。また、NPO法人人吉市体育協会におかれましては、自主事業としまして、市民向けの運動教室を開催されており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部中止になったものもございますが、性別や年齢制限を問わない「人吉美トレ教室」これは、ヨガ・ウォーキング・ジョギング・筋トレなどを行うものですが、この「人吉美トレ教室」や子供を対象とした「人吉こどもスポーツ教室」を開催されております。毎年いろいろなメニューを実施されますので、ぜひ市民の皆様にも参加していただきたいと存じます。

市としまして、国のガイドラインや各種スポーツ事業の情報発信を行いますとともに、福祉部門とも連携を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 一昨日も、自殺予防についても質問があってございましたけれども、人の健康と命に関わる重大な問題でありますので、ぜひ、各種困難を排除していただき、積極的に取り組んでいただきたいというふうに願っております。

それでは、次に新しいまちづくりへの取り組みについてと、まちづくりのための短期・中期・長期の具体的計画への展望については、一括をして質問をいたします。本市がこのような状況であるがゆえに、10年後、20年後、さらに50年後、100年後を見据えてまちづくりをする必要となります。災害で被災したある自治体が、早急に区画整理に着手して、その後大きな成果を上げたという例もあります。このまま何の指針や規定や条例制定を行わなければ、現存、改修と解体などにより、まちがまさにくしの歯が欠けた状態になるというのは必然ではないかと思っております。いち早く行政のほうで青写真等を示し、市民とともに作成

し、共存共栄を果たしていくべきと考えます。これから始まる新しいまちづくりですが、やはりいち早く市民の方々に夢と希望の光をともし届けるため、短期・中期・長期にわたる展望について何らかのメッセージを伝えなければならないというふうに思っております。これから本格的な議論が始まることに期待をしつつも、復興局長、市長、現在の心境を含め市民の夢と希望、また未来志向へのメッセージをお示しいただければと思います。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

発災以降、道路や橋梁、上下水道施設といった基幹インフラの応急復旧、そして何より約3,300件の罹災証明書を発行している状況が示しますとおり、まずは被災された方々の日々の衣食住に関する対応を最優先かつ最重要課題として、避難所開設から運営、被災住家の応急復旧や建設型応急住宅の整備、廃棄物対応などに取り組んできております。このような中ですが、年明けには発災から半年を迎えるに当たりまして、水害で傷んだまち、またコロナ禍というダブルパンチを受けました地域経済、そして再び水害が起こるかもしれないという不安を抱きつつも、必死に前を向いて立ち上がられた、あるいは立ち上がろうとされていらっしゃる市民、事業者の方にとって、単に元に戻すだけではない将来を見据えた地域社会をつくり上げるべく、その道しるべとなるものが需要だというふうに考えております。

そのため、本市におきましては、現在復旧・復興に向けた市政の今後の方向性や基本的施策の方針をお示しする人吉市復興計画、さらには、復興計画の具体化に向けまして住民の皆さんが主体となって被災地域、それぞれの今後のまちづくりの方向性を決めていく復興まちづくり計画の策定に取り組んでいるところでございます。

本計画における大きな視点としましては、議員御指摘のとおり、今後50年後、100年後を見据えるという部分、これは初日の徳川議員の一般質問に対しまして、市長が答弁しましたとおり、地球規模での気候変動やパンデミック等、予想もできない災禍がある中でも、球磨川やその支流、周りには九州山地といった変わらない自然があり、文化や習俗、祭りなどが脈々と受け継がれ、そしてI o Tなどの技術革新により安全・安心かつ便利で快適な生活を市民皆さんが送ることができる。このことが最も重要視されるべきではないかと、私自身も認識をしているところでございます。

そのためには、既成概念にとらわれない発想や新しい手法を取り入れながら、まちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。これもまた議員御指摘のとおり、町なかでも建物の取壊しが徐々に進んできております。4年前の熊本地震の際にも益城町における区画整理といった事業が実証されております。そういった事例も参考とするとともに、本市の復興計画、復興まちづくり計画の策定に当たりましては、本市の特性を踏まえつつ、また市民の皆様から様々な御意見・御提案も含めまして、あらゆる手段の可能性を排除せず、これまで以上に国・県の支援等も仰ぎながら、未来型の復興を目指していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

短期・中期・長期の時間的な捉え方につきましては様々ではございますが、まずは短期的な取組といたしましては、被災された方の生活と住まいの応急的な対応を進めつつ、まずは本格的な再建に向けて、落ち着いて考えていただける環境の確保を進めることが重要かと存じます。まさに、被災された方が誰一人として取り残されることがない対応が必要でございます。あわせまして、来年の出水期に備え、緊急的に取り得る対策を間髪待たず講じるほか、本格的な復興期を見据えて復興計画の策定と体制づくりを行います。

次に中期的な取組としては、短期での取組に加え、復興計画、復興まちづくり計画に基づく、本格的な復興事業に着手するとともに、被災された方も含め、市民一体となったコミュニティの再構築など、目に見える形で復興の具体化を進めてまいります。

最後に長期展望としましては、短期・中期の取組に加え、復興基本方針における復興ビジョンである「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を将来世代に引き継いでいくことができるよう、あらゆる手段を講じて市民の皆様とともに歩みを進めていきたいと考えております。

このように、短期・中期・長期の複眼的視点を持ち、常に市民の皆様に取り添いながら、未来型復興を成し遂げていく覚悟でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりますけれども、来年、今回のような豪雨災害は絶対に来ないということは断言できません。このことを認識し、行政対応をしなければならないということは明白であります。さらに、この厳しい年の瀬を迎え、被災者の方々が「私たちには、正月が来ない」と言われた言葉に、返す言葉がありませんでした。ただただ私たちは今、被災者、関係者に向き合い、現状、現実を真摯に直視し、早急に諸問題の解決を図らなければならないというふうに思っております。これは行政に課せられた最大の使命であるというふうに思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で一般質問は全て終了いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

報第7号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程 報第7号

○議長（西 信八郎君） それでは、報第7号を議題とし、執行部の報告を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 追加提案いたしました報告案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報第7号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての案件は、令和2年9月30日、午後3時40分頃、人吉市庁舎建設工事区域内の駐車場において、市公用車をバックで発進させた際に、後方に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両が損傷した事故に関し、令和2年11月30日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、御提案申し上げております報告案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ただいまの報告につきまして、質疑を行います。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 専決処分についての報告案件ではありますが、専決処分書の損害額の額を見ましたときに、通常であれば接触事故ということでございますけれども、ちょっと高額ではないかと思ったものですから、その内容についてわかる範囲でいいですので、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回、公用車の事故につきましては、相手方車両の損傷が運転席側のドア、それからドアミラーの損傷が主なものというふうになっております。

まず修理費でございますけれども、部品の価格と工賃を合わせまして14万7,581円ということでございます。それから、この修理に23日間かかっておりまして、その間レンタカーを御使用になられておりますので、その代金が11万円ということでございます。両方合わせまして25万7,581円ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 理解しました。終わります。

○議長（西 信八郎君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、これで質疑を終了いたします。

以上で、本件につきましては終了いたします。

日程第16 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第16、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第131号から陳第8号までの16件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和2年12月第8回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第131号令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）につきましては、2ページ及び3ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情等の件名につきましては、参考として4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第131号	令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）	各委 [別記]
議第132号	令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第133号	令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第134号	令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第135号	令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第136号	令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第137号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第138号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	厚生
議第139号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	厚生
議第140号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第141号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第142号	人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第143号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	総文
請第 3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願	総文
陳第 7号	人吉市営市民プールの修理に関する陳情	総文
陳第 8号	人吉市における分煙環境整備に関する陳情書	経建

[別記]

議第131号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費の一部） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（2款 総務費） 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費及び4項 選挙費）、10款 教育費、11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費の一部） 第2条 繰越明許費の補正（3款 民生費） 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費））

○経済建設委員会

第1条 歳出予算の補正

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費、3項 公共土木施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費の一部）

第2条 繰越明許費の補正（7款 商工費、8款 土木費及び11款 災害復旧費）

第3条 債務負担行為の補正（8款 土木費）

[提出請願件名]

請第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

[提出陳情件名]

陳第7号 人吉市営市民プールの修理に関する陳情

陳第8号 人吉市における分煙環境整備に関する陳情書

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第5号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時37分 散会

令和2年12月第8回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月22日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和2年12月22日 午前10時 開議

日程第1	議第137号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第2	議第138号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第139号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第140号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第141号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第6	議第142号	人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第143号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	総文
日程第8	議第131号	令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）	各委
日程第9	議第132号	令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
日程第10	議第133号	令和2年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
日程第11	議第134号	令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
日程第12	議第135号	令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第13	議第136号	令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	
日程第14	議第144号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総文
日程第15	請第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願	
日程第16	陳第7号	人吉市営市民プールの修理に関する陳情	経建
日程第17	陳第5号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	

(継続)

日程第18 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第19 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第20 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第21 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第22 議員派遣について

日程第23 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

議第 145号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第14号）

意見第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

3. 出席議員（18名）

1番	松村太君
2番	徳川禎郁君
3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
7番	塩見寿子君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
財 政 課 長	永 田 勝 巳 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決をいたします。

日程第1 議第137号から日程第4 議第140号まで

○議長（西 信八郎君） まず日程第1、議第137号から日程第4、議第140号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第1、議第137号から、日程第4、議第140号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第137号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。改正概要は、国民健康保険税の減額にかかる所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を43万円に引き上げるものです。

審査の過程で委員から、改正が行われるに至った背景を教えてくださいとの質疑に対し、平成30年度地方税制改正により、令和3年1月1日から、個人所得課税における給与所得者と公的年金所得者の控除が10万円減額され、その減額される10万円を住民税の基礎控除に上乗せする改正が背景となっている。この改正に伴い、国民健康保険税の軽減を判定する所得額が改正前と同等となるように改正を行うものとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第138号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間が令和2年12月31日から令和3年3月31日まで延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第139号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の改正により、延滞金に係る規定が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものです。「特例基準割合」を改正後は「延滞金特例基準割合」に改め、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により「告示された割合」とされていたものが「平均貸付割合」に整理されております。それに合わせて文言の整理も行われております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第140号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正により、延滞金に係る規定が改正されたことに伴う条例の改正です。地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、市中金利の実勢を踏まえ、利子税・加算金等の割合が引き下げられる国税の改正に合わせ「特例基準割合」の引き下げが行われ「特例基準割合」の用語自体も見直されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第137号から議第140号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第137号、議第138号、議第139号、議第140号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第141号及び日程第6 議第142号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第5、議第141号、日程第6、議第142号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第5、議第141号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6、議第142号人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第5、議第141号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてですが、初めに、執行部から、人吉市企業立地促進条例の目的について、企業誘致等を促進するため、市内に工場等を新設・増設する者に対し、奨励措置や便宜の供与を行い、産業振興を図ることを目的としている。市が一定の要件を満たした工場等を指定する「適用工場」に対して、市が行える奨励措置のひとつに固定資産税の課税免除等があるとの説明がありました。

そして、今回の改正の内容については、市が固定資産税の課税免除等を実施するに当たって根拠となる法令が、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」であり、今般、同法の改正により、同法第25条が、第26条に繰り下げになったことに

に伴い、条例に引用されている総務省令の題名も改められたことから、条例第5条第1項中の「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」の「法律第25条」を「法律第26条」に改正するものであるとの説明がありました。

審査の過程において委員から、現在までに、固定資産税が免除されている企業はとの質疑に、近年では、アサノ電機、村田産業、森松工業、共栄精密、山下機工の5社であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第6、議第142号人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてですが、執行部から、今回の改正は、審議会の学識経験者を「5人以内」から「7人以内」に増やし、より幅広く多面的に審議するためであるとの説明がありました。

改正の理由については、現在の審議会学識経験者は、法律関係者として司法書士、元市職員の建設部長職経験者、農業分野から農業委員会会長、建築関係の分野から熊本県建築士会人吉支部長、商工業関係から人吉商工会議所専務理事の5名の方に就任いただいている。現在の都市計画マスタープランは、平成15年に策定され、目標年次を令和4年度としており、人口の減少、少子高齢化、さらには令和2年7月豪雨災害など、様々な社会情勢の変化等を受けて、現在、都市計画マスタープランの策定作業を行っている。

令和元年の人吉市景観計画の策定に際し、人吉市景観審議会において、熊本大学と熊本県立大学の先生方に委員として就任していただき、多面的に御審議、御意見をいただいたことから、今回の都市計画マスタープランの策定についても、大学の先生方に委員として参画していただき、幅広い御意見を頂戴し、実現性と創造性を兼ね備えた都市計画マスタープランを策定できればと考え、条例の改正をお願いするものであるとの説明を受けました。

審査の過程において委員から、今後の都市計画を話していくのに、もう少し若手を登用できないかとの質疑に、若返りや、幅広くとは考えているが、今回、まずはマスタープランのほうで近々の都市計画審議会の案件であるので、まずは大学の先生、都市計画専門の先生や、都市基盤の専門の教授を選任させていただき、その後、足りなければその都度幅広く人材を求めるようにしたいとの答弁。審議会に市の住民は3名しか入っていない。市の住民を増やすよう検討できないかとの質疑に、今回の都市計画マスタープランについては、パブリックコメントや、住民説明会などで住民の方の御意見は吸い上げていけると考えている。市の住民の3名は、このままとさせていただきたいとの答弁がありました。

なお、委員から、今までも、審議会の委員は同じ人が上がってくる。いろんな意見を聞かないといけないので、委員はなるべく多種多様な人を選んでいただきたいとの意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第141号、議第142号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第141号、議第142号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第143号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第7、議第143号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） おはようございます。日程第7、議第143号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

これは、令和元年12月第6回人吉市議会定例会で議決を行った人吉市庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結について議決内容の一部を変更するものです。

工事中止に係る増加費用の根拠について、特別委員会でも説明があつていますように、人吉市公共工事請負契約約款と同じ条文の第20条で、「天災等であつて、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。」また、第3項では「必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更し、必要な費用を負担しなければならない。」とあります。

変更内容の主な内容は、機器経費が約250万円、事業損失防止が約310万円、従業員の給与等が約550万円となっており、これらの経費を積み上げると税込みで、1,652万4,438円の増加となり、現在の契約金額40億6,890万円に増加費用を追加して、契約金額を40億8,542万4,438円に改めるものです。

委員から、一般単独復旧事業債の適用と書いてあるが、まだ予定か、決定したものか、議決が終わってからの契約となると思うが、現に期限が過ぎて工事を進めているが、契約上何ら問題はないのかとの質疑に対して、年間を通して、県とか財務局とかと協議を行っていくことになるが、現在は協議中である、工事の再開はしていて後追いのようになるが、問題は生じないと考えているとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第143号について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第143号は、原案可決確定いたしました。

日程第 8 議第131号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第 8、議第131号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）

7 番。塩見寿子議員。

○7 番（塩見寿子君）（登壇） 日程第 8、議第131号令和 2 年度人吉市一般会計補正予算（第13号）のうち、予算委員会に付託されました、第 1 条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第 4 条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に104億3,000万2,000円を追加し、歳入予算の総額を495億2,855万9,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、国・県の補助事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示及び令和 2 年 7 月豪雨災害に係るものです。現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金等の増額補正及び豪雨災害に伴う市税の減免等の減額補正、さらに災害復旧債等の起債によるものなどであります。

委員からは、地方創生推進交付金、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、自動車損害共済保険金、公営住宅建設事業債、歳入欠かん債、温泉使用料、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入等について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9 番」と呼ぶ者あり）

9 番。宮崎保議員。

○9 番（宮崎 保君）（登壇） 日程第 8、議第131号令和 2 年度人吉市一般会計補正予算（第13号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

1 款、1 項、1 目議会費の減額補正は、人件費のほか、会議の中止による旅費及び議員報酬の減額に伴う市議会議員共済会給付費負担金の減額によるものです。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の増額補正は、人件費に係る補正や、13 節委託料のふるさと納税業務委託料のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金を活用した対策は、18 節備品購入費の庁舎管理や全体業務に係る庁舎備品、OA 機器購入、災害用備品、公共施設用備品によるものです。

委員から、ふるさと納税業務の委託に変更があるのかとの質疑に対しては、件数がかなり増加しており、これに伴う委託費の増である。公共施設備品はどういうものかとの質疑に対しては、カルチャーパレス、仮本庁舎、西間別館に窓口を仕切るためのパーティション、入り口での体温検知器、手指消毒用アルコール噴霧器、空気清浄機を予定しているとの答弁がっております。

19 節負担金、補助及び交付金は、地域公共交通運行継続支援金はコロナ禍による影響を受けている、くま川鉄道、バス事業者、市内タクシー事業者に対して支援をするものと、地区公民館施設整備費補助金は、下原田町西門地域学習センターと東間下町公民館に対する備品整備費補助のほか、災害により修繕を検討されている地区公民館に対して、年度内に相談があった際に速やかに支援を行うための事業費によるものです。

コミュニティ助成事業補助金は、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に鬼木町町内会の公民館備品整備が該当したことから補助を行うものです。

28 節繰出金は、6 月使用分の水道料金と下水道使用料を減免した影響額に対して、2 分の 1 の額を同交付金の対象として、特別会計に繰り出すものです。

9 款、1 項消防費、3 目消防施設費の増額補正は、13 節委託料で、現在、使用している防災行政無線に加え、新たにデジタル同報無線を整備するための設計業務委託料などです。

委員からの、新たなデジタル同報無線とこれまでのものとの違いの質疑に対しては、現在のシステムは、60 メガヘルツデジタル無線で、屋外拡声子局、戸別受信機を鳴らすシステムになっている。新たに導入を計画しているシステムは、デジタル 280 メガヘルツ帯のポケベルの周波数を使ったシステムで、電波が強く防災ラジオ型の戸別受信機になる。屋根にアンテナをつける必要がなく安価にできる。放送の音源は、肉声でなくパソコンで入力した文字を音声化するシステムとなっている。現在の無線システムと連結して、2 つのシステムで同時に屋外拡声器、戸別受信機も鳴るというシステムの構築を考えている。山間地などでの不感地帯はないのかとの質疑に対しては、高塚山にアンテナを予定しているが、電波調査を行い、もし受信できない地域がある場合は、どこかに整備する必要があるかもしれないとの答弁がっております。

11 款災害復旧費、5 項、1 目その他公共施設公用施設災害復旧費のうち、総務部、企画政策部に係るものは、15 節工事請負費で、人吉鉄道ミュージアムに係る災害復旧工事、内水

排除ポンプ災害復旧工事、18節備品購入費の災害用備品は、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を活用した大柿樋管のほか7か所で使用する水中ポンプの購入などです。

委員からの内水災害復旧のポンプは民間が持っているのか、災害の箇所はとの質疑に対して、出水期に常設するポンプの電源の改修工事、備品は本市で購入していたもの、配置は、大柿・八久保・釜場・下新・上新・老神の排水樋管との答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金、補助及び交付金は、全て給付金で、入学祝金は、来年4月に特別支援学校に入学する市内在住の児童に給付するもので、3人程度を見込んでいる。臨時特別教育支援金は新規の人吉市臨時特別教育支援金給付事業に係るもので災害見舞金を活用し、7月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた家庭のうち、来年4月に小学校、中学校、高校、大学等に進学する児童・生徒に対して給付するものです。

2項小学校費、2目教育振興費、18節備品購入費はICT機器の購入費で、電子黒板と接続して使用する書画カメラを各小学校に3台ずつ配備するほか、小学3年生用のタブレット端末287台、充電保管庫10台、電子黒板15台を購入し配備するものです。

3目学校建設費、15節工事請負費は、人吉西小学校と大畑小学校の高圧受電設備の更新と、人吉西小学校の管理特別教室棟の屋上防水修繕工事によるものです。

3項中学校費、2目教育振興費、18節備品購入費は、小学校と同じくICT機器の整備費用で、書画カメラを各学校へ3台ずつ計9台配備し、さらに電子黒板12台を購入し、各中学校の実情に合わせて配備するものです。

3目学校建設費、15節工事請負費は、第二中学校の高圧受電設備の更新に伴う改修工事費です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金、補助及び交付金の減額は、今年度の県民体育祭・球磨一周駅伝等の中止による人吉市体育協会補助金の変更申請と、ひとよし温泉春風マラソン中止による実行委員会補助金の変更申請に伴うものです。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費は、7月豪雨による人吉市立第二中学校テニスコートそばの、のり面の一部が崩れたことによる災害復旧工事に伴うものです。

本件については、現地視察を行っております。

2目社会教育施設災害復旧費は、7月豪雨で被災した史跡大村横穴群及び人吉城跡の災害復旧事業に伴うものです。

こちらでも現地視察を行っています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第 8、議第131号令和 2 年度人吉市一般会計補正予算（第13号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の追加ですが、3 款民生費、4 項災害救助費、被災住宅応急修理委託料 3 億5,700万円は令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う被災住宅の応急修理に係るもので、今年度内に完了する見込みがたたないことから繰り越すものです。

債務負担行為補正の追加ですが、市・県民税特別徴収に関する綴印刷製本費は、5 月 1 日付で発送する当初市県民税特別徴収税額通知書に同封するもので、税制改正に伴う校正及び契約業務に日数を要するために、期間を令和 2 年度から令和 3 年度とし、限度額を90万 2,000円と設定するものです。

債務負担行為補正の変更は第 4 次戸籍電算システム機器リース料の契約金額の確定により限度額を変更するものです。

続きまして、歳出の補正です。

2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費の郵便料の増額は、災害減免申請に伴う決定通知書等の郵送代となっております。

3 項、1 目戸籍住民基本台帳費の報酬の増額は、主に個人番号カード交付事務に従事する窓口総合案内業務会計年度任用職員を、1 月から 3 月の 3 か月間、1 名雇用することに伴うものです。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業補助金等の増額に対し委員から令和 2 年 7 月豪雨災害に係るものか、災害後の保育園、幼稚園等の状況はどうかとの質疑に対し、被災した施設はあったが、保護者等も参加して片づけをしたところも多く、また場所を変えて対応した園もあり、現在は全て通常に戻っている。補助金については各園からの所用額を受けて毎年この時期に計上しているもので、災害による増減はないとの答弁。また、災害により保育園等に預ける子供の数に増減はなかったのかとの質疑に対し、大きな変動はないとの答弁がありました。

4 項災害救助費、1 目災害救助費の増額は、被災者の方の今後の住まいの意向調査や仮設団地や賃貸型の災害応急仮設住宅に入居する独居高齢者や要配慮世帯に対する見守り強化対策として、緊急通報システムの設置、令和 2 年 7 月豪雨災害以降から適用されました災害ボランティアセンターに係る救助事務費の委託料、仮設団地の防犯カメラリース料、梢山グラウンド仮設団地の駐車場改修工事費、災害救助に伴う県内他市町村からの応援職員の費用に係る救助事務費等負担金、球磨川流域復興基金事業の住まいの再建支援金などが計上されております。

審査の過程で委員から、緊急通報体制等整備事業委託料の内容はどうかとの質疑に

対し、警備会社のシステムを活用した緊急通報システムで、電話機を使用する。緊急時にはセンターにつながものであるとの答弁。また、防犯カメラは仮設団地に何台くらい設置されるのかとの質疑に対し、市内13か所ある仮設団地の内、7か所の仮設団地に設置するもので、梢山グラウンド仮設団地、下原田第一仮設団地、西間上第一仮設団地、石野公園仮設団地、西間上第二仮設団地、下原田第三仮設団地に、それぞれ1機と村山公園仮設団地に2機の計8機を設置しリース期間は24か月となっているとの答弁。また、仮設団地駐車場改修工事の内容はどのようなものかとの質疑に対し、梢山グラウンド仮設団地の駐車場改修であり、碎石をひき転圧をかけてあるが、水たまりが大きくなるため碎石を入れ直し転圧をかける予定である。設置は県が行ったが、その後の改修は災害救助費で市が行うこととなる。将来的に原状復帰が必要なため、アスファルト舗装は最小限の範囲となるとの答弁がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費のうち委託料426万4,000円の増額は、高齢者のインフルエンザ個別接種委託料に係るものです。

3目保健センター費の増額は、468万8,000円を防護服など災害時に必要な備蓄品購入費、363万8,000円は今後の避難所開設の中で体調不良者の経過を観察する施設の感染防止に係る備品購入分となっております。

5目環境衛生費の増額は、535万1,000円が豪雨災害による出荷量増加に伴う指定ごみ袋販売委託料の増加分です。27万4,000円の増額は、豪雨災害で被災した上戸越町の飲料水供給施設設置者に対する人吉市飲料水供給施設等整備補助金です。

審査の過程で委員から、飲料水供給施設等整備補助金については、上水道給水区域外で個人管理されている飲料水供給施設は他にもあるのか。上水道を供給できない地域への目配り気配りをお願いしたいとの質疑に対し、今年度の当初予算でも同様の補助金を1件計上しており、今回が2件目、現在相談を受けているものが1件あるとの答弁。

2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金の増額は、豪雨災害に係る人吉球磨クリーンプラザ搬入分災害ごみ処理経費等の人吉球磨広域行政組合への負担金371万6,000円及び浄化槽設置整備事業補助金1,423万8,000円です。これは豪雨災害に伴い、被災した浄化槽の更新や修繕に対する補助金を増額するもので、まず、豪雨災害によって更新を予想される浄化槽を、合計で15基と見込み、当初の基数に追加するとともに、今回新たに浄化槽の修繕に対して補助金の交付ができるようにするものです。

審査の過程で委員から、人吉球磨広域行政組合負担金の負担割合の算出基礎の根拠はどうなっているのかとの質疑に対し、令和2年7月豪雨災害での被災ごみは中核工業用地で受入れをしていたが、一部クリーンプラザに搬入されたものがあり、これに係る1トン当たりのごみ処理経費を算出し、これに人吉球磨の各市町村が搬入したごみ搬入量で案分した負担金であるとの答弁。また、浄化槽設置整備事業補助金の1,423万8,000円の積算根拠はとの質疑に対し、新規設置15基分と改築、修繕729万円で、ブロー交換9万円掛ける45基、蓋交換

9万円掛ける27基、その他3万円掛ける27基となっているとの答弁。さらに、浄化槽設置整備事業補助金は今年度で終了するのか。資材等が不足し改築が年度内にできなかった場合は補助対象外となるのかとの質疑に対し、これまで新規設置のみを対象とした補助金であったが、被災した浄化槽の改築等にも使用ができるよう浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を改正したので、予算の範囲内であれば来年度になって申請があっても対応できる。来年度の当初予算は今後の申請状況をみて積算したいとの答弁がありました。

11款災害復旧費、5項その他公共施設公用施設災害復旧費、15節工事請負費に令和2年7月豪雨災害で被災した願成寺墓地災害復旧工事費1,006万1,000円を増額しております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第8、議第131号令和2年度人吉市一般会計補正予算（第13号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正、及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正ですが、7款、1項商工費は、新型コロナウイルス感染症経済対策事業で、副業・兼業人材活用推進事業に伴う委託料は、現時点で令和3年12月末までの事業であることが予定されていることから、全額、繰越すもの。

球磨川くんだり乗船促進事業ほか4事業は、観光振興に係る委託料及び補助金ですが、被災した観光宿泊施設等の本年度内営業再開が現時点では見込めず、本年度内の事業実施が困難であることから、全事業費を繰り越すものです。

審査の過程において委員から、人吉温泉観光協会補助について、繰越しということであるが、次年度はこれに上乗せして補助があるのかとの質疑に、ふっこう割などの国・県のほうから補助があろうかと思うので、それとかぶらないように、こちらの補助金で補助していきたいとの答弁。

球磨川くんだり事業再開のめどは。船の損害の状況はとの質疑に、来春のゴールデンウィーク付近で事業の一部再開を目指すと聞いている。通常の球磨川くんだりではなく、コースを変えたり、梅花の渡しのような遊覧船事業や、サイクルツーリズム事業などを考えておられる。船については、12隻保有していたが、全て流された。その後全て回収したものの、修理して使えるのは6隻であるとの答弁があっております。

8款土木費、4項都市計画費は、社会資本整備総合交付金事業で村山公園管理棟トイレ改修工事、及び城本公園トイレ改築工事につきまして、令和2年7月豪雨被災により、施工業者や資材の確保に不測の日数を要し、年度内での業務完了が難しいことから繰り越すもの

です。

審査の過程において委員から、それぞれの工事の内容はとの質疑に、村山公園管理棟は、トイレを和式から洋式にし、シャワー室に脱衣場を設けるもの。城本公園は、現在公園の崖地側に設置しているのを撤去して、南側に新たに設置し、駐車場も設ける予定であるとの答弁がっております。

次に、債務負担行為補正の公園・街路樹維持管理委託料は、令和3年4月1日から業務委託を実施するために、期間を令和2年度から令和3年度とし、限度額を7,671万円とするものです。

次に歳出予算の補正ですが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の、補助金で、JAくま錦ライスセンターを廃止し、錦カントリーエレベーター・中くまライスセンターに再編することに伴うJAくま共乾施設再編整備事業補助金と、茶工場のドリンク原料茶の生産ラインを増やすことに伴うJAくま茶工場施設整備事業補助金は、いずれもJAくまへ事業費の一部を補助するものです。強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、令和2年7月豪雨により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業者の経営安定化に支障を来すことから、再建支援による早期の営農再開を図るため、事業費の一部を補助するものです。

審査の過程において委員から、JAくまへの補助金の10市町村の負担割合はとの質疑に、総事業費の50%を国が補助、20%を自治体で負担。自治体の負担割合は、補助額の10%を均等割、残り90%は農家の戸別割、作付けの面積割、販売額割であるとの答弁がっております。

7款、1項商工費、2目商工業振興費、13節委託料の補正は、まず、新型コロナウイルス感染症経済対策事業であり、公衆無線LAN環境整備委託料は、くまのテレワーカー向けWi-Fi環境整備委託、副業・兼業人材活用推進業務委託料は、都市部の企業人材等を地場企業での副業・兼業につなぐためのマッチングサイト運営事業者への業務委託、関係人口創出業務委託料は、これまでの地方創生事業を通して本市を訪れた起業家や企業人との関係をさらに深めるために、オンラインセミナーや当地でのセミナー等を開催する業務委託料の増額です。

また、人吉しごとサポートセンター業務委託料の減額補正は、9月以降のセンター長報酬額の見直しを実施したことに伴う委託契約の変更によるものです。

審査の過程において委員から、人吉しごとサポートセンターのセンター長の報酬は、月額幾らになっているのか。来年度以降の予定はどうなっているのかとの質疑に、センター長と商工会議所とで協議を行い、報酬減額の御了承をいただいた。今年9月から月額80万円とし、商工会議所との委託契約の見直しを行った。来年度以降は契約のとき協議、検討するとの答弁がっております。なお、委員からセンター長の実績を積極的に広報していただいた

いとの意見がっております。

19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症経済対策事業に係る補助金で、被災小規模事業者再建事業補助金（持続化補助金）は、国の持続化補助金（7月豪雨型）に採択された小規模事業者に対し、対象経費の12分の1を補助するもの。サテライトオフィス整備事業補助金の増額は、空き物件等を活用してサテライトオフィスを開設する市外事業者や、サテライトオフィスの提供を検討する空き物件等オーナーに、環境整備の必要経費を補助するものです。

審査の過程において委員から、サテライトオフィス整備事業補助金の具体的な内容はとの質疑に、新型コロナウイルス感染症経済対策のメニューの中で、テレワーク推進、地方への分散、働き方改革が言われている。誘致企業がくまりばではなく、民間物件のほうがいいという場合で、例えば古民家を改修したり、空き借家や、店舗の一角を活用したいというときに、オフィスに改修する分の改修費について、8割を補助することで開設を後押しさせていただく。予算は1件100万円の3件分。内容は、オフィスの形にする内装改修、Wi-Fi設備やパーティションの設置などであり、市外から来られた方がされる場合と、オーナーがされる場合の2パターンを考えている。3年間は使用してもらう確約書をとって補助を行う予定であるとの答弁がっております。

次に、3目観光費の補正の主なものは、13節委託料の補正で、新型コロナウイルス感染症経済対策事業として、球磨川くんだり乗船促進事業ほか3事業に係る委託料の増額。

19節負担金、補助及び交付金の補正のうち、新型コロナウイルス感染症経済対策事業として、人吉温泉観光協会が実施する宿泊支援事業及び県内周遊観光支援事業の2事業に係る補助金の増額です。

4目石野公園運営費、18節備品購入費の増額は、新型コロナウイルス感染症経済対策事業として、サイクルツーリズム拡充事業でのレンタサイクル購入、及び石野公園（道の駅人吉）内にテーブルベンチセットを設置する備品購入費です。

審査の過程において委員から、石野公園のテーブルの設置場所と台数はとの質疑に、テーブルと椅子の一体型となっており、物産館前の中央広場周辺に配置する。台数は10台であるとの答弁がっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の増額は、13節委託料の、道路台帳更新委託料です。

審査の過程において委員から、道路台帳の更新はどのくらいのスパンで行っているのかとの質疑に、道路改良を毎年行っているので、台帳の更新も毎年行っているとの答弁がっております。

3目道路新設改良費の補正の主なものは、19節負担金、補助及び交付金の増額で、単県急傾斜地崩壊対策事業の、昨年度からの継続事業で井ノ口町における急傾斜地崩壊対策事業

に対する県営事業負担金です。

3 項住宅費、2 目住宅建設費の補正の主なものは、15 節工事請負費の減額で、本年度予定していた市営住宅外壁改修工事（原城団地 2 棟分、集会場）、及び給水設備改修工事（鶴田団地 3 棟分）について、7 月豪雨発生により本年度事業を次年度以降に見送るものです。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費の補正の主なものは、19 節負担金、補助及び交付金の減額で、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金の減額であり、7 月豪雨による被災が発生し、緊急性が低いことから事業を中止するものです。

2 目公園管理費の増額は、15 節工事請負費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、村山公園及び石野公園のトイレの洗面台水栓の改修工事を行うものです。

審査の過程において委員から、公園の給水設備改修工事は、新型コロナウイルス対策ということであるが、どのような内容なのかとの質疑に、古い洗面台を、自動水栓の洗面台に替えるものであるとの答弁がっております。

11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費の増額補正は、13 節委託料の災害査定後の詳細測量設計の追加分。15 節工事請負費の農業施設等災害復旧工事分と農地等災害復旧工事分です。

3 項公共土木施設災害復旧費の補正は、1 目道路橋梁災害復旧費、13 節委託料で、流木撤去委託料の増額は、大橋外橋梁下部等、及び城本荒毛線の漂着流木撤去業務委託に係る経費、また堆積土砂排除委託料の減額は、道路堆積土砂排除事業の精算によるものです。

審査の過程において委員から、流木撤去の場所はどこなのかとの質疑に、大橋、紅取橋、水の手橋、人吉橋の桁の間の流木撤去、及び市道城本荒毛線（万江川橋から水道局への道路）の西側の、のり面の流木撤去であるとの答弁がっております。

19 節負担金、補助及び交付金の増額は、国の直轄事業で行う市道中神大柿線の橋梁災害復旧事業に対する市の負担金です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第131号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第131号は、原案可決確定いたしました。

日程第 9 議第132号から日程第13 議第136号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第 9、議第132号から日程第13、議第136号までの 5 件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第 9、議第132号から日程第13、議第136号の 5 件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

議案が 5 件ですので、少し長くなりますがよろしくお願いいたします。

日程第 9、議第132号令和 2 年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 4,701 万 7,000 円追加し、総額を 44 億 4,532 万 6,000 円とするものです。

債務負担行為の補正ですが、診療報酬明細書点検等業務委託料は、毎月初めに医療機関から提出された診療報酬明細書の点検等を行うもので、契約業務に日数を要するため、期間を令和 2 年度から令和 3 年度とし、限度額を 184 万 8,000 円と設定するものです。

審査の過程で委員から、診療報酬明細書点検等業務委託の委託先はどのような事業所があるのか。市内業者なのかとの質疑に対し、医療事務を専門に行っている会社があるので 3 社程度選定し契約事務を進めたいと考えている。市内に本社を置く事業所がないため、九州内にある事業所を考えているとの答弁がありました。

歳入 3 款国庫支出金、災害臨時特例補助金は新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に対する補助で 2,148 万 1,000 円。4 款県支出金、保険給付費等交付金（特別交付金）は、一部負担金免除に係る財政支援分で 1 億 1,300 万 4,000 円増額されております。

審査の過程で委員から、災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）はどういった内容かとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症で収入が減少した個人事業者等に対し、国民健康保険税の減免をすることとしており、その減額分の 10 分の 6 を災害臨時特例補助金で、10 分の 4 を特別交付金で補うこととなっている。今回、災害臨時特例補助金の内示があったため予算を計上したものの答弁がっております。

歳出の主なものは、1 款総務費で、会計年度任用職員 2 名、2 か月分の給料等を増額し、2 款保険給付費、一般被保険者療養給付費を、2 億 2,189 万 5,000 円増額しております。これは災害に伴い、一部負担金免除を行っていることに加え、医療費が増加傾向にあることから、増額補正をするものです。8 款諸支出金、償還金を 344 万 8,000 円増額しますが、これは、令和元年度の特健診等に係る県支出金について清算を行うもので、9 款予備費を歳入歳出の調整のため 2,107 万円増額しています。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第10、議第133号令和 2 年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 117 万 2,000 円を追加し、総額を 5 億 7,631 万

5,000円とするものです。歳入3款繰入金、事務費繰入金の増額は後期高齢者医療保険料の軽減判定の算定式が改定されるため、システム改修費用を一般会計から繰り入れるものです。

歳出の1款、1項、1目一般管理費の117万2,000円の増額は保険料軽減判定に係るシステム改修委託料を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第11、議第134号令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億9,069万円とするものです。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に265万2,000円を増額補正していますが、これは、人件費のほか、令和3年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の委託料分の増額です。

1款総務費、3項、1目介護認定審査会費の減額補正60万円は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨災害により審査会の開催回数が減になったことに伴い、審査会委員の報酬を減額するものです。

歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金の102万5,000円の増額補正は、システム改修委託料の増額に伴うものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他の一般会計繰入金102万7,000円の増額は、歳出、1款、1項、1目の一般管理費のシステム改修委託料の増額に伴う市負担分及び1款、3項、1目の介護認定審査会費の減によるものです。

審査の過程で委員から、システム改修委託料の財源はどうなっているのかとの質疑に対し、介護報酬改定に伴うシステム改修で国のほうから改修の仕様が出ており、国と補助金協議した結果の額で2分の1国庫補助金、2分の1が一般会計からの繰入金となっているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第12、議第135号令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一般会計からの繰入れに伴い、補正をするものです。

収入、1款、2項、5目雑収益の309万7,000円の増額は、水害により廃車となった公用車6台分の共済金と共済基金分担金の返還金です。

支出の1款、4項、1目予備費200万円の増額は、令和2年7月豪雨災害に伴い、上下水道料金減免システム構築の委託料や浸水により使用不能となった給水袋の購入、修繕に伴う資材の購入等のため、当初予算に計上していた200万円を全額、特別損失に充用したことによる増額です。

審査の過程で委員から、収入として被災した自動車の自動車損害共済災害共済金が計上

されているが、今後の水害時の駐車場についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、水害のおそれがあるときは、中原小学校の職員駐車場に置かせてもらえるように協議したいと答弁があり、また、発災当日に万江川橋のところで、越水が始まっているのに職員の方を見かけた。命に関わることなので危険なところには近づかないということでの指導をお願いしたいとの発言に対し、河川水位上昇の際には水道局だけでなく道路河川課や防災安全課などもバリケードを設置したりするため、危険がないよう他の部署とも情報を共有しながら安全を確保してやっていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第13、議第136号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金と、令和2年7月豪雨被害及び台風10号被害に伴う損害共済の災害共済金が主なものです。

歳出につきましては、令和2年7月豪雨災害や台風10号被害に伴うものが主なものです。

審査の過程で委員から、城本地区公共下水道整備測量設計業務委託料の始点と終点を教えてほしいとの質疑に対し、始点は球磨工業高校の交差点であり、終点は観蓮寺付近までを整備する予定であるとの答弁。また、管渠費の汚水幹線等清掃委託料と雨水幹線浚渫委託料の内容はとの質疑に対し、汚水幹線等清掃委託は、市内4か所の伏せ越し箇所を実施する予定であり、これは毎年行っているものである。雨水幹線浚渫委託は毎年100万円程度の予算を上げて人吉市公共下水道が管理している雨水幹線の土砂堆積箇所のしゅんせつを行っているが、今回は市内が浸水したことによりしゅんせつ箇所が増加したことによる補正であるとの答弁。また、時間外勤務手当の内容はとの質疑に、発災から職員は復旧作業を行っており時間外が増加しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第132号から議第136号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第132号、議第133号、議第134号、議第135号、議第136号は、原案可決確定いたしました。

日程第14 議第144号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第14、議第144号を議題とします。

採決いたします。議第144号について、任命同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第144号は、任命同意することに決しました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15 請第3号及び日程第16 陳第7号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第15、請第3号、日程第16、陳第7号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第15、請第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願及び日程第16、陳第7号、人吉市営市民プールの修繕に関する陳情につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第15、請第3号は、令和2年11月13日、熊本県教職員組合人吉球磨支部、支部長豊永忠臣氏から提出されたもので、請願内容は、1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの2項目です。

執行部から、1. 教職員定数改善については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で細かく規定され、具体的には児童・生徒数や学級数等により決定されている。目的は、基礎・基本の徹底による基礎学力の充実と学校生活のルールに適用するための基本的生活習慣の定着である。

人吉市の教職員の現状は小学校、中学校、9校に、校長・教頭・養護教諭・事務職員が1名ずつ、主幹教諭が人吉東小、第一中、第二中に1名ずつ、教諭等が129名。特別支援学級担当は40名、栄養教諭2名で、その中の22名が臨時的任用職員。加配として37名が配置されている。

2項目めの義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、全ての国民が、全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、義務教育費の大半

を占める公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、国と地方の負担によりその全額を保証するもので、昭和15年に義務教育費国庫負担法により実支出額の2分の1負担、2分の1を市町村に対する負担から都道府県負担となった。平成18年度に国の負担を2分の1から3分の1に変更になり現在に至っている、との説明がありました。

委員から、英語の専科での指導も、働き方改革に向けての採用かとの質疑に対して、働き方改革も含めて、専科は加配となるとの答弁。また、子供が減っていく中で教員が余ることはないかとの質疑に対しては、臨時採用を見つけるのも大変なくらい人材不足の状況で、年度途中でようやく見つけたり配置するという現状もあり、余るということはないと思う。支援員を16名配置しているが現場からはもっと人が欲しいとの要望もあるが、市の財政からすると難しく悩ましいとの答弁がっております。

教育を同水準に保つべき、また、2021年度予算に反映させるなら継続審査にはできない、さらに教員増はしっかりやっていただきたいなどの採択すべきとの意見があり、慎重審査の結果、全員異議なく本請願は採択することに決しました。

なお、本請願は、関係機関への意見書提出を求めるものでありましたので、本委員会から意見書案の提出をすることも合わせて決定しております。

次に、日程第16、陳第7号につきまして、審査の結果を報告いたします。

本件は、令和2年11月13日に、人吉市水泳協会、会長の石明氏より提出されたもので、陳情内容は、1. 人吉市営市民プール（50メートル）の底面及び壁面の一部を補修していただき、昨年までと同様に来年度も使用できるようにしていただくこととなっております。

執行部から、人吉市市営市民プールに対して、熊本県水泳協会を含め県下19の水泳協会から修理に関する要望提出が、市長・教育長へあっている。建築は昭和45年で、総面積9,730平方メートル、50メートルプールは公認である。利用状況は、昨年は1万1,621人である。大会として、球磨人吉中体連・城南地区選手権・国民皆泳大会などがある。要望では、強化プラスチックでなくても費用が少なくて済む方法でとの要望もあったが、躯体が老朽化している中で、現実的ではない。手法の一つとして公立社会教育施設災害復旧費補助金を検討中で、補助率は3分の2である。仮にこの補助金を活用した場合、最短で来年8月以降の着工になるとの説明がありました。

委員から、災害復旧費補助金ということは、現状復旧なのかとの質疑に対して、原則現状復旧、一部改良を行った場合は、査定時点で補助から外れる可能性がある、一部どうしても補強しなければならないものは対象となる可能性があるとの答弁がっております。改修費は50メートルプールのみかとの質疑に対して、50メートルのみであるとの答弁。災害復旧としてやれるという認識でよいのかとの質疑に対しては、認定を受けないといけない、検討段階であるとの答弁がっております。

委員から、趣旨は理解できる。屋外50メートルプールはほかに県南にはない。市営とい

うところが大切。安心して利用できる場の確保が必要。議会の意思として示しておきたいなどの採択すべきとの意見があり、慎重審査の結果、全員異議なく本陳情は採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。請第3号、陳第7号については、委員長報告は採択であります。委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、請第3号、陳第7号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

日程第17 陳第5号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第17、陳第5号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第17、陳第5号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書につきまして、審査の結果を報告いたします。

陳第5号は、令和2年5月14日、人吉市鶴田町91-18、人吉たばこ販売協同組合理事長の川原清藤氏ほか7名から提出され、これまで継続審査を行ってきたところです。

陳情の趣旨は、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関するもので、地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めるとともに、事業者が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。また、国に対し、地方たばこ税を喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要望してほしいというものです。

陳情書提出後、改正健康増進法の概要について、受動喫煙防止対策助成金の制度について、本陳情と同様の趣旨の陳情に対する近隣自治体の対応についてなど、様々な調査を経ながら委員会において慎重に審査を行ってきました。

これまでの審査の中で委員から、趣旨については理解できる部分はあるが、地方たばこ税は目的税ではないため、地方たばこ税を活用して公共喫煙場所の整備や事業所が取り組む屋内喫煙室設置の助成は難しいのではないか。陳情趣旨にある「地方たばこ税を活用した」という文言についてどうにかならないかとの意見があったところです。

このような委員会の審査状況を受けて、提出者である川原氏におかれては、本陳情の取下げも検討をされているようでしたが、取下げはされていないため、今回も引き続き審査を

行いました。

なお、今議会において、川原氏からは、新たな陳情書が提出されております。

今回の審査の過程において委員から、提出者においても取下げを検討しているというこ
となので、不採択でもいいのではないかと意見が出されました。

継続審査とする意見がなかったことから、陳情を採択することについて挙手による採決
の結果、賛成者がなかったため、委員会としましては、不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と
呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決します。陳第5号については、委員長報告は不採択であります。

よって陳情そのものについてお諮りします。採決は、起立採決とします。

陳第5号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（西 信八郎君） 起立なし。

よって、陳第5号は、不採択とすることに決しました。

日程第18 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第18、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を
求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 日程第18、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告をい
たします。令和2年12月2日、水曜日に第15回を開催いたしました。

審議事項は工事一時中止に伴う請負代金額及び工期の変更についてです。採石プラント
の被災に伴い7月6日から9月30日まで一時中止を予定していたが、山江砕石鉱業の復旧状
況等を踏まえ、10月1日からコンクリート打設が可能であると判断し、事前準備のため9月
17日から工事を再開していて、一時中止の日数は73日間であり、天災等で工事ができないと
認められたときは、契約約款に基づき請負代金額及び工期を変更するとの説明があり、これ
らの経費を積み上げると税込みで1,652万4,438円で、この増額分については一般単独災害復
旧事業債の適用を予定しているとの説明でした。供用開始については、令和4年3月議会に
て提案をしたいとのことでした。

次に、令和3年度以降の工事の進め方についてですが、資料に基づき詳しく説明をいた
だきました。委員から、減衰コマの製作工程について職員が確認されているのか。設置完了
予定についての質問に対し、現在製作を進めているところで、材料検査、製品検査について

は2月下旬を予定している。設置に関しては、来年3月から4月頃を予定しているとのことでした。また、免震装置の視察は行うのかとの質問に対し、来年1月に行う予定とのことでした。また、7月豪雨災害による工事への影響についての質問に対し、材料費の高騰等が考えられるので不落不調等も懸念している。今後の事業スケジュールに影響する大切なことなので、いろいろな課題をクリアしながら進めていきたいとのことでした。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終了いたしました。

日程第19 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第19、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和2年9月10日に発足しました当委員会は、第2回といたしまして11月4日に令和2年7月豪雨災害により被災しました10か所の公共施設、市道1か所、市管理河川1か所、それに被害が大きかった大柿地区、また農地関係で七地町の農地の現地視察を行い、被害状況等について説明を受けました。

次に、第3回となります当委員会を12月2日に開催いたしました。協議事項は1、前回現地視察のまとめ。2、今後の調査内容について。3、次回開催について。4、その他についてを協議を行っております。

1、前回現地視察のまとめでは、西瀬コミセン、東西コミセンの機能回復について、また相良文書庫の今後の対応について。椿谷川河川について。老人福祉センターの今後の在り方、また復旧のスケジュールについて。市民プールのFRPのめくれ上がりの原因についてなど多数の意見、要望、質疑がございました。2の今後の調査内容については、委員から、12年前の知事のダム白紙撤回以降何もしていないという声を聞くが、護岸工事、土砂の撤去、排水ポンプの設置などなされている。この12年間どのようなことをやってきて、今回どのような効果があったのか、しっかり検証すべきである。また、御溝川第2放水路の進捗状況を確認すべきである。また、しゅんせつなど早急にできることを実施するよう要望してほしい。前回視察したところは、公の施設である。しかし、被害は生活道路などもあるので、これらの被害も全部出して、その上で今後の対応策の決定、要望を行うべきではないか。また、今までの実績を出した上で今後の進め方を協議していただきたいといった意見が出されており

ます。これらの意見を参考にし、今後の調査内容を協議し決定することにいたしております。

3、次回開催については正副委員長、事務局、執行部で協議し、決定することとし、最後に4においてその他で、防災安全課から令和2年7月豪雨災害に伴う災害対応についてということで被害状況、避難者状況について報告がっております。

以上、治水・防災に関する特別委員会報告を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第20 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第20、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第20、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和2年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月30日午前10時から、人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定、日程第2、議席の指定後、会議録署名議員の指名では、16番荒嶽晋議員（水上村）と17番尾前武志議員（水上村）が指名されました。

日程第3、会期の決定については、11月30日開会、12月1日から12月24日までを休会とし、12月25日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告があり、理事会代表理事から、8月の令和2年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第5、認定第1号から日程第7、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の令和元年度歳入歳出決算認定については、令和元年度決算特別委員会委員長、16番荒嶽晋議員（水上村）から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めること（令和2年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号））。日程第9、議案第14号災害復旧工事請負契約の締結について。日程第10、議案第15号人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。日程第11、議案第16号人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）。日程第12、議案第17号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第13、議案第18号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。日程第14、議案第19号人

吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について。日程第15、監査委員の選任につき同意を求めることについての7議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第13、議案第18号を除く6議案について補足説明を受け、日程を変更し、承認・条例案件から先に議案ごとに質疑、採決を行い、日程第8、承認第2号から日程第13を除く、日程第14、議案第19号の6議案について原案のとおり承認及び可決されました。

なお、日程第15の同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑・採決の結果、原案のとおり議会選出監査委員に21番赤坂修議員（山江村）を選任することに同意決定し、1日目は散会となりました。

以上、報告を終わります。

日程第21 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 日程第21、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和2年11月第2回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和2年11月24日、火曜日、午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1、会期の決定については、11月24日の1日と決定し、日程第2、会議録署名議員の指名があり、7番人吉市選出の私、池田芳隆、1番人吉市選出の牛塚孝浩議員が指名されました。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号））は、歳入の主なものとして諸収入、繰越金。歳出の主なものとして、令和2年7月豪雨に係る災害対応及び災害復旧に関わるもの及び令和2年7月豪雨により浸水した本部中央消防署及び西分署の庁舎に係る施設修繕料です。

日程第4、議案第2号令和元年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について審議、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の自己啓発等休養に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議。日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については人吉市選出の本村令斗議員から反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案可決いたしました。

日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議、日程第8、議案第6号人吉下球磨消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議。日程第9、議案第7号令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,985万6,000円を追加するものです。

議案第4号を除く議案第1号から議案第7号までは、全会一致により原案可決いたしました。

以上、報告をいたします。

日程第22 議員派遣について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りをいたします。ただいまお手元に配付してありますように、松村太議員ほか16名を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りします。

議第145号令和2年度人吉市一般会計補正予算（第14号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第145号

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様こんにちは。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第145号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第14号）は、国における新型コロナウイルス感染症対策事業により、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金を追加で支給するための追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ1,451万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ495億4,306万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） それでは、議第145号令和2年度人吉市一般会計補正予

算案（第14号）について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,451万円の増額補正は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金でございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費1,451万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の給付金で国の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、ひとり親世帯に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を給付いたします、ひとり親世帯臨時特別給付金でございます。

以上で、議第145号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第14号）についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西 信八郎君） これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りをします。本件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

それでは採決します。

議第145号について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第145号は、原案のとおり可決確定いたしました。

日程第23 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第23、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(令和2年12月第8回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第8号	人吉市における分煙環境整備に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りします。

意見第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第5号

○議長（西 信八郎君） 提出者の説明を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 提案理由の説明は意見書案の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第5号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革の実現のためには、加配措置だけでなく抜本的な改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く

要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	菅 義偉 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

意見第5号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、地方自治法第109条第6項及び人吉市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月22日

人吉市議会議長 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会総務文教委員会委員長 宮崎 保

以上です。

○議長（西 信八郎君） これより質疑を行います。本件につき、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りをします。本件につきましては、委員会からの提出でありますので、人吉市議会会議規則第37条第2項により委員会付託を省略することになっておりますが、直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

意見第5号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、意見第5号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了しました。

ここで皆様へ一言申し上げます。御承知のように新型コロナウイルス感染症が全国に猛威を振るっております中、これから年末年始において多人数による集まりの機会も増えてまいります。各人が対策を万全にし、コロナにかからない、広げないという意識を強く持ってお過ごしいただきますよう、議長としてお願いを申し上げます。

それでは、これをもって、令和2年12月第8回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 犬 童 利 夫

人吉市議会議員 井 上 光 浩